

續神都古今百物語 上

188  
570

188-570  
\*1200800073019\*

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black





松杉生松木時彦著

# 續神都古今百物語

上

昭和三年初春

續神都古今百物語發行に就て

去る大正十五年十月拙著神都古今百物語を刊行致しました處、

計らざりき諸君の愛讀を辱うし、既に第一版は品切れとなり、

老生の光榮之れに過ぎずと感涙を流しました。此れ必竟森田神

宮皇學館々長中山敬神教育會主幹が序跋の効力に據り、

効果を奏した次第と深謝に堪へません。實は其後次で續稿の出

版を急ぎ原稿整理中、俄然家事の爲めに悩まされ又は病魔の襲

ふ所となり、遷延今日に及びました。愈々整頓してみまするこ、

本編は記事の都合上正編より頁數が多くなり、之れを壹卷に綴

らば正續の權衡を失する感じがする。仍て遺憾ながら八十六以

下は下卷として、近日發行の事に變更致しましたから、其邊は





悪しからず、又毎度ながら内容外觀共に不完備の点は、すべて  
老朽者の製作として、寛恕を願ふ事とする。

昭和二年十二月下旬

七十翁時彦識

### 續神都古今百物語目次

壹 伊勢の神風	一
貳 なるまいの三助	二
參 鼓岳の狸	三
四 清渚の白玉	四
五 宮川の架橋	五
六 松尾観音	七
七月 儼金	九
八 愚堂和尚	二二
九 神路山翁	二三
十 夕雀の小仙	二四
十一 天保會	二六
十二 名畫發見	二八



十三	雲助彌大夫	一九
十四	疑問の人柱	二〇
十五	大茶釜	二四
十六	空海の神拜石	二七
十七	畫筆一本	二九
十八	狐源九郎	三三
十九	共義社	三三
二十	勅書一件	三六
二十一	島屋の番頭	三八
二十二	弓矢の昔語	四〇
二十三	藏田又五郎	四二
二十四	思庵の老婆	四四
二十五	大鮭の干魚	四五
二十六	僥倖者刑部	四七

二十七	神山の藥草	五一
二十八	御都合主義	五三
二十九	無人島探險	五四
三十	百両の餅	五五
三十一	松原清兵衛	五六
三十二	岩戸の長きせる	六〇
三十三	蘭醫桂藏	六三
三十四	古市の女能	六四
三十五	歌育人	六六
三十六	鳥飼の前長	六七
三十七	鍋ひこつ	六九
三十八	いろは歌	七〇
三十九	馬に一駄	七三
四十	山田大變記	七五



四十一	地理談	八二
四十二	五十鈴の嵐	八四
四十三	水流の奇跡	八六
四十四	神の水	八九
四十五	人乃水	九一
四十六	桶藤の奇術	九三
四十七	伊勢の家苞	九四
四十八	午睡の夢	九五
四十九	戀の三角形	九七
五十	矢橋の美人	九八
五十一	乳母の譽	一〇〇
五十二	白米拾俵	一〇一
五十三	古戸籍	一〇三
五十四	伊勢小町	一〇九

五十五	伊勢音頭	一一〇
五十六	鮑貝古飯	一一四
五十七	夢物語	一二七
五十八	一萬度	一二〇
五十九	岩戸の扉	一二二
六十	風説録	一二三
六十一	唐人學校	一二五
六十二	一寸の金的	一二九
六十三	世ためし石	一三一
六十四	菊花の襖	一三三
六十五	登り参宮	一三三
六十六	文庫の櫻	一三四
六十七	花のいろは	一三六
六十八	伊勢廳 <small>アヒタ</small>	一三七



六十九	葡萄酒	一三七
七十	大善神	一四〇
七十一	金持角力	一四二
七十二	三位法師	一四五
七十三	宇治橋渡初	一四八
七十四	大湊の烈女	一五二
七十五	神都の狂言	一五七
七十六	神都の畫談	一六一
七十七	寫眞鏡	一六一
七十八	親鸞の像	一六四
七十九	皇清經解	一六九
八十	おかず日參り	一七三
八十一	蓮臺の古鏡	一七四
八十二	綿服先生	一七六

八十三	壽昌院	一八〇
八十四	幽靈踊	一八二
八十五	尾部御陵	一八四

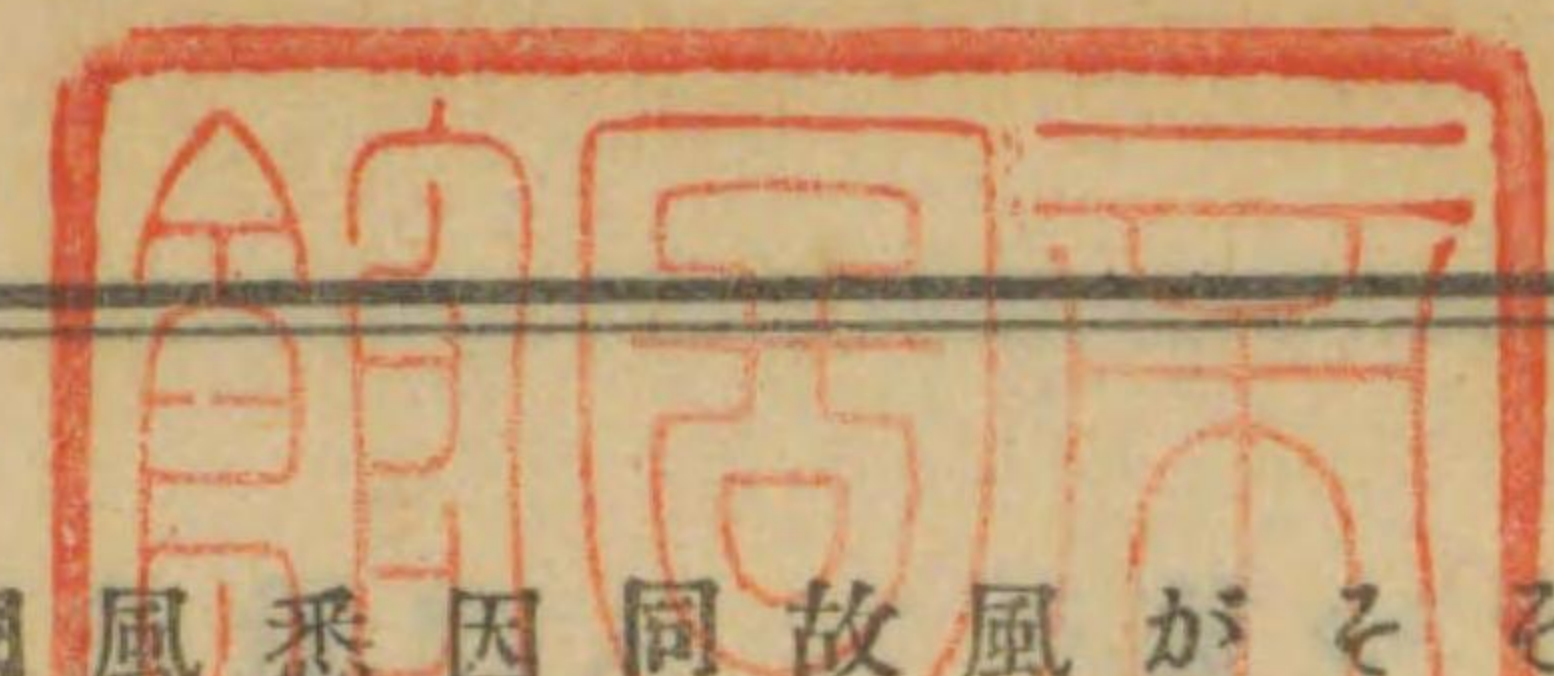


續神都古今百物語

松杉生著

一 伊勢の神風

伊勢の神風は、古代より高評なものらしい。その第一は神武天皇東征の條に、「カムカゼ」の伊勢云々の御製、その第二は天日別命に征服された、伊勢津彦が本國を退却し、信濃へ隱遁の驗象として、八風を起した事實、その第三は彼の有名なる弘安の戦役に、大神宮へ國難鎮定の勅願空しからず、風社鳴動して、風神の大威靈が顯れ、蒙古の大軍全滅の一條である。元來風は伊勢の名物で、即ち伊勢の名義を、風と解説し、枕詞に神風を付けたも同じ徑路で、今猶北越の海人が、四方より吹起つて、一方ならぬ風を「伊勢津物」と唱へてゐる。故に神の起せる風の一方ならぬ、いせと係たものだと、大神宮本記歸正抄に、御巫清直翁の釋明がある。同じ伊勢人ながら宇治久老氏は、加牟加是とは神風のことではない、神饌の稻で、神供の稻の意義と解し、因て伊勢の國號は飯稻で、即ち五十鈴の狹長田に内宮が御鎮座、又山田の原に外宮豊受大神がましますも、悉く飯稻によしありと、信濃漫録の一節に述べてゐる。然れども一般の信仰は、神明の吹させ給ふあやしき風力、即ち天祐神助の實現としてゐるらしい。我國の傳説では、原始の時伊弉諾尊の御息が、大風と化して、國中の濃霧を吹拂ふたとある。さすれば開國の當初より、風は神明の氣息にして、偉大なる靈能ありとの信仰に基き、然も奇怪猛烈なる風力を、特に神風と命名して、古人は恐怖せしものだと、神異を否認する、一派の學者もある。さて神風に對する朝野の信仰は、益々濃厚となり神風即ち大神宮と解釋した場合も生ずるに至つた。吉野朝神宮禰宜度會朝棟(宮後)が、「片そぎの千木は内外にかはれども、誓は同じ伊勢の神垣」の詠進歌を、花園帝御自選と傳へた、風雅集には、第五句の「伊勢の神垣」を、「伊勢の神風」と御改作に成つてゐる、一首の上を論ずる時は、内外両宮の御構造は小異あるも、御神徳は一致なりとの意義で、却て神風よりも神垣が適當と拜察さるゝ。併し時代の信仰が神風即ち大神宮との叡慮か、將又勅選に奉仕の前大納言公





陰卿等が發議か、其邊は不明であるが、斯の如き信仰は、南北朝以前可なり古い時代より起り、弘安の奇蹟が、遂に裏書した譯であろう、現代に於ては伊勢の別稱で、伊勢は即ち神都の事となる。故に伊勢ときけば神風神風と云へば、必ず伊勢神都を聯想する。故に山田には古く神風館と稱する俳壇もある。序ながら申添へたきは明治六年神宮教會起り、全國に神風講社の結成を催し、本市第一番神風講社は、講員へ金員を貸付け、其抵當として地券状を預り、之を宮崎文庫の東倉へ保管したことがあつた。(當時文庫講堂を神宮山田教會所とす)然るに明治十一年二月十四日の深夜放火のために、大觀舎の一字を残して全部烏有に歸した。當夜火災の起ると聞くや、役員等は先を争つて馳付けたが、力能はず、見る／＼講堂は火の海と化し、將に倉庫に燃る移らんとする時、西田市會議員の嚴父貞助氏が、猛火に包まれたる東倉の中に飛びこみ、神風講社重要書類及抵當品なる、地券を安全地に持出した、剛勇の活動は、實に拔群で市民の一部は今尙當時の状況を忘れざる筈である。辻村彌八氏の談話には、其刹那多量の酔が何處よりか來て、之を一呑にして火中に入つたと、餘談ながら神風の縁に一言して記憶を新らしくしておく。

### 二 なるまいの三助

徳川幕府が宮川堤の修理金を、下附せし時代、此の川の附近に居住したる、獨身者の三助と云ふ一奇人があつた。常々「ナルマイ／＼」といふのが口癖で、遂に人字して「ナルマイの三助」と呼んだ。三助性來の大酒家で、婦人より黄金より飲むが唯一の快樂と、泥酔して道路に大の字の醜態は稀でなかつた。或年の秋宮川大出水で今や堤防も崩潰せんとする危険となつた。町役人等は例の如く河邊大宮司より一万度の大麻を拜受して、堤上に奉安して、祈りを捧げた。時に水上より流れ來る山なす材木は、恰も木葉の如く散乱して、所有者の權利も今は及ばなくなつて。かゝる洪水に誰一人、流木を拾得せんとする勇氣もない。然るに昨夜來飲みつづけた酔眼朦朧として、千鳥足の三助、堤上を歩み來るや、忽ち樹下に着衣を脱ぎすて、漲る水中に躍り入り彼の流木眼がけて、泳ぎ寄らんとせしが、其の力や及ばざりけむ、忽ちおし流されて、水泡と消え去

つた。之を凝視せる民衆は、彼が不覺を笑ふものあれば憐むもあつた。親族知人打集て屍体の搜索方を協議して減水を待てるに、一夜の中に稍常水に復し、將に出發せんとする刹那、「なるまいの三助」は大丈夫なり、御心配に及ばずと、大音聲に呼ばはりつゝ、吾軒下に立つた。そら三助の幽靈が出た、三助は愈々迷ふたと、逃げ隠れんとするを制して云はく、見られし如く彼水に投しては平日自負の腕力も水泳も寸効を奏せず、忽ち逃一里餘を流され、磯村なる大樹の枝にとりつき、危き生命を全うした。かゝる大水におし流されながら一滴の水さへ飲まざりしは、實に奇蹟である。これは全く酒の吾復中に充滿して、水の犯し入るべき余地がなかつた爲ではあるまいか、酒は恩神也、イザ無事歸宅の祝盃を捧げんと、一升徳利の要求を始めた、村正晴の隨筆にある。これは酒神の突進か、將又水靈の退却か、虚か實か全部の保証は固よりナルマイと老福生も云ふ、兎も角もキリスト信者や禁酒會員が胸を悪くする奇談である。

### 三 鼓嶽の狸

名所舊蹟には實理より遙に隔たつた、奇怪の傳説が伴つてゐる。諸國の風土記に徴するも、大半はこの輪廓内にあるようである。しかしこれは守部氏の所謂切語で、實際を世に傳ふべき方便で、決して虚偽とは斷じられぬ。あまり理窟めかぬところが、却て興味あり風致ありで、昔ゆかしき感じが一層強くなる譯なのである。豊宮崎文庫の舊蹟より南望すれば一の高岳がある。前山の東に續きてその山の極處は、宇治の林崎に接する名山で、所謂鼓ヶ嶽である。この山は宮川と五十鈴川との二川に挟まり、中部に昔は佛寺堂塔が有つたから、輒ち堂は鼓の胴、川は鼓の皮に通じ、其の形狀恰も鼓の製作に似てゐる。依つて鼓ヶ嶽の名稱が起つたと、諸書には古老の傳として掲載し、且鳴長明の連歌

林崎、まはではいかで、通るべき、鼓ヶ嶽を、うちながめつゝ、

をも添へてある。併しなから古の名勝に對して、斯の如き口戯にひとしき釋明では、稍物足らぬ心地がする故に微力の及ぶかぎり調査したが何れも同一の記事で新らしき物語は貧弱である。然るに左説は名實相應じ



古代の話として、有り得べきと歓迎拍手したのである。大昔とばかりで年代は不明であるが、往時神都附近に住居せる弓術の達人、殊に豪勇のきこえある狩人があつた。一日例の如く山又山を跋涉し、最後に此の山に登り、しばし樹下に憩ひて、フト彼處を眺むれば、年経たる大狸が山蔭より逃れ去らんとするのである。いかで獲物を逸すべきかと、弓矢を手にして半丁許り追迫り、大狸目がけて將に矢を發せんとした、狸は忽ち岩頭に蹲き三拜九拜し、屢その手を腹部にあて、母子の命乞を訴願する状、いかにも熱涙を流さんばかりである。於是無情なる狩人も何者かがその神經を刺戟し、憶はず弓矢を棄て、凝視してゐた。狸は命乞の大願を成就を悦べるにや、忽ち首を揮り臂をあげて吾腹を敲き、「都鋒々」と打ち出した。その妙技は天人の舞樂も帝劇のダンスも企て及ぶべからざる手腕、動物界特種の古樂を演じて、多大の恩命を感謝するの意志を表白した。狩人感嘆久くして時移り太陽既に高倉に没したるをも知らなかつた。急ぎ家に歸つて今日の顛末を語り、自から大狸と化つて、兒童に鼓腹の一藝を教へた。しかるにこの太古式の喜劇が盛に行はれ、近隣に歡迎されたのであつた。里人遂に山の名を鼓ヶ嶽と呼んだと、「土地雜記」にあるを聊か文飾を加へて此の如く陳べたのである。文化の開けた現代でも女教員女學生、甚しきは法衣の尼御前までが、往々腹鼓の一條から社會を驚愕せしむる記事が見える、豈獨り鼓ヶ嶽の雌狸のみならんやである。

#### 四 清渚の白玉

神都名勝地の一として、夫婦岩にその名高き二見の浦は、伊勢の海の清き渚である。おきつ白浪花にもかど、最愛の妹が土産物を心配した、万葉集歌の疑問を、疑ふな潮の花も波の春と芭蕉桃青が一句で裏書し、足代寛居は

二見とは、たが名附けん、百千度、見ともあくべき、浦ならなくに

と、激賞せられた。故に清き渚はどこ迄も、汚穢の沙汰は御免を蒙りたいものだ。駈落者や悲觀者が生死の解決處と化つては、いやはや恐縮千万である。今より八十餘年前即ち天保十一年の春、この名區に最もふさ

はしき美談がある。

二見郷某村に傳藏といふ正直者があつた。一日快晴に乗じて立石崎附近を散歩し、將に家路に向はんとする足下に、風呂敷包がおちてあつた。とりあげてこれを披けば、白紙の中より黄金廿兩が光りを發つた。傳藏驚てこれは必らず旅人の遺失品ならんものと、翌日よく濱邊を往來して遺失主を搜索したが、更に効がない、傳藏愈々究して産土神に祈請して、濱邊に向つた。然るに旅客が何者かを覓むる様子、必定此人ならんと、仔細を尋ぬるに、吾は大阪の住人、一日内外大神宮へ參拜せんものと、まづこの渚に來りて海水に浴し、ふと所持の一包を遺失したのである。今となつては逆も搜索の道はない、されど万が一にも神の御惠にて、再び物品の吾手に還らん事もやと、前日衣類を脱ぎ棄てし附近を徘徊すのだと答ふ。

傳藏事の終始を聽きて、その偽りなきを知り、過日來の顛末を語り、彼乃風呂敷包を與へた。旅人は深くその厚志を感謝し、金五兩を報酬とて差出せしも、固より受取るべき道理もなく、遂に金壹分を産土神の御供料に献納して、旅客は直に歸阪した。この旅人は大阪にても、相當に地位ある者なりしにや、知人朋友にその始末を語つて、伊勢の二見には傳藏とて世にも稀なる正直者ありと宣傳した。事遂に徳川幕府の知る處となり、大阪御加番役板倉伊豫守(勝明)兩宮に參詣の際、二見の浦の村長に達し即傳藏を駕前に招きて、當春の善行を嘉みし黄金若干を與へ、其方は實に清渚の白玉なりと激賞せしといふ。北川政武の見聞雜録中に見えたるいと麗はしき話である。

#### 五 宮川の架橋

亡父が先年知人數名を招きて雅宴を開いた時、その客の一人なる福本某氏が、伊勢の宮川橋が出来たらん童謡を謠ひ、その釋明に一座感服した事を記憶してゐる。

此川は、度會郡の中央を流れて、水源は大和紀伊伊勢の三ヶ國の界なる、大台ヶ原巴ヶ淵より發し、多氣度會兩郡の小溪、俗に云ふ八百八谷の水と合し、三十餘里に亘れる長流である。故に一朝出水とならば、その



水勢實にあたるべからずで、豫想外だと、常々附近の人から聞てゐる。大神宮本記や万葉集に、度會大川又は單に大川と稱したのも、決して不當ではない。かゝる洪河と云ひ、且つ變化甚しき急流に、完全なる架橋は、土木工事幼稚なる江戸時代に於ては、不可能の仕事と絶念したかと云ふに然らず、宮川は古代から舟渡のみでなく、時に應じて浮橋即ち船橋を假設して、渡行に便じた事實が遠く奈良朝にある。

大神宮諸雜事記に、天平寶字二年九月神嘗祭の祭使清磨祭主參向のとき、船橋に充てたる船の繫が切斷して、忌部隨身の乗馬が、溺死したとある。其後連續的の記事は見當ならぬが、足利末期の状況は、文明現存の山田大路元長が參詣記宮川の條に、舟橋をわたし竹綱をはえたりとある。之を察するに、船を岸に並べて繫ぎあはせ竹を微細に割りて綱を造り、船橋の上に引き涉して渡者の使用としたのである。現代でも山川の渡舟には綱を手ぐりにする、古式が稀に遺存してゐる。併しかゝる不備なる船橋にても、船賃は相當に取り立てられたものとみえて、それは外宮天文引付に、宮川橋賃に關して公事があり、扱として、是も三ヶ日あるとある。久保倉弘毅は三日間は無料として、船橋の賃錢を取らぬ事と解してゐる。引付の全文を、通讀するに、天文十年九月廿六日外宮假殿遷宮、付、該領中諸役所十ヶ日間上置かれ候者、御神忠不<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>之云々、と外宮備彦長官から木作以下諸奉行等へ依頼狀を發し、多氣よりは三日間、長野雲林院よりは十ヶ日、又諸役所は九月廿四日より廿六日迄、三ヶ日上置かるべき由の、回答が載せてある。

彼是の事情を綜合するに、御遷宮前後の群參を期して、船賃の免除を請願したのであらう。神宮御收納は輕微で、地方の財政亦之に伴て、豊富ならざる時代止むを得ざる次第である。其後武家の支配となり、元龜三年多氣國司北畠家より、之を管守し、渡錢を取立てたのを、天正三年十一月二日國司より寄附し、兩渡共船橋になつたと、直道案内記、名所拾遺等に左の如く寄進狀の寫があげてある。

宮川橋賃双方永代不可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>相違<sub>二</sub>於<sub>三</sub>神前彌武運長久、國家安全、可<sub>レ</sub>抽<sub>三</sub>祈念<sub>二</sub>(一に丹誠とあり)事簡要之由、猶以津田掃部助(一介に作る)被<sub>三</sub>仰出<sub>二</sub>所也、恐々謹言、

天正三年十一月二日

山田三方衆中

信 意 判

匡彦年代記に、天正三年三月十六日内宮假殿遷宮六月國司信意御家督也、十一月二日御參宮也、宮川橋賃舉とある、天文度外宮御假殿のときの如く、内宮御假殿遷宮を期とし、該年の十一月自から參宮し、宮川橋錢を寄附したのであらう。この文を玩味すれば、弘毅のいふ處に歸着する様である。

又三方の記録には、宮川船橋の起原を、天和二年臨時後御遷宮の時、山田奉行桑山下野守の發起とし、爾後御遷宮毎に、船橋を懸渡す例を開始したとある。これは船橋の制中絶して、船渡のみなりしを、御遷宮の群參により、船橋をも増設せし、近世の事例と、混じたのである。依て毎遷宮に之を實行しその製作も愈々一定せしものなるが、文政度御遷宮諸事書抜と題せる書中に、宮川船塲例は、海船拾貳艘を以て、船橋を造り、竹のらんかん、川の双方、兩會合より番所船橋さわに双方共、船橋毎に某丸と印の幟、又如此印(太一と記したる小旗様のもの)又牛馬通行禁止の建札とある。明治天皇神宮御參拜仰出され二年三月御發輦に就き、名古屋平田船十一艘を聯結して其上に板を敷き並べ、土砂を置き、又別に板の新橋をも架設し、船橋板橋の兩橋に依て、御用を奉仕し、還御の後も、船橋のみを撤却して、新橋は其儘常橋に使用したらしい、然るに其後屢出水の難に橋は流失して、形式には多少の異同を見るも、宮川架橋の前身として、忘るべからざるは明治の新橋である。現代に及んでは、完全なる橋梁があり、又大鐵橋上轟然たる音を放つて、瀧車が來往する、實に愉快此上なしである。於是伊勢の宮川橋が出來たらと、不可能の事實を諷した、何人かの言も、今は水泡と消ええつた。「舟橋や音もどろく秋の風」荒木田麗女が一句寛政御遷宮當時を追懷する。

## 六 松尾の觀音

初午厄落の靈場として、毎年遠近の信仰を收拾してゐる、松尾山は、本市に近接した、倉田山東の尾崎で、松尾とは、其邊の字であるらしい。既に文安六年六月松尾を經由して、塩合に通ふた記事が、氏經神事記に



ある。故に山を松尾と稱し、寺を兩池山松尾寺觀音堂と稱したのであらう。尤も兩池と龍池との議論もあるが、それは此處より東西に方一丁許りに大沼が二つある、則ち兩池で、潜龍の謂ではないと、安岡親毅は五鈴遺響に、勢陽雜記、古屋草紙の誤を辨じておいた。回國順禮第三番の詠歌にも、「松の尾や、光りあまねき、二つ池、大慈大悲の、誓ひとごまる」と、善男善女が謠つてゐる。故に鹿海の二つ池と觀音とは、切つても切れぬ因縁が、結び付られてゐる、それは昔二つ池に、大蛇が棲で、東の池には雄蛇、西の池には雌蛇がゐた、或年松尾堂宇燒亡の時に、觀音の靈像を擁護して、右の二つの池の大蛇の一つが燒死したとか、觀音が蛇に化して、火防に活動したとか、例に依つて例の如しで、今尙或一部の信仰者は感涙を流してゐるらしい。又近年觀音移轉説が起つて、反對者は之に抗したが、世話人の頭分が、新道邊移轉策の經濟主義を主張し、遂に反對派の敗に歸し、彌實行に迫り、親玉が急死し、忽ちその話はオヂヤンになつたので、愈益大悲救世の佛徳を宣傳する者がある。觀音の靈驗記は、ともかくも、此山の一名を木造山といふ者がある、河崎町木造氏が所有山で、近時その宅をも此處に移して、觀音の御組合だから、古來同家の支配所と信ずるは無理ではないが、事實はこれに反して、木造家は第二の所有者である。抑も木造家の由緒は多氣北畠の類とか家臣とかで、國司家没落に依て、神都に通れ來つた、其の一部の者と云ふ事だから、北畠没落後直に此山を購入したとしても、決して舊くはない。三方會合所の記録には、元文四年十二月六日、久志本式部より河崎町木造方へ、所有權讓與届出の記事がある、加之外宮權禰宜度會常武(久志本)の神胤家語松尾山の條には尤も詳しく此山を語つてゐる。

久志本村の南の方にある山なり、(中略)廣大なる松山なり、山の上に大きな池二つあり、峰多く谷いくつも有つて名おほし、田島茶園森などもあり、八幡、山王、午頭天王、年ごとに祝ひ祭れることもあり、此山に三間四面の觀音有、千体佛などあり、毎年初午、正月、五月、九月には、山田近在より、參詣群參して大きに賑ひける、兩池山松尾寺といふ、觀音堂ばかりにして寺はなし、(中略)山頂の上に、常光の廟所有、此山も兵部少輔常任の數代以前より、代々の領地也、

と、あつて敢て多言を要せずである。兵部少輔常任は、即ち外宮權禰宜從四位久志本常任で、治曆延久頃の人だと、久志本家の由緒書にある。此人以前より松尾の支配權理者でありとすれば、常任からも、既に七百余年、況やその先代からに於てをやである。然るに近時木造氏の支配權がある有力者の手に移り。近き將來に於て、觀音も退却、松樹も伐採の悲運に陥らんと、傳ふる者がある、事實果して然らんに救助の靈力も大悲功德も、皆無を實現するわけになる。故に現所有者の再考を促して止まざる所である。

### 七月 僊 金

今より百廿余年の昔、享和三年七月に、中之町榮松山寂照寺の境内に、輪藏が新築せられた。藏中に納めた一切經は瀧波山世義寺の所藏を購入したのである。時の住職月僊は、寛保元年尾張名古屋出生で、俗姓は丹家氏、元名は玄瑞、七歳で出家し、江戸に出で、三縁山に投じ、月僊の名を受け後京都に移り、知恩院院主に師事して頗る寵遇せられた。當時寂照寺は荒廢に歸し、數年間無住の状態であつた。知恩院主甚く之を慨嘆し、月僊に金百兩を興へ、本寺八世に就職せしめ、寺門復舊の難事を、委托したのである。

月僊宗教上にも熱烈であるが、天性書道を嗜み、京都に移住するや、圓山應舉の門を訪ひ、後雪舟の筆意を慕ひて、櫻井雪關に學び、遂に丹精の技を究め、自ら一家をなし、特有の筆力を振つた。これが所謂月僊風である。世の批評家はその人物畫が寂寥の感ありとて、乞食月僊といふた。然るに、その乞食月僊後には施主月僊と變じて大慈善の大功業を彩筆一本の力でやり通し、神都にをける古今社會奉仕家の第一位を占めたのである。(神宮に盡されし人の神忠は別なり)或人天保八年出版重刻神國決疑編一件の失敗を以て、定仙と月僊とを混同し猥りに之を論ずるは、所謂井蛙の僻見で、恐ながら神佛の上にも論評せんとすれば、その材料は皆無とは、斷言しかねる、況んや人間に於てをやである。嘗て一友人某が月僊和尚よ、和尚の名聲は遠近に轟き繪畫を乞ふ者月々に足下に聚る然るに畫料を豫納する輩には、忽ち之を興へ、然せざる者は遅々たり、苟も風雅の道且つは沙門の身には、不似合千萬の行爲ならずや、今後料金前後の差別を撤却し



希望者の請求に應せられよと、注告した。月俣曰く、足下の言一理なきにあらざれども、前納者に對しては、貧道は債務者なり、一朝死没せば、世に借金を遺すに同じと、一言の下に、之をはねつけた。月俣が此の大決心の結晶は、忽ち巨萬の富源となり、寺門經堂の新設修繕の費用を辨じ、維持金を除きて、一千五百兩の大金を以て、貧民救助の道に投するに至つたのである。月俣金は最近慶應四年即ち明治元年迄は、實行せ明治二年の春度會縣より、云々の通達はあつたが、遂にその終局は不明に歸したやうである。實に命なる哉である。依之明治十三年十一月七日、時の寂照寺住職松山源洲が月俣時代の一件書類を添付し、三重縣令岩村定高宛に歎願書を出した事があつた。老生は直接の關係利害はないが、同情に堪へぬ譯である。文化年中の一千五百兩は、僅に拾兩で、大切な生首をはねられ、七兩二分で、最愛の妻が、姦夫沙汰も公然事濟となつた、時代だ。之を現代價格より論すれば二万圓の數字は下らぬ。池田印刷局長は月俣崇拜家を以て有名なものである。希くば月俣師の畫は社會奉仕資金収集の膳立で、決して風流の作物視すべきものではない事を宣傳された、ちと長いが立證のため月俣金書類中二三通を左に載ておく。

奉差上一札

私儀兼而貯置候金千兩

御役所(山田奉行所)江奉差上、右御貸附を以三利金、宇治山田町在貧民之者共江、慈悲之志而施與仕度旨奉願候處、御伺濟之上被遊御聞届候に付、則金子千兩奉差上、御貸附方之儀は、羽書取締役之者共仲間江爲御預置、毎年十二月に至年壹割之利金、御役所江被遊御取立、右利金を以て、貧民之者共江施與被爲成遣候間、可奉存其旨一段被仰渡難有奉畏候依奉差上御請証文如件

文化二乙丑年十一月六日

下中之地藏町

寂照寺

月俣印

御奉行所様

前書被仰渡之趣私罷出承知奉畏候以上

年寄當番

八羽將曹

乍恐奉願口上

下中之地藏町寂照寺月俣奉申上候、私儀天樹院様爲御菩提貯置候、金千兩御役所江奉差上右貸附利金を以、宇治山田町在貧民之者共江、施與致度旨、去る丑年十一月御願奉申上候處、江戶御表へ、被爲御伺候之上、天樹院様爲御菩提と申儀者、於事体如何候間、唯貧民慈悲之志迄に、施與致度出金之儀、御願申上候儀に御座候ハ、奇特之筋被爲思召可被遊御聞届旨、被爲仰渡難有奉畏候、唯貧民施與之志を以、金子差上施與仕度旨、奉願上候處、願之通、御聞届被爲成下候に付、則金子千兩奉差上候處、年々貧民江施與被爲仰付被下置難有仕合奉存候、然ル處、其後追々心掛ケ候而、此節金五百兩貯出來仕候間、前段之金千兩江差加、施與仕度奉存候、重々恐多奉存候得共、何卒奉願候通、御聞届被爲成下候ハ、私年來之志願殘所無御座、冥加至極難有仕合奉存候、依而此段奉願上候以上

文化五戊辰年八月廿九日

下中之地藏町

寂照寺

月俣印

御奉行所様

覺

一金五百兩也



右者宇治山田町在貧民之者江、致施與一度、顧之通、御役所江被差出請取申候、尤去ル丑年金千兩被差出候振合を以、取計可申候依之如件

文化五戊辰年八月廿九日

寂照寺

月 俣

牧島文右衛門印  
富尾武兵衛印  
堀周藏印

### 八 愚堂和尚

舊來神宮神嘗祭齋戒中禰宜使用の所謂昇殿櫛を、外宮官廳に調進した、岡本町櫛屋彌九郎の看板は、中山寺愚堂和尚の筆だと、高評なもので有つた。明治四年の改革後は、内昇殿ホウロク飯の廢止と共に、櫛の調進も無用と、店も看板も遂に岡本通りには見えなくなつた。看板の執筆者愚堂の識見は、正編中之地藏町の條に話して置たから、重複の点は抜にする。寛文中中山の地處を購入し、中山寺建立の時、愚堂多數の僧俗を引きつれて、新築中の方丈工事の視察に臨んだ。工等はその進捗を急ぎ、梁上を來往してゐた。之を仰視したる僧俗は、彼等の行動に感心した。然るに愚堂忽ち大聲に大工等に降下を命じ、自から法衣を脱ぎ棄て工等の爲せるが如く、梁上に登ると見えしが、その活動振は恰も鼠の如くであつた。一同驚愕して、竊に和尚の前身は、番匠か將又輕業師か、決してたゞ物では無からうとの批評を下した。愚堂之を聽て曰く、凡そ人間手足の震動は、精神の感覺より起るのだ、身高處に有て、万一墜落せば、輕うじて、一命は助かるども必らず重傷を負はん、その恐怖心が、忽ち手足に感じて、一步も進行する事能はず。平素疊の上なる敷居は細人ども、その上を走るには、誰とて懼るゝ者はないではないか、禪家心術の悟法は、是に存在すと一言の

教化に、何れも感涙を流したとの話がある。然して和尚の國師號勅賜の口宣は左の如く傳へらる。

勅興禪大燈國師之上足、佛心覺照國師十四世之孫、愚堂和尚達磨骨髓臨濟的傳師振三百年間之祖風、德行充日域一挑三千年來之佛日、道化播扶桑可謂佛祖之正脈人天之眼目也。所以召聽法要一叡感有餘諡曰大圓寶鑑國師。

寛文二年六月十二日

### 九 神路山翁

三日天下の光秀に類した、三日長官といふ諺が、神都には傳つてゐる。成功者が短期の悲運を諷した言義で、彼の光秀がその主織田公を本能寺に圍て、天下を取つたも、神宮二神主が、一禰宜即ち長官に昇進して、宮中の神政を掌握したるも、行爲にこそ正邪の區別はあれ、その心理には更に相違点はない。抑も明治四年神宮大改革以前における、兩宮一禰宜の職權は、想像外で、内外神宮法例に、左の如く一斑か示されてゐる。

一禰宜當宮之廳務を管るを以、宮廳と號し、又祠官の長なる故に、官長と稱し、長官を呼ぶ云々、外宮同條には、宮中並御山、神宮掌りて、一禰宜支配す、又地下の神人物忌以下諸役人に、下知し、總而御宮の事、一禰宜支配にあらずと云事なし、

右の法例は、京都は勿論、徳川幕府に於ても、公認の法文である。故に將軍家の代替や、山田奉行交替には、必ず提出した、法例書の文意に依れば、明治四年神宮改革前兩宮長官、即ち一禰宜は、現今の大宮司以上の權限が附與せられてゐたやうに、推測さるゝ。之に伴へる収入の点も、第一位で、俗に一遷宮一萬兩の相場と貪乏神主様は羨やんだらうな。然れども禰宜補任の制度が、純然たる門閥式だから、十座より順次昇進して、遂に一禰宜とならねばならぬ、次第となつてゐる。故に希望者、百分の一をも、素志を達する事は不可能で概ね年齢の關係上二三の座次迄で命没者が、大部分を占めてゐた。かゝる事情で偶々長官に昇等すれば、即ち之を羨むと、共に種々の希望を要求して、上長者が頭を惱すことが容易ではなかつた。清々しき神廷にも、此の



如き内情が絶えなかつたと聞く、今も尙然らんかと、想像の首を傾る時が多い。永正十三年十一月十二日、内宮長の守則從三位が薨去し、藺田守晨神主が五十餘歳で、一禰宜に昇任し、多年の宿望を遂げた。神主は舊典に通じ、禁書二巻を撰み、名けて永正記と曰ふ、今祠官専ら之を用ゆ、服忌令是也と、故實勸進帳に傳略を紹介してゐる。神主嘗て知人又は下役に、余他日長職たらんには、必らず速に任官就職の希望を達せしめて、足下等が優遇の道を立つべしと、密約の結果、彼等は多年陣笠に使用された。そこで今度守晨長官に昇進と聞きつけ、交々契約履行を迫つた。事實は之に反して、新長の權威は更に行はれず、提議の事項は忽ち二禰宜以下の爲め否決の運命に陥り、昨日長職執印の喜悅は、今日は言ふべからざる悲哀となり、進退維谷つた。該月六日里亭の一室に、血書を認め、自殺して、悲惨の最後を遂げ、長官たる事、僅に五日のごく短期で、三日長官の諺を現實したのである。因にいふ、公文に病死とありとて、自殺一條を否認する者もあるが高貴の變死を傳へざるは、江戸時代の慣例で、守晨長官に於ても亦然りである。先年宇治小藤波家の舊家來中之内田氏の所藏中から、神主が自殺當時の某が悔狀を發見したといふ話を聞いた。加之荒木田經稟(岡町田大人)氏の菅見雜記にもその血書の文として、神路山乃奥乃翁絶、天照大神今日迄と、明記して疑点は毫もない。

## 十 夕雀の小仙

本縣下花街の數は頗る多々で、殊に本市には、有名古市がある。その起原が、平家の落伍者で、徳川の初期に改良發展し、參宮道者を利用した爲でもあつたらしい。明治維新前後における、花街の等級は、其一古市、其二中之地藏、即ち麥粉、其三常明寺門前町、即ちテラシ、其四は新町即ち、靈岸寺、其五は新道、即ち欣淨寺で、(中河原、明和四年再置又中絶)、現今とは全く反對の現況なのであつた。士商工農の差別的制度の行はれた、時代の風潮は、此俗界にも進入して、古市大樓の茶汲女(娼妓)等が麥粉、テラシの同職間に對する、恰も官權旺盛の明治初年に、勅奏が腰辦の判任に接すると、同一態度で、其間に處せる下級者の心事は、實に愍然至極であつた。

宮川堤の櫻、植付けられなかつた時代は、前山、文庫、林崎、大岩觀音、常明寺の境内等が、花の名所で、就中 中大岩と、常明寺は、門前に解語花店も軒を並べ、春時花に酔て蝴蝶の夢を貪る、通人の數字は、豫算以上の上つたと云ふ事である。箕曲在六の、長崎十二時、しかも、晝は、寂照寺の月佛師で彼石川雅望の北里十二時の向を張つてみたり、又作者は不明であるが、古市百人一首もある。蓋し古市とは中之地藏門前のすべてを、長峯花街として、晝きあらはした景況であるらしい。何にしても、其頃の盛況には、驚かざるを得ずである。此春も常明寺内の櫻花は、直盛りで、人出の山をなした。一群の遊客は、古市大樓の娼婦藝者のあらん限を引き連れて、樹下に陣取り、忽ち提重は開かれ、謠ふもあれば、舞ふもあり、浮世の境外に逍遙の眞最中夕陽に勾ふ花蔭に、一句を詠せんと通りかゝつた、一婦人、これはこれ、鳥羽港の出生で、門前町のテラシ店に、賣春の賤業を營める、小せん妓、商賣柄には不似合の質素の風躰に、節約主義を現實してゐる一種のかはり者である。或酔客は幸の肴と、雛妓に命じて、彼が行路を塞がしめ、群がる茶汲等は、安價の着衣を第一に評し、頭から足の先迄、大樓の權威を振りて、種々罵詈をあふせかけた、佇立せる小せん妓は微笑して、之に答へず、

黄鳥に、雀のまじる、木の間かな

の、一句をのこし袂を拂つて立去つた。遊客の一人、之を見て、頗る彼が禮節を守り、且つ文事ありて、驕慢ならぬ態度に感じ、却て茶汲等が、無法を戒めた。於是小せんの名が、忽ち遠近に喧傳せられた。右の雀のまじる木の間の句を、雀にまじる夕かなと、傳へて、夕雀の小せん、小せんと、忽ち門前町花賣の勇將と、昇級したといふ事だ。當時の俳宗木枯菴亦之を耳にし、賤業婦には、稀有の逸物と、さすがは斯道の大將だ、小仙に會見を要求して、俳道の洗禮を施した。小仙愈熱心に俳諧の妙点を味ひ、此世に遺した秀句も多かつたと傳ふ。寛政五年刊行の勢南春事、文化二年刊行の伊勢さくらに、桃花女として、左の句か載せてある。

うぐひすの、雀にまじる、木の間かな、

(南勢春事)



夕ぐれの、あはたゞしさや、雉子の聲、

(全 上)

つまこひに、くるふや、猫のにくからず、

(伊勢さくら)

桃花女、果して仙女の雅號なるか、俳句眞黒闇の老生には、判定の能力はない。併し仙女は家業にも頗付き手腕の評がある。かの、ふられても箒にすがる落葉哉の一句で、一夜買の箒客を征服したとの珍談も、裏面には伴てゐる。それは兎も角も、江戸時代における、賣春界に生活しながら、文學思想を養ひつゝあつた、彼が心理状態を歓迎して、話題にのぼした譯なのである。文化の進んだ現代すら、小學通ひを嫌がる子供に、共鳴する父兄や、生意氣特得の令嬢に、流涎する新人も、決して稀ではない。憶はざるの甚しきではあるまいか。

### 十一 天 保 會

明治維新前には、家格の別度嚴重なりしがために、その一少部の和歌連俳書畫琴碁等の會合は、時々行はれたが、大きく云はば、官民合同の大會と、稱賛しても遜色の無かつたは、去る明治十九年四月十一日、櫻花満開の好時季を利用して、長峯中之町聚遠樓上(麻吉)に、開いた大宴會である。抑も本會は、永年社會に便宜を與へた、所謂天保錢即ち當百が、同年十一月限り、通用廢止の運命となる。この期に於て、宇治山田天保會を組織し、同年間の出生者が、一堂に來會して、懇親の雅宴を張ることに成つたのである。天保と云へば、文政十三年の改元で、その十五年目が、即ち弘化元年である。實際十四年間の長日月間だから、出席者も尠くない。會員總數五十二名、内欠席六名、出席四十六名、但し座席は年齢順として、天保元年三月十一日生の、一之木町岡村茂三郎氏を第一に、曾禰柴山佐七郎氏を第二に、宇治館町孫福弘孚氏を第三に、岩淵町上月秀三氏を第四に、浦田町小倉宇七氏を第五に、宮後町杉山直樹氏を第六に、岡本町芝浦平兵衛氏を第七に、常磐町黒瀬正親氏を第八に、浦田町二宮嚴樞氏を第九に、岩淵町大谷毅氏を第十に、一志久保町加藤長平氏を第十一に、岡本町加納半平氏を第十二に、今在家町福村新治氏を第十三に、岡本町若井源助氏を第十

四に、同町西村藤右衛門氏を第十五に、八日市塙町大主織江氏を第十六に、中島町喜田左文氏を第十七に、中之切町加藤文左衛門氏を第十八に、今在家町有馬百鞭氏を第十九に、今在家町磯部百鱗氏を第二十に、宮後町渡邊恒六氏を第二十一に、同町中野仲之助氏を第二十二に、吹上町近藤文平氏を第二十三に、今在家町山中延太郎氏を第二十四に、同町岡田以逸氏を第二十五に、尾上町上田喜市氏を第二十六に、浦田町鹿島則文氏を第二十七に、今在家町石原眞龜氏を第二十八に、館町若井田尚行氏を第二十九に、神田久志本町下山保福氏を第三十に、宮後町榎倉石根氏を第三十一に、浦田町浦田長民氏を第三十二に、中之切町中田正朔氏を第三十三に、小木村丹藏角平氏を第三十四に、宮後町協田種氏を第三十五に、曾根町福本克恭氏を第三十六に、一志郡小原村河合平内氏を第三十七に、今在家町丸山丑松氏を第三十八に、一色村鈴木健三氏を第三十九に、岡本町橋爪鹿三氏を第四十に、宇治館町十文字重光氏を第四十一に、浦田町喜多村與太治氏を第四十二に、豊川町山田大路元安氏を第四十三に、宮後町河村清兵衛氏(先代)を第四十四に、吹上町伊藤藤太郎氏を第四十五に、天保十四年十月十八日の出生の一ノ木世古善兵衛氏を最末の第四十六席に据え、まづ榎倉石根氏開會の主意を叙べて、演説に移り、年長者岡村茂三郎氏の演題は、天保錢昔時の効用、上月秀三氏は天保錢の如く不完全を全廢せられざらんことを要す、大主織江氏の開會主意の狂文朗讀、協田種氏の戯文朗讀、福本克恭氏の開會の狂文朗讀で式を畢へ和歌詩文俳句書畫の展覽は云ふ迄もなく、美酒佳肴山海の如く、昔把つたきね束で、猫の皮に、鳴音も響いた、然して驚く勿れ、其の計算が左の安價に終つた。

#### 支出の部

合計金十八圓三十三錢

收支差引金三十二錢二厘、不足此分首唱者にて支辨すると計算書にある。明治十九年といへば、今より四十年の昔で、連名諸氏は己に己にあの世に天保の幽靈會を、組織されて、大活動の眞最中であらう。文化今日の如くならざる時代に在て、万事頗る振つてゐる。殊に愉快を感じるは、他方士人の生年關係上、本會に加盟出席され、宇治山田の天保會が、天保同生會と、擴張を現實し、井蛙連の寄合が、彼是群蛙の大會合と、



自然的に成立したことである。但し出展中、磯部百麟畫伯の天保山石器蓬萊龜之圖、喜多村豊景氏(譽太治)の大塩平八郎が豊宮崎文庫に大學講義之圖と、御蔭參り菅管杓之圖、浦田改亭先生長民の父是黄金吾是銀の起句、無用之錢、無用人と結んだ、天保錢所感の七言絶句、大主耕雨宗匠(織江)の何事もたらぬがちにて花見哉の俳句と、漢詩七絶、首唱者の一なる、福本克恭氏の天保錢の廢止の感想を前書して、そのかけに云々の和歌は、何れも拍手を以て迎へられた。特に孫福弘孚老の傑作秀句は、今尙感嘆の聲が全滅せぬ。

世の中に、いたらぬものを、間拔といひ、ぬけ作とも云ふ、當百錢もぬけてたらず、  
我もまた、天保元年御蔭<sup>オカゲ</sup>でさ、ぬけた男と、生れきにけり、  
天保元年は、即ち文政十三年で、所謂伊勢御蔭<sup>オカゲ</sup>參である、群衆はいづれも、御蔭<sup>オカゲ</sup>でさ、スケタトサと、口口に囃し立てて、參宮を競た、時の流語を巧に讀み込まれたのである。

### 十一 名畫の發見

明治二年御遷宮以前は、兩宮共瑞垣蕃垣内玉垣は現在の通りだが、外玉垣御門は無扉の御門ばかり、板垣は全部御再興には、到ら無つた。故に内玉垣御門、即ち玉串御門が、民衆の參拜所と、定まつて有つたのである。然して此御門には、天照皇大神宮と、筆太に書した、御幌が懸り、正中には大鏡を安じ、板壁には、多くの小鏡や額面があり、敷布が、御前に設けられ授與の御祓も、奉納の御白石も、備へられた、外玉垣等の御再興と、宮中整理の結果、右等はその前後において、漸々撤却せられ人民の參拜も、外玉垣御門前に、改正されたのである。北川政武氏の橋園見聞録には内宮は天保元年に玉串御門の繪馬額を止めらるゝとある。右改正の氣運未だ到らざりし、寛政元年の冬、七十前後の老夫が、神前を拜禮し、東側の板壁に掲げた、板額の一つを凝視し、頻りに傾首して、何事をか吐きつゝ立ち去つた。並居たる宮人等、忽ち不審の眼を注いだ此くとも知らぬ老夫は、附近の末社を巡拜して、再び神前に拜跪し、彼の額面に向ひ尙恍惚として、感嘆の聲を洩したのである。宮人等は此の怪しき舉動を、宮奉行に密告に及び、宮奉行は下役に命じて、詰所に老

夫を引き來つて詰問した。老夫は戰慄して、恐多きを深謝し、且云はく、吾は北越の馬買渡世の者、實は馬相の研究に腐心し、各社寺に參詣するや、必らず繪馬堂に就き、所在繪馬に注意すること累年、然れども未だ完全なる、馬相を畫けるものを拜見せず、先時御門の東壁に掲げられたる、繪馬を拜視するに、馬相全備の駿馬、若し生馬たらんには、天下無比の名馬である。繪師が神筆に感ずるの余り、不圖嘆聲を發しましたと、他意なき辯明に、宮奉行も放免した。然るに事忽ち宮中の大評判となり、額面筆者の調査となつた。驚く勿れ是は此れ古法眼元信が、皇大神宮に祈禱をこめ、一七日齋戒沐浴し、至誠を凝らし心血を瀧いで、畫く處の神馬の額面たる事實が發見された。抑元信は畫師狩野氏第二世古法眼と稱して、狩野家の泰斗で、初め四郎次郎と稱し、後大炊と改め、剃髮して永仙、又は玉川と號し、畫法を父正信に學び、周文を慕ひ、又は小栗宗丹を師とした。天性畫を好み、巧に人物鳥龜草木を畫き、時人奇童と稱した。年十歳甫めて足利氏に仕事し、畫を以て寵遇せられ、後諸國の名山大川を跋涉し、實地研究に盡精して、畫所預となり、越前守に任せられ、剃髮の後法眼に叙せられ、永祿二年十月六日八十四歳の高齡を以て、病歿したと、本朝畫史扶桑畫人傳等にみえてゐる。岡田氏の稀視聞録に、北越の馬買が、馬相の鑑識に依て、名畫發見の事實を、曲筆し、豫め官廳の知る處の如く、記せしは、眞想でない。故梅谷光邦氏が、八羽老人から、當時の状況談なりとて、曾て老生に話されたことが前記の如くである、實地も亦然らんと信するが故に、之れに従ふ事とした。

### 十二 雲助彌大夫

雲助彌大夫前身は神都御師某が次男、故有つて亡命し、東海道を流れ渡り、原驛の雲助仲間に入り、暫時足を駐めたとの傳がある。彌大夫の名も、昔忘れぬ御師の血脉をほめかしてゐたともいふ。文政十三年十月彌大夫は雲助の商買柄と拂曉吉原さして急いだ、足先に觸るゝ物をほのはのと、あくる天光にすかしてみれば、縞の財布、披けば中に黄金廿兩、これはと其足で役所に届出た。一方の遺失者は、搜索の末、同役所に



訴へ出た。役人は相互を呼出し、財布を遺失者に下渡したのである。遺失者は雲助の身分として、正道の行爲に、強い感じを起し、厚意を深謝して、遺失品全部を與へんとしたが、再三固辭して、遂に受けなかつた。雲助仲間が之れを聞きつけ、一部の分配に有附かんと希望ははづれ、頻に太夫を馬鹿正直と罵り、再び拾得品受領の強迫に及んだのである。太夫今は逃るべからずと、決心はしたが、若し之を受取れば豫ての所信に背き、受取らねば必ず仲間より敵視されん、西行法師は鎌倉幕府の權勢に屈せず、頼朝が賞品白銀造りの猫をさへも、出家雲水の此身には不用と、門前の兒童に與へて、顧みなかつたと云ふ話だ。悟つて見れば將軍も雲水坊も、四大の結果に歸着する、吾亦然りだ。人の厚志を無にするは、禮を失するに似たれど、その日ぐらしの雲助には、さして黄金の入用もなしと、獨言しつゝ、原驛の雲助部屋には、彌太夫の姿は見えず只左の一絶一首が、永世の語草と遺して有つたといふことである。

橋上路傍乞一錢 往來晝夜救幾千、

死生貧福在天命 昨日錦綾今草薙

たからぞと、思へば袖に、つゝむべし、拾ふて重き、罪やかさねん、

慾海に沈み果てた、極端なる拜金主義者の眼を以て觀察せば、鏗一文の價なき事實と笑はん、先年或學校で御眞影の紛失を發見して、大騒動が起つた、而して、同席の二三は教育界の人物であつた。然るにその一人が幸に御金で云々との一言を漏した、老生彼が心中を撞測して、頗る不快を感じ、今一言云ふてみよ、この不忠臣め國賊め、其儘には措くべきかと、憤怒の眼を開き拳を堅めて、詰め寄つた刹那、午睡の夢は醒めて、東京・大阪・伊勢等の新聞が枕邊に散つてあつた。其は兎も角も雲助彌太夫が、果して神都の出身ならば、清渚の白玉と、一對の美談で、本市人が永久の誇りである。よしや彌太夫が神都出生地説を誤りとするも、前談美談はごこまでも美談として、千古に傳ふべきではあるまいか。

### 十四 疑問の人柱

二重橋槽の下から發掘の白骨問題で、人柱説やら寺院説やら、一時論戰が盛んであつた。人柱は未開時代に行はれた、人身御供と、姉妹關係に屬し、生命を犠牲に供して、その目的を徹底せしめんとする点は、同一に歸着する。或博士の所論通り、松山城も亀城も長柄橋も松江橋も、源平時代に溯ては、經の島の珍事さへも傳はつてある。現今も尙ある種の祭祀には、人形も生物も奉獻するではないか。未開時代の生存状態は、未開時代に立戻つて、考へて見なければ、眼前の理窟一点張りでは、逆もその眞想を穿ち得る事は不可能と信ずる。宮川淺間堤の鬱蒼たる樹下に、古びたる半身の石像がある。その台石に、

宮川之爲<sub>レ</sub>流一旦淋漓爲<sub>レ</sub>診則決<sub>レ</sub>堤沒<sub>レ</sub>田、中野有<sub>三</sub>松井孫右衛門者<sub>一</sub>憂<sub>レ</sub>之、自埋<sub>三</sub>身于堤中<sub>一</sub>以鎮<sub>レ</sub>之、俗所<sub>レ</sub>謂人柱是也、實寬永十年八月廿五日也、後人造<sub>三</sub>石像<sub>一</sub>以祀<sub>レ</sub>之、而蔓草沒<sub>レ</sub>地其境漸就<sub>レ</sub>荒、本會員等憂<sub>レ</sub>之刈<sub>レ</sub>蕪除<sub>レ</sub>穢、且造<sub>三</sub>臺石<sub>一</sub>以安<sub>レ</sub>像焉、將<sub>下</sub>以<sub>三</sub>歲時<sub>一</sub>奉祀<sub>上</sub>使<sub>下</sub>三<sub>世</sub>之徒<sub>一</sub>厚<sub>レ</sub>冗而不<sub>レ</sub>顧<sub>レ</sub>之者有<sub>下</sub>促<sub>三</sub>猛省<sub>一</sub>云、

大正四年九月

第五 支會

の文が彫刻されてある。青年會諸氏が美譽を感嘆すると共に、像前に脱帽敬拜せねばならぬ。然れども本文の全部を其儘に信認せば、可惜人柱そのものの目的がはづれて、無効に歸し、義人が犬死に終るかど、心配するのである。如何とならば、凡人柱は橋梁なり堤防なり、その目的の地下に生埋めせらるゝが通則で、目的の外に有ては、人柱とは斷言の出來かぬことになる。先づ宮川堤の歴史を、三方會合所の諸例網目集成に依つて、調査を試みるに、

#### 一、宮川堤間敷之事

堤間敷七百貳拾七間但七尺五寸竿

内列堤之字並築立之時代

淺間堤八十五間延享五年山田總中より貫取築之(中略)

右淺間堤は南之端に而山中道より西北江出張候水除堤也(中略)

尤淺間堤列なし、築立候後水先相替り候由(中略)



駿河様堤三十二間貞享二年築之岡部駿河守時代(中畧)  
 周防堤様二十六間元録十五年築之長谷川周防守様時代(中略)  
 千両堤當時株計殘有之元和年中山田惣中より貫取集築之  
 右周防様堤之辻より九十間有之候元は棒堤と唱申候(中略)  
 寛保二戌年新堤普請被<sub>レ</sub>仰付候節より新堤を棒堤と唱へ棒堤之株者千両堤と唱候事  
 棒堤六十間寛保二戌年築之  
 右千両堤と相並ひて有之候此堤辻より本堤之長さ六十八間  
 とある。尙同書に普請金の顛末迄が詳記して

宮川堤之儀は往古より築立有之處、數百年破損之度毎、山田惣中より修覆相加へ來、三方會合より堤番  
 を附晝夜見廻に遣、(中略)大破に而難<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>力節は、其時々御公儀江御願申上、御金頂戴之儀も有<sub>レ</sub>之候、寛永  
 元年會合に奉<sub>レ</sub>預候闕所金之内、金五兩破損料に被<sub>レ</sub>下候例を以、正保元年大破之節、御願申上、同四年銀  
 三十貫目被<sub>レ</sub>下、貞享二年二十貫目、元祿十五年金五百兩、寛永六年金九百四十六兩被<sub>レ</sub>下候、(以上細註  
 すべて省略)寛保元酉年大洪水に而堤夥數押切候に付如<sub>レ</sub>先例<sub>一</sub>修覆料御願申上候處、(中略)從<sub>レ</sub>公儀<sub>一</sub>御普  
 請被<sub>レ</sub>成下<sub>一</sub>、永々御普請所<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>成下<sub>一</sub>候、(細註、御入用金千八百兩餘)寛政二戌年御改正被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候後は、  
 小破有<sub>レ</sub>之節、其時々御役所に相伺修覆入用高、會合に而積り立候帳面を以、入札申付、落札之者江請負申  
 付候事に相成候、尤入用金者如<sub>レ</sub>先例<sub>一</sub>町在より貫取候事、  
 右の如である。神境年代記、二宮年表にも、堤防新築及普請金の記事の一斑はある。然るに何れの徴書にも  
 寛永十年堤防の件と、延享五年即ち寛延元年以前に、淺間堤の存在を認めざる点は一致してゐる。於是左  
 の疑問が起るのである。

- 一、寛永十年宮川堤防の崩潰、及び修築工事等の事實が、一切記録に見えざる事
- 一、寛永十年人柱の慘事ありとせば、其以來舊記に示すが如く、度々の大被害で人柱は無効となる事

一、三方會合記録等に示すが如く、淺間堤を延享五年の新築とすれば、寛永十年は一百十六年前で、人柱  
 が堤防と無縁地の河原に立てられて、人柱の通則に相違する事  
 一、松井家由緒書に、當時(人柱の時)人民は亡孫右衛門を、淺間社と相祭り尊崇せり、又一説には淺間社  
 の傍へ祭りしとある傳説にも合致せざる事

此人柱の年代に就ては、該地方の知人宇野季次郎氏も、其著神都模範人物傳に、碑中(石像の白石)の年號寛  
 永十年に就て疑あり、或は今より(大正九年六月)百四十五年前のことにはあらざるかと、所見が述べてある、  
 果して延享五年に淺間堤新築とせば、大正九年よりは一百七十五年で、老生の考按と自から符合する事にな  
 る。延享の淺間堤は、山田奉行の關係をはなれ、山田市民が費用一切を負担しての、新築工事だから、度々  
 の水害に怖害せる市民は、堤防の堅固策に窮し、終に自發的の犠牲者と、永世の靈祀を密約して、之を決行  
 せし事であらう。最も注意すべきは淺間小祠の起原である。淺間社は必らず木華開耶姫命と限定する譯には  
 ゆかぬ、世間にはおさん稻荷も權助明神も、絶無とは明言しかぬる。然則犠牲者松井孫右衛門氏の精靈をも  
 淺間と稱して鎮祭するは毫も怪むには足らざるである。さるを杉木吉肥の小祠拾には、

淺間社は、小川町の西防堤の上に在り、祭る處は防河堤の守護神なり。社頭の造替祭祀等は、喜多家(出  
 雲又中島殿とも云ふ)より所役、毎年五月中は、小祠(西向)の上に假屋を構へ、信心の輩參宿して、精進  
 齋戒して祭祀す。(中略)或説に此社淺間には非ず。往年堤を築く時、正保年中御奉行石川隅州君の時、御  
 公儀より若干の白銀を賜り、今の堤成就す。又一説に此堤を築く時、爲<sub>レ</sub>防河<sub>一</sub>一万度破を修し、其破麻を  
 土中に納め、其上に標石を建て鎮守神とす。後世祠になりたり。

と、いひ、又伊勢兩宮直道按内記にも略同説を掲げ、淺間堤の新築を、石川大隅守奉行時代とし、外宮別宮土宮  
 遙拜の標石を、淺間社に合祀せるが如く辯じてゐるが、若し以上の説の如くならば、正保年中淺間堤新築の事  
 實が、直接の關係ある三方會合所の記録に存せざる筈はない。又大麻は河流に投するが常例なるを、地中に  
 奉埋とは未曾有である。加之淺間社の西向とは何事か、凡そ神社の形式は、中古以來南面を第一とし、東面之



に次ぐべきを、西面に設置せしは大に意味ある、故人の處置と推定せねばならぬ。大麻の奉埋は人柱をほめかし社祠の西面は、死人を西向にする慣習に據つて、犠牲者生理の現状を表示したのだと、敢て憶測を逞つた。今一つは喜多出雲家が、淺間堤の造替祭祀の役に當つたことである、同家は宮川の川守役人で、川水の氾濫を防禦せんがため、築堤の人柱に立つた、孫右兵衛主の亡靈を鎮祭して、被害地方關係者の代表的感謝を永世に捧ぐるのである。長袖の評ある神都の市民にして、二百年前斯の如き、自發的の活動に出て、強迫的人柱式レコードを打破り、悠然として死地に進んだ、松井老が義心勇氣は頗る感ずるに余りありである。時代が時代だから、其行爲が迷信に傾き、社會奉仕の正道を誤解してゐるとの批評は、免れないが、是れは文化幼稚の然らしむところ所謂時代の罪で、決して松井老の過誤ではないと斷言する。松井家の後嗣中絶のため、義人が最後の真相を口碑以外に覚むる道なきは、遺憾千萬であるが、宮川淺間堤下に生理めとなつた、疑問人柱の當時を追懷せば、眞夏も尚肌を寒さを感じざる士人はなからう。

#### 十四 大茶釜

近時本市中央部に、朝鮮料理店が開けて、是處のみは不景氣知らずの大繁昌。意外千万と、料理通の先陣に聽てみると、料理も設備も、完全だが、同國人の會話が閉口だ。併しながら、それにはそれと愉快さうな微笑を洩して、後は語ら無つた。ヘートル帝の大理想が、實行されて、世界各國の言語が合一したならば、彼我の間には不愉快を感じる恐れはなからう。我國にも普通語以外に地方言がある。宇治山田は同市内で一里強の土地だが殊に舊宇治領の方言は多種あるらしい。横地長重氏の五十鈴の落葉に示された所でも尠くない、其中にも妻君をホーロク(宇仁燒の土塙)といふ語源は、足利の末期に宇治と山田とが戦争を始め、山田勢は多く宇治勢は少なく、迎も物にはならぬ。依て一策を案じて土器即ホーロクを、墨で塗り、陣笠の如く見せかけ、之を妻君なり、後家なり、娘なり婦人といふ婦人に被せて、武器を捧げて、陣幕の内に立たしめ或は遠方の要所要所に配列したのである。此計略が意外に成功して、軍勢尙多しと山田勢は避易退却した。此に因て、

ホーロクの新語が起つたとある。他方人が聞たならば、朝鮮語以上と想像されやう。殊に古市等花街の隠語に至つては、多々益々で新語より新語と、ハイカラや、ローマンス位の時代語は、朝飯前の仕事だと、或通人は語つてゐた。併しながら古市等の娼妓を茶立又は茶汲女といふたは、特別の事情がある。既に正編に述べたるが如くで、江戸時代當市内の各娼家は賣春の意味で、公許されたのではない。人員に制限を附し、一樓に二人又は一人の茶汲の婦女を置き、來客の接待に辨せしむといふが表面であつた。此の如きであるから備前屋以下の四大樓には、店先に眞鍮の大茶釜を据え、その釜には金の鎖が附いてゐた。鎖迄はチト入念らしいが此には深い事情がある、奇人奥山桃雲一年大晦日の大混雜に、登樓せんんとした。仲居は無情に之を謝絶して、冷遇したのである。桃雲忽ち例の奇術を演じ、一夜の中に各大樓の大茶釜の釜を、甲乙丙丁とすり替へた。此くとは露しらぬ大樓では、愈明けて元旦となり、山田奉行所役人が出張し、茶釜の側に待へる茶汲女が丸釜に茶碗をのせて、茶を出す形式をして一禮する、新年開店の吉例を行はしめんとした。然るにいつの間にか、各樓とも大茶釜の釜が甲乙入替つてゐたため、關係者の狼狽は非常であつた。不整理の廉で臨官から嚴敷御眼玉を頂戴し、〇〇の下とやらで漸く事済と成つたと、花街の一話である。右の大茶釜を明治維新後は撤回され、一時岡本町第一神風講社内の共義社に移されたが、廢社後の處置は不明である。幸に現存せば考古の資料として頗る珍であらう。桃雲が仲居の無禮を怒り、茶釜の釜で之に酬ふた時代には、宇治年寄會合所からも、三日手形を發行し、茶汲女の取締法が頗る嚴重で、且儀式としても茶汲の形式が實行されたのであつた。維新近く成つては、その制度も嚴行せられず、山田奉行所交替の初參宮の時のみに、茶汲二人が丸釜を手にして、軒下に跪く耳の事と、なつてゐたそうなる。依之大茶釜は大樓の店飾と化り、釜の台箱は古下駄破れ草履の潜伏處に宛てられた、實に變ればかはる世の中である。

瀧澤馬琴の霸旅漫録古市總評の中にも古市はいづれも大樓なり。(中略)そのあがり口に、又長暖簾をかけ、見せの隅にちさき曲突に、から茶かま一つかけあり。是は茶店の名目なればなり。

と、記してある。併しながら馬琴の漫録は、享和二年壬戌の記事だから、上述の如くではない所もあるが茶



釜の存在は明らかである。序ながら参照のため、茶汲女の申渡書と請状とを載せておく。喜早氏の師友雜錄

卷十五

一昨十三日元錄九年十月御公事内於御奉行三方當番へ被仰渡候趣を以申渡覺

一古市中之地藏茶たて女之儀前々壹人づゝ御免被成候由、今以其通に可有之候、參宮人之ために候間、晝のみ義は、腰かけ茶を給させ可申候座敷へ上げ候義、無用にて候、勿論夜に入候者、茶屋之勤仕間敷候茶屋により姪イトコ様之類無據養置候義仕間敷候、尤遊女杯抱置申間敷、兼而御横目を御出し被爲來候間、右之段に相背候者、急度可被仰付との御事宇治年寄中へ御申付被遊候、然者參宮人之事さい茶屋へ立寄腰をかけ茶を給程之儀に而候へ者、遊興躰のもの無之様に、下々迄も念を入可被申聞候事

五月十四日

會合

○ 年季茶屋茶汲奉公人請状之事

一我等身上不如意ニ付、實娘〇〇ト申者、當亥ノ拾五歳ニ罷成其御許殿江御頼申入、町並之茶汲奉公ニ差出候處實正明白也、尤年季之儀ヲ當亥ノ三月吉日ヨリ、來ル大晦日迄御養育被成下、翌子ノ元日ヨリ來ル酉ノ大晦日迄拾ケ年給金三兩ニ相究手形之上、右之金子不殘儘に先借仕、然ル上者此女之事ニ付、諸親類者不レ及申言號ニ夫杯ト横合ヨリ奉公之違乱妨申出候者、壹人モ無御座候、若取逃駈落等仕候ハ、早速双方立合本人尋出シ、其品物相改御手渡シ仕、究通御奉公急度爲ニ相勤一少シモ御損毛相掛申間敷候、御客人酒ニ酔罷成候節者、御介抱爲レ致可申候事、長病相煩候ハ、年季末ニ至リ其日數程爲ニ相勤一可申候、自然御家風ニ合不申候ハ、其御許殿親代印形被成下、大津上方之外、何方江成共、右同躰之奉公ニ御差出シ可被成候、御仕着類之義者、御家風通リ御着施可被下候

一宗旨者代々浄土宗ニ而當町大林寺擅那ニ紛無御座候、寺請状ハ御入用之節、何時ニ而モ可取進候、万一此者頓死病死又ハ不慮ニ相果候ハ、其御許殿御見届ケ之上、其御所御作法通リ御取置被成下後

日爲御知被成候共、一言之恨不足申出間敷候、此外如何様之六ヶ敷義出來仕候共、印形銘々罷出、急度埒明聊御難御苦勞相掛申間敷候、爲後日一年季茶屋茶汲奉公人受状依而如件

當町

實親 何某

後家 某

同親類引受人

何 某

同請人

何 某

奉公人

某

備前屋小三郎殿

十六 空海の神拜石

大阪市東區和泉町二丁目十一番地帶谷傳三郎氏の經營にかゝる、神都宇治如雪園の南方登口の側、御幸通に沿ひて六七尺許の自然石がある。今はこの石の所傳を語る人も尠くなつた。如雪園主と關係ある、中山氏及杉木氏に電車で其一班を話した時、二氏共にそれは初耳だと歓迎された、此は老生が年齢に對し、御慰勞の氣味かと感佩してゐる。さて石の現在地附近は、内宮舊御師八羽石太夫の舊宅地で、同家庭中の西端に當つてゐた場所なのである。八羽家が此地に存立時代には、石頭に注連を張て、毎月御酒洗米を供進する日があつたといふ事だ。何故に同家が此に對して、敬意を拂つたか、原因を探つて見ると、八羽家の元祖は空海即ち弘法大師に、附隨の侍童なのであるそうなる。弘法が入唐に先ちて、來勢し、大神宮に祈請をこめ、精進日



參右の石上にて禮拜を遂げ、入唐の素願を達した後、侍童を神地に遣して、記念の神拜石を守り、神宮に代拜せしめたが、侍童の後嗣漸々神職化して、遂に御師となり、拜石の縁由を以て、石大夫と呼んだ。故に明治四年師職廢止迄は、高野山の配札は一手販賣との評があつた。尤も天長時代の石大夫は、内宮外御所前の小橋を渡り、向つて右方なる杉林であつて、八羽の古井戸とて、近年までから井戸の一部が現存してゐた。してみれば右の神拜石も無論舊館の中庭に在つたを、八羽家が宮外即ち現今磐石の所在地へ退去の際、移したものであらう。然るに小田延經の宇治昔語に、

中館町月行事に、西村蘭太夫が先祖は、弘法大師御師たり、空海より南無阿彌大夫と家名を被附也、其後南無阿彌九郎大夫と、改呼來りしが神職には忌々鋪名なりとて、後代西村蘭大夫と改しよし聞傳

と、あり、近世の記録にも南無館は年寄家斷絶の部にあり。存立の部に石十大夫といふがある。石大夫の本名ならんかと推定する、名稱の上より見ても、佛臭は免れ得ないが、弘法の關係は南無館は薄弱で、八羽大夫の如く濃厚ではないから、容易には信從しかねる。石大夫が履歷に就ては、徳川中期遍狭の神道説勃起の石ため、佛宗佛事關係の事實は、すべて煙滅に勉められたらしいから、上記の如く八羽家が神拜石、その物を尊崇しながら、一面には神職家が眞言宗祖の恩威に發達せしを忌嫌ひて、家系中より除去せしもので、初代道光二代光俊水谷石太夫三代光信八羽助之進としてある。道光の傍書に永六定吉とあれば、永祿六年には定吉と稱したが要するに道光以前に於ては、侍童の系統が顯然たるより、前代不明ととぼけた、一策なのであらう。或人御師が御師に化けるとは、事實に於て珍でないか、それでは神佛混淆だと一疑問を發した事があつた。

歴史は意外なもので、宇治六坊の一二すら、立派な宇治の舊御師家と存立してゐるではないか、より以上語らぬ所が反て花である。抑空海が來勢事實として、右傳説以外史乘に敢見する處では、空海の自撰と傳ふる丹生大神宮儀軌に、延曆廿一年常明寺に齋宿して、毎日六時大神宮に參詣し、一千日行法の結果、皇大神宮の御徳を以て、入唐の大願を成就したとある。又著者は不明だが、永保二年常明寺別當性順書寫の高庫藏等

秘抄の中に、仁明天皇御宇承和二年春三月、吉津東仙宮院主の空海上人が、神鏡二面を、外宮多賀宮の坂下に、奉埋したとある。同宮坂の石段も、空海の考案といふ所傳もある。又舊御師内山氏が所藏に、十種神寶圖卷がある。是は同家先代正富が、正徳二年龍氏から購得の古物で、卷末の文に、伊勢の寶殿に奉納の十種神寶の圖を自寫する旨を記し、天長二年乙巳三月日入唐沙門空海と署名してある。儀軌の後段と此文章とを照合すれば、延曆廿一年は空海の初參宮で、天長二年は入唐歸朝後の御禮參りであらう。恐ながら皇大神宮鬼門の名の下に、朝熊岳の開基となり、水銀の古蹟を辿て、丹生神社の開發に盡したは、疑ふべからざる弘法の事實談である。

凡そ宗教界に關する縁起傳説には、方便の混合がある。右弘法大師の一件書類も亦然りであらう。然れども八羽石大夫にかかる、神拜石及侍童系なる事實の詳細は、同家の近親故梅谷光邦氏が、先年話された筆記に據つたのである。若し相違点があれば、異議の申立は冥府廳へ願ひたい。兎も角もかゝる歴史を有する神拜石が、路頭に放棄され、鳥獸の尿屎に汚さるゝは、宗旨違ひの老生とても、あまり快然ではない。歴史不明の過去は致し方はないが、有縁者は近き將來に於て、何とか方法を講せられたいものである。

## 十七 畫筆 一本

明治四年七月神宮大改革が施行せられ、世襲の制度は廢し、位記は返上、師職より配札は停止され、大宮司以下無官無位無產業となり、同時に家格を調査し、族籍を定め、河邊大宮司、兩宮禰宜家、權任家、内宮年寄山田三方家を、士族に、(河邊家は明治五年に、松木美彦氏は十六年に、澤田幸一郎氏は廿一年華族に列せらる。後澤田は荒木田幸一郎、泰園と改姓名)餘りの神職は悉く平民籍に下されたのである。(婦俗家は此外)然るに明治十余年頃より、他府縣の卒族連が運動の結果、士族籍に編入を傳聞じ、神都の落俗者も、此期逸すべからずと、忽ち有志を集合して、運動に着手し、關係者の連署を勧誘したのである。宇治地方の惣代は連名資格者の一人として、磯部九大夫百麟氏に面談を求め、喋喋請願の有利を説明し、連署を申込んだ。



然るに翁は更に之に應せず。惣代は協議會を開き交々來つて強請に及んだ。翁も今はと口を開き、私は明治四年師職廢止の後、磯邊九大夫の舊稱、其儘の磯邊、雅號其儘の百鱗である。加之、先年神宮の奉仕を辭任し、畫道一途に進行を勵んでゐる。他に何の希望も持たぬが百鱗式じや。子孫と雖も徒に族籍を背景にして、無爲無産業に、一生涯を過さんどせば、其れこそ大過誤大失敗なれ、この百鱗は、五十鈴川邊の畫室に、清流を友として、天然の美を親愛するが本願と、乃て机上の畫筆一本を執り、此こそ吾生命なれど。斷乎たる翁の決意に惣代は辟易して立去つた。併し彼等の運動は成功して十六年十一月に士族に編入した。その一人が顛末を翁に告げた。翁云はく人の嗜好はすきずきと、毫も神經に感じた色は見えなかつたと、云ふ事である。

翁は天保七年六月廿一日の出生、明治三十九年四月十七日死去七十一歳、幼名を鉄太郎又は愛之助といひ、竹所、花水、五瀬の別號もある。始め書を林宗林に學び、後京都に出て、長谷川玉峰に師事し、傍ら故實畫論を中林竹溪に質し、精練の結果、遂に天下の畫伯と尊重せられた。恐るべし翁が惣代者に示された、畫筆一本から産出する巨万の富は、貧乏士族等が幾千人の生活を、支へ得べき程と成つたのである。畫談に關する逸話は多々あるが、省いて置く。今一色の中村左州氏を先頭に、雨後の竹子式諸子よ、希くは翁が高尚清雅にして拜金世界を脱俗せる偉人の態度を、専ら學習されん事を切望する。左に新士族各位に關る、公達等を掲載しておく(小林の組方等は此外)

第六百三十六號

度會郡役所

其部内宇治山田之者舊神官之廉ヲ以士族編入之義願出、内務省へ及ニ稟議ニ候處、別紙大、國盛忠以下佐久目晴氏ニ至ル五拾名、士族編入可致旨、今般指令有之候條、本人總代人へ達方取計請書ヲ徵シ、可ニ差出此旨相達候事 但シ本人共願出ニハ別段指令ニ及ハス候事

明治十六年十一月十四日

三重縣令岩村定高代理  
三重縣大書記官 下山 尙印

宇治中ノ切	大國盛忠	今在	山本末能
今在家	澤瀉與禰	今在	小川地牛松 <small>○後喜俊ト改名</small>
今在家	上野重	今在	正木藤馬
浦田町	白鬚重肇	浦田町	太郎館季夫
山田中島町	喜多松若	久留町	西山次郎
中島町	一志福同	二俣	藤本重樹
浦田町	來田博親	浦田町	莊門幸直
浦田町	豐田勝算	浦田町	喜早定徳
浦田町	古森厚茂	常磐町	廣辻光春
常磐町	松室忠誠	常磐町	千萱與十郎
常磐町	山本重藏	八日市場町	大主織江
下中之郷	内山正命	下中之郷	正住平九郎
下中之郷	白米大海	下中之郷	辻はる
下中之郷	小林真中	曾禰町	幸田源内
一ノ木町	松井清爲	一ノ木町	村松行光
一ノ木町	孫福敬太郎	一ノ木町	福田興眞
宮後町	柳原力	宮後町	東吉貞
宮後町	幸田東	宮後町	松田つね



宮後町	鈴木小さい	田中町	志毛井 要
田中町	福村正衡	小木村	御巫清 白 <small>○元田中町住</small>
豊川町	山田大路元要	豊川町	中西弘繩
岩淵	中西常武	岩淵	久保倉ちか
岡本	河北與四郎	岡本	高木永敬
久留	白米滿秋	久保	松田ふさへ
岩淵	松田耕平	宮後	佐久目晴氏

◎此中佐久目氏は元來神宮家なれ共或事情にて取除され、此度志願し又松田耕平氏は後日族籍を返上せしと云

### 十八 狐源九郎

明和の頃、宇治浦田町に某大夫の家來に、狐と異名を呼ばれた男があつた。本人之を聞て怒る處か、案外に大得意で、遂に本名を源九郎、屋號を木津根と改めて、披露に及んだのである。一年主人の名代で、小林山田奉行所へ年賀の使者に參廳し、年頭順呼出の小吏が、某大夫名代木津根源九郎と大呼した。列座の諸役人何れも笑を忍んで退席した。此事忽ち廳内の高評となりて、遂に奉行の耳に達したのである。ある日内宮禰宜中川經雅神主登廳用濟の後、奉行より年賀使某大夫の名代に、木津根源九郎といふが出頭せし由、名もあらうに、木津根源九郎とはあまりではないか、土地柄不相應と存する。如何なる理由あつて然るやと、難詰された。經雅神主は、有名の學者大神宮儀式解の著者で、かゝる答辯に究する人物ではない。木津源九郎の御不當は一應は御尤なるも、古今の事例決して尠なからず、先づその一例を述べれば、山中鹿之助、中川瀬平、尙連續の甚しきは、明智日向守光秀である。近時外宮師職に、橋村主水正澄といふ者もある筈。火縁も水縁も獸類關係も、之を究むれば同一に歸し、古今之を咎めた事實を承らず、殊に山中鹿之助の如き、天下之を知らざる者なしとの明答に、奉行も反問の勢なく苦笑して座を立つたといふ

一話がある。

### 十九 共義社

本市岡本町神都靈祭會前身とも云ふべき、神宮山田教會所に買入られた動機が珍である。淨土眞宗所謂本願寺宗が、神都に説教所を設置せんと、相當由緒ある家屋の購入に腐心し、宮後町の某に據て、宮後禰宜家に交渉し、既に結約せんとした。於是神宮教會側は之に反し、某を説服し、遂に破約せしめ、之を購入して、多少の修繕を加へたのである。今日より見れば、兒戯に類する感があるが、明治初年の人情に立戻て考ふれば、有理の事と云はざるを得ずである。如何とならば、從來神都の地は宗教上にも特種の事情が有て、本願寺宗と、法華宗即ち日蓮宗の二宗は、自然的禁宗の状態で、牛谷の牢屋拜田の牢屋には、門徒の寺堂はあつたが、是れは公然の社寺帳には取除かれてあつた。かゝる理由から神都有望の地に、此等の宗が活動されてはと、從來の關係上神宮教會側始め市民が、之を忌避したは、その情實上止むを得ざるに出づる事と推測する。然して教會側は山田教會地内に相對して、南面に祖靈舎を新築し其後邊に（現今招魂碑の處）同神風講社取扱所をも設置した。當時の岡本といへば、内外宮參詣の直道で、山田目抜き（目抜き）の場所であつた。之を利用して明治十一年共義社を開設し旅行の困難者を救助し、又は病者に醫藥の資を與へ、保護の道頗る至れりである。前談の古市四大樓の大茶釜を此場所に据え附けて接待の用に供した。既に社會周知の如く、伊勢御蔭參の起るや、必らず神都の有志は、施行宿と稱して、無料宿泊は勿論、施行馬、施行駕、施行杖、施行笠、施行わらじ等無代價で給興の社會奉仕は、いつの昔からか、決行されてゐる。

共義社と御蔭參とは臨時と常設との差別は無論あるが、其意向は同一の博愛主義に歸着する。現今は警察署内に人事相談所があり、佛教團に淨濟會があり、其他にも夫々社會民衆に對して、保護の機關が不充分ながら設けられてゐるから、參宮者も不安はない筈である。然るに維新後年尙淺くして新天地の事物に慣知せざる世の中、殊に汽車電車の便利もなく、人力車の力によらざれば、杖と草鞋懸けで、一日を十里と定め、若



し廿里も徒歩せば、忽ちぐひんさん、即ち天狗殿の命名式が行はるゝ状況であつた。かゝる時代に於て山田大路元安氏等長袖神役人の身を以て、社會奉仕の第一着共義社を開設せしは、大手柄として後世に傳ふべきである。現今神都佛教奉仕團の活動と相應じて神道側も何とか一奮發されては如何、ちと長い共義社出願書類の寫を左に掲記しておく。

奉願上二口上

御管内第一區宇治山田は、大神宮御鎮座の地にして、毎年諸府縣下より參拜する人若干万を以て數ふ、而して其中一月より四月に至る、最も群參雜沓を極め、動すれば止宿に困難す、就中抜け参りと稱するもの十五未滿の幼男女にして、參拜するもの又若干、旅費を携帶するも、道中盜難或は疾病に罹り、費金を亡失するなどの如きは、到底舍りを求むるを得ずして、徹夜行旅し、甚しきに至つては路頭に寢臥す、飢餓も亦推知せられ候、此等の輩は、方今夫々御保護之道相立ち、敢て私共より注意に、不及筋に有之候得共、偶々御鎮座の地に來り、右等の爲に安眠するを得ず、冥々に貴重の人命を損害する尠ならず、實に憫然の至と、年來願慮仕候に付、今回第一神風講社中の有志連署のもの申合、別紙の金員を同社に貯積せしに付、利子金を以將來前途の困難者をして、無料に施宿爲し致度候得共、未だ資金の充實ならずして、多員を紹介する事難一行届に依て、自今各府縣下に開設せる、同講社社員を限り施宿仕度、同志者を共義社と名け、宿舍を假に度會郡山田岡本町神風講社扱所に施設仕度、蒙一允許候上は、渾て御制則に遵奉可仕候、依て概算施宿入の定員並定規書相添、此段奉願候也

第一神風神社有志總代

度會郡第一區宇治組山田一志久保町

島田長兵衛印

同郡同區宇治中之切町

山口肇印

同郡同區山田組山田中島町

野村四郎兵衛印

同郡同區同町

山畑利兵衛印

同郡同區岡本町

片岡善兵衛印

同郡同區宇治古市町

山田千束印

飯高郡第九區松坂組中町當時度會郡第一區

宇治組宇治古市町寄留

大高傳次印

度會郡第一區宇治組山田豊川町

山田大路元安印

三重縣令岩村定高殿

前書之通出願候に付、奥書進達仕候也

第壹區宇治組

戶長 的場 穀印

朱書、書面願之趣聽屈候條、明治十年天甲第五十二號布達、旅籠屋取締規則第三條ヨリ第七條迄ヲ遵守シ、不取締之儀無之様可致事



明治十一年十一月十二日

三 重 縣 印

## 二十 勅書 一件

文久年中の勅書一件は、神都騒動の一として、計上さる、大事件であつた。其原因は宮司家、神宮家、年寄三方家、三角形の位置権力の争ひが、中途より宮司は傍觀の位置に逃れ、神宮對年寄三方の大事論となつたと推定さる。攘夷論に徳川幕府は弱音を吹き、一日延しの拙策を付込むに、勤王倒幕の志士は、暴戻の政府と罵り、過去三百年の權勢も、忽ち地に墮ち、公武御合体の策略は無効に歸し、天下騒然大平の夢は破れて、四民不安の衢に起臥する、世態となつた。常世の敷波の寄來國、弓矢鞞音不聞國と、御鎮座あらせられた我神都も、忽ち神代式は一變し、攘夷祈願の勅使派遣があるやら、二見今一色等へ、砲台が築置されるやら、山田原に陣屋が出来るやら、両大神宮内外の警備は云ふ迄も無く、禁じに禁じた、神人等迄に、武術の習練、尾州藩か神宮警備の重任に當つて、兵隊をくり出し、フランス舊式のデンデコデンの調練で、大道をも狭ばしと威張る士等の舉動は、可なり乱暴であつたと云ふ噂迄も立つた。此の形勢を察知せる内宮年寄山田三方黨は、時機逸すべからずと、有志輩密議の結果、京都へ建白書を捧呈した。其内容は神宮御警備を名として、神官の權力を削ぎ、年寄三方が神宮の支配權をも、我掌中に握らんとする策であつたらしい。依て彼の惣代は京都に往來して、要路に交際を結び、百方運動の結果、豫ての素願を實行し、文久三年五月（此の年月は内宮禰宜年表の加筆による）宇治年寄惣代浦田織部、山田三方惣代福島大夫等、勅書を奉して歸勢すると稱し、先拂ひ立具足で威風堂々と神都に乗り込み、即ち勅書の寫を謹製して、各師職家以上の家格者に拜覽せしめ、暗々裏に年寄三方家の權威を指示したのである。之を耳にしたる神宮側の憤怒極度に達し、即日惣代は山田滯在の宣命勅使柳原副使橋本兩公の邸に候して右の一條を陳訴に及んだ。勅使は年寄三方に對して、勅書の拜覽を達せられた。之を拜覽された兩使は、是は御汰沙書にして勅書には

あらず、然るを猥りに勅書と稱して、誇大なる儀を申立て、不都合千万なりと、忽ち大眼玉を頂戴し、狼狽一方ならず、今般京都伊勢間に於ける各驛々へ、勅書に對する取扱をなせしめた、不都合を謝し、特使を發して取消の運動やら何やらで、漸く一件は事済となつたが、かゝる御汰沙書が存在するに於ては、神宮權能の侵害甚しきものとし、竊に神宮側より運動する所あり、兩宮禰宜の上洛を命せられた。乃て勅喚に應じ内宮四禰宜蘭田守宣、外宮二禰宜檜垣貞董兩禰宜神宮側代表者として、同年七月廿四日發途上洛した。年寄三方黨も亦これに對抗の準備に盡し、京都の裁決を仰かんとした。時偶ま八月十八日禁闕守衛毛利家擯斥事件勃發のため禁裡内外の騷擾恰も鼎の沸くが如く、遂に勅裁を受けずして歸勢したのである。然れ共神宮側陳訴の條を容れられ、先般御下附の御沙汰書は、某公の御預りとなり、御沙汰書改正の事に落着いたといふ事だ。司家雜事記に祭主家雜掌宛の玄米御奉納請書の末に、蟄居二人遠慮一人申付た事が詳記してある。此く處罰者が年寄三方黨中にありとすれば、つまり神宮側の勝利に歸した譯である。尤も本件は事件が事件だから、顛末を詳記せる書類記録が乏しく、淺學の老生或は不穿鑿の嫌ひは免れないが、老生としては力の及び限り勞を惜まなかつた、つもりである。且又本件表面の事實は、右の如くだが、その中心人物が裏面に借伏して、豫想外の大活動轉轉後家が引合に出る一幕もある。興味深き物語は下の如くである。

文久一件の落着が發表された時、市民は種々の評を立て裏屋の小供等が

智慧のくらしいは、何よりつらい、云々

と謠ふた。老生には何の意義とも解し兼ねるから、上句丈を掲げておく。却說本件裏面の大立物、所謂中心人物は檜林昌健といふ蘭法醫者である。遠慮なく彼の性來を紹介すれば、門徒宗の談義坊主が還俗して、島原藩に投じ、又浪人ともなり、大法螺を吹立て、來勢し、尾上町旅館松島屋善兵衛方の一室に陣取り、京都勤王志士に知己ありと稱し、文久初年より屢都門に來往し、京都の内情を勢地に通報せんと約し、神宮側も年寄三方黨も、之に據て、利益を得んと計畫したのである。然るに昌健神宮使に對して、失態ありしが爲め、神宮側は彼の握手を斷つた。爾後昌健は年寄三方の後援となり、神宮御警備の一條より建白書をも呈上し、又



は要路に説いて、遂に御沙汰書拜受の好果を収めた。彼が地方行政の大功人として、尊崇せられんどの理想は、短期にして根本的に破壊され、所謂百日の説教屁一つの失敗に歸したは、遺憾千万であらうと憶測する。先し是昌健は何故有てか、姓名を本多彌八と改めた。身体頗る長大且つ肥満した多血性の人物で、常に眼疾を口にし總髪で、前髪をおろした。又夙に人知れず旅館松島屋の後家某と關係し交情愈濃厚となり、一時は高評と傳へらる。現代ならば三面記事の材料には、無論及第する、當時流行のヨサコヒ節、

醫者の前髪、わけてはゆわぬ、なせに松しま、前とつた、  
醫者の松しま、前髪とつた、後家に迷て、前とつた、

松島旅館附近にも、このヨサコヒ節を謠ふ聲が賑ふてあつた。之を聞知した彌八は大に怒て群童を叱し、竟に町會所に届出て、かゝる放歌の取締方を嚴談に及んだ。然るに上述の失敗よりすべてが一睡の夢と化し去て、神都に滑稽の種子を遺した。愈出て愈奇なる昌健老が最末の一段であつた。

因に勅書一件たるや、神宮側と宇治年寄山田三方側との權勢争ひには相違はないが、之を要するに共に神宮に對し奉る至誠の發露に因るものと、觀るべく、其行爲は別として、其意向は諒とするに足るべきものと確信する。

## 二十一 嶋屋の番頭

我が三重縣には意外に貨座敷が多い。一時は五十餘ヶ所と聞いたかと記憶してゐる。尤も著名なるは本市の長峯で、壽永没落の流が慶長元和に發展し、竟にその第一流を占めたが、明治維新によりその五年十一月遊女商買被差止一たを翌年に至り度會縣より、遊女の儀は、其親承知の上鑑札を出願し、從來の客屋を貨座敷制度に改めて、免許し忽ちモトノモクアンと成つた譯である。が爾後人身賣買の蠻制とは軌道を異にする感がある。或時代は此の女軍の活動力偉大にして、參宮客三分の一は必らず征服されたと云ふ話もある。然るに奇を好む人情からか、將又他に想像以外の事情ありてか、其邊は一寸不明だが、古市の花街より山田

市中に迄、右と反對の男色が流行し、往々賣春婦と衝突した記事もある。凡そ人類は天然自然を尊重するかと觀するに、案外不天然不自然が社會に歡迎さるゝ。高齢の老ボレが若かへり法に熱中したり、貴族の令嬢が自動車の運轉手と、自由結婚を發表したり、文才女が愛人とかの名義で、情死を企てたり、實に不天然不自然を愛戀する、變態心理は不審千万である。してみれば女人界に高野主義の流行したのも、決して無理はと斷言しかぬる。明治初年には尙此昔語が遂行せられたものか、新律網令に條目が在つた様に記憶する。抑男色専門野郎の起原沿革は、喜遊笑覽、三才圖繪等に詳述し、今之を辯する必要もないが、久志本氏の日本國風には男色の起原に續日本紀、天平寶字元年の記事を掲げ、其末段に空海の徒を始なりと云は、失考なり、況んや最澄(傳教大師)の徒も美男子を愛す、何ぞ空海が徒に限ん、又尊卑分脈に○○○御寵童犬丸の事があるを引証してある。他の地方は暫く置き神聖なる吾市にも、左の一條がある。寛文初年頃の發刊伊勢道中日記に

あいの山のかいたうよりは、右の方にねふり地藏とて、たけき石佛の地藏堂有り、此堂の右にいつきのしるしの松とて有、此齋といひし少年は、みめかたち人に勝れ、心言葉のみやびも、おぼろげならぬ歌舞伎子也、なにがしとやらん云し知音男を一人もてり、生死病死ためなき世の習ひにて、彼男に先立侍りければ、歎きて、殖置し塚するしの松とかや、年もやうくふりぬれば、今は此く名木ともなりぬ

と記せり。此則男色の關係上、齋の墳墓に松樹を殖えて、哀別の熱涙を灑ひ、たのであらう。偕此齋といふ名に依て、恐多くも彼の齋王倭姫命の御陵ならんと、去る明治十一年頃、中之町住表具師佐竹某が有志二三名と樹下を發掘して、石棺を搜索した事實が、御巫清直翁の尾上御陵祀原の細註に見えてゐる、間違へは間違ふものだ、實に○○○も程度があるではないか。齋の松の一件は此のみだが、下村朝可が寶永年間より元文中迄の、古市の雜記中、うさみや茶汲女の服裝を記した末に、其比は野郎來れば、外の家にては、茶屋女うなごて、みゆ、字きみ屋にては、野郎うて、見べしと也、野郎はやりて、伊勢へは給金なしに、行へしといひて來る。○中略 其後野郎もはやらねば云々とあるにても、他方の野郎迄が侵入して、長峯界を荒らした事



實は明瞭である。此の弊流を繼續した嗜好者の御大が、所謂嶋屋の番頭で〇〇タンヨ、の童謡が三四十年前迄存在してゐた。

## 二十二 弓矢の昔語

頼山陽の日本外史を繙き、海内皆兵を讀んだ少年時代には、至極御尤と強い感じを起した者も、愈々徵兵適齡れば、動もすれば忌避を企る者がある。資産家や、學者界に、此種の人物が反て多々と聞て驚き入る。我は古來長袖と稱せられ、自からも之を甘んじて、社會と没交渉を、長袖の本領と誤解し得意然たるものどなく無い。抑長袖とは、何時代からの通語かと調査するに、決して古代からのものでは無く、僅に二百年神都前後に御師狀に一二散見する迄で、一時の感言が、御都合主義で、使用されたと想像する。既往時代に於か尠ける、我神都市民が勇武に富んでイザと云は、人後に落ちざる活氣は、垂仁天皇の御宇御鎮座の功臣度會氏の祖先大神主大若子命の弟乙芳子命は、神功皇后の韓國遠征軍に従ひ、鳴鏑矢を奉獻して奇功を奏し、豊大閣朝鮮の役には御師神宮の神木を捧持して彼國に渡り、神威を海外に輝かした事實は、弘安年中通海參詣記、山田古文書集等に散見する。此他内國の軍族に至つては、其事例枚舉に遑あらずである。然るに徳川幕府一度政權を掌握するや、士分以外には武備武藝一切を禁止し、殊に神都の士民に對しては、神官神職神民の名目の下に、武事を慎ましめ、從來の帶刀をさへ制禁して反對され、竟に奉行が大味噲をつけた、著名なる元和帶刀一件がある。一時の背景を頼むで極端なる、壓迫を加へては何事も反抗者が現はれ、根本的に顛覆さるゝ事になる。當局者は深重に留意すべき要点と信する。却說神都中古の状態を顧るに、文事も盛なれば武事も盛んで、弘安年中の選と傳ふる現今徵古館所藏新名所歌合繪題櫻木里の圖に、御殿様式の建造物があり、其廓内には射場を構へ、大的をかけ、烏帽子裝束の神官らしき人、法衣を纏ひ念珠を手にする僧侶、又は垂髮水干の童形等、交々弓術を練習する所が見えてある。此れは是れ當時の寫真で、弓矢は現代の大砲小銃に比すべく、乃ち武器の使用法を研究するので所ある。一時の遊技と云へば云ふものゝ、イザ開戦の幕開

きとならば、忽ち射術練磨の腕力に敵軍を惱すに、躊躇せざるの願備である。前田光明寺の古記中に正安二年の記事がある。其の概略は宇治郷土村松尾諸村の弓會を始め、郷々村々に弓の會合が盛んであつた。右の尾崎村風流の兵士等が、鎧の表帶に、大般若藏經の箱の緒を取て使用し、散々に切損し、剩へ其中の一筋を紛失せしめた。之を長祐長遍等の所爲とて、被害者から窃盜暴乱の訴訟を提出せんとした。

長遍は己が鎧の表帶に乱用せし始末を告白し、謝罪で事済と成つた。被害の寺名は不明且つ、箱の緒には關係は無いが、當時諸郷村迄が弓會合の流行して、武事に熱中せる情態が立證されてゐる。吉野朝に至ては勤王黨の神官及土民は、甲冑を着し劔戟を帶して、名譽の戦死もすれば、重傷をも負んだであらう。贈正三位度會家行神主の如きは、其統領である。文明前後に亘つては殺氣愈増進し、私事の論争にも、尙劍に訴へた。文明兵乱記、中島軍記等の諸書に物語るが如くである。徳川幕府は政略の一として四民の分別を確立し、士分に属するに武事を以てし、他は一切禁壓し、マサカの時には御武家様次第で、商工農民は、手も足も出ない様の策略を施行したのであるらしい。併しながら、神宮大宮司禰宜等の乗馬は、禁制區域外で、神事式禮にも乗馬した、形跡がある。岩淵氏の鶴翁隨筆に、大宮司などは、微祿ながら馬飼玉ひて、万治中内宮御炎上の時、大宮司精長朝臣、はだか馬にて駈付玉ひしとぞ申傳へける、神宮の御田祭、大司の離宮院の春日社參には、今も乗馬の例なりと、記してある。最近文久年間攘夷一件の勃起するや、一般に武を奨勵し、神官は乗馬弓術柔道やら、僧侶は歸俗して、黒色のズボン、マンテル早替りの藝當、是れは遂に滑稽に終つたが、兎も角も維新前後に現實した、神都士民の忠勇義心は、非常なもので有つた。温厚君子の名ある、神學者井阪徳辰氏の如きも、神境防夷を著作して、神都防衛に關する武備を詳述した。其内容を露骨に云は、小供合戦の昔話式だが、隱君子の井阪氏迄が、是著あるを見ても、一般市民の對外思想と、勇武の勃起はたいしたもので有つた。山口起業氏の藤園聞見録に左の見聞が記してある。實地だから頗る珍である。

渡邊肥後守殿山田奉行ノ時馬ニ乗ル事ヲ許サル、坂社ノ裏ノ所へ馬場ヲツクリテ札一枚五分宛ニテ乗ラシメタリ、毎日落馬スルモノアリトテ見物群集セリトツ、余ハ亦タ見ニユカサル中ニ止メタリ、凡六十日ハ



カリナリ、三方人ノ家ニ大分馬ヲ飼ヒタル家多シ一年ハカリニテ入用何カニテミナヤミタリ。  
山口丹波守殿山田奉行時神職ノモノ武藝稽古許セサレ弓鎗長刀劔法鉈術等盛リニ行ハレテ諸處ニ稽古場アリタリ、一年ニテ皆ヤミタリ、二年ニテ弓術ハヤミタリ、其中鐵鉈ハ御上覽アリタリ。  
併し右に示す所は山口氏の見聞の主要で、禰宜家の二三は勿論御師家にも春木大夫の如きは、大金を投して立浪と號せる月毛の名馬を購ひ、明治維新後之を飼養した。亡父偉彦も夙ニ乘馬を飼養して、橋本知事や射和の竹川竹齋君等と時々遠乗に出かける事を記憶してゐる。

## 二十三 藏田又五郎

老生が壯年時代迄は、當市宮後町櫻土橋附近現伊勢朝報社前鐵道踏切より東南方に、藏田太夫と云ふ太夫があつた。此家は上杉家の御師で、所藏の古文書によると、普通の師壇關係では無かつたらしい。それは同家の一代藏田源太郎氏が、幼年の時代、寛永十八年に山田奉行石川大隅守へ、上杉家より源太郎儀は、幼少の者に有之まゝ、萬事頼込むとの依頼狀に、二百目掛の生蠟燭五百挺を添て、之れを贈り、又一代紀伊氏の時には、景勝公が出征中、陣小屋の木屑に、和歌を書いて、之を藏田家に給ひ、鉈屑の和歌と稱して大切に秘藏していた。上杉家が越後に在城の時代には、千石を附せられたが、同家が十五万石に減祿の後百五十石になつたとの所傳がある。さて其一代なる藏田又五郎は、神職に稀なる氣骨者で豊太閤の出征軍に従ひ、伊勢の神木を捧持し主従三人朝鮮に航海したのである。

越後宰相の御師に藏田又五郎と申入、上下三人無相違可有海上候、爲其切手相添申候以上

六月廿七日

泉津河内守久秀印

所々御船奉行御中

參人々

右の如く、當時の船切手が藏田家に存在せる趣が、山田古文書集及宮川雜記にも載せてある。神木に就て少しく話してみたい。神木とは讀んで字の如く、神様の御木と云ふに、相違はないが、意義が二つになる。其一は神の憑依する靈木、其二は宮社の老樹名木で、彼の王朝時代に、奈良の社僧等が春日の神木を奉じて、禁闕を犯し奉つたといふ、神木は、第一義に属し、藏田又五郎主が征韓軍に捧持せしも、大小こそあれ、同一である。又外宮にては清盛楠百枝杉千枝杉の類、内宮にては百枝松宿木櫻七本楠の類が、輒ち老樹名木の意を表示せる第二義の神木と稱すべきである。然し此種にも注連を張り忌垣を造れば、忽ち第一義の神木化してある者は其前に低頭百拜、祈願を持込み、神社に對する觀念と異なる處なく、竟にはかのお三婦さんの洞の如くなる。偕又明治四年神宮改革前、各師職が拜受して、その代官等が檀廻の際、捧持せし神木は、如何なる御物かと云ふに意義に於ては前陳の通りで、物質は御山の榊の枝で、別に細少の包が詰付けてあつた。之を神灰と號け、神木と各々に授與せし等のものだから、後世に到ては便宜に、神木の榊に結び付たのである。然して神木は毎年旅立報告參宮をなし、其歸路宮人より之を拜受して、各地方へ御祓大麻頒布に出張する例規なのであつた。宮司公文抄の中には、神宮使が神木を帶して、滞納神税の徴收に派出した事實もある。又足利時代に在つては、神木神灰を以て、神宮に不利の行爲ある不敬漢調伏の記事も氏經引付等に散見する。鎌倉の記録東鑑に伊勢の神宮が榊を持ちて、幕府に詣り、頼朝公に會見の顛末も明らかである。してみると神木は、古來伊勢大神宮神威發動の靈串にして、或時は祈禱調伏に使用し、或時は單に神宮使の信符として、携帶せしものであらう。上述の藏田氏が航海術は未開戰爭具は不完備なる、豊臣の時代に於てすら海外に出征し、大神宮の神木を振立て、乱軍死生の間に出没し、百萬の貔貅を征服したる、膽勇と信仰は〇〇白衣神官の企て及ぶべからざる處である。神は禰宜の計らいとの諺も馬鹿にはならぬ。斯く云はゞ、神木は局部神主連の上にこそ説べけれ、吾人には一切無關係の寢言と斥けらる〇〇者もあらうが。苟も神都に生息する民衆は、一本の神木一擧の神灰を以て、天下の信仰を輯め、神德に依て彼八道を風靡せしめた、各家祖先の大勇氣と、大活動とを、時代化して、各方向に利用するが後繼者の義務ではあるまいか、より以



上は〇〇部内に侵入の恐れがあるから、遺憾ながら口を閉ぢておく。

## 二十四 思庵の老婆

蜀山人が古市の句に

古市と、聞てもくさき、尾部坂、ねりべいなれば、仁王門前

ねりべいとは、當時倭町常明寺の練塀と、同町客屋の異名とで、又仁王門前とは、同寺の仁王門の壯觀を賞して句ふの縁語に謠ふたのである。蜀山が伊勢參宮時代の常明寺門前町テラシ店が古市中之地藏町を凌駕する盛況であつたといふ事は、既に正編に叙へたる如くである。その練塀の町内に思庵亭と稱する小料理屋が殊に繁昌し、長峯上りの粹客の大半は必ず一休したといふ事だ。然して思庵の意義が頗る珍で、日夕來集の遊野郎が、先づ小酌を試み、然後決戦の方向を定むる謂である。近年迄岡本町小田橋附近の北側に、底人といふ小料理店もあつた。是も長峯通ひが底入の一杯を閑食して、出陣準備處の名稱だと、由縁を聞けば有難である。今は思庵も底人も必要を認められず、跡さへ絶えた。直樓思庵や底入の興廢には、關係はないが、語らんと欲する處は、思庵老婆の逸話なのである。正編古市の條に聊か述べたが、より以上後世に傳ふべきものがある。老婆はおなると稱し岩淵二頭太夫の手代野村儀右衛門の母で即ち其性來は不明だが、固より名門の生立ちではないらしい。併しながら彼が家業上に盡せる手腕は拔群で、時に取つては自から酒間に奔走して十八番の

ゆこか古市、かへろか山田、こゝがシアンの間の山

と謠ひつ舞ひつ酔たるが如く、醒めたるが如く、忽ち満座の客人は煙に巻かれたと云ふ話だ。今尙彼地の古老は練塀の中心人物はおなるさんで、門前町テラシの光りは、全く老婆の光りだつたと云ふてゐる。然るに一面では商賣出精と娼業保護者、それ以外は皆無といふが、事實決して左に非ずで、家業とは正反對の精神家で敬神尊王の篤志者、両宮へ日參しては、安國の祈禱を捧げ、幕末攘夷論の勃興するや、國難排除の立願を發し、又

盛んに海防の必要を論じ、両宮禰宜等の里亭に迄來往出入して、國家多事の秋に際し、安然として齋居にのみ、日時を空過さるゝは、その職責を盡さるる誇りあり、希くは國家の御爲に、大神宮に祈りて、ふりかゝれる國難救助に當り玉へと、或時は和歌を詠じて之を諷刺し、或時は長上に直接の談判を試み、遂にがりかり婆の異名迄も授つた。彼は常に人に語つて曰く、弘安年中の神風は、伊勢大神宮及大小神祇の御異靈には相違ないが、其の原因は天皇及執政者國民が、憂國の至誠である。當時時宗朝臣なかりせば、如何なる國辱をうくるとも知るべからず。生神様だと朝臣が果斷の處置を、頻りに贊嘆してゐたこの話もある。又彼は俗界に成長しながら、風雅の道をも嗜み、既に萬延六年發刊松杉和歌集雜部に鳴女として尾部關伽井の題詠が載せてある。我所藏の短冊に

おふ阪の、關の戸かたく、まもるとも、岩根を傳ふ、清水もれきて

無題だが、國防の意味らしい。(正編練塀の條に嘉永年間死没とせしは文久年間の誤記、)彼が各方面に顯はれたる愛國心は、いかにも感服の他はない。明治大帝神宮に御親謁の際三重縣廳が、先賢遺芳編輯につきて、老生が福地市長と談し古市千束屋りと女の傳を提出したに對し、ある當局から客屋の婆さんだから世評を憚る。一考してくれとの事で、多羅尾市書記が係で、其内通をうけた、依て老生は賤業を營んだ女性だから、却て牛谷坂開鑿の大功を賞せねばならぬと、利害を力説して、遂に先賢中の人と成つたことがある。併し提出の事實より甚短文で遺憾千万である。思庵老婆に於ても、或は右と同一の感想ある、頭の古い人物もあ諺に云ふ、貧家の一燈で、責任ある上輩の爲すべきが爲し、盡すべきが盡すは、當然の事だ、何の感じも起らん、らいよく反省し給へ。

## 二十五 大鮭の干魚

寶永年間宇治大國家の末子に、大國右近といふ豪膽者があつた。下級師職の收入は、迎も一家の生計を充足する譯にはゆかぬ。況んや子弟に於てをやである。右近もその一類で、別家別戸の希望は有ても、迎も不可能



に歸るは火を見るの如くである。かゝる事情で後には一身の生活にさへ、差支を生ずる境遇に陥つた。故に止むを得ず魚商となり、日々志摩地方に來往して、河崎の市場に魚類を鬻ぎ、微々たる生計に一兩年を過したるのである。或日少利あるを幸に、某島に赴き、夥しく大鯨の干魚を買入れ、荷て歸らんとせしに、重量に堪へざれば、悉くその首を除去し、例の如く河崎の魚市に出し大利を得んとした、豈に圖らんや、群衆之を視て、その干魚の肥大なるに歓迎はするが、首なしではと更に買手が無い。右近如何なる理由と、詰問するに、鯨の干魚の首なしは、切腹最後の膳先は必らず此くすると聞いてゐる。又吾神都に於ても、拜田牛谷等に入牢の罪人が、愈死刑が決定して處刑の朝飯には、必らず膳先に首なしの鯨子をつける獄則だといふ。依て此の如き凶魚は誰が求むる者かと、口々に罵詈した。右近は如何ともする能はず、中心決する處ありけむ、かの荷ひ來つた大鯨の干魚を、片端から溝中へ投込み、宮川方面さして立去つた。而して右近は些少の路金を命の糧と、悠悠東海道に出て十余日を経て、江戸に達し、或劇場(淺草市村座ともいふ)の下僕となり、身上のすべてを忘れて、日夜立働いたが、運命未だ來らず、時々は人生浮泡の如き中にあつて、功名富貴將に何する者ぞ、人生白露の如く、朝にして夕べを待たざるに何を苦しむでか、跼脊たらむと、不平を獨言した折もあつた。或日開場大入の盛況寸地もなき大混雜の真最中、觀客の一部に爭論が起り、遂に白刃を交へ、血花を散らして、忽ち修羅の衢と化した。老幼婦女は泣き叫んで、救を求むる聲、場の内外に響き渡つた。場主の訴に依て、幕吏は捕手若干人を引率して來り、先づ木戸口を閉鎖せしめ、關係者を捕縛し、尙連累者搜索のためと、觀覽人も悉く取調ぶる事となつたのである。そら大變事とさくもあへず右近は、危険を犯して場内に踊り入り、老幼婦人の救策を講せんとする刹那、袂に取り絶て、何事かを哀訴する者がある。注視すれば、妙齡美人の一群、妾等は細川家の者、今日微行で觀覽に參りました、然るにかゝる出來事、若し一幕吏の取調にあひ、姓名を告白せば、事甚だ面倒となり、災害の及ぶ所妾等一身に止まらず、何卒貴下の方策に依りて場外に逃れ出づべく迫る危急を助け給へと、涙ながらに懇請したのである。右近謂らく、吾既にかゝる賤しき劇場の下僕に迄墮落せし上は、長生するも何の快樂かあらん、一死素より易し、死の法又多し、毒を仰

ぐも可なり、劔に伏するも亦可なり、我はそれ何をか擇ばん、大丈夫骨を馬革に包む能はざるも、豈徒爲にして死すべけんや、性來の大膽物ヨシと女性等を場内より救ひ出して裏口の板塀を破り、人知れず外へ押し出した。右近が幕吏の申渡しを犯せし右の活動に由て、處刑せられんとすの豫期は、裏切られ、その翌日細川家より一通の招状が到來し、即時出頭せしに、昨夕觀劇の女臈は、當家大切の御方なるにより、其方の忠勤を賞し、金若干兩を下賜する旨を申渡し、且つ爾後當邸の出仕を許すとの恩命に接した。爾後數年間同邸に仕事したが、或日その身の來歴を告白して、資金若干兩を賜ひ、祈禱所を伊勢の舊里に建築し、師檀の契約をも結び、嚴然たる師職となりて、生涯の安定を立てたといふ運命談である。

## 二十六 僥倖者刑部

元祿年中とか、當市常磐町上之久保、松尾豊前次郎太夫といふ師職の家來に、同町(一説に並木町)居住の桶屋藤左衛門といふ異人物があつた。時々同僚に語つて、苟も人間と此世に生れた上は、二本指の武士たらずんば、如何なる豪農豪商とて之に對しては更に威權はない。よく考へてみれば、天皇陛下や皇族方の御上は格別、徳川將軍以下悉く臣下で、同じく日本國民である。故にたとひその系圖ばかりが立派だとして、全部の信用は出來かぬ。岡崎橋上に露臥の小僧が、後には殿下海のお頭が、終にはお殿様とはあきれ果てた始末だ。吾も今は伊勢小師職の御祓配りの手代だが、若しも時運到來して、一朝風雲に乗じたらんには、山田奉行如き小役人は、膝前に呼びつけて伏拜せしむるは、朝飯前の仕事と、大氣焔万丈當るべからざるである。同僚は彼の放言の災害を生せんことを懼れ、屢注意すれども聞かず。竟には精神病者と度外視するに至つた。藤左衛門豫てより大志を立てんとするには、財産を作るに如かずと、多年貯蓄に困苦盡精し、其の幾分を舍弟に附して、家名を襲はしめ、自からは主家と主従の關係をも絶ち、江戸に移住して、機會を窺ふ折しもあれ、旗下株を密々賣買するとき、百方運動の結果、多大の金員を投じて、之を購ひ、西田刑部と改め、旗下士分に列した。故に時々城中へも出入し、尙出身の時機を俟てるに、一年將軍綱吉公御能の衣裳方を奉仕し



て、褒詞を蒙り、爾後城中に近侍する身となつた。無<sub>レ</sub>幾して、將軍大患にかゝらせられたを好機と、刑部は日夜看護に寢食を忘れて盡精せしが、幸に醫藥の効驗有つて平治せられた。將軍大に彼が忠勤を褒賞せられ、大名になすべき旨を、老中に達せられた。老中評議の結果、假令將軍家の台命なればとて、國家に功勞なき刑部とやらを、一躍諸侯に列せしむるは、法の許さざる處と、決議の次第を上申に及んだ。然るに將軍、予が大患の時に當つて、日夜枕頭を去らず看護の勤勞振は、他日國家事ある時に及んで、必らず盡すべき忠義心の、あらはるゝを立證するのである。假令國法を曲ても一城の主に取立つべしと、鶴の一聲に意外の僥倖を得て、間部下總守と名乗越前鯉江城に入りて豫言を實行した。依つて使者に一書を携帶せしめ、伊勢なる舊主松尾家に通報せしめ、江戸の屋敷に松尾次郎太夫を招き、更めて師檀となり、五百石の神領寄進の狀を授けんとした。然るに次郎大夫江戸對面に當つて、例の舊式で、依然主従の應答振りに、下總大に怒り、次郎は禮儀をも知らぬ愚物也と、之を排斥し年々御祓の拜受と、少分の寄進を與ふるに事畢つたと傳ふ。眞偽は不判然だが、人の語るまゝを記しておく、綱吉公の御治世なれば、万事寛活なりと云へば、有まじきことも非ずと、下村尾山が雜話集に慨記してゐる。實に下村氏の言の如く、從來間部の一件は、山田長政の談と同系統の戲傳らしいとの疑問がある。併し長政は同人成立が不明だから、山田といふ名に因つて、伊勢山田の出生と速断したらしいが、彼れと此れとは同一には論定されぬ点がある。且又徳川時代即ち專制の過去には、かゝる私事が國家的の功勞と認めらるゝ例證は多々である。徳川家は代々將軍の宣下を蒙り、所謂征夷大將軍で勅命を奉ずる、武將のお頭だが、内容に至つては、恐ながら京都以上の驕奢もし、又は權威も弄した事だ。試に一例を云はゞ、我神都に毎年徳川將軍の代參があつて、高家衆が之を勤め御代參と呼んだ、近年の例では正月十八日に、本町の徳川家御師春木大夫の邸宅内なる、徳川家の大門を開かせて、大立關より奥座敷に入り、十九日午前に參拜、宇治御師山本大夫宅にて中飯、飯後外宮に參拜、春木家に歸邸の上、更に小侯驛の本陣まで立ち越す例であつた。然して御師等が御代參奉迎滯田中警戒の如き、頗る嚴重で、全市一切の焚火を禁止し、湯屋の如きは、何等の名義を以てするも、之を許さず。若し此の期間に於て失火の

者は、忽ち闕所、(闕所とは家屋及財産の全部を沒收せられ、其身は神領外に放逐)の嚴科に問はねばならぬ。加之御代參に附従の奴等が、近所隣の婦人に戯れ、或は商家に入りて、遂に失言とか無禮とかを名として、グヅリ込には、何れも閉口した。老生の舊宅は、徳川御師春木大夫家と隔壁で被害が多かつたそうである。曾て祖母の話がコーである。一年御代參が隣家春木大夫に到着の夕に、奴等が隔ての練塀の上から頭を出し、吾家の勝手所にある下婢に何か詞をかけた、下婢はフト彼方を見ると、奴が大口を開いて舌を出した、下婢は思はず笑つたが、忽ち奴の大頭は塀の内に隠れた。一時たゞずに、奴のお頭分が各二三人を引率して、當家の召使の者が、先刻將軍家御代參の御供人を冷笑して、無禮を働いたと、卷舌で大談判を持込み、遂に酒代の強求に、無益の散財した事があつた。後難を怖れて隣家と隔ての練塀を五寸高く改造した。此塀の高きは即ち舌出し騒動の結果だと、長々聞かれた事を記憶してゐる。之に反して神宮神嘗祭御參向の勅使の様は、如何にと云ふに、明治維新の氣運稍熟してよりは、大に改良せられたが、その以前に於ける、不待遇は、云ふに忍びざる程で有つた。御旅館さへも一定せず、大宮司家は成るべく、神宮に斡旋を乞ひ、甲乙の師職家に頼みて、一時の辨用に充てた事例がある。田中町(本町)會合所留に町内熊鶴内記が家は、慶長年中例幣御再興以來九月十五日十六日十七日の三日、御幣物の御宿を申上げてゐるから、町役を除かれ度と、祭主家へ向け、齋部代眞繼刑部少輔より、享保十年十二月付で、口上書を提出し、此れに依て町年寄相談の結果、御幣物御宿の三日間は、町役も除くべしとの回答書が見えてゐる。恐れ多くも両宮御正殿に、御奉納の御幣物を民家の一室に奉安し、宿主の守護に一任するが如き、京家の衰微はとて、威風堂々たる徳川御代參の比較にはならぬ。故に宣命不敬や官幣失禮の不敬事件が突發したのであらう。斯の如き時代だから、時々意外なる幸不幸の出來事であつたは、當然で決して怪むべきではない。昔からよく云ふ話だが、伊勢上人慶光院尼が將軍の前に侍座して、少しく失敬の態度があつた、將軍が慶光院前が不用心じやと、御聲が懸つた。上人恐れ入りましたと直に伊勢に歸院し、表門高塀等の大改築をなし、普請金全部支拂の要求を達したといふ。いかに江戸時代だとしてマサカに事實談とは信せられぬが、當時の事情或は又然らんで、公私混合の不始末の



多々なるを、何人かが言ひあらはした、桃太郎式であらう。併しながら話はより以上濃厚になるが、有名なおさめの方の一件も、事實と確言する者も多い、決して油断はならぬ。然すれば、上述の伊勢人間部刑部が些々たる寸功に登傭の幸運を得て、一躍大名格に昇進したとの所傳も、皆無と速断する勇氣は無い。新井白石先生の藩翰譜續編に就て、間部家を調査してみると左の如くである。

間部越前守藤原詮房は、西田喜衛清定が子也。(注略)弱冠の頃より、文照院殿の御近習にめしつかはれて西田をあらため、間部右京と稱し、又宮内といふ、後には御用人になり、寶永元年西城に扈從し、やがて從五位下の越前守に任じ御書院番頭の座なみに准せられ、あくる三年の正月御側衆となり、采地ましくのわへられ、(千五百石合て三千石)三年四月、所領あまたをへたまはりて、万石となり、あまつさへ、少老座なみに准せられたり、その冬從下の四位に入り(注略)四年七月、また所領くわへられ、(一万石)六年、御代あらたまりてのち、所領賜り、(一万石)侍從になさる、七年五月二十三日、上野國高崎の城をたまはり、所領をもまし封せられたり、(二万石)をくわへ合せて三万石)詮房ことに御旨にかなひしかは、常にうちさふらひて出仕し、その座につらなる人もあらず、宿老の人々の上請する所も、みな、詮房にきてを申ける、(詮房藩邸の御時に、夙夜公にのみ侍り、私第にかへる事は、一とせのうちにも、わづかに四五日にすまやかり、されば若かりしよりいとまなくして、文などよみける事なけれど、きはめて資質のうるはしかりしかば、天が下の大小の事とも申せしにて、大かた世の學びたりといへるより、すぐれたる所ありといふ)いくほどもなく、又御代あらたまりければ、享保元年五月十六日、詮房職ゆるされ、雁の間の結衆となり、あくる二年二月二十一日に越後村上の城にうつる、(注略)おなしき五年七月十六日五十四歳にて所領の地にうせぬ、子なかりしによりて、これよりさき弟王馬銓言を嗣とす(下略)人系譜の下注には

清定久右衛門、喜兵衛、稱<sub>二</sub>星野<sub>一</sub>、改<sub>三</sub>西田<sub>二</sub>とあり、其次詮房の注には右京宮内、稱<sub>三</sub>西田<sub>二</sub>改<sub>三</sub>間部<sub>一</sub>、越前守從五位下、寶永六年十二月九日叙任、同三年十二月十二日從四位下、同六年四月十五日侍從、享保五年

七月十六日卒五十四歳、法名享淨院兼譽輕心煥靈、其次銓言の註には主馬、實定清五男、下總守從五位下寶永五年十二月十八日叙任、享保九年八月十八日卒三十五歳、法名端昌院極譽惠光利道、其次詮房の註には多門實銓貞男、若狹守從五位下、享保九年十二月十八日叙任、寶曆十一年十二月六日致任、天明二年九月廿二日改<sub>三</sub>丹後守<sub>一</sub>、同五年八月廿日卒七十七歳、法名覺廣院還譽到岸亮本

又武徳編年集成には

元來能役者間部助九郎といふ者ありしが御意に入(細吉公、また館林に在し時)小姓に召出され發明人に勝れ立身して、此節四千石を給り側役になり、其後おい<sub>一</sub>に五万石を賜り御側御用人まで出世しける

と、ありて、神都の所傳とは稍異なる点はあるが、銓房時代に於て、西田を間部と改め、前四代は任叙さへ慥ならざるに、銓房に至つて越前守從五位下に初叙せられ、將軍愛寵の状況亦類似で、事實と認むべき点が尠く無い。所傳刑部の下に下總守又若狹守とあるは、次代の銓言の下に、下總守其次代銓方の下に、若狹守とあるに合致してゐる。三代を併せて傳へたとすれば、それ迄である。彼是の事實を綜合して見ると、年代に相違も無く、立身の順序も略一致してゐる様だ。白石先生が銓房寵好の事實を特筆して破格の光榮を叙述した裏面には、その當時將軍家が私愛に傾き、動もすれば天下の公法を紊乱せられしを、諷したのではあるまいか。それは色眼鏡だといふ者もある。兎も角も僥倖者刑部の名は天地と永久であるらしい。

## 二十七 神山の藥草

木曾の御嶽を始め、高山秀嶺には靈草が存在する。之れを藥用とすれば、奇効を奏するとかの傳説は、可なり古い。中世外國の醫術藥法が傳來して、一新改良したには、相違ないが、神代以來特種の療法藥法も、皆無ではない。如何とならば、平安朝に我醫藥古法の散佚を怖れ給ふ叡慮を奉し、大同三年三月に安部眞直出雲廣貞等が、大同類聚方百卷を選述して、奏進した。實に我邦藥法の權輿である。然るに不幸にも此書亡びて現存の分は、文治元年十一月典藥頭丹波良康が抄録した、卷一より卷五迄の五卷と、卷卅七以下とが、殘つ



てゐるのみで、卷六より卷卅六迄は無い。而して遺存中の神遺法に齋宮寮や、度會氏族が傳へてゐたと、傳ふる投薬の秘法がみえてゐる。現代では各國各州日一日と醫學が開けて、發見の新薬が傳來するが、上古に溯つては、何れの地方も、草根木皮を使用し、又は禁厭即ち巫女の神託神呪に依頼したもので、支那の神農を草根木皮の薬祖とばかり斷言せるは少しく輕卒であらう。

我神代史上にも深く研究せば、自然療法は夙に發達して、内科も外科も、分別が整然としてゐるようである。故に今尙神山靈峰に自然生薬の存在するは、決して不審ではない。殊に大神宮には禁忌制度の關係上より、神宮専門の醫家があつた。即ち江戸に移住して徳川の旗本と成つた久志本家は、それなのである。故に神宮專醫時代には両宮山に自然生の薬草を使用したには相違あるまい。寛居足代翁の御師考証に、太平記を引証して、仁木左京大夫義長、五十鈴川をせいで魚をとり、神路山に入て鷹を使ふ、悪行日々に重疊せりと見えてゐる。斯の如き暴人の乱行に依て、神路の靈木奇草も、自然乱伐暴取されたではあらうが、それは一少部で全山に亘ては、尙神代以來の薬種の遺存するは疑ふ所が無い。明治維新後は草根木皮と鼻の先で吹いていたが、最近研究の結果種々の機能を發見し、新薬法が續々社會に現出する様だ。玄齋式ではないが、使用法に依ては、無論有功であらう。今より百廿四年の過去、文化元年徳川幕府の命を以て、小野蘭山が採薬のため門下を率ゐ、東海道を経て、伊勢に入り、内宮守屋徳太夫方に滞在して、両宮神山の薬草薬石等を探取した。その記事が内外宮兩廳の記録に左の如くある。

廿三日(文化元年九月)朝五時分、採薬御用小野蘭山殿(羽織野袴)、其外門弟中並見習方、師職守屋徳太夫拾余人、先山神社地向被<sub>二</sub>相越<sub>一</sub>候に付、當方より早田多仲並宮目附高松久太夫(各羽織袴)、山廻り役一人(看板)出合挨拶申候處、蘭山殿被<sub>レ</sub>申候者此度就<sub>二</sub>御用<sub>一</sub>罷越、伊勢兩宮御山之儀者、格別之事に候間、宮役人之案内次第に致し候様、若御老中より被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候云々

此時に採取の品目は、左の如くである。又外宮採取の次第は、略同一で特筆すべき点はないから省略しておく。

一、カンアフヒ、 一、風蘭 一、銀星石

一、リントウ 一、ヤマソテツ 一、イハクスリ

一、ウハカネモチ 一、ムミノスス 一、ツツラフチ

一、ヤブレカサ 一、コクサギ 一、キリハノクサギ

此外にカンアフヒ、ムキラン、イタヒカツラの三種は採取後不用に属せし旨が記してある。

近年神路志摩路全山が大神宮に復舊して、熱帯地方の奇草を發見したとて騒ぎ立てゐる。御役人の勵精毎々感服に堪へぬが、寶曆十三年九月にも宮中に薬木を植付られた記事が、神宮記録に在あつたかに記憶するから精密調査の上で發表を希望する。

### 二十八 御都合主義

伊勢兩宮の御遷宮は、古來廿年を式年として、造替せらるゝ制度であつたか、或事情のために漸々式年の制が破れて確實に行はれず、殊に南北朝以降は戦乱等打連き、假殿遷宮のみを以て雨露を防ぎ奉るべき、恐れ多き御例が繼續したのである。然るに織田豊臣氏起つて正遷宮の基を開き、徳川幕府に至つて、稍式年造替の制度に類似の期年遷宮を、其の都度都度決定施行する事と成つた。永年間假殿遷宮のみに馴れたる國民は、正遷宮の盛典行はるゝと聞くや、天下舉げて伊勢參宮に押しかけ、各師擅の關係を求めて投宿し、御祈禱御神樂神馬御供と、專賣特許の大繁昌、かきいれの御神徳、千載一遇の好機逸すべからずと、千客万來を祈る、大夫家を始め出入の八百屋魚屋より種々の方面に亘つて、同一の感想がもえたつたも道理である。故に兩宮遷御日時の前後は、宇治山田利害戦の關ヶ原で、若し内宮前とならば、利潤は宇治に歸し、外宮後とならば、不利は山田全市に及ぼす事となる。是を以て天正遷宮前後の兩宮争論は可なりに、複雑に亘つたか、或後援のために最も重き御命をさへも取消す事に成つたと傳へられてゐる。此の余燼再びあがり慶安度の遷宮に至つ



て、争論再起し、両宮禰宜等相互に當否を論じ、遷宮日時の前後に就て上洛訴願に及んだ。この争論には山田奉行も頗る頭痛で、両宮の中間に立ちて慰撫もし威嚇もしたが、寸効をも奏せずして弱り果てた。そこで愈々両宮相互が猛烈なる運動に棄て置かれず、一日奉行石川大隅守の代官岩代半之丞、山田居住内宮所屬の權任等を召喚し、兼て聞知の如く、両宮正宮日時前後の件に付争論を生じ、其許等よりも連署の訴狀を提出されたが、内外何れの大宮を先に遷宮せらるゝが、希望なるかと詰問した。連座の權任低頭して之に答ふる勇氣がない。末座に列せる太田長左衛門は愚直の評ある人物、忽ち進み出でて、遷宮日時の前後は何れにても可なり、唯師職たる吾々共は、御參宮衆の多勢あつて、家内に利益あり都合のよきが目出度存すと、慥かに言上した、この一言に岩代氏も微笑しつゝ、今日はこれにて御用濟と退散を申渡したと、龍尚舍齋の三餘隨筆にその大略が記してある。實に御都合主義は國の内外を論せず、時の新古を問はず、隨所に現はるゝ情實で、彼の社會主義も小作問題も大黨連の合同も我黨内閣も、その何れかが悉く御都合主義の輪廓内に納りてゆくやうである。古人が神は禰宜のはからひの一言に、言ひあらはした敏腕を、深く感ずると、共に人情の淺間しきを慨賞する次第である。

## 二十九 無人島の探險

享保年中多氣郡相可村大和屋喜左衛門の男に治兵衛といふ者があつた。幼年時代より豪膽者と村中に評判された。壯年に及んで毎に吾意を貫きて他人の言を容れず、屢花街に出沒して豪遊をなし、近親の戒飾も朋友の勸告も馬耳東風と、多額の金圓を消費して、竟に両親より離籍され、豫て落籍して妾とせる、長峰吉野屋のおてうが許に移住して、神都の民籍に入り平然として歳月を送る中に、一男を生み源次郎と名つけた。さして生活に窮する色もなく、時々一室に立籠つて地圖海路圖の類を披きては、何事かを考慮するものゝ如くで有つた。人呼んで不思議の治兵衛さん、又は奇怪の糸様と云ふた。蓋し治兵衛が大和屋の伴として遊里の放蕩三昧に、糸様の別名で頗る歓迎された。記念ださうな。奇怪の糸様はこれに依るといふ話である。

然るに一子源次が二歳の時、即ち享保十八年五月治兵衛中心決する所ありて、單身江戸にゆき、或人の後援に依て幕府の現官某に面接を許され、再三密會の後、兼て研究せし探險の一條を縷述し、政府の默許を懇請したのである。其の大意は我東南の海中に無人島とする一孤島がある。未だ此島には外人の上陸せし事跡も見えず。我若し先入せば其利益、我に有り、之を開拓せば凡そ廿万石の知行所となりて、大日本國の領地も弘まり、國權も伸張する事に到ると云ふのである。幕吏は治兵衛が熱心に感動し、且つ彼が論ずる所、大に有利にして、無謀の舉ならずと信じ、遂に成功迄の默許を與へたのである。於是治兵衛は多年の素志が、幸にも到達の時機を得たりと雀躍し、日夜東西に走馳して、同志四十名を勧誘し、資金を調達して、愈航海を宣告し一行伊勢に來集し。御暇乞の參宮と稱し大幟を押立て、治兵衛を先頭第一に四十余名の外に、大工鍛冶の職工等も加はり、威風堂々と晴の參拜を遂げた。而して一行及知人朋友を一樓に招待して盛宴を開き、家財を一子源次郎に譲與して母おてうを後見とし、今後七年間に事業は成功の豫定なり、若し此の年期すぎで消息なければ、失敗に終つて死歿した者と覺知すべしと、告げ日ならず鳥羽港より乗船、目的地に向つて進行したのである。出帆後の景況は杳々として知るに由なく、其後絶えて書信も無かつた。源次郎既に成年に達し父を思ふ至情禁する能はず謂らく江戸に上つてその消息を探知せん、幸に若一行中に生存者のあらば會見して、吾父の安否を知らんものと菰僧となり、東海道を經歷して江戸に達したが、更に得る處がない。依て幕吏某の所に行き、無人島探險に關し、種々の方面より實想を探聞せんとすれど、幕吏はすべて不明の一言を以て、何等語らなかつた。源次郎は己むなく涙ながら都門を辭して歸勢した。

## 三十 百両の餅

宇治中館町の上野彦太夫は、内宮末社遙拜所守衛の宮人で、御賽物の分配のみでは家計不足勝で、両度の節季には金融に相應頭を痛めたといふ事である。元文二年三月四日の黄昏、例の如く末社を整理し將に歸家せんとするに、弊衣を着た禿童社側に露臥せんとする体である。彦太夫大に驚き、先づその生國を尋ぬるに、



出羽國秋田郡の産、夙に父母を喪ひ孤獨の身ながら、大願あつて今日大神宮へ、參詣は致しましたが、僅の金錢で長途の旅囊中今は一錢の貯もなく、靈域を汚し奉るは、神慮恐入る次第とは存すれども、事情万止むを得ざれば、特別の慈悲を以て黙許し給へど、涙ながらに哀訴に及んだ。彦太夫大に同情はしたものの、宮中制度の嚴重なるを訓誨し、同行して宮外に出で、或店にて餅を求め、當座の餓を救はしめ、且つ云はく是より拙家に同行して、宿泊位は容易だが、兼て孤獨の徒の旅宿は禁法あり、且又齋火の戒を破る事不可能なれば、別に取斗ふ旨あり、吾に従ひ來るべしと、明王院の堂に一宿を依頼し、錢三百文を惠みて立別れたのである。五年の後に、紫衣金襴の袈裟を纏へる高僧、幾多の僧侶を従へて、神宮に參拜し、僧尼拜所に跪て、宿願の報賽を捧げ、末社遙拜所を巡拜して、何事をか索めんとした、當寺僧尼の御垣内參入、を禁止すれば之を許さず依て年寄會合所に出頭して、先年の恩人に面會を求めた。會合所より其旨を宮廳に通じたが、既に廿五年の星霜を経過し、且つその志す姓名さへも記憶せざれば、如何ともなしがたし。屢協議の結果年歴に照して舊記を檢閲するに、上野彦太夫なる事が判明した。依て直に同人に通達して、面會を許したのである。僧云はく貧道は今より廿五年禿童の昔、餓になきて、社側にうち伏せしを、貴君が慈悲同情の涙を灑がせられ、餅を與へ錢を惠まれ、且一宿の資を施行せられし大恩、片時も忘れ申さず、されど報謝の時機を得ねば、竟に今日迄遷延せし次第、此れは是れ舊恩万一の報として領受し給へど、紙包より取出す黃金一百兩、彦太夫は夢かどばかり打驚き拜謝して立別れた。此の僥倖に一家生計の基本成立し、餘慶永く子孫後代に及んだといふ美談がある。

### 三十一 松原清兵衛

延寶年間宇治藤波氏富神主が、牛谷古道開作に次で、文化中古市町千束屋りと女が、谷坂直道改作工事の美舉は既に正編に掲載した如くである。共に兩宮參詣人に通行の便宜を與へん爲めの、社會奉仕に他ならぬのである。之れに似たる公共事業の人がある。それは文政十年に大世古屋の小藥商松原清兵衛が發起した、大世古領六十二間一尺五寸、一之木領十三間、走下道より東方五十六間四尺、合せて二百三十一間五尺五寸、道

巾各二間の新道路改作の大工事なのである。蓋し此の道路に就ては、固より松原氏の獨力勵精の賜物だが、其の以前に於ける新道路計畫が失敗に歸した、事業とも自ら聯關してゐる。仍て一通り之を訴へたい。卯野氏の神都模範人物集には三重縣德行錄に據て、松原氏が新道事件の概略は記されてあるが、尙進んで道路の遠因に就ても一言を添へて置くべきであらう。(不必要と見れば其迄だが)、從來權威者が着手困難な工事を一商買たる松原清兵衛にして、好果を收めたとすれば、愈同氏が偉大なる人格者たる事を、表明立証する譯にもなるのである。三重縣德行錄の記事には疑ふべき点が尠くないが、敢て之を辨する暇はない。抑も松原氏が改作の新道路とは如何なる場所かといふに、古來大世古若しくは新町方より、一見街道に出でんとするには、先づ尼ヶ辻に出で、同所庚申塚(近年北方の地に移轉)の東側を経て、南方は田畑北方は墓地を東に進行する一小徑に據らねばならなかつた。然るに寛政の初年時の山田奉行野一色兵庫頭は、敬神家で、先是天明六年五月五日就任、寛政元年兩宮遷宮奉行をも奉仕し、兼て伊勢參宮道路が拜田牢舎在所の地、及び共同墓地の處に近接し、かゝる不淨の場所を來往するは、神慮に對し奉りて恐れあり、且又山田全町の通路が、各國城下の街道に比するに、頗る不完備で、中心點の何れにあるかを知らず、堂々たる神都にして、此の如きは、是亦兩宮の御神威に關するものなりとの意見を持し、中河原を起点として、直通道路を開作し、越阪の前より川崎西の口に達する完全なる、大道路を開き、舊道廢止の計畫を立て、夫々へ内達した。於是受命者は、各方面の地主に交渉し、土地買收の契約を結び、大半結約に至らんとしたのである。然るに坂滿仲と欣淨寺の住持が反對を唱へて、土地賣渡に應せず、自然着手が遅延した。その三月野一色氏は御普請奉行に轉役、堀田土佐守と交迭し、遂に事業は不結果に終つたのである。下村定賢氏は之を憤慨して、續雜話草下卷に、坂氏は叙爵也三方家殊に神職不心得は如何、欣淨寺は取に足らず、坂氏不心得ゆへ、彌寺も不心得と成りしなるべし、野一色氏本願寺宗佛者たるに、此く心附しは奇特、御敷地内に寺の有さへ、いまはしきに、田地山など、寺の持分とは、淺間し、不殘神宮家へ取上げたき者也、是も大毒流れ込し災、返す返すいたまし。



と、所論を陳べてゐる。下村氏は例の極端なる敬神排佛家だから、少しく脱線の氣味は免がれないが、地主の横暴を罵詈した点には、何人も共鳴せざるを得ずである。過去寛政以上の事例も眼前にあるではないか。ソラ參宮線じや、ソラ○○○ジャ敷設創立の聲か耳にしたる輩は、忽ち手先を八方に放て、運動の結果、土地の買収に勤め、之を高價に賣つけ一儲けと出かける。下村氏存せば忽ち鉄槌に一撃さゝる人々が、決して珍らしくなからう。或人嘗て右の如き○○漢が往々有識階級や、資産家で、下級無資産者には反て尠いと、憤慨して語つた事があつた。果して事實とせば、實に恐懼に堪へざる次第で、神都住人ではない。却説松原氏が新路開作熱心の動機は、寛政年間失敗件の印象によるは明だが、氏は幼年時代より行路の事に注意し、石を掘りては故障を除き、砂を敷きては凹處を平らかにし、諸人通行の害を防ぎつゝ有つたといふ話である。成年に及んでは公共事業に一身を委ねて、かゝる大土工を計畫し、資財を投じて有志の協賛を求め、遂に具体的出願の運びに進行せしめ、即ち文政十年九月書面を提出し、同年十月二十二日山田奉行所に出願して開届を受け、十二月十五日全部完成し、翌十六日山田奉行所より、岡村牧太藤村彦八兩人其係として出張、検査濟更に口上書を奉行所に提出し、十七日開通式を執行した。即ち現今の新道北町及び後野に達する、道路の前身である。文政十年は今より僅に百年だが、其當時田畑の中間に開作の道路が、全市高等の地價を占め、同接續地には劇場席國座あり、料理屋嬉春亭あり、賤業ながら新川、末廣、其他有名の大樓から、世木洋物店松本時計店うごんやのお大橋本屋もある。大厦高樓軒を並べて新古市の盛況かかる一大變遷は人間想像の及ばざる處である。斯くて新道開作の義人たり恩人たる松原清兵衛氏か、目的貫通後の生涯は漸々貧困に陥り、最後の悲惨は名状すべからずであつたとの説、かある。此の如き偉大なる功勞者の晩年養老の資金を贈惠する有志者の皆無といふ事はない筈で、恐らくは誤傳だといふ者もある。併しながら社會は何れも現金主義で、古今公共に盡した聖人義士の大半は、無益の馬鹿骨折りで、他人の利益に供する事が多々である。松原氏も亦之れに殉じたとみれば、満足で往生の出來ぬ譯でもあるまいが。退てその一面を直察すれば、寧ろ慙然で心情泣かざるを得ない。藤波氏富神主や千束屋りと女は後嗣連綿して、春秋の祭祀を享けらるゝを、寧ろ僥倖

者と謂はねばならぬ事情に歸着する。實に人間一生涯、犬死馬鹿骨折を用心せねばならぬ。さりとして又君國の爲め民衆の爲めに盡すべきが、各自の義務といふ点は忘れてはならぬと、老生も覺悟してゐる。上述の如き松原氏が偉大なる功績に對して未だ一基の記念碑をも見ざる冷淡を感慨し、長文ながら關係書類の一二を左に掲ぐ(外宮公文所日記同文に付畧す)

乍恐奉願口上

大世古町松原清兵衛奉願上候、大世古町尼ヶ辻より一之木町領分之内墓所有之、雨中之節は往還は悪水流れ出、二見往來之道者衆通行之砌、甚不宜候様奉存候間、別紙總圖面に朱引を以相記シ候通、道筋新ニ相附、御參宮人衆通行爲致度、勿論道法も近く相成候様奉存候御事、右之通私共志御座候者、共々力を合せ候而、道普請仕度奉存候、格別之御慈悲を以願之通御聞濟被爲成下候ハ、冥加至極難有仕合可奉存、乍恐奉願上候以上

文政十丁亥年九月

大世古町

松原清兵衛印

御奉行所様

前書大世古町松原清兵衛奉願上候、總圖面道普請之儀於三兩町一差障り候筋無御座候間、願之通御聞濟被爲遊被下候様奉願上候以上

文政十丁亥年九月

大世古町

寄印

當

松田長太夫印



一之木町

年

寄印

當番

福井大隅印

御奉行様

差上申一札之事

大世古町尼ヶ辻より二見江之往來道筋之儀、是迄墓所近く往來に付、此度一之木町通り新規道替之儀、別紙總圖面を以奉願上候處、御見分被遣御糺之上、往來其外の差障候筋も無之候に付、願之通道替被仰付候旨被仰渡難有奉畏候、仍御請書奉差上申候如件

文政十丁亥年十月廿二日

大世古町

松原清兵衛印

御奉行所様

三十二 岩戸の長させる

明治維新迄神都に於て、首の長さ人を天岩戸の長させる、又は單に長させると、異名を呼んだ。それは從來天の岩戸と稱した高倉山の、岩窟を神代の天岩屋に擬して神祠を設けて參拜せしめたから、愈神代の形式を仰いで登山した。故に岩窟に向つて左側に茶所があり、其の隣地ともいふべき場處に座敷様の長さ棟もあつた、而して又茶所には中央に茶釜を据え、三方に腰かけを並べ、參詣人に茶を與へて休憩せしめ、恰も佛寺の接待所に類似の狀であつた。參詣人の大半は窟内を參禮して、左に曲り茶所に一休して烟草を吞む者は、茶釜の下の火にて喫煙する。喫煙は自由だが旅火と稱して、神都外で喫煙した煙管では混穢の禁があるから、一種の長させるを

特製し、登山人は腰掛にかけながら、此長させるで喫煙させたのである。一面には紛失を防がん爲に、長させるに緒をつけ、所用終れば側のきせる立に斜に之を立ておく事、現今洋傘の取扱の如く、又新意匠の雨傘立ての如くであつた。斯の如き異様の長させるで喫煙し、且古代式の茶に接待を受け、山田市中を離るる八丁余の山上にて之を服用拜味する、民衆の信向氣分は、實に想像以外であつたと云ふ事だ。現代も尙ほ岩戸茶碗と稱し伊勢名物の一として、之を珍重する風流士がある。茶碗は幸に社會に遺物の存するが上に、近時類似の偽物も續々あらはれて、歡迎さるゝに至つたが、長煙管はいかに古雅を尊重する、茶人連にも使用の道なく、自然全滅の最後を遂げた。天岩戸の全廢は明治四年だから、今より五十余年の過去で話をしても聞く人も亡つた。蓋し煙管は云ふ迄もなく喫煙の用で、その煙草に就ては、宮中の齋戒法にも、嘗て禁令は見えないようである。依てかゝる天上に擬したる、岩戸の靈山にも、之を許した筈だと傳ふる者もある。併し煙草はそれとしても茶は如何、茶には忌火齋戒禁令の一條にあげられてある。してみれば茶も煙草も、通俗的に之を許したので、別儀ある理由はないようだ。茶と煙草の二種に於て、一方の茶には、齋戒の禁令あり、一方の煙草には何等の明文なきは、頗る怪むべきだが、此れは品種の新古に因る事で、茶と煙草の前後はお話にはならぬ。茶は類聚國史第卅三に、嵯峨天皇弘仁六年六月、畿内並に丹波播磨等に、茶を植え、毎年之を朝廷に献上せしめられた記事がある。又煙草は大和本草卷六に、日本に初て來ること、天正初年なるべし、或者は慶長十年初て來る(中略)はじめは竹筒に入れて火を吸を、後に眞鍮の煙筒を用、請取わたしの禮ありなごある。其渡來當時に於ては、或一部の嗜好に對して、攻撃も甚しかつたと云ふことだ。黄蘗隱元禪師は之を悪んで、左の偈を作つてゐるが、卷葉大流行の盛況を見れば、さすがの隱元も腰をぬかさずにはゐられまい。

一管狼烟吞復吐、恰如炎口鬼神身、

當年鹿苑有此艸、不説五辛説六辛、

隱元師の此の偈に依れば、若しも、釋迦時代に煙草が発見されてあつたならば、五辛の禁戒は説かず、五辛に烟草をも加へて、六辛にしたであらうと云ふので、師の烟草排斥熱が強度に達せるは明かである。人間



の口から烟火を吸出すから、鬼の様だと断言したのも決して無理はない。司馬江漢の春波隨筆に、大槻玄澤と云ふ蘭學の外科醫が、タバコノ起原書を著し、タバコは愚人卑賤の嗜好と、談評してゐることもある。隠元と徑庭の所見であれど時代観だから致方かない。蓋し烟草の起源は、神話中の神話で、原始時代は何處も同一であつたらしい。比較神話學に、烟草はもと惡魔の發明したもので、人間は曾て其名も知らなかつたが、昔一人の農夫あり、惡魔の畑を作るを見て、汝は何を栽培するやと問ふた。惡魔は汝死に至る迄、此の名を知らすと云うた。農夫激して、汝の知る所は、吾能く之を知る、智能に於ては、吾汝に劣らじと、言ひ返した。惡魔もし然らば、吾汝と智恵くらべせん、今日より三日以内に此種の名を知らば、此の畑地と、此の植物との全部を、汝に與へん、若し能はずんば、汝の生命を奪はん、農夫之を許諾したが、一時憤怒の余り惡魔の術中に陥りしを悟り、家に歸て一室に閉ち籠り、悲觀の極、飲食を絶つに至つた。妻之を怪んで夫に事の始終を聞き、吾必らず惡魔を欺きて、その名を探知せんと、直ちに鳥の姿に裝ひ、彼の畑に行き、菜の葉を食はんとした、惡魔驚き呼んで曰く、汝大なる鳥、吾が烟草を食はんとするか、鳥に化けたる妻女、之を聞き歸り來つて、夫に告げた。農夫は惡魔にその名を告げ、契約の如く、彼の畑地と、烟草とを、吾所有とした。是より烟草の名か、世の中に知れたとある。畑にまかれた様な談であるが禁酒禁烟會も、外國には盛んに行はれ吾國の一部でも宣傳に勉めてゐる。所謂酒と煙草は養生に害ありで、有害と知て止むる事が出來れば、さして心配には及ばぬ。醫者の不養生、係官の不攝生とやらで、道理の研究と實地の施行とは、とても同一の歩調は不可能である。そこが即ち人間世界で、神様の國との相違点である。併し日本の神典では高天原にお酒も有て酔てはさちらすといふ神語が見えてゐるから、餘程自由のきく譯になる。或人の記に煙草の機能が數へ立ててある。多葉粉といふ草の種は誰かまき初けん、大和唐に擴りて、上中下の人あまねく是を以て遊べり。其徳を云ふも七ツの徳あり

聲なくして眠りをさまし

笑はずして諸人に愛敬あり

水なくして口中を清め

加藥のふして氣をめぐらし

足なくして旅の友となり

藝あらずして月花の樂を催し

ものいはずして人にあいさつあり

この禮讚に對しては何人も拍手せざるを得ずであらう。烟草賣の競争や卷葉の高くなるも道理である。

### 三十三 蘭 醫 桂 藏

醫者は仁術だと云ふ、此れは定論である。然るに議論は議論として、棚上主義が大流行、惡化に惡化して九州や大阪邊の怪事も、續々新聞紙の御厄介となるようである。技藝手術の拙巧は、仁不仁と別問題で、全く無關係だと、辯護に勉むる竹林保安主義の人物もある。親實より起る藝術は、遂に勝利となる譯だ。彼の蘭法で有名の紀州の醫師花岡隨賢氏は實名震、雅號青州、古今の名醫と尊重された人物である。晩年に及んで、亡者のために五百の石塔を菩薩所に建立して、厚く吊祭したといふ事だ。或人其の理由を問ふた。吾醫業を修め可なり社會に知られてより、今日に至る迄に、全く誤診或は投藥の失敗に依て、人命を損ふたと自信するの數、實に五百の多數である。此の五百人は、全く吾が殺害したも、同様である。貴重なる生命を奪つた輕からぬ罪人、せめて冥福のためにと、石塔五百を建立して、厚く亡靈を吊ふたのである。尙此の以外にも知らず知らず、同様の結果に至らしめたも、多數ならんと、落涙して語つたと云ふ美談がある。本市岩淵町奥山中書氏の嚴父先代中書氏は、隨賢の高弟で、神都蘭方醫の一人で、仁術家の名も高かつたと聞いてゐる。年代は不明だが、前後の記事から推測すると、天保の初年頃仁術の犠牲者谷桂藏といふが有つた。此人蘭方醫で、河崎町に移住開業した。天性篤實家で患者に接する、万般信義を以てし、且つ施術投藥の方法も、從來庸醫の爲す所とは異つて、神技を賞せぬ者はなかつたといふ事である。故に病人患者は日々に群集して、恰も都下



大醫の如く蘭方先生の名は、近郷に迄喧傳せられた。桂藏或日要用のため診察を斷り、妻女に吾不在中豫て診察せる何某の許より、藥の請求に来るべし、然せば阿片五滴を遣はずべしと、命じて他出したのである。果して其の使來りて、妻女は阿片五拾滴を與へた。患者之を服用して忽ち落命したのである。死者の妻子近親等は投藥の不法を怒り、桂藏の罪を責めた。桂藏謂らく、阿片五滴を與へて、一度に服用すべしと、荆妻に申付けしに、五滴を五拾滴と誤解して、之を服用せしめし結果、遂に落命するに至つたのである。その過失は、妻にあれど、其責任は全く吾に在り、死を以て謝罪せんと、詰かけたる遺族に對して、明朝迄猶豫を乞ひ、その夜自殺せんことを、之を窺ふ妻女、阿片の罪は一に妾にあり、若し決死の御覺悟を、翻へし給ふ事の叶はずば、妾も死出御供仕らんと、夫婦各阿片百滴を呑み、悲惨の死を遂げたといふ記事が、渡邊正伸の談話として桃盧隨筆に見えてある。仁術を重んじ職責を明かにした、谷氏夫婦の墓石、船江の共同墓域に存在せるや否、幸に存在せば厚く吊祭を營みたいものである。

### 三十四 古市の女能

越阪の坊主芝居、古市の女能と、一時は神都の評判ものであつた。坊主芝居は後にして、古市の女能を述べてみたい。本市能樂の沿革は、既に正編に載せたるが如くで、現今の殺風景とは大差である。此れは時間の制限や、生計上の關係からで、全く時勢の然らしむる所で、藝術家の不熱心や、好能家の吝的からではないらしい。徳川時代の能樂は、年中行事で、即ち公然たる儀式であつたから、年寄三方が、一年江戸城中の御能拜見を許可された事を、公文書に掲記して、面目の次第と、繪様迄も作製し自慢の鼻を高くしてゐたのであつた。本市も或時代には乱舞熱にかされ、御遷宮濟の御祝には、北御門の奉納能があり、山田奉行も大宮司も両宮長官も、參列拜觀する。役者は高等の神官から、太夫家の歴々も加はつた事もあつた。この風潮漸々長峯の花街に迄及ぼし、天明年中には古市にも女能を始めた。處が一時非常なる勢力で、地の勸進能を壓した。今も昔も女流の引力は恐るべきで、本願寺普請の大材木は、女の毛繩で引出すといふ話がある。一休和尚の

釋迦も達磨も一言頗る眞を得てゐる。一種不可思議の魔力、が女性の天賜とでも云うか。文化を誇る現代ですら、女流の能樂に就いては、兎角攻撃が絶えず、排斥の聲が高い。公然能舞台で手腕を振ふことは、近き將來には、不可能と見られてゐる。能樂界の偏見周陋恐れ入るの他は無い。是に至つてせん助能は粹なものだ。妻も娘も仕手脇となり、早くから舞台上に妙技を競争して、ゐるではないか。右の如き能界の定則を一蹴して、天明の昔に於て我神都には古市の女能を組織し、都下に迄喧傳せられた。卓見と大膽には感服する。表面は千切屋孫助千束屋久五郎と云ふてあるが、其實は正編に女丈夫として紹介した、千束屋久五郎の妻りと女の計畫に成つたものだろうな。流儀は五座のいづれ共不明だが、當時の景況の一斑が、或人の雜録中に左の如くある。

天明年中盛に興行有て、上方始諸國に評判有し、古市千切屋孫助、千束屋久五郎方、茶屋女(藝娼妓)に、能狂言等稽古させ、遊客の慰みと爲せし仕手囃子方等

#### 千切屋分

大夫方(千代、梅野)脇(こま、きよの)笛(さく)小鼓(こと、つる)太鼓(きの、とも)太鼓(松野)狂言方幼年

#### 千束屋分

大夫方(たね、ふみ)脇(ぬい、ちよの、こと)笛(さん、なべ)小鼓(さま、ぬい)太鼓(るい、ふみ、たね)太鼓(とみ、ちよの)狂言方(幼年小いそ、同ちう、同かめ、同みな)

翁千歳、三番叟、高砂、田村、羽衣、三輪郎那、融、道成寺、石橋、狂言、末廣、繩ない、花子、宗輪、三人片輪、

右之外能狂言とも番數有略之、両家共同し面小道具、衣裳等何れも入念之事也、三ヶ津始諸國茶屋に此有増是迄なし、稽古中何角物入仕込余程の事也

その盛況壯觀が、眼前にうかぶ様である。然るに寛政元年閏五月、山田奉行所より、古市町茶汲能狂言等致し



候趣聞へ候、向後一切相止可申と、嚴達せられ、伊勢新名物の一たる古市の女能は、永遠に笛の音もなくなつたと、思ひの外、伊勢音頭の早替りヨイ、ヨイ、ヨイ、ヨイヤサーと、忽ち時代化して、源氏車の廻る世界と、收入の新道路と開作したと、いふ事である。

### 三十五 歌 盲 人

桃盧隨筆に、文化年中尾張國知多郡龜崎町の酒家仁左衛門へ出入の按摩があつた。夏夜例の如く、仁左衛門の肩を揉ながら、傍人の今宵は明月で涼しいと云ふのを聞いて、彼の盲目の按摩

夏の夜の、月のひかりを、只ひとつ、眺めてみたら、涼しかるらん

と、感情を叙べた。此の盲人從來和歌を學んだ事は無いから、此れは全く人情自然の發動だと、一座讚賞した。然し見たらでは俗言だから、眺めて見なばと、改めた方が宜しからんと一決し、改作を上京の時、堂上方へ披露に及んだ、然るに改作の方は、却て其身不相應で、原作のまゝが勝れりと、云ふ事に歸着し、此詠か畏きあたり迄、聞えあげられたといふ逸話がある。明治大帝の奥羽御巡幸の際に、ある賤夫が

あし引の、山水をくみあけて、我大君に、御茶にてたてまつる

との一首が、詠進中の佳作で、天真爛漫だとの御感賞を被つたといふ御話を拜承した事がある。詩歌連俳各發達に遅速あるには相違無いが、殊に和歌は所謂國風で、大日本人が生れながら、此身に備へたる倭魂の發露なので、最も速達すべき筈のものである。我神都にも、歌盲人と字する清水珍一といふ異人があつた。度會郡大野木村清水淺七の嫡男、寛政五年の生である。幼年病のために失明して、盲目となり、壯年に及んで按摩業を營んだが、片田舎にては、發展の道なしとて、文化八年閏二月彼れが十九歳の時、山田常磐町西世古に移住し、藥種商を開業し、自らは按摩業を以て、生活を資けたのである。珍一性來風雅の道を嗜み、山田に來るや、足代寛居翁の門に出入して、職業の餘暇には斯道を習得し、晩年には同門伊羅胡の磯丸と、伯仲の間に在つて、竟に先輩を凌駕するに至り、歌集も普通の歌人位は有つた。曾て宮崎文庫に奉納し、現

に神宮文庫にその一二が現存してゐる。その藤岡集の自序に、十九歳の春より六十八歳の夏迄の作歌を、輯集せる磯のもくづ十余卷の中より精選して、更に一卷に作り藤岡集と改選したとある。末に一首の詠、

花見むと、思はぬわれも、藤岡の、麓にさしは、さかりなりけり

ども、添へてある、神都一流の歌人として、更に遜色はない。下村要藏氏の早修區人物史中奥山中書老人の附記に珍一は本居春庭大人に師事し、古今を涉獵し、和歌を學んだとあるが、春庭門人録には、珍一の名は見えないようである。或人それは見えぬ筈だ、珍一は盲人では無いかと、老生を笑はせた事もあつた。滑稽はさておき、足代翁が春庭門人録にあるからその誤傳に相違ない。古今を涉獵とは、珍一にはチト不當だ。是亦足代翁と間違へられた僥倖談であらう。併しながら、珍一は決して平凡の笛吹按摩では無い。彼れが常に出入するは、當時中流以上の御師家が大部分であつたといふ事だが、和歌の談話が始まると按摩をしながら、時間忘れて、清聴もし質問もした、依て歌盲人又は歌按摩の異名を取つたといふ話を、曾て先代廣辻光春氏(後松叟)より聞た事があつた。加之彼は品行方正で、假令盲人と雖も、男女同席は聖人の戒むる所、慎むべきは是道なり、況んや閨房に出入して、肉体に接觸する按摩業に於てをやと、常に自信を述べて、若年妻女等の招きに應ずるには、必らず立會人を要求したと云ふ、堅氣の逸話もある。色魔博士や若後家たらしの醫者殿の横行する、現代との相違点は、實に天地である。御巫清直翁が、珍一の歌集磯の藻屑の序辭に、珍一は明失したが、彼が作歌は具眼人だと激賞されたも、道理である。此の歌盲人文久元年三月十六日六十九歳を以て病没し、浦口町天神上の墓域に、現譽蒙光相者從徳の石碑が存在してゐる。又妻女も相當文事ある女性で毎に夫珍一の詠艸を整理したといふ。磯の藻屑の中に妻女の死を悼みて、左の詠作がある。

かきとむる、人しなれば、いたづらに、吾言の葉の、ちりもこそすれ、  
其心情察するに餘りありである。

### 三十六 鳥飼の前長



阿房の小鳥飼といふ諺は、阿房の鳥すき、貧乏の木すきと、同意で、愚人の鳥を愛し、貧人の花木を愛する、共に無用のものすきなりと、諺語大辭典に解釋がある。養鶏はその裏面に卵の收入があるが、小鳥に至つては、何等の利益もない。貴重時間を浪費して、撒餌すり餌の調備、籠の掃除から犬の用心から、猫の防禦、年が年中寸断なく、注意の眼を失らさねばならぬ。阿房と云はれても、馬鹿と罵られても、肯受せねばならぬやうである。又理論家の一部は鳥類の飼養は、天賦の自由を、人間が束縛するのだ、凡そ生物の中にも、禽獸には父子夫婦の愛情が切である。然るを雌雄離別の悲をも察せず、籠中禁錮の刑に處して、平然たるは實に無慈悲の極だと、その相違点より論鋒をむけてくる。神宮學の大家伊勢神道の鼓吹者たる、出口延佳神主は、續神宮秘傳問答に、左の如く所見を發表してゐる。

儲思ても見るべし、人畜は異類ながら、禽獸は人に近し、愚拙幼童の比、小鳥を取て翫しに、その悦不斜、其日漸く薄暮に至て、彼鳥籠の内に悲鳴し、籠より出んとする躰を見て、中心その悲に不堪、即時籠の口を開て放ちやりしより、懲て今年六十八歳まで、家に小鳥を不飼、まして殺生を禁ず、但し出家などの様に、一向に不殺生にして、盜鼠をも不殺、死たる魚鳥の肉まで、食はざるに非ず云々、

延佳神主は、頗る感情熱の過度家で、これが神主の生涯を支配し、利害も亦伴ふたようにおもはる。夫の神學の勃興、宮崎文庫創立の功蹟は、顯著であるが、賞罰沙汰の大騒動、寛文銘論の大立物、中西丹波追放の一件にも、無關係とは、云はれぬ。それは兎も角も、又愛鳥主義者から辯護すれば、小鳥の鳴聲を聞き、羽色の美麗を見ては、眼を悦ばし、精神を慰むる、一言に云はゞ、芝居好の雜劇に夜をふかし、義太夫道樂の食を忘るゝと、同感である。殊に老人や病躰には、居ながらに快樂を感じしむる。より以上ない鳥飼術である、主張す。是も亦傾聽すれば一理はある。なるほど人類の嗜好は、千差万別であまり道理にのみ傾いては、商賈屋も、オヂヤンになる、或事業の成功者が、曾て老生に贈つた和歌を、紹介する。

振りむいて、見るな藝者に、女郎買ひ、書畫に植木に、骨董のみせ、  
此の嗜好を断せずんば、逆も立志編中の人となる事は、不可能じやと、申し添へて有つた。阿房の小鳥飼は

幸に除外視されたかと、一安心した。見様に依ては、何物も利ともなれば、又害ともなる、ラチオも亦然りではあるまいか。少しく脱線の氣味だが、靈鳥の奇談を叙べん、文化二年七月に、當職を辭退した、外宮前長官從二位言彦郷は、本町セ、ラギの邸宅に孔雀を始め數々の珍鳥を飼養して、老後の快樂を自由にせられた人字して鳥飼前長と稱した。曾て都下の商賈が來勢し、黄金谷とかに捕獲したりと云ふ、名鶯一羽を金五十圓で購はれた。これを傳聞せし近親は、忽ち協議會を開き、いかに稀有の名禽なればとて、小鳥一疋に、可惜五十金を投じられたとは、老耄の沙汰である。若干の損金を投じて商人に還付の事に一決し、右の顛末を陳へて之を決行せんとせしも、前長斷乎として、採用せず前長云はく、金谷は稀有の妙鳥で予が生涯の友なりとて、毫も反省する態度がなかつた。文化十四年九月二日七十六歳の高齡を以て、前長は薨去されたのである。凡そ神都の古式として、所謂早懸式で送葬を行ひ、殊に大宮司、長官、前長官に限り、靈柩を大輦に安し、又墓前には、黒木の鳥居を建てる、早懸とはいへども、遠行の行列で、供奉の人員すべてが、生前公式と同様である。前長が最愛の故を以て、彼愛鶯金谷も從伴の一に加へられ、輦輦の側に近侍某が鳥籠を捧げて列行し吹上町の墓前に竹籠は供へられた。法の如く鎮祭が畢て彌埋棺となり、竹籠に蔽ふた白布を把れば、こはそもいかに、今の今迄、飛び廻つた金谷は、既に此世の鳥籠を化脱して、あつた。之を凝視せる會葬者は、大和朝の古代から、萬が白犬の殉死談はあるが、小鳥の殉死は、未曾有だと、感嘆の聲が墓地域の一角に沸いた。而して金谷塚が、前長の碑側に營まれたといふ話である。斯くては禽鳥に對する、人間の愛か、反て仇となる譯である。果して然らば望一がおのづから鶯籠や藪の竹主義がつまり勝利であるらしい。

### 三十七 鍋 ひごつ

神都に異人雅人は尠く無いが、高木某は如意道人で一生通り切つたといふ享和頃の話がある。始め高に住し、後並木に移り、骨董商を營みながら、書畫俳道の識見も有つた。都下の居住を快とし、安井前なる月見町に僑寓を構へ一秋その境遇を謠つた。



鍋ひとつ心安井の月見かな

友人甚く之を賞し、四季に通ずる如くせば、尙佳ならんと、道人忽ち月見を春は花見、夏はすゞみ、冬は雪見と之を扁額に掲げた。風雅も風雅だが性來の飲酒家で、曾て胴脈から金銀錢皆換酒との印を贈られ、多年珍藏せしが竟に酒に代たと自白し、又筑前の客中に亀井氏よりの如意三杯客の詩句に感し、爾後は三杯に止めたと云ふたそうだが、一舛の大盃に三杯とすれば、即ち三升飲の大酒家である。現代にも尙此流の酒家が尠く無い。三杯制限の先生は決して油断のならぬ者である。道人高木家は神主でも無ければ、御師でも無い、そこで一策を案出したものが、全國漫遊を名として、大神宮を背景に書畫詩歌等の奉納會とも稱すべき性質を以て、各國の名家を歴訪し、再度迄勢地に來往して終に大願成就の大巻物とかを携帶し、市内の風流雅士の膽を奪ふたとの事だが、其奉納物の始末に就ては不明である。或人はそこが伊勢流と皮肉を云ふた。曾て亡父が、如意道人廻圖の帙巻は、多大で有つたそうだが、現今横橋の大主耕雨氏の所藏品丈けでも、容易に難得名品であると話された事を記憶してゐる。又道人は長崎邊にても傳習せしか、エレキテルと稱する器械を製造して、足代寛居翁を感嘆せしめた事が、翁の筆記中に見えてゐる。三疋田の中西弘繩氏が神都人物略傳下卷に右の筆記其儘の轉載がある。

三十八 いろは歌

天明四年十一月廿六日誕生、安政三年十一月五日七十三歳の高齡を以て、宮後西河原に卒去せられた、足代權大夫寛居翁は、通常の國學者や歌人では無つた。その二三を云はゞ、文政十三年翁が四十六歳の時、近年米價の暴騰により、將來万一の備として、學問料と稱し、平年は之を書籍購入費に充て、凶年には細民救助米の資金に使用せんと趣旨を宣傳せられ、事將に成らんとするに及んで、或事情のために、好結果を得なかつたは、頗る遺憾であるが、天保二年には、從來神都上下の宿弊を痛論じ、當局者に建言して、矯正する所が多大で有つた。翁は尙進んで社會奉仕の素志を貫徹せしめんと考慮中、同五年六年に米價益々騰貴し貧民困窮

の狀況見るに忍びず、妻兄幸田光享と共に救助方に盡精し竟に藏書若干冊を賣却して、之れに充てられたとの事である。彼の天保度大塩平八郎が事件に就き、大阪町奉行所へ召喚出廷されしも救済主義の共鳴より、門人安田を紹介せし迄也との辯明に、奉行は一度の尋問にて歸勢を許した實に五十四歳の時であつた。其後嘉永安政に亘つて外交事件の勃興に際し、勤王攘夷の正義談をも遺されたと傳ふ。七十歳の詠に  
事しあらば、火にも水にも、入んとは、思ふ物から、身は老にけり  
翁の志知るべきである。偕左のいろは歌は、曾て、門人に示されたるもの也とて、或人の筆記せるを其儘に載せておく。

- い。一番に知るべきものは神祇道是寛文の御條目なり
- ろ。論理窟やめて神宮三方も町々も皆和睦あれがし
- は。果は皆互の損となるものを出入争論このまぬがよし
- に。廿年このかた絶し町々の師職の家をかぞへても見よ
- ほ。佛をは大神宮のきらひともしらぬ師職の賤間敷かな
- へ。隔なき内外の神は師職等が利慾の論や嘆き給はむ
- ど。遠國迄もきこえて賤間しや伊勢の師職の不埒不身持
- ち。智識ある人はなきにもあらね共土地の哀微をよそに見る哉
- り。律義なる風はすたりて今は只虚言の浮世にあるが悲しさ
- ぬ。ぬき持て祈禱祓をする事を知らぬ師職の多くも有かな
- る。類もなき大神宮に仕へても其尊さをしる人はなし
- を。をしき哉位記御朱印を賜はりし禰宜三方の絶家する事
- わ。我ひとり位家柄ほこれ共匹夫におどる行跡もあり
- か。冠附は一勺二銅の錢遊び歌や連歌や俳諧もあり



よ。よき事をするは其夜の案内者参宮人に遊山すゝめて  
 た。堂上のゆすりかたりをとめられし奉行の掟難有き哉  
 れ。禮しらぬ世の風俗のなけかしき只横平をよき事にして  
 そ。惣躰に娘の育あしければ娼妓藝者にさも似たる哉  
 つ。常々の親の教のなき故に今の子供の不行儀を見よ  
 ね。年々に風俗あしくなりゆきて耻を耻ともしる人もなし  
 な。なけかじや師職の家の道具會家財せり賣る前表にして  
 ら。埒もなき物は女の芝居好家風のみだれ姪乱のもと  
 む。無學なる人の理窟は阪車おして通るによく似たるかな  
 う。うり家の多きを見ても上にたつ人は分別あるべきものを  
 ゐ。印形の慥ならぬをよろこびて不筋な金を貸す人もあり  
 の。野となりて草もはえんと思はるゝ師職の家のよに多き哉  
 お。おのれのみ道理々窟とおもいつゝ無理いふ人のよに多き哉  
 く。愚人には誠の道をさとして尤也と聞く耳もなし  
 や。楊弓を好む師職の肝心のこゝろの的をはずす愚かさ  
 ま。まつすぐに云へは師職の神道を知らぬは罰のあたる也けり  
 け。家來たる人の主人の馬鹿なるを悦ぶ事は造意なるらん  
 ふ。不筋なる高利の金の御制禁ありし惠のありがたきかな  
 こ。古來より相傳したる且家をも妓にかへてうるが悲しさ  
 え。得手勝手下ではいへど正直な道理ならでは上へどほらす  
 て。天罰も神罰もある世なりけり藤原薩摩、黒瀬判官

あ。あさましき世にはなりけり神職に神書神名しる人もなし  
 さ。殘念や神職どもの能遊ひ琴三味せんに音頭淨るり  
 き。偽筆して渡世を送る雅人あり謀判好む金かしもあり  
 ゆ。ゆるひたる馬の腹帶しめ直し土地の風俗直す世もがな  
 め。目の前につぶれし家はよき手本主人家來の不埒不所存  
 み。みくるしき物は婦人と二人づれラクダ、ラクダと人に云はれて  
 し。親類の難儀を見ても助成せず吾遊興は金も惜ます  
 る。遠國も近國も皆おしならべて宮さむらひを嘆かぬはなし  
 ひ。人の道をしゆる人のなき故に人の道しる人のなきかな  
 も。文字しらぬ人より劣る學者哉金かしもあり醉狂てあり  
 せ。千金をつむより徳をつみおかば子孫長久うたがひもなし  
 す。皇神の惠もしらぬ神職の哀微するこそ道理也けれ

此他に慶徳麗女の道歌もあるが一家訓にして、且長きに亘れば、卷始卷末の二首のみを掲げておく

卷 始

常に我思ふところの善惡を老の寢覺にかきかするしけり

卷 末

君か身をよきになしたき親祖父願ふ心をわすれ玉ふな

三十九 馬 に 一 駄

幕府時代にては、各地にも其主のため、又は郷土の爲に、相當盡力したものが有つた。我両宮間に於ける、神官神職町民の上にも、相共に犠牲をも辭せざりし事も有つたと聞いてゐる。現今の如く月給制度や、



現金主義では、逆も不可能と信ずる。併しなから舊時代は人情厚さがために極端に走りて、兒戯に類する所置も絶無ではなかつた。山田一志町藤原長兵衛發賣所で京都寺町松原下ル菊屋喜兵衛が取次、伊勢二宮一社傳といふ神書が有つた。此書の所説は、外宮の有利で内宮の不利なる点が尠くない。依之正徳六歲仲春日神境後學某名を以て、伊勢二宮一社傳疑評論を著して、之に對抗したが、一方は都下の刊行書、疑評の方は田舎の寫本であるから、何の効能も無い。加之此の疑評論中に恐多くも外宮神體の上に、疑義あるが如く叙述した一事である。

於是外宮山田方に在ては益す。二宮一社即ち兩宮一致の神徳を立證して、御師擅家の間に宣傳努力した。爲めに一社傳の版木買取の議が行はれた。文化年中に實現して賣上一札此の如くである。

賣上一札之事

一二宮一社傳

九 株

全部十一册  
丁數十一丁

右之版本、我等前々より所持致候處、此度爲三代金貳兩と一、其元殿へ永代譲り申居處實正明白也、則代金愷及請取申候、然ル上者外より違乱申者毛頭無之候爲後日之賣上證文仍而如件

賣主

文化三年寅三月

菊屋喜兵衛印

御取次 誓田屋善助殿

勢州

守屋徳大夫殿

版木賣主菊屋は、山田一志町藤原長兵衛の名で、出版の書籍中二宮一社傳を、著屋の紹介で、宇治守屋徳大夫に譲渡したる如くであるが、固より出金者の他に在つた確證が、明治維新後内宮長官家の書類中より、飛出して、内容が暴露した譯なのである。文化年中の貳兩は現代の貳圓とは相場が違ふ、僅十一枚の木版を貳兩の大金で買受くる所に、尤も世襲世代の妙味があらはれてゐる。

之れと反對に外宮山田方にも奇談がある。久保倉大夫の代官(御祓大麻を配賦する御師の手代)で高柳町に住し、田口吉右衛門といふ配札者が居た。一年例の如く宇和嶋に赴く途中大阪に滞在し、市中の書林にて、平田翁の著書巫學談弊五巻を購ひ、旅宿にて之を閲讀するに、兩部神道、本地垂跡、唯一神道等を論破し、その中に外宮の御上に關して、不利益なる説並辨あり、甚しきに至つては、山田三坊は寺院なりなど、山田師職に於て等閑に附すべからざる數條がある、斯くては御師一鉢の配札上にも故障の及ぶ事、近き將來にあらん。僕いかに苦難を嘗むる共、之を購入して撲滅せんと、東西運動の結果、遂に旅費其他の用に充てたる金壹百餘兩を投して、巫學談弊の木版全部を求め、伊豫行を中止して馬一駄に積み歸勢して、山田有志にその顛末を通知したのである。久保倉は勿論有志は即時に版木購を結集して損失を償ひ、吉右衛門門が果斷の神忠を稱賛したといふ。頃は安政二三年との事だが果して然らば數年ならずして、此の苦心も春永に属し、萬延元年古川躬行の序文を附し、俗神道大意と改題し、江戸に於て新版を發行した。現行の俗神道大意の版本は即ち是れなのである。然して田口吉右衛門は家督を程吉に譲り退隱の後、無事齋と號したが、明治維新當時國事に就て建言書を提出し、度會府から賞與された事も有つた。一説に吉右衛門を橋村大藏大夫の家來ともいふ

四十 山田大變記

諷刺畫や戯作本は、その當時の真相を知るには、意外便利である。此は今より百三十年計以前寛政年中、山田大變記といふ戯作の目録である。本編の有無は明言しかぬるが、内容の一斑が推測さるゝから、固より目録ばかりで、本編の著作は遠慮したものと信ずる。其然る所以は神津氏の正雜聽書牒にも、黒瀬氏の應進雜記中にも、悉く目録ばかりが掲載されてある。若し本編が存在ならば、その何れかに一章たり共見えねばならぬ。依て遺憾ながら目録計を左に掲記して、寛政當時の三面記事を紹介する事とした。示すが如く本編出版のありとすれば、老生が淺學の罪を謝しておく他は無。



笑本大變記初編目錄

第一

一國婦人藤本両家を騒す事

附り大宮司婚禮之事

一西山主計久亭へ北國の女妓を招く事

附り斗時相馬發句にて慰む事

第二

一幸福出雲古森家の娘を所望之事

附り謀計を知て善吉辭退之事

一榎倉右近吉野を靡す事

附り越前守に任せらるゝ事

第三

一飯田政藏傾城を連立退事

附り橋之上にて力者に逢て薙髮之事

一美濃屋善市が呼し馬婦人を鎗武者生捕んと狙ふ事

附り大に欺かるゝ事

第四

一橋村宗作隠謀露顯之事

附り右近播州へ發向之事

一橋村主水家臣の謀をひ戰場に向ふ事

附り大敗北之事

第五

一河崎惣大夫田樓へ居續身命を投事

附り一家一門打寄る事

一長熊たか田樓へ赴く事

附り荒井彌十郎謀計を授る事

第六

一河村喜兵衛犬死之事

附り醫師玄策七を投て後悔之事

一千賀兵部郷都へ一騎駈之事

附り宮後三位我意に募て老臣等籠城評定之事

第七

一榎倉勘ヶ由蟄居之事

附り會合と不和之事

一曹派宗住持竹籤を越て密契露顯平氣之事

附り布施米運贈之事

第八

一河井範玄法師馬婦に耽り墮落之事

附り雀神主夫婦放蕩度々裸躍之事

一龜田彌左衛門馬上披露之短冊拜領わかる事

附り繪子大納言大村後詰之事

第九



一坂因木田等真言宗歸依之事

附り精進を遂て秘密し經文讀習ふ事

一結城淺井正住等不受不施客齋一遍宗信仰之事

附り高田喜大夫大名十八頭の御師と成る事

第拾

一高宮文章博士遠山修理(ニ雅條)遊興に耽り廢學して妓女と出奔之事

附り檜垣内膳狂氣之事

一藥屋佐兵衛娘三人連にて佛詣之事

附り芝居役者に金銀を花に出す事

一鎰取石見守賣女近付け腰を抜かれ鬱憤を寛亭の妓女にはらす事

附り閨中の感涙を夫婦ともいたはる事

第拾壹

一西村八左衛門極樂寺と合鉢して掛切て薄葬死骸を街に落す事

附り龍代官年寄木下が理窟の訴に付神職御取上之事

一檜垣左兵衛佐石州下向之事

附り湯治七日盲談之事

第拾貳

一垣丸殿元服に付雜掌水口下向無心之事

附り物忌等手込に逢ふ事

一林内藏之助竈將軍宣下之事

附り宮盜人と張札之事

○大變記初編目錄大尾

右寛政十二庚申年後四月出版

笑本大變記

二編拾貳冊近日出版

錢無評談之形表紙也

目錄 第一

一宇治五十槻久老忍んで勢州下る事

附り七郎治郎空言増長之事

第二

一橋村令祐病死之事

附り一子圖書を諾す事

一廣田常陸之助且家より御且之旨申といへども一圓不吞込之事

附り吉村嘉吉信州發向之事

第三

一爲田兵大夫靈病に犯さるゝ事

附り榮女郎御部屋と稱する事

一同苗虎吉來田家相續之事

附り稻荷不思議之事

第四

一福井丑丸騒に紛れ寶藏へ忍入る事

附り連判し衆中密に席を去る事

一福井藤次郎諫言を加へず日々公文へ出勤之事



附り酒半酣に及て無○言志事

第五

一岩佐文藏三方年寄帶刀之族を門人となす事

附り眞向し鴨蓮筆傳授之事

一藤原主水子良館に於て大筒を放つ事

附り一子數馬種ヶ島懷中之件

第六

一喜多出雲家督相談之事

附り鈴木奉膳勇を震ひ却而病に惱む事

一二見豊後守湊川陣拂ひ之事

附り柏谷に再び此石を築く事

第七

一山本孫大夫腰元清女寵愛之事

附り蚊蚊之事

一河井右近卑婦人を娶らんと欲する事

附り卑婦人両夫に見る事

第八

一延命坊法樂坊門番を語らひ臥具數拾を曲し足を京都へ伸す事

一臥具持共小田清兵衛公訴之事

附り神主○○一分金を惜み下請之者共呼寄罵叱る事

第九

一辻法印山田大路隣還俗之事

附り雜説人の願を解き醫書賣廣る事

一角田右京曲馬場に於て多氣氏の女を見る事

附り近眼に依て熟覽を得ず仲人五曉短煙管を以て傳火せしめ美人を顯す事

第十

一中井孫平老母念佛を坑に投入れ姪惡之罪を消滅する事

附り孫平貞婦を携へ北勢に流浪之事

一福島豊後守曳麻行人を執立諸大夫に公私通行常帶刀之事

附り浦村彦大夫吾富利大夫再興之事

第十一

一松本宗月入道驕奢自力に及ばず數妾婦人を招入放埒を勸る事

附り小柳村松之老女福井魚藻別莊に於て三弦秘曲之事

一橋村右近主従和睦之事

附り廣田内膳御召に依りて怖尿をたるゝ事

第十二

一中西若狭家傳之墓目之術を頼み朝鮮へ出帆志之事

附り公文内人解任之件

一山田大路數馬借錢し敵に被り圍兵糧責に逢ふ事

附り神祇權少副大中臣朝臣同家一族を率ゐ敵方に挨拶を入る事。當町住家を替事

以上



本市の地理書は甚々貧弱で、土地雜記、郷談、五鈴遺響舊跡聞書喜早氏の諸書等に散見する迄である。近年神宮司廳編輯の神都名勝誌は頗る完全で、圖樣迄が挿入してあるから、餘程現代式に接近してゐる。されど一目に通覽といふ場合には一面困難の場合も無いとは云へぬ、又古名の説明も尠い。依て此れは明和六年三月七日外宮宮奉行に於て、三禰宜松木卓彦神主が物語つた一夕の談話ではあるが、初神學にはなかく、便宜である。文化の開けた現代より見れば、其誤傳を信じられた点も二三はあるらしいが、宮奉行日記に記載の儘を掲げく。又宇治地方の分も同様の経路であるから、三禰宜園田守夏神主覺書の中より、その四五件ておを抜出して附記しておく。末の○以下が即ちそれである。

山田三方は、上ノ郷は、須原五郎太より也、中島町邊に居住て、三方之一方也、大家に候處絶家之由、中ノ郷は、坂方横橋町坂氏也、下ノ郷は、岩淵方、今久保倉修理之家也岩淵を名乗候處、久保倉彈正家より、先代養子に行候者有之、其後久保倉に替候也、仍而山田三方は、須原方、坂方、岩淵方是三方也、一郷筋向橋の堀筋より、上の分順原方と見えたり、一郷筋向橋より下馬所の堀筋迄、中の分坂方と見えたり、下馬所堀筋より下の分一郷岩淵方と見えたり、○中島町は宮川と小河橋の川との中に有ゆへ中島也、久留は來る也、辻は辻合也、二俣は中島口、小河町の二俣也○浦口は堤世古町有裏の口ゆへ、裏口也、堤世古は平ノ清盛入道安藝守の時、此の宮川の堤を築れたり、其時の堤奉行安藝守清盛也、堤世古に役所を立て、奉行しけるゆへ、所の名と成る、田原は田原ノ又太郎陣所を構候ゆゑ也、上中之郷とは下中之郷と一町也、大町ゆゑ二ツニ割て、中之郷之上を、上中之郷、其次を下中之郷と申たる也、坂世古は坂氏居住之世古也、世古は横也、横町を世古と云ひたる也、八日市場は八日に市を立たる所也、依之夷を安置せり、高柳は高柳の會禰也、惣て大木の有る邊には會禰有る也、淵の邊に吹上有るも同じ、岩淵の邊に吹上有る也、大世古は大横町也、一ノ木町は櫟ノ大木有櫟の會禰、今何方をいふとも、當國一志郡より來て、一志修理といふ、大家有絶家也、今一志圓之亟、一志木工大

夫等右の末也、下ノ久保、上ノ久保、上下共窪也、ひくみと見えたり、走下は今大社の邊大成る坂有、其北を墓所に仕たり、坂より走り下るゆる走下也、越坂は夫を越えたる坂にて、越坂也、宮後には御宮の後ろ故、宮後也、下馬所、下馬ヶ橋下乗の場也、岡本は隠れの岡の本たる町ゆゑ、岡本といふ、後に妙見堂出來後、妙見町といふて、町を分々にいたし、下郷之内に無之様にいふ、本は岡本一町也、田中は田也、今も井戸など掘ていろくの物出るの由、中世古は、田中より見る時は、横町ゆゑ中世古也、布世古之事は、野々世古也、上中之郷之、野送之道也、仍而野々世古といふ、夫をふさぎて其西に道を付、其より西ゆゑ、西世古有、烏帽子世古は下中之郷、八日市場の境、烏帽子の形ちに、筋向たる所ゆゑ烏帽子世古也、いづれも相考候へば皆個様之類也、岩淵の本名秀か淵ともいふ。

筆屋の世古

浦田町浦野善大夫の西の小路を云、古是小路に筆屋有し故云けるとぞ、

長の世古

中之切町蓬萊大夫門前の町を云、是は園田守長官たりし時より長官の世古と云ひしを、後には略して長の世古と云とぞ、

松屋の世古

浦田町浦田大夫の北の小路を云、古へ是處に松屋五郎禰宜の家ありけるにより云とぞ

守屋の裏世古

今在家町と中之切町の境川に至るの小路を云、古へ守屋金大夫是處に居住せしより云とぞ（今多氣治大夫の屋敷也、又今は江見一郎大夫屋敷也）

辨財天の世古

中之切町梅谷大夫と岡田世古大夫との間の小路を云、是を俗に神事路と云、辨財天とは慶光院の寺内の辨財



天也、往古よりは是處にありける故に云と云へり

秘木川(今姫子川と云)

檜尻谷より流れ出る水也、彼山にて心御柱を伐れば、其流を秘木川と云へり

新橋

新橋又は江戸屋橋と云、往古江戸屋と云商人、此橋の前に在けるが、萬治年中の洪水に流亡したとぞ

牛谷

宇治谷也、中之地藏町古市町は宇治岡也、牛、宇治の訓、相似たる故に誤書來れり

以上

### 四十二 五十鈴の嵐

去る明治廿四年十一月正四位追贈の恩命を被つた、越後國新瀉の醫師宗詮の男竹内敬持式部が、京都に於て神書講義、武術傳習の名に據て、縉紳家に入出し、一條前關白の忌む所となり、所司代に糾問の結果、追放の罪をうけ伊勢宇治に逃れ、後再び山縣大貳等連累の嫌疑に觸れ、其事明らかかりしも、追放の刑人猥りに上洛の廉を以て、八丈ヶ島へ遠流の嚴罰に處せられ、船中病に罹り五十六歳を以て遂に三宅島に歿せられし、勤王志士の事傳は、星野氏の撰竹内式部君事蹟が、大日本人名辭書に詳載されてあるから、今之を繰返す必要は無い。然れども竹内志士が宇治地方に熱居の状態及捕縛の真相に就て尙語るべき遺漏若くは憚る所有つてか不充分と感ぜざるを得ない。尤も本偏に關しては書類乏しく從來所見が無かつた處が去る大正元年十月宮内省圖書寮にて、元神宮祭主藤波家より受繼れたといふ書類中、寶曆十三年竹内式部逐拂之事と題せる一冊を發見した。依て神宮編年記及び管見雜記等を參照して御話申す事とする。此他宇治年寄記録は二三の他一讀の機會を得ないから、盡さるる点多々ありと自信する。

竹内志士が京都を放逐せられ、來勢して宇治年寄内宮權禰宜蓬萊尙賢(通稱雅樂)に據て寄食し、神都に同志を募りて、其素志を貫徹せしめんとしたらしい。蓋し尙賢は夙に國學に志し加茂翁の門に遊び、谷川士清翁とも懇親で妻は即ち翁の女である。氣節も高く感慨も深く、決して尋常の白衣連では無つた。故に竹内とは意氣相投して是に至つたものか、將又從來書信の往復、若しくは一兩度の面識も有つかと推測さるゝ程である。

斯くて竹内志士は漸く虎口を逃れ來て、弓矢の音も聞こえ安樂郷土なる、五十鈴川邊の清風に起臥を安んじたと、思ふ間もなく忽ち其の筋の探知する所となつた。それかあらぬか寶曆十三年三月廿七日一條前關白へ祭主内々注進狀を奉つたのである。而して其大要は、當春神宮木作始祭に參向之際、伊勢宇治地方に竹内式部改名して住居し、講義所等相構へしやの事を承り、京都に於て追放の刑人を、神境居住差免す義、不審に堪へずと、内宮禰宜等を招き尋問せしに、頃年天罪を蒙れる竹内輩を、神地居住は免すべからざる儀なれ共、當時年寄等頻に權威を弄して、神宮廳の命を用ゐず、天朝の御沙汰は宇宙一統何人も違背すべからざる事とは心得つるも、前陳の事情之を制御する力に乏しく、放任の様なりといふ。故に其不可を陳述して速かに放逐を嚴達した式部は名を儒學に仮り、實は竹内流の神道を開講すとか、此の如き人物が神宮に知るべからず出入し、神道講談辨舌に一任すれば則不圖尊信の族類を生し、竟には神宮之道紛亂之基となり、患の及ぶ所依て式部儀に付ては禰宜等に申合めて歸落せり。右之趣從來季忠不吟味にも相成而者恐懼の至り仍て内申に及ぶと云ふ事である。果して四月二日神宮上郷より左の公達を發せられた。

竹内式部住居于勢州宇治之旨被聞食候、先年於京都及騷動候者、住居于神領之事不可然儀、若及異論候而者、可爲妨、故早可逐拂之旨、可令下知于神宮之由被示渡了、尤此者殿下之御命之由也

祭主即ち神宮使を召喚して之を傳へしが、神宮と年寄會合との間に議論起り、同月十六日左の書面を年寄よ直進したのである。

竹内式部ト申者、當地居住の處、可逐拂之旨被仰下之趣、從禰宜共一昨十日申聞候ニ付、則町中



吟味之處、當町新瀉差齋ト改名仕、居住之趣申出、依之爲立退一候様、其町役人共江申渡候處、差齋願之筋も在之候故、猶追付可申上候(四月十三日附)

而して其翌即ち四月十四日付を以て、年寄より新瀉差齋願之筋申出候得共難取用儀有之退居申渡すとの口上書を再出した。於是祭主家は最後の手段として、宇治年寄會合に上洛を命し、同月廿七日惣代岩田左京に對し、不審之條々詰問の幕が開かれたのである。先づ竹内式部を宇治に居住せしむるに付、可逐拂旨、曾て殿下之御命を傳達せしに、如何なる故か、式部儀當時改名仕、今度願意有之に候、猶追而可申上云々の書面を提出し、又其翌日付を以て願意難採用に付、彌神地退居申渡云々の申出あり、其眞意大に疑ふべき点ありと思考す。若一竹内の願意至當と認めれば、放逐の刑人之儀は、其方共の眼中には留めざる所置か、申す迄も無く、殿下之御命は恐多くも勅命に同じ、かゝる重大なる御命の傳達を奉承しながら、神地退居を云々申出へるとは何事ぞ。此れ不審之一也。既述の如き嚴重なる殿下の御命なるを以て、神宮使を召して年寄會合へ傳達すべき由を申達せしに、年寄會合より一通の書面を以て輕々敷所置之段、甚だ以て然るべからず、此れ不審之二也。凡て公事は次第を経て上申下達す。本件に限り神宮、廳を經由せずして、直ちに口上書を提出せしは則ち順序を紊亂し慣例を無視する無法である。速に歸勢し改正の手續に及ぶべしと、豫て近來年寄會合が跋扈を懸念せらるゝ祭主家は、此期逸すべからずとして、ウント油を取つた。惣代は恐縮して即時歸途に就いたが、越えて五月五日内宮一禰宜名代岡田嘉門年寄會合よりの口上書を携帶して、祭主邸に差出し、祭主は直ちに神宮上郷に報し、上郷より殿下に上申して本件は一段落を告げた。その口上書は左の如くである。

竹内式部差齋ト相改罷仕候處、追拂候様、先達而依殿下御命被爲  
仰渡先月十四日當領爲立退一申候以上

未五月二日〇寶曆十三年

然るに右は京都へ對しての表面ばかりで、殿下も上郷も祭主も一杯頂戴せられた譯なのである。

竹内式部は差齋一に周齋又は秋齋の雅號を本名とし、一時の遁辭に、再び危急を逃れ、依然宇治の僑居に在て、神書を講明し、有志を勧誘せんと、勵精努力してゐた。此際に於ける遺著の中中臣祓講義一卷は先生の門下鶴飼貞義が中臣祓口述を筆記したので、現今は鶴飼氏の姻戚なる上野重彊氏の所藏と成つてゐる。岡田氏の管見雜記には京廳の妨に因て一度他郷に放つと雖も、衆人敬慕して罷ます、再び來つて鶴飼孫大夫と改名し、蟄居三年、明和六年春三月捕はると有るが、それでは蟄伏の年期に違ふ点がありはすまいか。守浮日次の明和四年丁亥三月廿四日の條に、江戸表町奉行依田豊前守より、取手之者八人參竹内周齋召取〇中親子共云々の公文が掲げてあるから、明和六年の誤りは明である。

抑も竹内先生が、京都を追放されたは、寶曆九年五月六日と事蹟にもある。是より伊勢宇治に蟄居し、四年を経て同十三年四月十四日年寄より神領退去の口上を出したが、其の實は然らずである。蓬萊氏等が物質上なり精神上なり、百般に亘て盡力された結果、先生も多年枕を高くして安臥された譯である。是に至つたは蓬萊尙賢は中心人物で、これと同鳴の年寄會合黨が、活きたる國書神典研究の現象だ、實に敬服の至りである。

偕又戀川の側なる僑居に、國家の前途を愁ひつゝ、表面には、平然靜閑の隱君子をよそほへる、差齋先生の近隣に、角屋庄兵衛といふ酒店がある。その店の若者は、先年來奉公忠實で、當世には稀なる好人物と、主家始め一郷のはめ者に成つてゐた。常に志摩國岩倉村の樵夫上りだと云ふてゐたのみで詳細は語らなかつた。明和四年三月廿三日歸里の老父急病の由を告げ、暇を乞ひて即時歸郷したのである。その翌日即ち三月廿四日の曉天、武装せる士八人先生の居住に突入し竹内差齋とは世をしのぶ一時の假名、竹内敬持式部は其方かと、先頭第一の武士に注目した。士は疑ふ所なしと肯諾した。一同に御用との大喝一聲忽ち竹内父子は捕手の繩にかゝつて、江戸送りと成つた。而して右捕手の一人が、舊主家の酒店に到り、豫て其筋の命令を奉して、罪人の舉動に注目せしが、今は本懐を達したから、奉仕中貴家の厚遇を感謝すとて、報酬の黄金壹封を庄兵衛に與へ、即日一行と共に東都の途に上つたとある。其年九月十二日の條守浮日次に



今在家町に致<sub>二</sub>徘徊<sub>一</sub>候、竹内正庵(武部蓋齋)遠島に被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>諸道具闕所に相成候に付、正庵方江被<sub>二</sub>貸置<sub>一</sub>候、書物等も無<sub>レ</sub>之候哉之旨、會合より尋來候間、否之儀此者江御申付可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候  
とあるにて、結末は自然明瞭である。多年吹きすすさべる五十鈴の嵐も漸く晴渡で、神路の山月、永久に先生勤王の至心を照臨すべき動機が成立したとみれば、猥りに悲觀すべき事情ではなからう。因云ふ、本件に關して、山田奉行所の書類中に所見が無い。必竟此れは淺學の罪かと思はるるが、如何にも不<sub>レ</sub>了解である。

### 四十三 水流ミツナガシの奇跡

話はちと古いが、宋の卻康節が、瓦製の枕で、午睡をしてゐると、鼠が荒れて夢を破つた。節は怒て枕を投げつけた。目的の鼠は逃げて、枕は二つに割れた。枕の中に、此枕は卯年四月十四日の巳時、鼠を見て破れんと、書いてあつた。節は大に感じて、枕の製造者を尋ね、文字の筆者を質した。瓦師の云ふには或時一老翁が來て、周易を手にしながら、製造の状況を視てゐたことがあつた。恐らくはその翁の所爲ならん。節は瓦師を案内とし、翁の居處を尋ねて面會を申込んだ。然るに翁は既に死亡して、今は此世にゐないが、何年何月何日の何時に、一人の秀才が來る。果して來らば、之を興へよと、遺言の一品がある。年月日時等悉く適中してあるから、領受あれと、家人が一卷を函中より取出して之を傳へた。節之を披けば則ち易書であつたと、梅花心易の序中に、叙へてある。易は東洋の古哲學だとの事だが、この流で論ずれば、天地間の萬物は、悉く命數が定まつてある故に命數の盡きざる限りは、存在し、盡くれば、忽ち滅亡すと云ふに歸着す。然れば奇怪も奇とせず變化も變とせず、一も命數二も命數と斷じ、驚愕も恐怖もすべてが無用に屬す譯になる。慶應二年は丙寅で、火の祟年だと、皆が怖れた年であつた。殊に米價が非常に騰貴して、細民は飢に泣いた。山田奉行伊豫守(伊勢神戶一萬石)は、救助米の下取調を命じたが、貧民多數のために力能はず中止の沙汰となつた。

御すくひは、うそか本多か、しらねども、一萬石で、とてもかなはぬ

と、奉行の微力と、不決斷とを冷笑した程の災年である。果せる哉、該年四月九日の深夜田中町(本町)の湯屋から發火し、東西南北に火手は廣がり、中世古宮後一志西河原等に延焼し、門九十五軒内御師十五棟總棟二百有余(類焼戸數等)、久保田俊詮雜誌ニヨル)。近年稀る大火事であつたと其頃の評て有つた。火元の湯屋に接近したる、御巫權大夫は勿論全焼し去つた。鎮火の翌日焼跡の灰掻人夫が勝手所の焼残りの中より、一個の水桶を堀り出した、處が何等の故障もなく、安全であつた。現場に來集せる民衆は、之を目撃して、火防の水桶と稱嘆した。近年迄同家に保存されたが、是も命數が盡き果て、今は其形を消した。今一對の談が宇治にもある。

さかえゆく、かけぞ久しき、神路山、百枝の松の、色もときはに

と、墨色鮮に書れた、軸物短冊の筆者は、内宮長官從二位荒木田守秀神主(井面)である。神主は享保三年に禰宜に拜任し廿二年間の長職、安永三年六月廿一日、七十七歳の高齡で蒙去された、高德の方と聞てゐる。さてその後代の井面兵部家が、六七十十年前に、全焼したのである。家來の甚八が、焼跡の灰中から此一軸を發見して、井面家から貰受け稀世の寶物としてゐる始末を後家の物語りその儘を中瀬氏が、竹鷲隨筆に記しておいた。右は何れも卻康節の瓦枕談とは、正反對で、掛軸も、末だその命數の盡きざりしが爲め、猛火の危難を免れ得たことである。まさか水桶の靈や、書幅の主に、火産靈の遠慮せられた神跡でもあるまい。

### 四十四 神の水

水の性分には甘きものもあり、冷きもあり、清水もあれば、濁水もある。清水は体を養ひ渴を醫し、濁水は健康を害し疾病を醸す。故に水の選定法は、古代より随分嚴重に行はれたのである。ズート古代から云へば天孫降臨の大昔には、水取の政事に奉仕した、天村雲命がある。命は天孫の勅を奉じて、皇祖より天水を受け、日向の皇居の御井に移して、供御に奉つた。皇祖の神靈を丹波(今の丹後)に奉齋の日、此水をも同處に移し、伊勢神宮に御鎮座の後には、外宮藤岡山の麓に、御井を堀りて、復之を移し、大神宮朝夕大御饌



供進の御料として今尙古儀を尊重せられてある。文治元年祭主に拜任の正三位大中臣隆卿は、參宮奉仕の際には、必らず大神宮撤供の天水を拜服して、長壽を祈請され、一夜今我壽無畏との仰を蒙り、掌中は米字を賜はるとみて、靈夢はさめた。祭主は歡喜して、八十八歳迄の命壽は、保ち得べしと、語られた。果して八十八の數を終へ、八十九歳を以て薨去されたとある。通海僧正は是則不死の藥なればこそ、天年を延べて、上壽を得給ふなれど、大神宮參詣記に証言を附してゐる。是を以て度會神主氏族は祖神の關係を宣傳して、古來誇りとする處で、贈正三位度會家行神主の、

忍穂井を、今日わか水に、くみそめて、御饗食たむくる、春はきにけり

と詠じたのも、乃ち此靈水である。神境年代記に元錄三年に徳川將軍の台命に依て、外宮より忍穂井の神水を献進した記事がある。又内宮には、五十鈴川一名御裳濯川の名流がある、恐れながら本宮を五十鈴宮と奉稱するも蓋し此水流に起因するのではあるまいか。是を以て此宮には古來御料井の設備はなく、五十鈴川の清水を以て、御料品を洗清し奉りて、由貴の大御饌にも供進する古例であつた。倭姫命世記等に御鎮座の時、倭姫命が御裳の裔を洗ひ給ふたから、御裳濯川の名が起つたとあるが、恐らくは、後世の附會であらう、何となれば、假令御鎮座以前なればとて、洗濁の御用にはちと、恐縮する感じが起る。是は學問上に亘るから抜にして別考に發表する。五十鈴川流の中において、澤瀉氏舊宅地の南方に瀧祭の淵と云ふがある。其瀧の水は古來名水との傳説がある。話は古いが、内宮建久年中記六月十日條に、齋内親王の御思召によつて、一禰宜に献水を達せられたことがみあるが其立文に、

みもすそかはの水とりて、まいらさせたまうへし、

乃ち一禰宜御命を奉して、瀧祭の瀧の水を汲取て、竹筒に入れ、使者に付して、献進したとある。齋王の召された、御用途は、不明であるが、陰曆では、正に盛夏の候だから、名水を以て、暑熱の御惱を拂はさせ給ふたのではあるまいか、將又他に事情ありてか、より以上に侵入して、憶測を逞うするは、恐懼の至りと、遠慮しておく。實に水は生物の生存上、須臾も欠くべからざる、天授の靈物で、我神蹟に神水の談の伴ふてゐるは、自然の道理である。近頃柳田國男君の海南小記を讀んでみると、沖繩の諸嶋では、水の欠乏にも、水の尊重にも、必らず神話が伴ふてゐて、神女が殊に靈水の沐浴を愛し、又村々の祝女(土語のろ)が、神泉に由て、清淨を保つこととしてゐる。吾古風土記にも往々此類がある。上述の如く、水の効能は、頗る偉大で、生水衛生説が、近時大流行でその功果があるらしい。併しながら、動もすれば、一朝に生命を奪ひ取らるゝ、悪疫の媒介となる濁水もある。油斷大敵と、夏期は一層の注意を拂はねばならぬ、かの蓮隨山死水も徹底的研究を要する、次第である。

#### 四十五 人の水

神の水に次て、神都の名井名水は、宇治方面では清水森の水、山田方面では阿伽井の水である。(七清水、水社等もあるが煩を避けて省略す)清水森は倉田山徴古館所藏の古卷、弘安年中の作といふ、新名所歌合の畫題にも入り、その當時の和歌十余首も別記してある、故に森の清水は年久しく靈水の歴史を有し、杉原光規の舊跡按内、安岡親毅の五鈴遺響には、朝熊村より二見街道に出る道路、蛭川の東面、くり舟渡の南方、田間の小林中清水あり、方三四尺計石を疊んで注連を張る、大旱にも嘗て水涸れず(本文節略)とある。今も尙土俗は神社の如く敬畏して、汚蔑を戒め、若し婦女子が泉に臨めば、忽ち鬼神の面目を現すと恐怖してゐる。一面から見れば、かゝる傳説の存在は、反て普通の泉水と異なる、名水の立證ともみらるゝ、進化論や考古學では、上古人類は水草を逐て移住した。故に死後も必らず、水郷に落着くとか、又水から水へ移轉居住した、過去の如く末來も旅行するとの觀念から、死人の側に舟を置き、將又埋葬用具にも石棺陶棺等を、船の形式に製造すると云ふてゐる。家屋は人類の住處だから、屋船といふ古語があり。又羅馬舊教の天主堂も、ノアの方舟の形狀を模したと、彼徒はいふてゐる。そこで水の方面は頗る廣汎で、水に伴ふ傳説も多々に亘り、奇蹟神話の資料化することになるは、自然の勢であらう。森の清水の惡相談も、其一つと見れば、却て興味がある譯になる。



又阿伽井は倭町舊常明寺境内接近地で、同寺墓域の南方桑畑中にある古井戸で、名水の歴史に富んでゐる。阿伽とは水の天竺語で、それが一轉して、佛供水と解することになつたのだが、新しい研究では、アカも、ワカも、水の意義で、上代語其儘のアイヌ人種は、現に水をワカと云ふてゐる。加之奈良市東大寺二月堂の水取行事には、若狭から水が通ふといふ傳説に據て、執行してゐる。此一例を以ても、ワカが水の意義で、若狭は水國の事だといふ學説もあるやうな。水の語源は兎も角も、舊常明寺阿伽井の名水談は、頗る古い、元應二年の撰輯、度會家行神主の類聚神祇本源に、長徳三年の檢録がある。其中に尾上社は泉寺の西に在りと記された。泉寺は即ち常明寺の一名で、阿伽井の所在地に因て、即ち名水寺と稱したのであると、先輩はいふてゐる。然るに五鈴遺響は、山田赤十字病院の舊地の裏手の現今阿伽井と字する地に古井戸があつたので、今云ふ町所舊常明寺附近の阿伽井は後世の新設と論じてゐる様である。此説には賛成しかねる。如何とならば、現今阿伽井と稱する土地は、古へ宇治郷に屬し、舊常明寺方面は繼橋郷である。且又地獄谷即ち古名樋手淵が、外宮の遠境で、經ヶ峰などの溪間より流出する、一帯の水が、宇治郷と、繼橋郷との境内を通過して、勢田川に合し、古代は大河の形式と成つてゐた。事實として立證をすべきは樋手の淵に、神宮御材木云々の一條がある。何の方面より論ずるも、阿伽井は舊常明寺附近で、後世此地の民戸が、現今の地に移住し、阿伽井の稱號を冒したと、一面には常明寺が、境内地の縮小に因て、彼是本末の顛倒をきたしたのである。尙常明寺が存立の時代に、日蓮題目石を所藏して、開帳寶物の一に利用し、既に享保十六年四月寺堂大破修繕費募集のためと稱し、寺社奉行所に出願し、江戸淺草傳法院境内觀明院において、妙見菩薩像、石題目等を拜觀させた記事が、三方會合處の書類中にある。日蓮が來勢の際、常明寺に宿泊して、揮毫の題目を石に彫刻したとの傳説には、大に疑問があると、或人は語つた、石題目の日蓮の名が、年代に適合せぬと云ふたど記憶してゐる。老生は佛敎は眞素人だから、現物に就て研究を進めたいと、兼々考へゐる。阿伽井に就ては、より以上日蓮と關係の事實は露程も耳に響いた覚えはない。併しながら宗教界の常習として、方便説の宣傳は、決して珍でない。彼の欣淨寺の日の丸名號と、一對の桃太郎と解しておけばガミガキ呷鳴る勇氣も

ない。

明治維新後は、大義名分を尊重して、諸宗共に從來の誤解を正されたと云ふことだから、國家主義の日蓮宗として、社會に乗り出すには、阿伽井を誓の井戸として、傳説を宣傳するは自然必要の譯である。人の水が方面違へ流れこんで、不知不知宗教論に侵入、失敬千万であつた。阿伽井の因縁を尊重して、妙法蓮と是も一切水に流すことゝするが穩當であらう。

#### 四十六 桶藤の奇術

大奇術とか、催眠術とか、イルマンパレンの邪法とか、騒ぎ出さぬ以前から、一種の靈感術が傳つて、之を忍術、又は妖術と稱し、靈道靈學未開の時代に於ては、或一部には、相應に尊敬、若くは恐怖されたものらしい。神都附近にも、巫覡の禁制を犯し、此類が流行して、愚人の臍くり金を宜敷したといふ話はある。寶曆の末年から、寛政七六年年に亘つて、盛んに行はれた、術者の大統領は、吹上町の桶藤といふ、桶屋の藤吉さんだ、桶藤公の靈法奇術は、大に振つたもので、人並ではなかつた。市内は勿論、志摩參河等の諸島からも聞傳へて、病者も擔ぎこめば、狐憑も連れこみ、桶藤の名は忽ち遠近に響いた。之をきゝつた、山田奉行は、放任すべくもあらず、さりとして、法律を以て猥りに處罰する迄の証跡なく止むを得ず、密々合議の結果、奇術觀覽の名の下に、桶藤を呼寄せんとした。藤公命を奉じて奉行所に出頭し、役所關係なしの廣間に控へた。即て役人は、奇術を施すべきを達し、近臣及奥方女中のすべてを、奉行の附近に侍らしめた。藤公平服し謹んで、言上すらく、施術中は、堅く出入を嚴禁して各所各所の戸障子を密閉せられたしと願ふた。依て要求の如く許されたのである。藤公乃ち席の中央に佇立し、呪文を口唱せしと、見えたが、忽ちその形は消去て大雨大雷天地も震動せんばかり、此時何人か大聲にて、只今宮川の堤防が崩れ、大洪水、大出水、大變大變と、連呼する者がある。その利那水は押し來りて、襖も疊も悉く浮き揚つて、押來る水は遠慮なく、奉行以下の股間迄侵入した。衣裳を掲げて逃げんとすれ共、一步も動かさず、遂に一同悲鳴をあげて、救を求



めた。忽ち拍手の音がしたとおもへば、今の今迄漲る大水は跡方もなく、以前の廣間に奇態が演せられつゝあつた。奉行始め衣裳をまくりて、恰も舊約書にある、アダム夫婦が、別善惡樹下の神話を追想された。藤公は再び平伏しながら、笑を洩しつゝ、於て是藤公が信用の程度俄にメートルをあげ、之に乗じて、當時流行の黄果の万年青を偽作して、多大の金圓を奪取した。此機逸すべからずと、捕縛して拜田村の牢獄に投せられ、板敷の上に苦悶の最後を遂げたといふ話である。此は豊川町櫻井榮老が一夕の談話と、寛政現存の倭町住下村定賢の續雜話草に據てその概畧を記したのである。

#### 四十七 伊勢の家苞

死んだ子の年を數へるといふ諺は、死んだ子の年勘定といふと同意で、徒に過去を追懐するも無効だといふのである。大隈侯は、一切過去の快事を談しなかつた。尾崎愕堂君も感心してゐると云ふ事だ。人間万事すべて、此の如くで、徒に往事を慕ふの余り、現在を厭ひ、不平に傾かずんば、悲觀に陥る。万物の靈長と生れながら、區々たる愛情に制せられ、可惜一生涯を短縮して、天地間に悠々濶歩する勇氣を喪失するに至る。實に不愉快千万の次第ならずやである。就中男女両性間に生ずる愛情に於ては、聖人君子と、萬古に仰がる、大人物中にも、その裏面には、不感服の情話も伴ふてゐる事例が多い。況んや私愛情慾の奴隸となるに於てをやである。この論語讀の論語知らず、愛の爲に苦み、情の爲に死し、愛人の一言を以て、申譯の骨子とし、平然として、其死を誇るに似たる、生物馬鹿の處置には、殆んど困つた者だ。然るに愛人主義の迷海のごん底を飛出し、清風明月の新世界空氣に活動した、快談がある。

足代寛居翁が江戸滞在の頃だから、余り古くは無い。淺草附近の或富豪に一人娘があつた。容貌品行衆に超えて、近隣の評判娘で婿養子の要求が、矢をいけるが如く、頻り也であつた。その中より選抜して、華燭の典をあげ、一ヶ半年は、互愛の情外に溢れ、羨望の評は絶え無かつた。新婦が此の世の縁や淺かりけん、一朝病の爲に、不歸の幽境に入つた。新夫は、空聞に堪へず、竊に吉原の遊里に徘徊し、解語の花に心酔し、遂に

大金を投じて、之を妾とし別宅を構へたのである。この内情を探知した、父兄等は親族會を開き、操行を改めざるにおいては、離縁斷行の決議をなし、一夕新夫を呼出して、決議事項を宣告したのである。新夫は傾聴しつゝありしが、只今仰之儀委細畏り奉る、明朝迄に解決して、御詫仕らんと、立去つた。それより新夫は妾宅に至り、吾聊か考慮する處あり、相互の愛も今宵を限るべし、然れども、汝を無情に放逐はすまじ、汝には眞の愛人あらん、速に之を告白せよと、強迫した。妾は恐怖して古着屋の息某と契約あるの内情を告げた。新夫は満悦して、即時夫々の手配をなし、婦人は駕に乗せ衣類家具は車に積み、別に金五十兩を添へて、婚儀を祝した。時將に東天紅と鶏か鳴いた。新夫は歸つて、父兄等に昨夕來の始終を語りて、暇を乞ひ、上野の花下を散歩し、俳諧狂歌の友と交り、談笑平日の如く、毫も未練なき態度に、潔白なる精神を表した。或人よりの物語に感せられ、伊勢への好土産とて、翁が記しておかれた土産の書中にある。その深意の存する處察するに余りありである。右は他境の事實ながら翁の訓誡として云ふておく。翁は熱烈なる廢娼論者で、寛居雜纂中にも、賤業婦に關係の事實か一部として輯集してある。徳川壓迫時代の出來事といへ、夫の享保三年閏十月、宮後町三頭大夫藤井大助は追放、古市町宇さみ屋は闕所、即ち家名斷絶財産全部沒收の處刑は、神都著名の一つ話である。岩淵町田村醫士別邸の後園長峯寒風の老松は宇さみ屋の遺樹だと傳へてゐる。學者の伊勢の土産は警察官吏に叱られるようなカピの代物では無いが尊々

#### 四十八 午睡の夢

連歌に、月花の座といふことを云ふ人がある。初折の七句を、月の座。同じうらの十三句めを、花の座。二の折の面十三句目を、月の座。うらの十三句めを、花の座。三回の折も亦同じ。是を月花の座と覺えたる人が多い。きはめて月花の座といふ事有べからず。月花は賞翫のものなるが故人に譲りて残し來り、十三句めと成るといふ、とぢめは句からもさらくと、する習ひ故、幽情の作意成難ひ。依て十三句め迄残し來て、是非共、此所にて仕る事なり。時に依つては、とぢめにも、月花の有事あれど、好しからぬことなりとぞ。



又十三句めより前に、ある花を呼び出しの花といふは、悪し。引上てすると云ふべしと。杉木正珍翁の教を福村正晴氏が隨筆に掲げてゐる。俳諧は和歌の上句十七字に依りて起り、連歌に習て附句の法則を定めたと聞いてゐる。俳道眞黒闇の老生には所謂毛唐人の寢言で、附いたか附かんか、感じもせねば、罵りもせぬ。然し俳句にも和歌の云ひ得ない妙味があるそうな、足代寛居翁は、常に七部集を座右に置いて、時々通讀せられ、此の部中に、わらんじは、こゝめすものと、涙ぐみの一句は如何に苦吟しても、和歌にては其情をあらはすことは、不可能だが、そこを考へねば、歌人の本旨は得られまいと云れた。詩歌連俳各長短があればこそ、世間か廣くて面白いけれど事だ。敬聽しなければならぬ。併しながら、詩歌連俳と、よしや古人が言並べたどて、之れが確實なる地位の決定語では無い。社會は又決して順調にゆかぬ。我建國の當初より發達して、御歴代皇室に於かせられても、尊重せらるゝ敷島の道、即ち和歌は、大日本帝國の國風として、世界に誇るべき、國家的の文學だが、古今和歌集の勅選に先て、外國渡來の漢詩の勅選集が成立したり、全國行脚の閑人露骨に云はゞ、住所不定の世捨人、伊賀の芭蕉桃青翁が、浪華で客死して、栗津の義仲寺に埋葬の議起るや、全國の門人等競て靈柩を護し、加之木曾公と、うしろあはせの、さむさ哉、の一句は（翁の作ではなからうか）誰しらの者なく、義仲寺内の墳墓は千古弔祭の絶ゆるときは無い。之に反して或時代には、歌神と奉祭された、柿本人麿はいかに、死没年月も不詳、墳墓地も不確定、何歳で何處で死んだか、學者の研究も、未だ徹底的では無い。時代が古いから無理もないと云ふ人もあるが、然らば古今集作者の主幹たる、紀貫之朝臣は、實に斯道の大功勞者大恩人に相違ない。さるに先年贈位の恩典に接し、朝臣の墓處を搜索したるも不明で故高崎正風男が脳味噌を絞つて、ヤットの事に比叡山の某處に、朝臣の髮塚とかを發見し、策命使が參向せられ漸く事済と成つたと、當時の新聞に出てゐたようだ。朝臣が古今集の時代は、今より一千年の過去だから、後世の人間には強い感じが起らぬと、云はゞいふものゝ、一考すれば一考する程、古今歌人連の冷淡には驚きいる。そこになると高崎故男はすかさぬ人物だといふ事が判明して敬服に堪へぬ。我神都も今より僅に五十年の過去には、まだ學者も歌人も詩人も俳人も人後に立たざる、勇者が遺存してゐた。和歌

には寛居社、俳句には、神風館、詩には勢南吟社を始め、各社が結成せられた。現代と成ては寛居の末流は皆無、神風館は商號登記と俗化し、詩會は電燈の消えたが如くで、他府縣人崇拜熱が愈強度に達したも、無理とは云へぬ。明治初年に舶來といへど粗製も歓迎せられて高價の上に賣口も速かだが、自國物はアー内國製かど一も二もなく排斥されたと、同一の形勢に傾たのだ。近時文學雅事は、時々下るか、人物は、刻々にメートルをあげる。是亦不順調の一つと不平の眞最中、電話の呼リンに午睡の夢はあとなくさめた。

#### 四十九 戀の三角形

明治四年神宮制度の大改革から、まだ數年の歳月を経過せぬ新年に大宴會が、名に負ふ天南第一樓、即ち中之町の麻吉に開催されたのである。當時の麻吉は旅籠屋専門の殺風景ではない。粹も粹で料理を表し藝妓屋の本業、佳肴美酒の酔心地忽ちにせ病に美形の看護を要求する若者も尠く無つたといふ評を聞いてゐた。いかにも藝妓一群の中には柳の眉すみあざやかに、蘭麝の香油に薰すといふ一笑傾國の佳人もあれば、色は白いは云へぬが、土氣の抜けた清しい眼と、愛嬌づいた口元下豊の卑しからの面貌の上等品もある。宴會の當日神様連が占領してゐる三階の大廣間には御大某君を上座に左右に侍する役人等合せて其數一百餘人新年の祝酒に日常精勤の御慰勞との御命有がたしと、飲めや謠へやの大盛況を呈した。一方同樓の花月には同じく新年會を擧げんと陣取つたのは、○○○廳のおん大某君、是亦屬僚小役人等を左右に侍らしめ、忽ちまけすおどらすの、底抜け騒動をやつた。両樓相應して絃歌沸くが如く、時々起る歡聲は天地も震動せんばかり、愉快だ愉快だ大愉快だと、狂ひ廻る壯士連も尠くない。然るにおん大の寵妓二枝（假名）が急用あつて、吾部屋に往かんとするを、花月組の一人、之を見て彼は吾おん大の寵姫逃すべからずと、同僚兩三輩と前後に立塞り、おん大のお側近く引連れ、思ひざし／＼と忽ち盃は山をなした。斯くとも知らぬ天南組は二枝が余り長き退座に、不審を生じ下僚某が竊に下り來て、花月樓の狀況を窺見すれば、雜輩共は益す二枝に對しての難題。某は驚き歸つて委細言上に及んだ。之を耳にした天南組の壯士連は、ソラと花月に猛進し、困じ果てたる二枝の



手を把りて、凱歌を奏しつゝ、我本營に向はんとした。於是花月組の憤怒強度に達し、無禮者覺悟せよと、手あたり次第に皿鉢を投げつけて追跡し、將に天南第一樓に突入せんとする危急に迫つた。樓上の神連連も花月組の手腕に對抗すべくもならず、吾黨の蹂躪に委せんとする目的は見事にはなされた。其時迄大床を後に泰然自若として正座の芳村某君、今は寛恕すべからず、イザコイと大喝一聲樓上の一角なる段梯子を前に仁王立ち、立ち塞り、よせくる敵を犬の子の如く棲下に投げつけた。君は作州津山の舊藩士で柔道何段とやらの豪者である。(後神道某殿)此の勢に避易して、開城の白旗は花月樓の一隔に立つた。三角形のローマンス先づ此の如くである。此後の結果手いけの花や、見越の松は云はぬがなかく、興味ありであらう。

### 五十 矢橋の美人

明治大帝が、去る明治三十八年十一月、神宮御親謁の際、祭祀料御下賜の恩典に浴した、故神宮禰宜正七位 藺田守宣氏は累代内宮禰宜家であり、殊に氏は文博故實を以て永年神庭に奉仕せられ、その功勞事蹟は今更めて紹介する必要はない。然し嚴肅なる氏にも不似合なる。艶話があるといふ事を聞いてゐた。幸に明治七八年の頃舊神領地取調の件に付、兩宮神宮家一同が、尾上町十五樓に會合して、徹宵舊日記文書を、調査した事があつて。老生も席末に列し、古老指揮の下に、彼是斡旋した。その休憩中之を質すに守宣氏の直話となり、七月二日發途し順路を経て、草津驛に至り、檜垣氏は瀨田を予は迂路を避けて、矢橋の船場に赴いた。抑も矢橋の起原は、拮抗集月の夜舟といふ物語に、近江の湖水に舟なくして、渡行不可能であつた時代、志賀の邊に月とよ遊女が、夢中に夜々枕をかはした、情夫があつた。一夕情夫涙を流して、今は何をか隠申さん妾は人間にあらず、山田に年經たる、楠の大木の性である。今度楠を切て、舟に造り、湖水の往來に辨せんと、既に所の守より、命下れり、明日は切るべし。然れども、其舟は千万人の力にても動かさず、御身の胎内に宿れる、一男を所の守となし給は、容易く舟は動くなるべし、其約を結びて、おん身向の岸に立ち、

扇を以てうち招かば、忽ち舟は走り出んと、恩愛の思ひを残して、其形は消えた。果して造舟は動かさず、教の如くして、本意を逐けたといふ、戯作の物語か傳つてある。

守宣氏一行は將に乗船せんとしたるに、岸頭に群がる人聲、いかなる事件の發生せしかと、近寄り見れば、盛装せる妙齡の美人か、入水して、死体の浮上つたを、若者等土石を〇〇に投じ、又は竹木を股間にさし入れつゝ、死因の想像談を戦はしその醜態實に見るに忍びず依て彼等にその不可を懇諭し、從者に命じて、醜体を蔽ひ隠さしめ、金一封を老舟人に恵み、檢官又は近親の請取人來る迄は、大切に保護されよと、述べ置きて乗船し、湖水を横ぎり、大津より上陸入京して、定宿に着した。然るに奥座敷に入れば下婢は乃て座布團五枚を敷き並べて、茶よ菓よと、運び來れるも悉く上下五つなり、愈怪み主從四人なるに、何故哉と難するに、下婢は微笑して、之に應せず、竟に宿の主人を招きてその理由を問へるに挨拶もそこ、實は先程御尊來の時、且那の後に妙齡の美人が、從伴せられ座敷にても、御側に侍座せられ、御入湯の際に迄、其々浴室に入られたと、下婢の申すにより御愛妾御同伴と拜察して、膳部其他の御用意をも致しましたと答へた。さては彼の水死の靈の來れるならん、秘密に附せば反て亡靈のため不可なるべしイザ語らんと、ありし事の始終を告げた。之を聞き居る、主人は忽ち顔面を變へ、私方は先祖代々旅籠屋營業は、致しますが、未だ曾て幽靈の御宿を申した事は、聞及びません、承る處に依りますれば、矢橋の美人は、必らず都下の者で、且那の御厚意に感じ、御入京に附隨し來つて、近親に死所の報告を頼み度、意志ならんと、震へながら辭し去つた、果して明朝に到り、京都某町小間物問屋とかの愛女が、結婚問題より悲觀し、遂に自殺を遂げたといふ事實が判明すると、共に昨夜娘の靈が兩親の夢に現はれて矢橋の岸頭に於て、貴き旅客妾が醜態を救はれし委細を述べ、その貴人の所在に詣りて禮謝を頼むと、涙ながら語つたといふ話迄が傳つた。果して近親等は宿屋取締に就て、神宮使の宿所を搜索し、五日の後、從者に面會して、厚く禮を陳べたといふ怪談めいたる話である。守宣氏より承つた當時は、美人の姓名年齢住所等も、詳細に記憶してゐたが今は忘却して遺憾ながら、より以上を談る事能はずである。明治の初年に、薩摩の眞宗僧某が、横濱港にて撮影の時、其



後方に後家らしき女の幽霊が現はれて、寫真にとれた大評判で、その原因は僧侶が金満家の後家を誑かして、財産をよろしくした上、逃げたを怨み、後家は自殺したとかで、其亡霊が付き感ふたのだと云ふ話で寫眞の賣上高は非常であつた。然るに此種は何れも作物で信すべからざる大偽物じやと云ふ者も多い。併し乍ら近時流行の心靈學の書には、外國の此の類も往々見えてゐる。してみると無神論者は退却して、靈魂不滅論者が、最後の勝利と宣告するに至るものか何やら不判然の所が、却て幽霊の幽霊たる所であらう。

五十一 乳母の譽

山田福島豊後の近親なる、小澤傳次郎は、幼年の時父母急死し、家素より富裕ならねば、親族中合議數回に亘れ共之れが救助策なければ止むを得ず、遂に一家分散といふに決したのである。然るに紀伊國片田舎生れのお市といふ乳母かゝた。此の市女は小澤に奉公してから、年は未だ永からぬが、天性篤實常に傳次郎を吾兒の如に哺育し、一向に彼れが成長を俟ちつゝ在つた。を圖らざりき此度の悲惨、見捨てるに忍びず、一夜何事をか考慮せしか、翌夜遺族等に向ひ妾一命の有らん限りは、如何なる辛酸を嘗むる共、若子の御成長を祈り申さん何卒今數年間御一任下されよと、涙を落して懇頼に及んだのである。親族等意外なる市女が忠實篤志に驚嘆し、直ちに傳次郎の養育を依頼したのである。市女は悦んで晝夜針仕事又は洗濯等、賃錢の得らるゝ限りを生計に盡し、成長の後は習字讀書に至る迄、普通の教育を受けしむるに至つた。隣人字して忠義のハハノさんと呼んだといふ。時の山田奉行野一色兵庫頭その顛末を調査せしめ婦女の龜鑑として、徳川幕府に上申し、寛政二年四月廿六日白銀拾五枚を賞與して、市女が善行と表彰された。依て忠義のハハノさんの名が、永久に本市に遺つた譯なのである。但し乳母をハハノと云ふは神都の古言で、喜早氏杉の落葉に乳母は母に准ずるを以て、母殿と云ふなり、吾黨に殿と云を上略してノと云事多とある。右のハハさんも是れなのである。(神境秘事談及故福島大夫、後久志本常緩氏の直話による)

五十二 白米拾俵

續臆乘第九卷に、元錄七年三方會合所よりの通達の寫が載せてある。其の趣意は十一月廿五日山田奉行所公事の開日に、三方出頭の當番へ、今般大阪に於て孝道を盡す者を、奉行の知る所となり、幕府に上申して遂に授賞の御沙汰と成つた。夫に就て同行の者あらば、篤と調査を遂げて公聞に達せよ、然る時は應分の御褒賞は被るべきに付、町々在々遺漏なく搜索して、申出つべしとの口達があつた。依て孝行の者あるに於ては直ちに其手續に及ふべしと、夫々へ傳達したのである。然るに其次に會合所より山田惣中へ通達の全文が見えてゐる。實に本市の名譽として永遠に忘るべからざる、善行美事談ではあるまいか。

會禰町内居申候、林右衛門と申者、同町七郎右衛門と申者之儀、常に親に孝行仕候段、先頃御公儀へ御聞届被爲遊、依之當分爲御褒美、從駿河守(山田奉行)昨日左之御書付之通被爲成下候、此旨三方當番三日市帶刀山田大路藏人へ被仰聞候

- |    |    |    |        |
|----|----|----|--------|
| 一米 | 五俵 | 會禰 | 林右衛門   |
| 一金 | 壹兩 | 禰  | 林右衛門女房 |
| 一米 | 五俵 |    | 七郎右衛門  |
| 一金 | 壹兩 |    | 七郎右衛門妹 |
| 一金 | 壹兩 |    | 七郎右衛門妹 |

右之通被爲成下之候、寔以難有御義之間、爲念其意町々下々迄被申聞候己上。  
亥正月十六日 元錄八年



山田惣中

右受賞の名譽を荷ひしは、林右衛門夫婦と七郎右衛門及妹二人で、何れも同町しかも一家族とも云ふべき人々の上なるは、寔に美しき家庭を社會に發表した譯である。之れと反對に學家の不人倫や不道德の記事が往々三面記事にある、注意すべきは家庭の教育だとは御尤なる次第である。足代翁の世々農惠にも奉行の德行談として、右の始末が述べてある。どの方面からでも善行は善行美談は美談として、異なる点は無い。明治維新後度會府創立當時、善行者の彰表が行はれた。尤も父母に孝養のみでは無くて家業出精から、長壽者から、種々の方面に亘つて頗る範圍が汎かつたが爲めに、銓衡難は免れ無つた。爲めに大分議論が起つたそうだが、時代が之には答辨して押付けたと云ふ事だそうなる。但し奥文樓の前身とも云ふべき孝行うなきを始め、夫々各通の賞狀は有つたが、其寫の手許に在る分をのみを掲げておく。

一金五百匹

妙見町

山原七左衛門母

ぎん

其方儀致長壽目出度事ニ候依之書面之通下賜候事

明治元年戊辰十月

度會府

一金五百匹

尾上町

山原七左衛門

其方儀兼而父母へ孝養且産業出精之趣相聞奇特之事ニ候仍而爲褒賞書面之通下賜候事

明治元年戊辰十一月

度會府

因に云ふ賞狀中一通は妙見町とあり、一通は尾上町とあるは、甚た疑はしきに似たれ共、妙見町は明治元年十一月尾上町と改稱、依て七左衛門の分は十一月なれば、改稱を用ひられたのである。

五十二 古戸籍

孝徳天皇大化元年八月に國司等に勅して、始めて戸籍を作り、田畝を校へしめられたが、戸籍登録の元始である。文武天皇の大寶令中にも戸令と云ふが有つて、古來戸籍は嚴重で毎年計帳を造らしめ六年目に戸籍を官進するの制度であつた。その文中に凡戸籍六年一造、起三十一月上旬、依式勅造里別爲卷、惣寫三通通其縫皆注其國其郡其里其年籍、五月卅日内記、一通申送太政官一通留國云々と見えたるにて明らかである。延喜年代に及んでもその十四年四月式部大輔三善清行朝臣の意見封事中に見諸國大帳所載百姓云々とある。其後保元平治の戦亂打續き明且の生死を期せざる、都門の慘狀、逆も國民の上に手の届く迄は不可能であつた。武家政治と成つても全國的に之を行ふ道は欠てゐたようである。漸く徳川幕府に及んで、治體稍完備を期する事となり、加ふるに邪宗門所謂切利支丹禁令の一件から、宗旨帳の制定起り、全國の家數なり人口なりの調査を斷行せざるべからず、諸藩に令して、各國之れに盡さしめたるは、推測に難からざる所である。依て本市に於ても、年寄三方に於て調査の結果、兩宮々下地圖を謹製して、其背面に家數人口を詳記せしものならん、年月の寛永廿年とあるは、即ち正編第三宗門改の條に、陳叙せし神宮家宗旨云々の提出書及三方宗旨届出と、同年同月なるを以て疑ふ点はない。尤も山田拾貳郷の條下に、寛永十二亥年改云々、同人數の注記に、最初の改めの時拾五歳以上、此度五歳以上とあるを以て、察するに、既に八ヶ年以前にも大部分の調査は行はれたものであらう。足代翁の寛居雜纂には、寛文十年十一月廿四日の改めからが集記されたある歟と記憶する。してみれば此の背面は三百年前の本市戸籍とも云ふべき貴重のもので筆者久保倉五郎右衛門弘香主の努力を感謝する。戸籍整備せる明治大正聖明の御世にも、國勢調査がはじまれば武陵桃源



や、帳外の異人が時々飛出すと云ふ話が新聞にある。實に二百年前の古戸籍は貴重なる寶典として益す保存せねばならぬ。煩を厭はず長々載せた理由を御諒知ありたい。

凡此圖以二分八間積也  
一 貳拾參町中島之堤ヨリ岩淵之三社迄四千百卅六足

但三足一間ニズ

- 一 四拾參町外宮一ノ鳥居ヨリ内宮一ノ鳥居迄七千七百八拾足
- 一 五拾貳町外宮一ノ鳥居ヨリ朝熊之門迄九千四百拾足
- 一 拾壹町六間大世古之橋ヨリ高向土居迄
- 一 拾八町半櫟木橋ヨリ上長屋迄
- 一 卅九町半櫟木橋ヨリ神社之西之門迄
- 一 五拾八町櫟木橋ヨリ大湊之西之口迄
- 一 拾參町九間櫟木橋ヨリ船江西之ノ口迄
- 一 九町半櫟木橋ヨリ河崎西之口迄
- 一 七拾五丁半宮後之北ノ門ヨリ立石迄

内宮領之家數並男女之目錄

- 一 浦田之分寺在家合百參拾貳家（男合參百貳拾五人、女合參百四十九人）僧俗女都合六百七拾四人
- 一 岡田中之切分寺在家合百七拾家（男合參百六十壹人、女合貳百八拾貳人）僧俗女都合六百四拾參人
- 一 今在家之分寺在家合貳百拾九家（男合四百拾五人、女合四百四十七人）僧俗女都合八百六拾貳人
- 一 下館之分寺在家合百參拾家（男合貳百五拾六人、女合貳百五拾七人）僧俗女都合五百拾參人
- 一 中館之分家數八拾六家（男合貳百貳人、女合貳百拾八人）男女合四百貳拾人
- 一 上館之分家數合七拾八家（男合貳百貳拾六人、女合貳百五拾四人）男女合四百八拾人

- 一 宇治上郷之分家數合八百拾五家、男女合參千五百九拾貳人、內（男合千七百八拾五人、女合千八百七人）
- 一 中村之分寺在家合貳百參拾壹家（男合四百拾五人、女合四百拾壹人）僧俗女都合八百貳拾六人
- 一 楠部尾崎之分寺在家合貳百六拾八家（男合參百五拾人、女合參百六拾七人）僧俗女都合七百貳拾五人
- 一 朝熊村之分寺在家合百拾四家（男合貳百八十九人、女合參百貳人）僧俗女都合五百九拾壹人
- 一 朝熊之分市宇田村寺在家合四拾六家（男合九十五人、女合百貳人）僧俗女都合百九十七人
- 一 朝熊之分松下村寺在家合六拾九家（男合百貳拾八人、女合百拾壹人）僧俗女都合貳百參拾九人
- 一 鹿海之分寺在家合貳百拾壹家（男合貳百拾六人、女合貳百貳拾人）僧俗女都合四百參拾六人
- 一 二見之分三津村寺在家合六拾九家（男合百四拾九人、女合百六拾人）僧俗都合參百九人
- 一 二見之分山田原寺在家合參拾四家（男合六拾六人、女合六拾九人）僧俗女都合百參拾七人
- 一 二見之分溝口村寺在家合貳拾壹家（男合四拾參人、女合參拾五人）僧俗女都合七拾八人
- 一 二見之分江村寺在家合百拾四家（男合參百人、女合貳百貳拾四人）僧俗女都合五百貳拾四人

惣合千八百九拾貳家、僧俗女都合七千六百四拾六人、內（男合參千八百參拾八人、女合參千八百八人）

寛永貳拾癸未年三月廿五日

外宮領分家數覺

- 一 上之郷家數千八拾四家人、數四千人、內（男千八百九拾七人、女貳千百三人）
- 一 中島之分家數參百五拾參家人、數千貳百卅九人、內（男六百八人、女六百卅一人）
- 一 久留之分家數百貳拾壹家人、數四百六拾六人、內（男百九拾七人、女貳百九人）
- 一 辻之分家數五拾八家人、數貳百四拾九人、內（男百廿壹人、女百廿八人）
- 一 二俣分家數百五拾貳家人、數六百四拾貳人、內（男參百壹人、女參百四十一人）
- 一 宇良口分家數四百家人、數千四百六拾四人、內（男六百七拾人、女七百九拾四人）



- 一上中之郷家數七百四拾貳家內（後家繆百卅五家、借家參拾九家）人數貳千五百九拾八人內（男千貳百廿八人、女千參百六拾八人）
- 一下中之郷家數五百貳家繆共二人數千九百六十貳人內（男八百八十壹人、女千八拾壹人）
- 一八日市家數六百參拾貳家後家繆共二人數貳千八百八十六人內（男九百六拾壹人、女千貳百廿五人）
- 一曾禰家數四百八家後家繆共二人數千四百參拾九人內（男六百拾六人、女八百廿三人）
- 一大世古町櫟木家數六百五拾五家後家繆共二人數貳千七百七拾壹人內（男千貳拾壹人、女千貳百五拾人）
- 一大世古分家數貳百六拾五家後家繆共二人數千拾九人內（男四百四拾七人、女五百七拾貳人）
- 一櫟木分家數參百九拾家後家繆共二人數千貳百五拾貳人內（男五百七拾四人、女六百七拾八人）
- 一志久保家數貳百七拾八家人數千貳百六拾六人內（男五百四拾八人、女七百拾八人）
- 一宮後町西河原家數八百四家內（八家權官、百五拾九家後家繆家座頭三家勸進尼、貳家之世）人數參千百九拾八人內（男千四百十一人、女千七百八拾七人）
- 一田中世古家數參百貳拾貳家內（隱居八家、借家廿三家、繆三十九家）人數千參百拾貳人內（男六百三人、女七百九人）
- 一下馬所前野家數四百八拾家內（七拾貳家隱居、五拾貳家借家）人數千五百八拾六人內（男六百八拾貳人、女九百人、之世四人）
- 一岩淵岡本吹上家數千貳百五拾八家人數四千四百拾六人內（男千九百九拾八人、女貳千四百八拾八人）
- 一岩淵之分家數五百拾九家後家繆共二人數千七百四拾貳人內（男七拾八拾人、女九百六拾貳人）
- 一岡本之分家數四百九拾家後家繆共二人數千九百拾人內（男八百六拾壹人、女千四拾九人）
- 一吹上之分家數貳百四拾九家後家繆共二人數八百參拾四人內（男參百五拾七人、女四百七拾七人）
- 一船江河崎神田久志本家數九百七拾參家人數參千六百貳拾一人內（男千七百七拾壹人、女千八百五拾人）
- 一舟江之分家數貳百參拾家人數千七百四人內（男五百拾人、女五百六拾四人）

- 一河崎之分家數六百七拾八家後家繆共二人數貳千參百五拾貳人內（男千百六拾五人、女千百九拾七人）
- 一神田久志本之分家數六拾五家人數百九拾五人內（男百六人、女八拾九人）
- 一妙見町家數百四拾五家人數百九拾貳人內（男貳百參拾五人、女貳百六拾七人）
- 一上組之分家數四拾六家人數百六拾人內（男七拾六人、女八拾四人）
- 一下組之分家數九拾九家人數參百四拾貳人內（男百五拾九人、家百八拾三人）
- 一下中之郷、曾禰町論所之內大安寺町高柳木戶脇、但双方之町內之帳書載不申分也、家數七拾貳家人數貳百拾四人內（男百貳人、女百拾貳人）
- 一大安寺町家數六拾貳家人數百七拾八人內（男八拾四人、女九拾四人）
- 一高柳木戶脇南がわ家數拾家人數參拾六人內（男十八人、女十八人）
- 一曾禰、大世古論所之內新町但双方之町內之帳書載不申候分也家數八拾參家人數貳百六拾九人內（男百參拾七人、女百參拾貳人）
- 右山田拾貳郷之分
- 家數合八千四百參拾八家
- 人數合參万九百拾人內（男壹万四千九拾七人、女壹万六千八拾參人）
- 山田拾貳郷は寛永十二亥年之改之帳ニ多成たる覺
- 一家數八百參拾七家
- 一人數七千貳百八拾八人內（男參千五百八人、女參千七百八拾人）但最前之改之時者、拾五歲以上也、此度者、五歲以上也、
- 一常明寺門前家數十五家人數五拾八人內（男貳拾參人、女參拾五人）
- 一松尾山家壹家人數六人內（男三人、女三人）
- 一蓮臺寺山家數五家人數貳拾四人內（男拾貳人、女拾貳人）



- 一 松本三郎左衛門山家數貳家人數六人内 (男參人、女參人)
- 一 高木見我山家數參家人數拾五人内 (男九人、女六人)
- 一 上部越中山家數拾六家人數七拾貳人内 (男參拾六人、女參拾六人)
- 一 上部左近山家數拾參家人數五拾參人内 (男貳拾九人、女貳拾四人)
- 一 ばい坊河原白米五郎右工門屋敷家數參家人數六人内 (男參人、女參人)
- 一 高向村中河原家數百拾五家人數四百七拾貳人内 (男貳百廿五人、女貳百四拾七人)
- 一 高向村之分家數七拾七家人數參百五拾人内 (男百六拾七人、女百八拾參人)
- 一 中河原之分家數參拾八家人數百貳拾貳人内 (男五拾八人、女六拾四人)
- 一 長屋村家數百拾四家人數參百九拾五人内 (男貳百六人、女百八拾九人)
- 一 上長屋村之分人數貳百五拾五人内 (男百參拾貳人、女百貳拾參人)
- 一 下長屋之分人數百四拾人内 (男七拾四人、女六拾六人)
- 一 王中島村家數參拾六家人數百五拾六人内 (男八拾七人、女六拾九人)
- 一 大湊家數七百七拾貳家人數參千百拾貳人内 (男千六百四拾九人、女千四百六拾參人)
- 一 濱一郷一神社村馬瀬竹鼻村家數百九拾四家人數八百四拾貳人内 (男四百五百八人、女參百八拾四人)
- 一 神社村之分家數百拾六家人數五百四拾貳人内 (男貳百九拾五人、女貳百四十七人)
- 一 馬瀬村之分家數參拾六家人數百參拾五人内 (男七拾九人、女五拾六人)
- 一 竹鼻之分家數四拾貳家人數百六拾五人内 (男八拾四人、女八拾壹人)
- 一 濱一郷黑瀬村阿竹村家數八拾參家人數貳百七拾七人内 (男百四拾壹人、女百參拾六人)
- 一 黑瀬村之分家數五拾貳家人數百八拾七人内 (男九拾四人、女九拾參人)
- 一 阿竹村之分家數參拾壹家人數九拾人内 (男四拾七人、女四拾參人)
- 一 濱一郷通村家數百四拾五家人數四百九拾貳人内 (男貳百五拾人、女貳百四拾貳人)

- 一 濱一郷一色村家數百參拾四家人數四百七拾九人内 (男貳百八拾貳人、女百九拾七人)
- 一 濱一郷小木村田尻村下野村新開村家數百四拾貳家人數五百貳拾九人内 (男貳百八拾參人、女貳百四拾六人)
- 一 小木村村之分家數四拾五家人數百參拾參人内 (男八拾壹人、女五拾貳人)
- 一 田尻村之分家數貳拾四家人數百拾貳人内 (男五拾六人、女五拾六人)
- 一 下野村之分家數四拾壹家人數百六拾七人内 (男八拾八人、女七十九人)
- 一 新開村之分家數參拾貳家人數百拾七人内 (男五拾八人、女五拾九人)
- 一 右濱五郷之分、合家數六百九拾八家、人數貳千六百拾九人、内 (男千四百拾四人、女千貳百五人)
- 一 二見庄村家數四拾六家人數貳百五拾六人内 (男百拾參人、女百四拾參人)
- 一 二見西村家數四拾六家人數百九拾四人内 (男九拾五人、女九拾九人)
- 一 二見今一色宗數五拾六家人數貳百七拾貳人内 (男百拾五人、女百貳拾七人)
- 一 右二見北三郷之分合家數百四拾八家人數七百貳拾貳人内 (男參百五拾參人、女參百六拾九人)
- 一 右拾貳郷之外山田領分
- 一 合家數千八百八拾壹家、人數七千七百拾六人、内 (男四千五拾貳人、女參千六百六拾四人)

外宮領惣都合

一家數壹万參百拾九家、人數參万八千六百貳拾六人、内 (男壹万八千四拾九人、女貳万四百七拾七人)

寛永貳拾癸未年三月日

五十四 伊勢小町

伊勢小町とは云ふ迄も無く伊勢の小町との意義で、伊勢地に冠たる佳作者である。小野小町の歌人に比した美稱として、河崎延貞神主は勢居紀談に掲げられたのだからしてその叙へられた所は、杉木赤右衛門光貞(光貞



は光敬の誤ならん）妻俳諧を好みて、天性俳句の佳作者であるが、其比利清望一等を宗匠とする俳團盛なりしも、婦人は男子と同席を交へずとて席を避くる、會席には出でず、又社會に知らるゝ事を壓ひて秀句をも發表せざるが常である定徳の毛吹草にある發句が有名である

あまの戸のすかしものかよ三日の月  
なくにさへ笑はゞいかに時鳥

此外は伊勢發句能正直集などに見ゆるのみで句集は留めざるも京都に於ても感嘆の餘り、伊勢小町と稱したとて、延貞神主は其名吟と以上の歸徳を讚美せられた。此れは此れ正編に詳記せる茶宗普齋の妻女である普齋の俗時代は一志町の麻屋赤右衛門と云ふた。或時例の如く、主人赤君が麻の荷造りに奔走せるを側に見てゐた、伊勢小町の妻君が

度々に、麻荷を都へ、のほさるゝ、赤右衛門殿は、酒顛童子歟

と一首の狂歌を口吟したのである。赤右衛門之を聽て大いに感ずる所やありけん。麻屋を廢業して茶道に熱心し、遂に大宗匠に至つたといふ事だ。妻女が中年後の事蹟消息は杳として明らかならず、又後嗣者が、吊祭の靈名にも普齋と嬢の他は見えずである。かゝる賢婦人だから必らず茶事研究に就ても、内助の功は多々なるへきと信す。或は中年にして病死せるもの歟、福村正晴隨筆にも。此の以外の事實は見えぬ。遺憾ながら發見の時期を竣つより他はない。

五十五 伊勢音頭

伊勢音頭は、所謂古市花街の音頭踊である。此に就ては正編九十九女大夫の傳又古市女能の中にも一言せしが如く、決して古來の踊とは思はれぬ。場所が場所、踊子が踊子だから、本家本元の河崎音頭を壓服して、別徑路の如くに成つたのであらう。而してその音頭踊子の娼妓の數も明治維新迄は、備前屋、杉本屋、油屋、柏屋との四大樓の大廣間に充つる迄又踊に關する順備等も整然として有つた様だが、維新後に至つては、柏屋

先づ廢業し、油屋は旅館に變し、杉本屋、備前屋のみ現存しはあるが、内容に至つては多少の變革もあらしむ。此れは時代の然らしむる所で、經營者の罪に歸する譯にはゆかぬ。但し四大樓の中、備前屋の踊は舞臺の兩側より出で中央にてすり遣ひとなり、又杉本屋は片方より出で中央にて、一列に並ひ舞ふ又囃の數にも異同がある。三樓は畧同一だが柏屋のみは、舞子の人數も少なくもして、舞子は扇子を手に構へながら、舞臺がせり上げになり、舞終て復元の如くに隠れてゆく。一種特有の興味が有つたといふ人もある。よしや此の如き機械的仕事仕かけがあるにもせよ、京都の都踊や、浪花の葦邊踊とはくらべ物にはならぬ。先年大樓主某が大改良を決定して、伊勢名物を愈盛に宣傳せんとし、都下斯道の長老を招て、相談をかけた。然るに伊勢の地は、格別の御地だから、依然古雅が適當ならん。若しも之を俄然改良せば、却つて從來の信用を失し、又一面には都下に超越すべき、裝飾なり設備なりは、不可能であるとの答辨に、協議會は解散したとの事を、誰かに聞いたと記憶してゐる。右事實の有無は如何様共だが現代の形勢では僅に二大樓にのみ、伊勢音頭は存在して未だ新古市と振れ込む新道等には起りそうも無い。故にある一部の本市人も踊の話は聞いてゐるがその謠ふ所の意旨を知らぬ者がある、要するに無益の事としての見解だらうが、踊と云へば伊勢名物の一つとして諸國人に歓迎さるゝ郷土の名産に位すべきあるから、其の大半を掲げたのである。但し備前屋の櫻襖杉本屋の菊の壽、油屋のかさね盃は、山崎氏の伊勢參宮案内記により柏屋のかりねの夢は一枚摺の現品に又油屋の乗合盃も同様現品を寫したるのである。山崎氏の掲げたは新音頭で爲田氏の作だから、兩様を併記しておいたのだ。他にも此の類尚はあるべし、其邊は立田市君が大得意である

偕音頭歌に就ては異論を立つる程の事も無いが。權威ある神都名勝誌卷四に備前屋伊勢音頭踊の圖面を示し其上部に起原沿革の概要が記してある。

上世に都鄙も歌垣とて、春秋に若き男女立ちまじりて音頭をあげ歌舞を行ひたることありき、後には、その風俗すたれたれど、秋のみふ月にのみ、月にうかれて歌ひ踊る事、ひなの國にぞ残りける、この國にも伊勢踊と唱つて、其の遺風を行ひ來りしを、寛延の頃、備前屋の主人、感ずる所ありて、今の如くに仕



組みたりとぞ、これは往古、彌生望の日毎に、この國なる小倭郷より、齡六拾路に餘る、夫婦の者等の來て、外宮に鶴の舞と云ふ者を奏せし古例ありしを、思ひ出て、一にはその絶えたるを續ぎ、二には、かの歌垣の、舊りにし花を、櫻木樓上の春色にうつし、都の名勝を音頭にあげて、かゝへの少女等にねり踊らせて、伊勢詣の人どもの、見物に供せむとて始めたものなりとぞ、さるを觀客の褒賞せしかば、後には、せりあげの舞臺さへしつらへて今のごとくはなしたるなりけり。

此の説明では、上世の歌垣の遺存せる其一部か、即ち伊勢踊であるを、寛延の頃に至つて、備前の主人が現行の如く仕組だ、又外宮長官に老夫婦が來つて、鶴の舞をも奏した、古例を云云とあるのが。長官へはこそが謠ひに來た事例もある。此等と伊勢音頭とは全く徑路を異にしてゐる。寛延と云へば寛政元年茶汲女の能狂言を禁止されたより、五十年の昔であるが此れには確乎たる徵據の有つたのが頗る疑問である下記の音頭の作にても創設の時代は自から推測さるゝ筈である。

古市音頭

備前屋。櫻襖  
櫻花たがえかくにも、盛りとは、言ひ合はさねと人心、移りやすさよ、世の中の、戀は蕾の開く迄、はつと浮石を流しては、曲水結ぶ谷影に、ちりもはじめぬ、ひと木には、誰も目をやる暮の内、調子の高ひ三味線に、さどろは散るを、待顔に、鶯鳴けばほ、笑みて、振袖口に、あでやかな、かざり車や御所車、御室あたりの夕暮に、花の顔見る樂しみも、かつぎ一重に、關の戸に、人目なければ一枝は、手折る心をいだかれて、縁を結ぶの短冊に、風一吹の、ちりぎはを、ごよむは山田笑ひとも、げにや名におふ嵐山、あからめなせぞ、あさばらけ、開け放したる、次の間は、嵯峨野を通る人かすむ、梢にかゝる一すぢの、霞は筆をかすらせて、そら色うつる大堰川、青きは清き水の色、白きは瀧の清水や、北野詣での沓の音、大刀持つ、ちごの戯れを、鞍馬の山の、ふくおろし、遙かこちらは、紫の、暮うちかへてかりの音、花も聞き入る風情にて、一目かさの森さして、獨靜かに寺のゑん、へりとりかりて後手に、つくつく思ひめぐらせば、

繪そらことにも、花咲いて、實ある御代のへ。

杉本屋。菊の壽

神風の、伊勢の古市ふることの、其の山水を、今こゝに、くみてぞしるき、菊の酒、飲めば時めき、氣も浮かれ、さいの抑へつ盃の、數も八重菊、八重かさなれば、しどけなりふる、らん菊の、すそのべにきて、ほらほらと、はぎの白菊、あらはになれば、仙家の客は、よそにのみ、見てや止みなん、床入は、しばし岩戸の、戀のやみ、はやせやはやせ、笛太鼓、鼓が岳の鶴の聲、ひく三味線や、ことばこの、二見どけさは、別れても、夕べは、又もあふむ石、いとしと云へば、いとしと答ふ、流れの身にし、五十鈴川、清き心の、まことづく、ねやの睦言、いひすぎて、くちびる寒し、秋の風、あちらむいたる、片葉のあしの、ひんど、すねては、みすれども、中なほりすれや、濱萩の、濱の眞砂の、つきぬるにし、二つの枕のいなおふせどり、塀風の内は何事の、おはしますかは、知らねども、有がたさには、萬年の、後の命は君次第、ちやらり、くらりの、千早振、神のかしこき、惠をこめて、いつすで菊のやどぞ久しき。

油屋。かさね盃。(包紙に新音頭重盃、神風館とあり)

千代萬めぐりつきせぬ、八重霞、くむ長閑さは神風の、いすすならねど、いさぎよき、流れの泉色も香も、めでたまはれば、いそいと花に習ふて、ちらりと、そこに、情けの通ふ君達の、心まかせに紐ときて、上の下のと、取る手も狂ふ、豊かな御代に、あひあふは、是ぞあたひのなき寶、露もこぼさず、すなほなる、竹の葉かげに汲かさね、飽かぬ契の、あかしには、あけの唇、ぬつくりと、月花みゆき、一呑に、かたぶけさ、げ、乱ればし、はだもやはらぎ、氣も寛ぐは、言のは種に、いひとれず、實にや妙なる神わざを、給ひしにぎみたま、うれしうれしく、何時迄も、なみなみうくる、數の盃。

油屋、乗合盃(包紙にいせおんど、あぶらや、古市油屋清右衛門とあり)伏見の月に秋風は、明ともはだに寒からず、させ綿をあたゝめて、酒をいざや汲ふよ、舟人もたゝうかれ出、一河の流くみてこそ、廻る盃おもしろく、一ばんのしん盃は、御代も納まる万歳の、年立ちかへる朝より、君よく盃とらせられ、誠に



面色若やかれ、愛嬌有けるあらためて、次の乗人へこしいれば、おさへて松風、髭ぬふれや、ふれふれふれをふり振手の衆、是は都の花の伊達助、すけ八は、いとかしこまる、ひざの皿でも、さはつても、山伏そこに、きつと見て、二りん三りん、五こむ、六こむ、納めに八はい、こんこう童子、富士は千ばい、萬ばいと、一酌、二しやく、三酌、しやく、どりの次の男に、さすかまた、是ものみてか、しら張の、烏帽子着ながら、罷出、これやこなたへ、御免なれ、そもそも我はひたちの國、鹿島立とぞ、しれしやく、手酌へさきに、乗し若ひくに、今の目もとは、なるめもと、ひとつまいれとさしければ、そんならわしも、ちとくわうかんして、ほしいと、引うけて、これこれそな、羽織さん、淺黄さんとは、つけさしに、さられて、酒の香もわるき、宵からともにかた付て、日和見て居る、猿まはし、ひとつ呑ても、赤つら山、さん王のさくらのさかりに、猿かや、三万三千三百三十三はい、さいたけな、その中の、いちのふさいに、盃でも、猿のかほ、先この通りと引て入る、あしもとは、よろよろと、酔はぬさきから、いさり松、短きあしの、ふしきの縁と、盃につれて、廻るや西國順禮、むねに木札の、たゆる間も、ヤレヤレ只今の、思ひさし下さる、岸うつなみや、さかつきに、那智の瀧のみ、さつさつの聲、納る御代のへ。

柏屋。かりねの夢（包紙にいせおんどかしはや安左右衛門とあり）  
百千鳥、さへする春は、岡本の里の、にぎはひ、先宮崎に、咲匂ふ花の色香も、高くらの、神のめぐみを、旅人は、いたゞく笠の、絶間なく、道をゆつりて、落たるも、ひろはぬ御代の、せいた川、夏はす、しき、小田の橋、わたる夕風、身にしみて、にしきもてふ、虫の音も、外山の鹿も、聞なれて、夜の長みねの、にぎはひは、うきをなくさむ、冬ごもり、一夜に千代のかたらひも、三會をつぐるかねの聲、ちかひあまねき、光明寺、うつつの夢の、さめぬれば、第一儀とぞ、きこえける。  
因云ふ各樓尙新作もあつた様だが、先づ普通の分をあげておく。

## 五十六 鮑貝の飯

教王山世義寺が鷹巢山に存立の頃は、本坊附近に頌徳碑や句碑が林立してゐた。其一に石崎先生之碑と題し、友人阪紹明の選文、門人中西弘琰の書の大碑が在った。石崎は神都著名の篤學者で、社會周知の事實ではあるか、一應辨したい点がある。碑文の概略では、石崎文雅（通稱多門）は父を茂左衛門と云ひ家世々久保倉家の手代を勤め、常州の配札を業とした、處が文雅は之を忌避して、單身京師に出て、香川太中に醫學を習得し、稍生計の立ちゆべきを覺知し、弟尙文に家事を委し、學事三昧の人と化つた。曾て在京の際經書を谷子鸞に學ひしより以來、六十年一日の如く手に巻を放たず、螢雪の辛難を甘んし、六經子史老佛卜相の書及國史家牒に至る迄、通覽せざる事なく、遂に博物君子の名あるに至つた。又在京の當時伶人山井子と同學の緣故を以て、讀書の少閑には横笛の修行をなし、是亦奧義を究めた。然れども性頗る剛直にして毀譽褒貶毫も意に介せず、獨立獨歩主義を守り、寛政元年中風に罹り、同十一年八年七十七齡を以て、吹上町の本宅に死歿し、妙見山西麓の墓地に埋葬し建碑の式は畢つたが、門人等相謀り別に此碑を建立した。配北村氏には子無く、又著書としては神延紀年、正續郷談、塵餘紀談、群言證左、管絃雜記が有ると叙べてある。無心に之を解釋すれば一言の批評處か、碑前に叩頭敬拜して、先生の學徳を尊重せぬ者はなからう。凡そ社會の傳記碑文等動もすればはならぬ石崎氏碑文の如きも、此類似でさすがに知人門人等も、徳望の文字文は記さなかつたが、其裏面に於ては意外千萬の人物である。併しながら學事上に於ては、碑文の他に外宮延曆儀式帳私考、延喜大神宮式講本等、何れも有益の著作がある。何人も企及すべからざる仕事が多い。敬服に堪へざる所である。

上述の行狀に就きては、上部貞多氏か神境秘事談に左の如く論評してゐる。蓋し神境秘事談は、享和三年の著で石崎多門文雅の死は、寛政十一年であるから其間僅に五年で、上部氏の記事と事實とせねばならぬ。

尙ほ老生の傳聞せる所も次に云ふ。  
世に學文して、心正しからぬ人もおほかりし、をのれものしれるとて、人にたかぶりあざけり、詩文章などを業として、人の道にたがふ所へは、心つかずして、世をわたる、是を記誦の學とばいふべきや、ことわ



ざにも、論語よみの論語しらすとかや、いへるがごとく、こゝに近比石崎多門といへる儒者有、わかゝりしより學文を好み、京師にもいでて、道を學び、春臺先生のなかれを好み、やゝ學文はなりぬ、しかりといへども母たる人に孝の心なく柴部屋なんといへる所へこめをき、三たびの食をあたふるのみにてつかふるの道なく、其身家道にうとく、甚しく貧なりといへども、つまたるものへは、かくのごときにはあらず、これはいかなる事ぞや、しかりといへども學問は孝弟忠信の外はあらし、親につかふるの道なく、たとへ百千卷の書をそらに覺ゆるとも、何の益があらん、孔夫子も犬馬にいたるまで、みなよくやしなふ、敬せずんばなにをもてわかたらんやとは、のたまはざりしや。

斯く皮肉を云はれては、一言を反す勇氣もなからう。加之老生が幼年時代横濱大神宮事件で、拙家で仲間が集會が在つた。用談の後神宮學事上の話が出た。公文内人廣辻光春氏(松更)が文雅の著書を一見する毎に彼が不孝の罪を鳴らしたくなる。閣下等も定めて尊知の事とは存すれ共、三度の食事を鮑貝で母親に與へた、非道の振舞は、苟も人間たる者の爲すべからざる蠻行である。鮑貝飯の異名は、今尚ほある一部には遺存して、修學者は子弟の戒としてゐるとの、一夕の談話、右秘事談の記事に彩色を施した譯である。愈以て石崎先生は一錢の價值も無くなつた。さは云へ多門は外宮神樂役人で、しかも二百八十人の中(寛政七年正月調)中老廿人の六座だから劣等の生活ではない筈だ。當時神樂のすべての御師大夫の宅内に於て執行の制度で神樂役人が出張して御師との關係全く神宮以外の別世界収入の点も定額丈けは得らるゝ譯であるから中老では可なりの所得はあり赤貧流ふの如き家庭とは推測され無い。一家の上は兎も角も文雅か最後に及んで、一大悶着が起つた。司家引付に本件の始末か載記されてあるから今はその概略を述べておく。石崎多門(文雅)の病死は寛政十一年八月十九日であつた。依て表面其由を各所へ届出て、神樂仲間座位をも變動させた。然して翌廿日に至つた早懸(葬儀)執行したと云ふのである。是故に文雅の寡婦しめは病氣の廉を以てまさか代理として會合所の取調を受け、町年寄から神樂仲間にも關聯して、結極翌九月に至り、死亡届方行違との表面で早懸の禁法を違犯せざる事とし、寡婦及組合が叱り置くとの嚴達に對し、請書を徴せられた迄で、漸事

濟と成つたのである、明治維新前は神都の古法として、死者を一晝夜宅内に留置するは、死穢の關係上より嚴重の制度が有つた。然れば命歿者あらば病氣大切と稱し、生者の取扱を以て別所又は墓域に送致するを恒とした。(本葬禮は此他なり松木智彦卿著本葬禮沙汰文を見るべし)石崎最終の早懸失態は別問題として、鮑貝の飯一件に至ては、惡ても尙ほ餘りありである。然るにある國民主義では父母が自由勝手に製造しながら、子に孝養を盡せとは何事ぞ、此れ造化の大眞理に違背する者であると、大聲公唱する智識階級もあると云ふ話だが、まさか此の如き不倫の道を宣傳する風俗も有るまい。萬ヶ一にも有つたとせば、石崎の鮑貝の飯は因果經に所謂百味飲食にも當る譯になる。可懼々々

### 五十七 夢 物語

藤波氏富神主は宇治浦田町の在住で、正編女丈夫の條にも一言せし如く、延寶年中牛谷阪開修の篤志者で、一面には幽理の信念も有つた。故に先賢遺芳には資性謹嚴、敬神の念篤く、長官以來百日の參籠を勤仕する事、前後三十回、千日參二回に及ぶとある。神宮の御事に就ては、長官從二位の高位高官だから、別に怪むべきでは無いが、他の方面に對しても、深厚篤實の人格者として、尊敬せねばならぬ。兎も角も左の如き傳説の有るは、他に超越の人物を立證する譯である。

承應二年十月六日庚申待を、浦田町の自邸で執行し、井面左近等歴々の數輩が、招きに應じて參會したのである。既に曉天に及ばんとして、主人の神主が俄に睡眠を催うし其形姿は在るか如く無いが如く、只音聲のみ明らかに耳底に達した。吾今日より貴家に留るべし、願くば天井在る場處に納められたしと、見て全く夢は醒めたのである。其の瞬間家内騒然として如何なる事變の起りしかやと、一座愕然たりしが、資人忽ち來て御門の近側に道者らしき者が倒れ、僕は奥州白川の者、重病にて既に死せんとす、此箱を貴館に納め給へと、懇頼して絶命に及びました。彼か言に任せ箱の中を檢閲するに、怪しき靈像なりしかば、一座神主が感夢に驚嘆した。依て藤波家に祭會を營む事と成つたと云ふ事だ、曾て後繼者に右の虚實を尋問せしに左意の回答



が有つた。先代氏命が拔出した、氏富神主日記の記事だが、本書の虫損甚しく頗る読み難き箇處が多いから、誤讀は免れぬが、事實は大体相違は無い、併し怪しき像のみで果して庚申なるや否か不分明だ、六日庚申待とあるに依て庚申として祭り來りしならんと思考す、又箱は方形一尺三寸斗釘打であるから、其儘に常は神柵に安置し、庚申には菓子色花を供して、祭會を營むんでゐるとの事である。

一奇と云ふばどこ迄も奇事であるらしい。庚申の使命か、所有主の懇頼か、其邊は不明だが、睡夢に感應して忽ち實現したのは、所謂靈感である。加之此の神主は最後に於ても生死の一問題さへ惹起し、存命なる事由を本人より、其筋へ辯明書の如き書類を提出した事實もある。愈絶滅に及んでは、蘇生昇天の傳説もある。生死の争論は、事實生存を死歿の如く或る事情に因て他より強いたるもの、如くたが、昇天の一條に至ては、方便説として信從するに、難からずであらう。

凡そ古來聖徳あり。又は武勇絶倫なる、所謂英雄豪傑と尊はるべき人格者の、最後を飾る一として(仙道説は別)昇天説が伴ふ事は珍らしく無い。本市に於ても檜垣三位常昌卿は、南朝忠義の棟梁とも稱賛せらるゝ、學徳兼備で、正三位の追増を受けられた、村松行家卿の先輩だか、外宮別宮多賀宮の石段より白中登天し、その冠の墜落した處か、即ち冠塚又は飛社と云ふと、傳へてゐる。又伊勢論語世中百首の著者伊勢俳諧の元祖蘭田守武神主は、石井田山より昇天して、淺沓を遺し、之を形見として祭祀してあると云ふてゐるが、寺山の麓に石碑は現然とある。然るに或人は凡そ昇天説の根底は神仙道からである。キリストの復活上天も、空海の高野山入寂も、菅公の天拜山説も、異靈を語る記念だと言にはなつてた。喜早清在主は、既に常昌卿高宮の石段に於て中風が發したのだと辨じ、又久志本常彰神主も昇天説の薨去なる事を述べてゐる。

老生は昇天説の虚實を論究する識見に乏くて明言は不可能だが、前述の氏富卿に就ての傳説は、時代が近い丈けに、あの世の事が愈遠く夢中と成つたが時代の賜物である。功名赫赫たる氏富神主は命數の盡くる所、貞享四年九月二日を以て薨去せられた。然るに其後元禄四年初秋閏月廿五日僧尙政め夢に神主遺命に依て其師僧雲寺住職増照師が佛事を行ふた。加之神主の長子が亡父の爲めに、齋會を設けて施行された。此善功に依て

吾は天上に清昇したと宣言され而して尊容を拜すれば、峨冠青衣にして佩玉珊珊、側に侍する者は二人にして、頭は皆白髪也で有つた。暫時にして神主口笛を吹奏されしと、思へば妙樂虚空に響きて坐上の老人悉く管絃を奏したと感得し、該月仲秋初六日夢中所感記を書して、神主の天堂昇生の快事を賀しのべある。

然るに卿の長女某(西行谷神照寺寶物覺に、一、和歌前長二位氏富筆一幅、右是ハ元禄十二年忌爲吊息女紀伊女寄進とある此等の人か)之を快とせず、女子の論ずる所頗る見るべき点があるようだ。何とならば、凡そ佛道には十界を立て、六道輪廻を談するにあらずや、所謂地獄、餓飢、畜生、修羅、人間、天上の六道は、須臾も關係を絶たず、諸種諸行の感應に因て、右六道を車輪の如く始終廻巡する事になる、故に前世の人類も後世は畜生に再生し、修羅より地獄に天上よりも亦他の五道に輪廻を免れずと云く、假令亡父が暫時天上の快樂を享くればとて、因縁盡くれば、元のもくあんならねばならぬ、されば輕卒に賀すべき事ではなからうと、一矢を放つたのである。其後一夜長女が、隣寺の堂内に入った。然る處堂内は金玉を以て粧飾し、其中に聖像端坐して極樂界を想像した。時に僧現して曰く此れはこれ亡父氏富卿の常在所也と、説明したと感して夢は醒めた。照雲寺の増照師に告げた。増照さすがは商賣柄、すかさず夢を利用して、女子の疑点を了解させたのである。蓋し其理由は凡そ大乘論に説く所の天堂と、世人の云ふ所の人天とは異なり、天竺の龍樹も即身成佛を證して曰く、常に人天に在て快樂を享、是即ち最勝無上之第一義也であるから、成佛を疑ふべきでは無い可尊可信と、尙政の文に添へて一文章一偈を書記し贈呈したとの事そうなる。是處迄も天堂をこちつけるなら神主だから、一層それが高天原とやつた方が手綺麗かもしれぬ。

夢物語は夢の世界で、公然通過した。原始時代の特産遺物だが、それとて一切に馬鹿にもならぬ。より以上侵入すれば忽ち冥罰が當る懼るべきである。夢物語はどこ迄も夢物語として、尊重するが安全主義らしい。因云ふ右感夢のな文章中佛語多々で、佛學不得手の老生には不可解の点尠なからずである。本書は後繼者御所藏に付き御一見の上叱正を願ふ。



## 五十八 一万度

本市下中之郷烏帽子世古丸岡氏は、舊師職の舊家ではあるが、随分家運の盛衰が強度で有つたらしい。加ふるに寶永年中の類火に、傳來の古文書を失て、殘餘の古書と傳説に竣つのは無いが、幸に右等を輯集した丸岡家昔語がある。元來當家は伊勢より起て一時三家に分立した譯になる。其一、天正年中上州沼田城主眞田伊豆守が、城下に神明社を新設し、累代御師の縁を以て、丸岡宗大夫の舍弟を神主とし、社領を附して一家創立せしめられたのである。其二が大に興味ある話柄が伴てゐる。同宗大夫の今一人の弟某が參州へ赴き、徳川家康の家人水野彌吉方に寄食してゐた。彼は天性の勇氣を頼み武士の藝術を練習せしにや、屢軍旅に加はりて、戰場に臨んだ。一時岡崎城が敵兵の爲めに重圍に陥り、忽ち通信の道塞がり、城の内外相互の消息絶え果てた。今は如何とも爲べき術なく天運に任すの他なしと、各將校も手を下すべき勇氣も盡きたのである。時に丸岡弟某進み出でて、僕一計あり一任せられたと、俄に大神宮一万度御祓太麻の箱を作らせ、其中の神枝には、徳川公の密書を垂手の如くに結び付け、箱の上包には御手のもの、筆太に一万度云々と謹書し、之れを捧げて、伊勢大神宮の御師丸岡大夫なりと稱し、衣冠嚴然と侍者を従へ、敵兵の圍中を通り、入城の目的を達し、返書を得て之れを奉つた。徳川公拔群の功を感賞せられ、當座の褒賞として、御床の懸軸を拜領し、御盃をも頂戴して、名譽を輝かした。其後味方の原の戦役に、水野彌吉は戦死し、嫡子幼少なるか故に、後見となりて一時水野と稱し、處々の戦軍に加はつた。然るに敗軍打續たれば、御開運あるべしとて、祝酒の酒樽を献上せしに、爾後勝利に歸して、水野を樽と改稱せしめられたが、後日戰場にて被りたる矢疵のため苦痛に堪へず療養の名で山田丸岡家へ歸り、遂に死歿せりと傳へてある。此等の功勞に依りてか、江戸城へ年頭祝詞に、年々參府し、獨禮御盃頂戴の優遇を受けたる事例が、政守政辰の代迄繼續したとある。既に叙述せし如く、藏田又五郎の神木談あり、又丸岡氏の一萬度の奇計あり、何れも伊勢神職の膽力あり活氣ありが顯然である。昔時笠の緒を通信用にした奇計と同一の妙案愈以て神は禰宜の計ひかもしれぬ。してみると

現代尙ほ以て御札の賣上高や御祈禱料の御勘定ばかりが、專要の務めではあるまい。

## 五十九 岩戸の扉

俗稱天の岩戸は、即ち高倉山の岩窟である。此の岩窟に就ては、古來異説粉々で、専門學者も容易に決定する譯にはゆくまい。關係の古書としては、名古屋市大須眞福寺の所藏、高庫藏等秘抄(岩屋本縁)で、本書集録の諸傳を基礎とする他に覓むべき資料は、倭姫命世記に引書せる、古風土記等よりない筈だ。神郡名勝誌にもあまり嶄新なる明説も見えぬ。所在地が神宮城内だから、元始時代窟居の遺蹟とか、將又古代高貴の陵墓とかの研究は抜にして、他の問題を解決したいと思ふのである。抑も高倉山とは、高所即ち山上に藏所存在の意味から發つた命名で、本名は多賀佐山である。而して此の岩窟を岩戸と稱し始めた時代は、鐮矢伊勢宮方記に、明應八年五月山田三方神役人等が、玉丸の山上に民衆が住宅を構へ、山下に闕屋を立て、諸國よりの參宮人を惱す事件を陳情し、且つ武人等の不敬を訴訟する狀中に、往昔山田之上之山にも、小社が在つた今號磐戸是也とある。今號と云文字に於て、時代は略推定さる譯である。其後に及んで愈益す濃厚となり、天上の石戸に擬して、天の字を冠したものらしい。是は信向上の關係なるや否やは不明だが、高倉山の石戸は天上を擬似したものだ、斷言してゐる先輩もある。天の岩戸の名稱の沿革は、兎も角も、此の岩窟が創設時代より、石扉なき岩窟か、將又有つたか、若し天上を擬したとすれば、無論扉がなければならぬ事になる。延喜時代生存の石山寺の僧淳祐が著作に、神秘抄がある、その書中には、岩窟の丈尺等が詳細に記してあるが、扉石の点は毫も見えぬ。上に引た高倉藏等秘抄も同一である。(神郡名勝誌に岩窟の平面及縦截の圖が掲げてある)淳祐が神祇秘抄に大神宮秘所の一におき

先於外宮有岩屋、今人號高倉岩屋。○中略此岩屋八万四千諸神來集給依衆生事業一計善惡吉

凶給御在所

斯の如く宣言したが爲めに諸先輩も之に雷同して、公然神祇集合處或は神他遊戯場の如く、解釋を逞うするに



至つた。此れが原因と成て扉石のなき開放岩窟と信用されたのらしい。して見ると益々不明不確實なる扉石の往方が搜索したくなる。

外宮側一部の秘説として、城内手洗場の附近より、高宮に参向する道路御池の中堤に、架設の自然石の大石橋は、其實天の岩戸の扉石だと傳へてゐるを、伊勢の濱荻に

石松十大夫カ先祖ハ大工ニテ、昔シ世義寺ヲ營建シタル時ノ棟梁ナリ、○中略高宮へ行、中堤ノ石橋ハ、昔シ先祖ノ寄進シテ、架シタリトテ、今ニ於テ石松ガ家ヨリ、大晦日ノ夜、毎年此ノ石橋ニ鏡餅ノ小サキヲ居ルナリ、石ノ裏ニ石松對馬寄進之ト彫タルト云

とあり、右等の傳説を信用せられしか、將又他に事由の有てか、其点は不明だが、去る明治二十二年造神宮土木關係の某が、道路修繕の際、調査の結果、喜早氏の説明は根本的覆えられて、外宮傳來の扉石即ち石橋説が有力と化したのである。それは其筈で外宮神拜古式、高倉に磐屋等拜禮の下に

御池ノキハノ石橋ハ戸ヒラ石也

と明記して疑ふ所は無い。併しながら徳川時代にも大井石等の墜落等による事變があるから、總て上代の形式とは多少相違点は免れ得ない譯にはなる。

## 六十 風 説 録

風説は所謂風の便りで、確然たる事實とは全信する譯には行かぬが、新聞の生れ出ぬ時代は、其記事に據るより他は無い、併しながら火の無き箇所からは煙は立たぬ。されば全部の信用は兎も角も、何歟そこには意味の有つたには相違がないと信する。本件は實に恐縮に堪へざる次第ではあるが、只後世子孫を戒飭され、且つは時代觀の懼るべきを猛省されたいとの老婆心より、其の一端を掲げた譯を、先つ以て御諒知を願ひおく。去る元治元年甲子四月よりの事件を略示した風説録と云ふ一書がある。その六月の條に、同夜(六月五日)四條(京都)に榊屋喜兵衛と云ふもの召捕に相成、○中略火を懸其餘り伊勢へ立越皇大神宮御正躰を取奉るとの○○

企のよし白狀書面等出し候よしにて、伊勢も嚴重の御固也けりとある。その當時は夫の倒幕とか、攘夷とか々盛なりで天下騒然種々事件の發生せし際、風説録記載の如き事實も皆無とは斷言し兼ね、故に維新前後に於ては、神宮の御警備も尤も嚴重を加へられた。元治は僅に一ヶ年七郷脱走の年だ、即ち改元慶應となり、その四ヶ年目が、明治元年となるのであるから、かゝる不忠不敬極る企を謀つた者も有らう。先是文久三年に攘夷論の結果が將又他の事情かは窺はれぬが、防衛上萬一の御奉遷御用意の事が、馬口記や杉木尙記雜纂に見えてゐる。又老生も幼年ながら種々の取沙汰に心配した事を記憶する。明治維新に及んでも神靈を大和の舊都若しくは東京に奉遷して陛下の御親祭説が行はれ、稍有力の内議に上つたものか、同四年十二月名古屋貫屬士族佐々木半三郎以下三十五名(他に同盟者を加へて四十一名とも云ふ)岡本町泉屋旅館(通名いづ半)を本據とし神宮東京に遷御の風説ありと稱し、兵を率て守護し奉らんと公言し、度會縣廳を強迫した。爲めに市内騒然如何なる事變起んも知るべからずと老若狼狽した。於是度會縣は出兵を諸縣に請ひ兇徒の暴舉に備へたのである。越えて翌年正月三日佐々木以下の罪を責め、利害を力説せしも應ずる所なく、遂に捕縛して刑罰に處した事件もある。斯の如き社會の形勢だから、常世國式一筋では逆も困難で、方法に窮した事と推測する。同六年頃も尙ほ神宮御遷座説は全滅し無つたと見えて、其得失を痛論した壹綴がある。今前後文を抜記し且つ要領を左に掲げておく。

某側ニ之ヲ道路ニ聞クニ、頃伊勢神宮遷座ノ説アリト、私ニ其利害得失如何ヲ顧ミルニ、之ヲ往古ニ徴シ來リ今ヲ照シ、神人至當ノ理ヲ以テ、之ヲ斷スルニ如カザル也、蓋其遷座ノ説、以爲夫神宮ハ神器ノ在ス所、天皇祖先ノ靈廟ニシテ、至重至尊之ヨリ大ナルハナシ、今ヤ復古ノ際ニ當リ、宜ク之ヲ東京ニ遷シ古昔ニ復シ、御同殿ニ齋キ參ラセ玉ヒ、威儀幣帛ノ設ヨリ、絃歌衣冠ノ事ニ至ル、其禮ヲ嚴正シ、御親祭在セラルヘシ、此ノ如ハ則神明ニ敬事スルノ深キト、祖先ニ報スルノ厚キト、是正ニ天子ノ孝徳ヲ億兆ノ臣民ニ昭カニシ、繼テ海外諸國ニ知ラシムルニ足レリ、至重至尊ノ神靈ヲシテ遠地ニ安置シ、疏臣ノ神官ヲシテ奉仕セシムルハ、實ニ万機復古ノ時宜ニ負キ、且同床共殿ノ神勅ニ悖戾ストヤ謂ント



此説時運世態ニ通スルカ如ント雖、其實ハ未タ通ゼズ、往古來今ヲ熟念セザルノ論ト謂ベシ、○中略崇神天皇ノ御同殿ノ神靈ヲ敬ヒ玉ヒ伊勢ニ遷シ、天下ノ衆庶ト共ニ祭祀敬禮シ玉ヒ、親シク神德ヲ仰カシメ玉ヒシカハ、誠ニ敬神ノ大ナル者ニシテ、上ハ神慮ニ協ヒ、下ハ人情ニ適シ、神人相和シ、爾來衆庶生死共ニ神宮ニ依頼シ、絡釋參拜スル、天賦ノ至情ニ出ツト雖トモ、崇神天皇ノカト謂ザル可シヤ、然ルヲ今之ヲ東京ニ遷シテ唯天皇獨敬禮在セラレテハ、恐クハ崇神天皇ノ規模廣大ナルニ悖ラン。○中略崇神天皇ノ万世ヲ洞鑒シ、宗祐ヲ鎮定シ給フノ深意、上ハ祖宗神靈ノ爲メ、中ハ皇室萬世ノ爲メ、下ハ天下萬世ノ心ヲ、無窮ニ維持スル爲メ、其神謀靈算、遠ク萬國文明ノ後ニ開ケル政略ヲ、二千年前ニ確定シ玉フ所ナリ、嗚呼聖子神孫、世々無窮、之ヲ奉戴シテ、推移輕重スベカラザル者、之ヲ往古ニ徵シ、來今ニ照シ、明々昭々、鏡ノ影ヲ見ルカ如シ、是某一人ノ私言ニ非サル也、天下ノ公論也、高明必擇ム所ヲ知レ

明治六年一月

右論文中には四ヶ條をあげてその不可なる所以が喋々痛論してはあがるが。假令時勢とは云ひ乍ら之れを口外するも恐れ入る所であるまいか。

其一は西京は保平已還交戦の地となり元和假武の後廢典を擧げ古儀を復されたが、帝居は政治の出る所で、地利の便宜上である。況んや東京は決して折衝侮禦の地ではない。只政勢施行の一大便地のみだから、鎮安の地でない。然るを殊更に四戦不測の地に、宗祐を奉遷せらるゝは不可なる一である。

其二は伊勢に御鎮座は崇神天皇遠大の聖慮に出で、二千有餘年天下の人民群集敬拜して、祖廟と共に皇統の尊き事、万姓に漸浸している。此の如き邦家の供福は復得べからざる所である。西洋には耶蘇有縁の地のため、百七十餘年間の戦争を経て、移轉を拒み、今尙斯地に禮拜せざるを耻辱としある者は、以て闔國人心を結合に利用してゐる。支那の如きは夏禹の九鼎も秦の玉璽も終には永漸灰滅した。是れ一箇の私稱として天下の尊敬せざると施設の拙なるに因る、獨我邦の固有なるに及ばざるである。此れ奉遷不可の二である。

其三天下の耳目を一新して、舊弊を洗除するは可なるも、我國振古以來人心篤信にして、崇敬推戴し、人力を以て推移輕重すべからざる所なすは、猶歐州の耶蘇教に於る國律に於けるが如くで、猥りに私意を以て輕重推移すべからざる所である。況んや伊勢の宗祐に於ける、千万世も之を推移輕重すべからざるものである。若し輕舉妄動、之を推移輕重せば、天下何物をか推移輕重すべからざらんや、梟黠不良の心を起さんとする者を、教戒するは、此の一舉に在り、是れ其の奉遷不可の三つである。(著者云此條不徹底の感あれ共本書意向の任に節略)

其四此舉や只同床共殿の神勅を名として、崇神天皇無量の御苦慮を蔑視し、一利なく無窮の大害を厝胎せしむるのである。今や萬機多端、北海道開拓の如き、外債内債の如き、鐵道、傳信機、海陸軍、大小學校等の費用の如き、其餘一日も缺くべからざる、國家費用多大の時に際し、有害無利の遷廟に巨萬の財を靡するは、頗る國家の長計を誤る者、是れ奉遷不可の四つである。(四ヶ條共本文節略)

## 六十一 唐人學校

各國交際の實現されし現今より、五十五年の昔、明治六七年と云へば有識階級にも、動もすれば外國人に對する、一種の僻見は免れ無つた。況んや中流以下に於てをやである。抑も本市に外國語即ち英語の教授を、宮崎文庫に開始し、語學の教鞭を執りエビスと發言せしは、小泉某であるが、同氏退去の後に於て、愈本場の英國人を雇用する事となり、應諾して來田したが、即ちサンデマン氏である。然して同氏が僑居より日々宮崎へ通勤する其の異風なるに路人は驚愕して、道を避けた位で有つたのである。現代でも外國人の夫婦連や一群の洋客が來勢すれば、裏屋の妻君や田舎出の女中達は變な面付をして傍觀してゐる事がある。してみれば過去五十餘年昔、たから尤も千萬と云はねばならぬ。依て本校を唐人學校とある一部の者は異名を附してゐたと云ふ話も有つた。サンデマン氏の在校は、明治七年十一月三十日より同八年五月三十日迄の六ヶ月を、更に同年十一月廿九日迄繼續したのであるから、結局滿一ヶ年間授業した譯であるが、その教育を受けた人物



には大臣もあれば博士もある、よく調査せば國家有爲の士も尠ならずだと信ずる。老生は小泉氏の時代半途退學して、サンデマン氏の時期は本の畑を耕してゐたから、遺憾ながら詳細の事實を叙ぶる事は不可能である幸に左の契約書に依て得る所が多い。

條約書

度會縣管下平民山本重藏ト英國人フレデリック、サンデマン、トノ間取結フ條約左ノ條ヲ證ス

第一條

一英國人サンデマン、ヲ英語學教師トシ度會縣下第一區山田岡本町百九十一番地宮崎學校ニ明治七年十一月三十日ヨリ同八年五月三十日マテ六ヶ月ノ間相雇候處更ニ明治八年五月三十一日ヨリ同年十一月廿九日マテ六ヶ月ノ間備繼候事

第二條

一同氏ニ雇中日本風ノ居家一字無賃ニテ貸渡タル上ハ若シ暴風雨等ニテ被損アル時ハ傭主ヨリ修理ヲ加フヘシ家具食料及ヒ奴僕ハ一切同氏ノ自費タルヘキ事

第三條

一同氏給料ハ傭入ノ日ヨリ一ヶ月ニ付日本通貨百五拾圓ト定メ毎月廿五日ニ可ニ相渡ニ事

第四條

一滿期雇ヲ止ムルトキハ歸程旅費トシテ通貨百圓可ニ相渡ニ事

第五條

一傳習時間ハ一日正課五時間ト定メ懇切ニ生徒ヲ教育シ教師ノ職ヲ盡スヘシ傭主ノ許諾ヲ得ス私ノ生徒ヲ學校ニ誘引シ教授致スマシキ事

第六條

一校中諸般ノ規則ヲ立或ハ變革ヲ行フ等ノ權ハ傭主ニ在ルヘシ同氏議スヘキ事アレハ總テ決テ傭主ニ可レ

取事

第七條

一中外交際上ノ法令并ニ外務省文部省及ヒ度會縣ノ規程ヲ可ニ相守ニ事

第八條

一雇中仮令親友タリトモ内地通行免狀所持無レ之外國人ハ一切止宿爲レ致間敷右免狀所持之者ト雖モ止宿セシムル儀ハ度會縣廳ノ許諾ヲ可レ受事

第九條

一雇中一切商賣ノ筋ニ關係不レ致事

第十條

一年中豫メ定ムル休日左ノ如シ

日本祭日 日曜日

歳日(一月一日ヨリ 八日マテ) 暑中(七月十五日ヨリ 八月三十一日マテ)

歳末(十二月廿五日ヨリ 三十一日マテ) 月々一日(若一日日曜ニ當レハ 十一日ヲ休日トス)

但臨時休業ハ前日ニ揭示スヘシ

第十一條

一傭主ヨリ定ムル所ノ休日ノ外同氏隨意ニ業ヲ廢スル時ハ其日數ノ給料可ニ引去レ若不得レ己ノ事有テ休業セント欲セハ時間前ニ斷書ヲ出スヘシ若此事ナケレバ其日ノ給料可ニ引去ニ事

但不得レ己ノ事ト雖モ三日ヲ出ズレバ其日數ノ給料可ニ引去ニ事

第十二條

一雇滿期ノ後猶引續キ雇入ル、時ハ期限二ヶ月前ニ其事ヲ可ニ相示ニ事

第十三條



一雇期限中同氏自己ノ都合ニ付暇ヲ請ハントスル時ハ前以同氏ヨリ度會縣該校ニ適當ノ代人ヲ置クヘシ而後之ヲ許スヘシ尤代人ノ諸入費ハ僱主ニ關係致サル事

第十四條

一雇期限中僱主ヨリ自己ノ勝手ニ付雇ヲ止ムル時ハ其日マテノ給料ヲ計算イタシ爾後期限中ノ給料并ニ歸程旅費可ニ相渡ニ事

第十五條

一雇期限中同氏ヨリ自己ノ勝手ニ付辭職ヲ要スル時ハ其授業ノ日マテノ給料并歸程旅費可ニ相渡ニ事

第十六條

一雇中懶惰過失有レ之其職ヲ盡サ、ル時ハ期限中ト雖モ雇ヲ止メ其日ヨリ給料不ニ相渡ニ歸程旅費ハ渡スヘキ事

第十七條

一雇期限中同氏病ニ罹リ其職ヲ奉スル能ハサル事三十日ヲ過ル時ハ第十三條ノ如ク適當ノ代人ヲ置クヘシ尙二ヶ月ヲ經テ奉職スル能ハサレハ此條約ヲ廢シ其日ヨリ給料不ニ相渡ニ歸程旅費ハ可ニ相渡ニ事

但急症ノ病死或ハ變故等アルトキハ直チニ近港ノ英國領事ニ引渡シ其日ヨリ雇ヲ止メ給料不ニ相渡ニ事

右証據トシテ双方姓名ヲ記シ併セテ調印スルモノ也

度會縣平民

備主 山 本 重 藏

明治八年五月十日  
一千八百七十五年五月十日

英國人

教師 フレデリック、サンデマン

感謝狀 (無名に付感謝狀と仮名を附す)

客歲十二月十日英語學校ヲ度會縣下伊勢國度會郡山田宮崎ニ開キ先生ヲ教師ニ招キシ以來學生駸々乎トシテ其業ニ進歩スルヲ見ル是先生ノ教授ト獎勵トニヨル所ニシテ先生ノ功勞大ナリト謂フヘシ今茲十一月二十九日僱ノ約終ルヲ以テ故國ニ歸ラント要ス其情己ムヲ得サルニ出、是生徒ニ在テモ亦深ク嘆惜スル所ナリ迢々タル遠洋歸航恙ナク以テ國ニ着セン事ヲ祝ス聊臆意ニ代フルニ金貨百圓ヲ以テス惟嘉納ヲ祈ルト云

宮崎外國語學校主者

明治八年十一月十四日

山 本 重 藏

英國

フレデリック、サンデマン先生

○サンデマンの分は條約書及別辭は悉く洋文ペン書である、又同人の立てる寫真と宮崎文庫櫻花滿開の寫真が添へてある。惜むらくは文庫講堂の東方が寫つてゐないといふ事である。右の條約書以下は宇野季次郎氏の厚意に據て浦口町山本駒三郎氏が所藏の本紙を寫されたものである。

六十二 一寸の金的

揚弓は明治維新後十餘年間は、東京淺草の奥山や、京阪地方にも遊技場に、遺存して少女が千客萬來を送迎してゐたもので有つた。抑も揚弓とは、揚柳を以て創作の名で、唐玄宗帝が貴妃と共に遊戯の器具、未央宮の揚柳と伐つ弓とし、太液池の芙蓉を用て矢を作つのが起原だと、揚弓射禮を引て、和訓栞に説明がある。又和漢三才圖會には、揚弓は字音で揚柳とは無關係、且つ又起原も亦不詳だとある。安齋先生も起原不明説に賛同してゐる。故に三才圖會には、揚弓は唯貴賤之を弄して勝劣を賭する、一種の戯具、元は揚柳を以て、製



作したから名となる、近年は蘇方、華檀、紫檀等を使用して、多くは繼弓だと註解がある。揚弓の名實は鬼も角も、武具の弓矢に比しては、柔和で、室内座しながらの技だから、女性的と云へば女性的の傾向はあるが、弓矢の無骨よりは高尚とみれば見られぬ事も無い。それは當時の實用と遊戯具だから當然である。殊に慶長廿年公家諸法度を發表し徳川氏が京家の武威を防禦せんとする結果學問和歌の他荷も武事に亘るものは一切法を以て處斷したのである。於是揚弓會の如きは、只其の形式の武事に類似の戯具なるを以て、或意に於て禁裡にも禁制の無つたものか二水記に、享祿三年二月三日午時參内、有御揚弓とある。揚弓に對する社會の現況は自から判明してゐる。

宮後町鶯谷久志本家の先代南岳翁は、壯年時代揚弓に耽り、或師を迎へて、日夜此の技を練習し、數年ならずして、先輩を凌駕するに至つた。翁謂らく此く容易に進歩上達するは余か天才なり、都下の名人と勝敗を決するも十に八九は勝算ありとて、藤波祭主家雜掌に依頼し遂に同氏の奥廣間に於て、祭主以下臨檢の下に當時洛中第一流の名士十三人と、三日間決戦したのである。凡そ弓場内の法規たるや、射者の座席七間半を去て棚を設けて的を懸く、毎に五矢を以て勝敗を決し、二百を百手と謂ひ、百手の内五十矢以上、的中する者を朱書と爲し、百矢以上を、泥書と爲し、百五十以上を、金書と爲し、百矢悉く的中する者、皆矢と爲し、此れは最も稀有であるとしてある。右の法規に依て一日二日は泥書金書の位置に達し、臨檢者以下大にその堪能を賞嘆して万歳を祝した。然るに第三日には三本の矢に一寸の金的(通常の分は三寸許)此れにて彌勝敗は決する事となり、鏃毎に朱肉を着けて開戦したが、見事三矢共金的を貫いた。翁の得意察するに餘りありである。洛中の名士吾と同格なり、此の技に於ては天下無敵と、元祿の五郎、末傾も何者ぞと、己に大氣焰を吐んとする刹那、給使は金的を持出して各自の座前に併置した。其時名士の長者、翁に揚弓は僅に三寸の的の内外に矢の向ふを以て勝劣を評するのである。貴下の手腕實に凡ならず感服千万なるも、より以上名士たらん者は、たとひ的中すればとて、此の形迹では、來だ素人と云はざるを得ざるであると、指示する所即ち的の朱点鏃の迹が三ヶ所ある、之れに比して都下名士の分は、悉く三矢共一乃所であつた。之を熟視する翁は忽ち大

悟する所あり、爾後此の技に熱中するの道樂を廢し、専心職務に盡し經濟を講し、竟に外宮二禰宜正三位に進み、明治四年神宮改革後は、遠く蓮臺寺山即ち南岳を臨んで酒盃を傾け、安然餘命を養はれたのみならず、今尚ほ子孫が本市資財家の上位を占めらるゝも、蓋し遠因の然らしむる所と、繼續者の同主義なるによれりと、例の觀測を違うるのである。前の常伴卿後の南岳翁が常に青年の遊技に耽るを戒餓された一つ話が、前述の揚弓談である。彼の藝が身をたすくる程の不都合で、遊技に堪能なる青年男女の、中年墜落するが多いようである。

### 六十三 世ためし石

水量火占といふ神事が、明治五年頃迄内宮に行はれた。水量とは月影に依て、當年の豊凶を占ひ、火占とは、御供を調備した御竈の灰の消え方で、豊凶を卜する元始的の占術である。併しながら一宮内の秘事として他社の如く、之を公表したものは無いのである。固より神廷の儀として、社會に直接の信仰關係はある筈も無いが、五穀豊穰を祈願するは我國祭禮の根本義だから、かゝる占事を以て年の豊作如何を豫知せんとするは、決して不道理とは云へぬ。之に類似の傳説ある奇石の記事が、天明六年五月の雜記に宇治より磯部街道杉坂より十余町の後方、世に組板石と稱する石より約一丁の谷川の中央に、世ためし石といふ奇石がある、その石の形は、南方はそば立ち、北方は弘く凹みたる石である。然して凹處に小石多く集る時は豊年、鈔い時は凶作の兆候、詳かに云はゞ小石東方に寄れば、東國が豊作、西南北方に寄れば、その方向の土地が豊穰といふ傳へである。故に京大阪等の米商等は、毎年吉凶を占ふために、杉坂茶屋に就て、案内を乞ふ者が多い、五十鈴川の世ためし石と、古くより言傳へて有名だと記してある。現今でも伏見の稻荷、河内の生駒山、成田の不動の大繁昌は、大概此の信向の輪廓内であるらしい。石龍子、熊嶽、大靈道、天理や大本のお婆もやはり御親類筋であらう。天文学の進歩した現代に於ては、年穀の豊凶を卜すべき世ためし石不必要だか、一歩を進めて人ためし石を發見して、官公吏も、神主も、坊主も、會社員も、銀行員も、店員も、女給も、片端



から人ためし石の靈感にかけたならば、それこそ奇々怪々珍無類の現想があらはれ、愉快を感ずるであらう。佛國のナポレオンが盜賊を拷問してシツペイ返しを食つたといふ、昔話もある。してみれば拂曉參宮人の未だ踏まぬ前に、外宮北御門の御板橋を、四ツ這ひに這て洗へば、ヲコリがおちると云ふた、迷信の過去が、或点は床しく思はれてくる、唯に近き將來に人ためし石の發見こそ愈たのもしけれどある。

#### 六十四 菊花の襖

釋月僂師が、華頂本山の命を受け、僅々金百兩の手本で荒廢に歸せる、中之町榮松山寂照寺修築の大難工事を引受け、神都に來錫し尾上町清雲院に假寓した。然るに寂照寺は聞きしに勝る永年無住、狐狸棲家の古寺、變物寺と里人は恐怖し、暮夜に至れば怪しき物音がして、破れた佛壇に、一つの怪火がほゆるとか、何とかで、話より話が生じて、遂にお化の寂照寺と命名さるゝ程度に至つた。その大破の事情以外に、尙一つの難事がある。抑も本寺は宇治年寄會合所の所管地内で、内部に決行の支障となるべき事件が突發した。於是月僂師は復舊事業の資金調集を名とし年寄の老分を歴説して、後援を求めた。當時年寄の老分車館大夫が師に同情して、特別を與へたと云ふので、師の素願は意外に早く徹底し彌陀の光明も再び此世を照すに及んだ。故に師は時々車館に出入して、厚誼に報する事も厚かつた。一歳の秋、車館の隱棲を訪ふた。老主人云は古襖四枚を指して、和尚が畫筆の神妙は今社會知らざるもの尠し、この拙筆畫は、記憶に存せるや否や、師凝視すれば、秋雨肅々庭前菊花の圖である。憶起せば復與の大願を雙肩にかけ、來勢當時老分の後援を仰ひだ際、需に應じて揮毫せし、幼稚の拙作である。師の驚愕一方ならず、かゝる作物を遺さんには、獨拙僧の上に止らず畫道の辱なり改作の必要あり、此儘に打棄つべからずとて、屢改作を乞ひ或は人を以て讓與を追つたが、車館老分肯せず、師は藝術非凡、自ら一家をなし、今や天下の畫伯たり、古來著名の大家とて、性來の大家にはあらし、苦心練達遂に妙處に達するのだ。然則襖の拙畫は却て師か畫道初歩當時の記念物、且又進級せざるを名として、猥りに不平を唱へ情弱に傾く子弟等を戒しむべき好資料、所謂天下一品なりと、竟に不結果に終つたといふことである。然るに明治四年神宮御改革の結果、その影響全市に波及し、殊に御師家は大打撃を蒙り、家財を賣却して、生活費に充てた。車館家も亦家屋宅地は、他人の所有に移り、彼の菊花古襖の所在も可惜不明に歸した。然れ共清く麗しき高僧の逸話は、神路の山下を廻る、流水と共に万古に盡きず。拙劣の筆を顧みずして、猥りに百畫抽籤會を喰物にする、風流〇〇を戒飭するの餘力、今尙は嚴然として犯すべからずである。

因云ふ月僂師が精心を凝らして揮毫した大涅槃像が、尾上町清雲院より近時寂照寺の有に移つた、一見その傑作に驚く、實に天下の名品である。

#### 六十五 登り參宮

内外兩宮參宮の名稱は、舊來種々あるが中に、社參とは正月初めて禰宜等が私の參拜を云ひ、(現今は行はれず)代參とは代理を以て參拜せしむる義、日參月參は本人若しくは代人が、毎日又は毎月參宮するを云ふのである。此れ以外に片參宮、濱參宮、服參宮もある。片參宮は一宮ばかりの參拜、濱參宮は二見浦に清めて後參拜、服參は服中の參宮を云ふのである。尤も異様に感ずるは登り參宮で、固より正しき名目ではないようだが、可なり古く唱へられてある。現代ではこの名もしらねば、その意を解する者も稀になつたから、一通り述べてみたい。登り參宮とは、外宮を後にして、内宮を參拜するを云ふ義で、徳川將軍家の代參は之に依て必らず、内宮よりせられた。蓋し登り參宮の意義に就ては、兩説がある、其一是内宮領の者が、内宮を參拜して後、長峯を越えて外宮に參拜する意だと云ひ、其二是山田領の者が、外宮を參拜すべきを、直に間の山を登り、長峯を経由して、先づ内宮へ參拜し、外宮を後廻りする意だと、解釋してゐる。兩説何れも一理はあるが、後説が穩當だと、老生は信ずる。如何とならば、參拜も參宮も日拜も神拜も、すべて兩宮の禮拜は、外宮内宮と順次に拜するが我國禮で、此れは祭神の尊卑とか、大宮の格式といふ事とは、全然別問題である。依て參宮といへば、先づ外宮なるを、其例によらずして山坂を登つて、直に内宮に參拜し、外宮を後



にする意だから、特に登り参宮と言明したのであらう。京都加茂神社も、上下がある。然るに勅祭も下加茂が先で、上加茂が後になる。順次から論すれば、上加茂が先に、下加茂を後に執行されねばならぬ譯だ。此れも類例の一つで、即ち下位より上位に及ぼす、古來我國禮なのである、此く解釋せば少しも問題はない。故に伊勢参向の勅使は、古今登り参宮の略儀は用ゐられない。例の古い引証だが、延喜式時代より私拜迄が、外宮内宮との順に拜式が規定されてゐる。その一例を挙げれば、正月元日離宮院即ち大神宮司廳に於て、諸宮遙拜の條下に、その順序を先づ度會宮、次に大神宮、次に諸宮と、ある。度會宮は外宮で、大神宮は内宮、諸宮は兩宮の諸別宮をいふのである、かゝる古例は獨り我國のみではない、比較は恐縮だが、羅馬加持力教では、天帝を禮拜する前に於て、聖母マリアの像前に跪いて、聖母經を誦讀する、彼徒の云ふ所は、天帝は万物の主で、マリアは救世の主の母だと、然れば天帝に對立すべきマリアではないか、禮拜の順序は、右の如くである。東西一致の自然格と斷ずれば、愈確定議となる譯だ。從來或一派は兩宮前後の祭禮拜式は、神嘗祭に基因してゐる、その神嘗祭日は兩宮の御鎮座日に起ののだから、外宮を先に、内宮を後にせらるゝのだと、主張してゐた。

然るに本居宣長翁は二宮折竹の辨を著作して、之を論じ、若し神嘗祭日の前後にのみ據るとせば、祈年祭はいかに、この勅祭も同じく外宮の後に、内宮の祭事を執行せらるゝ事ではないかと、反証をあげての一撃に、彼等は忽ち白旗を掲げて、軍門に降服した。それは昔の物語で、現今は兩宮内合併の宇治山田市民だから、恐多き神宮の御上に對して、非禮の言を吐き、又は異議を挟む輩の、あり得べき筈はないが、動もすれば却て學者や有識者に大間違の愚論を喋々唱ふる者が皆無とは斷言しかぬる。故荻野博士の所論にも似た点があると傳聞してゐる。より以上は、事件が事件だから遺憾ながら遠慮しておく。

### 六十六 文庫の櫻

宮崎文庫の創立やその沿革に就きては、既に周知であるから、更めて話す必要は無い。併し同庫園内の櫻樹

は、有名な御屋根櫻と傳へのある山櫻の一種で、葉は少く花瓣の大なる、特種のもののだと聞てゐる。此の樹は慶安元年文庫創立の際主唱者出口延佳神主の屋上に生じたを移して植ゑられたと傳へてゐる。宮川夜話草に延佳神主は文庫の造立の棟梁なれば、其屋上に斯花木を生せしは、天より其文を顯はし給ふ、好文木の端だと迄禮讚を捧けてゐる。神都名勝誌も櫻樹に關して異議はないが、御屋根櫻の下に、左の説明がある。

南庭(文庫)にあり、延佳神主、自家の屋根に生せし櫻苗を手づから、此に移せりといふ。土俗豊受宮の御屋根に生せし由訛り傳へて、此稱あるなり云々

此の説明に依ると、御屋根とは即ち出口家の屋上を指したので出口の御屋根に生じた櫻木と云ふ意義舊説に賛同された迄であるが、老生は反對に御屋根櫻の俗稱がその内容を穿ち得たものだ、考察するのである。如何とならば、舊來の制度では神宮御正殿は、新舊兩殿が有て、後々期の御遷宮迄、舊殿が存立してゐたから、御屋根に松杉櫻等の自然生のあるは怪むべきでは無い。

されど猥りに之を除くは不敬に涉れば、大風雨とかに地上に墜つる自然を俟つより他は無つた、併し寛永六年の正遷より慶安元年迄は殆んど廿年、その以前よりの御様子は大略拜察される。惟るに延佳神主は、自家屋上の自然生の櫻と公稱して、之を文庫の前園に移し、御屋根櫻の名稱を以て、内容をほめかしたのである。その例として高林末光日記に(高林源大夫)

明和四年十一月二日晴、此日、古殿(外宮)御屋根ニ生櫻宮崎文庫子良館之向等ニ植ル  
とある。宮中以外に於て御屋根櫻を植るは、前例のない俗家では不可能の事と信する。故に舊宮崎文庫の櫻樹は、飽迄も御屋根櫻の名が、無意味の俗稱といふ、皮相説を排斥して尙ほ研究を進めたい。

因云ふ、内宮御屋根櫻の事も、横地氏の五十鈴の落葉に元は本宮御屋根に葺萱の朽腐したる處に生したるものにて、御造營の節古宮を破却せし時件のさくらを西の御敷地坤方に植移し、年數を経て大樹となり、根元回り八尺余是を御屋根櫻と稱す云々(本文節略)



六十七 花のいろは

名木名勝も時代に伴て、或時は尊重せられ、或時は冷遇さるゝ事、恰も人間一生涯の如く浮沈榮枯、實に常ならず彼に對しても釋迦式說法がしたくなる。時代觀ほど世に懼るべきものは無い。維新後百般改革の主義決行當時、本市事物に對する處置は如何、建造物や各自の所有品は外として、宮崎の大石か谷（外宮城と朝日村との境界大黒川の側）は、古來の名勝で、文人墨客も雅遊を試みた奇石ある幽處である。久志本常彰神主の塾居紀談捨遣にも、一年盛暑の頃出口延佳先生の門下數輩、是處に清會し、上流より索麥を流し又は酒盃を浮へて、曲水宴に擬し終日清遊の後、暮夜に及んで或は腹痛或は吐瀉、醫藥に救はれたと云ふ話が記してある。吐瀉の談は別事として、當時大石の谷の名勝區たる事は證言する迄も無い。かゝる奇觀も一朝御役所とやらの命令で、火藥を以て破壊され、某所の石積とか石垣とかに使用された。河崎線路に存立の寢起松も、既に伐採か枯死の悲運に接したが輕うじて其厄を逃れ、時代觀が一變した御蔭で、保存會とかに飛込んだり、愈々寢起松の名義が立證さるゝ譯になる。之に類して恐おき來歴附の文庫御屋根櫻も、一時籍中の手を離れた時代には、虐待に虐待を重ねつゝ有つた。明治四年正月宇治山田學校廢校の後、宮崎語學校が開設され、始めて英語學専門の學舎が創立され、宮崎文庫の講堂を使用したのである。そこで疊敷の講堂は忽ち板敷に變し、應擧の金唐紙も、一派の眼中には一錢の價値なく、不完備の西洋式、板敷は泥鞭に板戸襖はインキに見舞はれた。加之前の庭園を學生の運動場に充て、有名な櫻樹は鞦韆の代用を勤めた事も容易では無つた。然るに時運回轉して、宮崎文庫は再び籍中の手に歸して、宇仁館別邸と變し、現今は舊蹟保存の輪廓内に選入し、名花も春に遇ふた快愉さを感じるであらう。話はもどるが語學校のおん大小泉某は、英語の堪能者で、諸生に對しては頗る嚴格な先生、學生間には可なり尊敬を拂つてゐて有つた。然るに退職歸東の後左の如き神都に遺留品が有つたといふ噂があつた。固より虚實は保證の限りでない。

唐の文字よむ。〇〇さんも、戀のいろはにや、〇〇ふたか」伊勢みあげひきつひかれつ牛車、花のいろは

の、襖かさねて。

六十八 伊勢 騷アシゲ

豊公征韓の役、文祿元年第五軍毛利氏の先驅となり、兵五千に將として屢々殊功を立て、攻戰の餘暇虎獵を行ひ、其の長さ一丈の大虎を京師に送達したいといふ、武功談高き吉川氏（廣家）が御祈禱師度會正兼神主（正康の誤記歟）は、方面違の馬相學の熱心家で、毎に馬匹數頭を飼養して、實地の研究に多年腐心したのである。抑も馬相學は、人間に對する骨相と同一の觀法である。殊に過去時代は乘馬には忌日さへ定まつて有つた。それは昔し驚と名づくる駿馬が、亥申の日に斃れたから、此日は乘馬の禁忌日と成つてゐた。斯の如き人間以上の優待であるから、自然馬相學の起るは不審では無い。和漢三才圖會に引證する、張穆伴が安驥集に、馬相三十二相が有る、眼を相するを先と爲し眼垂鈴の如く、腿は琵琶に似たる云々とある。馬匹の觀法は眼より發して腿に至るので、三十二相を具備するが良馬としてある。して見ると人間以上即ち佛陀式だ、故に戰國時代の武將が、争て靈馬を得、之れに跨りて戰利を得んと、信したも無理は無い。之れに伴て馬相學の權威者は、頗る尊敬され且又收入の点も、他に異なる所が有たに相違は無い。然らずんば俸祿に乏しき神主にして、常に數頭の馬匹を飼養するの資力は不可能である。

吉川氏が出征の命を受くるや、撒を飛ばして、神主に之れを傳へ、戰捷の祈願を請ふた。神主は此時なりと豫て觀相上完全の良馬一頭を曳かして、出船地に詣り餞別として、之れを贈呈したのである。吉川氏大に歓迎して出征地に向ひ、此馬に跨りて韓地を蹂躪し交戰數十度、天祐を得て奇功を表はした。依て軍中伊勢騷の靈名は轟き伊勢の神馬と敬拜せられたと云ふ傳説がある。骨相に因て人間の吉凶禍福を豫知し、馬相に因て乗者の勝敗利害を觀知するといふ、古來の相學も馬鹿にはならぬ所がある。

六十九 葡萄 酒



岩淵町南勢病院は、出口延佳先生の宅地である。先生が此の邸宅に於て、神宮學の中興、伊勢神道の鼓次に、活動されたその多大の功績は、既に社會の知る所で今更老生が多言を要しない。併しながら人格に於ては尙ほ誤解を免れざる所一二に止まらず、古來活動家や事業家の前後には、必らず批評家や攻撃家が輻湊してゐる。かゝる事には決して意を挟むには足らず敢て辨する必要も無い先生に於ても亦然りである。從來人格談として、世上に傳ふる所は夫の終身婦人の列座する酒宴に侍せざるとか、賭博の具を手にはせざるとか、素麴屋三右衛門が砂糖八十三斤、小豆五斗を食した云々談等であるが、先生は嚴格の性なるにも掲はらず、風雅の嗜好も有つたものと見え、先年某所より神宮文庫へ購入自筆の書翰中に、近縣より牡丹の種子を取寄せられた事がある。植物に對する愛性は薄く無つたものだから、自然宮崎文庫にも園庭を開設して、御屋根櫻を植付られたのではなからうかと、推測するのである。

先生の著書陽復記は著名の神道書として、社會に尊重せられ、此事遙に天聽に達し、承應年中遂に天覽に備り叙感の餘り加級の内勅が下つたが、父の位階に超ゆるは孝養の道に戻るとて拜辭したと、門人山本廣足の跋文にも明記してゐる。

偕又紀州の藩主陽復記を得て之れを通讀し且つ右の事件を聞き、欽慕に堪へずとて、美麗なる衣服一襲と、葡萄酒壹壺を贈つて、大にその學徳を讚美したのである。然るに先生藩主の厚意は拜謝したが、贈物の中葡萄酒は受るが衣服は難有いが、僕は野人であるから美服の必要は無いと、いふ理由で返上した。其の當時は徳川御三家の一たる紀州家から、葵の紋服を賜はつたと云ふ事は、恰も現代に於ける、天盃拜受の如き名譽である、かゝる名譽を誇示し強て社會の尊敬を招かんするが如き野心は、尤も先生の忌避する所で、清廉潔白にして苟も虚榮虚飾を欲せざる、至誠の溢るゝ所と、愈敬服に堪へざる點である。然るに後嗣延時氏に及び、明治四年の改革に遭遇し漸く衰微し家宅を賣却して窮境に病歿し、墓地も將に他の所有に、歸せんとしたのである。於是有志諸君、發起し記念碑建設の事を決議し、尙ほ各方面に寄附金募集に着手し、土工開始に到るべきに、故有て執行せられず。若し一此儘中止するに於ては、先生在天の神靈に對し、又は金圓寄贈等の

各有志に對して申譯なしと、憤然立て此の難件を整理せんと發起人中檜垣貞吉、橋村正環、奥山中書、御巫清白諸氏、老生を加へて五名、擔任者となり、事務所を岡本町山口傳平氏宅に移し、先づ宮崎文庫讓與金五名の方を投出し、殘餘記帳の寄附金又同情各位の厚志種々幹旋の結果、明治四拾五年一月建碑の事業を終り、其後妙見山即ち一興坊の墓地を修繕して、新に墓碑を設立した。(臺石のみ遺存碑石はなし)且つ靈祭會には建碑借地及年々祭祀料をも附して永世祀奠料に充てたのである。然れども建碑の當時盛大なる除幕式なり、事業所閉鎖に際して、饗應なり、報酬なり、相應の協議も有つたか、會計上許さる所萬止むを得ずして遺憾ながら之を廢した、就中山口傳平氏の如きは、無報酬にして此の事務に盡されたは實に感謝の至りである。例の脱線して失敬、乃碑文を左に掲げておく。

出口直庵先生之碑(家額)

伊勢爲國 神宮所在山川秀靈地氣鬱積時出俊物元和偃武以還唱神道皇學其最顯者得三人焉曰出口延佳曰谷川士清曰本居宣長而延佳爲之先進系出於天牟羅雲命大神主小事三十二世裔正五位下權禰宜度會神主出口延伊長男也初名延良避諱改延佳通稱信濃直庵其號也母三日市氏以元和元年四月二十八日生於伊勢山田六年補任權禰宜叙從五位下承應三年 朝廷錄舊記考索之勞加一級請讓其父得允貞亨四年陸叙正四位下世爲孝感之報元祿三年正月十六日病卒享壽七十六葬妙見山先塋之次前配足代氏後配爲田氏有二男七女著陽復記鼈頭古事記鼈頭舊事紀神宮秘傳問答正續二所皇太神宮遷幸要略同遷宮次第記神代圖鈔神家考異太神宮神道或問中臣祓瑞穗抄出府日記土佛參詣記首書等若干卷陽復記則特蒙 後光明帝叙賞矣嗣子延經繼承家學亦多著述願室町氏末戰亂相踵舊記散亡神道皇學不絕如綫先生深慨之銳意考古採訪蠹殘文書以資著述其慘憺可思也遂與同志協戮創建豐宮崎文庫語在林道春記文嗟乎流風餘韻之不盡出谷川士清於洞津出本居宣長於松坂本居古事記傳谷川日本書紀通證皆先生乎淵源者可謂躋矣頃者諸士胥謀建記念碑請余撰文余固贊其舉者乃叙梗概以勒石

正二位勳二等伯爵 鷲尾隆聚篆額



明治四十五年一月

從二位勳五等子爵 三室戸和光撰

因云ふ碑石の建立地は、宮崎文庫創立者の一人岩出將大夫の舊宅地なるを以て、個人所有の地所を避けて、是處に建たのである。

## 七十 大 善 神

明治二年住尼歸俗して廢寺となつた。船江町江西山金剛寺は、元祿九年三方會合所調査書に本寺及塔頭正應軒、岳仙庵、慶金庵、福田庵、竹泉庵、花蓮院とあり、室永七年寺院改には江西金剛寺本尊虛空藏、前田光明寺末禪、開基不詳とある。元來本寺は松木男爵家の支配寺で有つたを、享保三年十一月故有て、光明寺に移した。故に此の区域内に白大夫春彦神主が菅公左遷の時、播州袖ヶ浦の小石を懷して、歸勢したが年を経るに漸く巨嵩と化つたといふ、御袂石一名御袖石とも云ふが有る。

此の巨嵩の來歴は菅公との關係談からの附會説で、信用には、餘程距離があるようだ。先師御巫清直翁は、巨嵩の所在を、度會二門の祖神主飛鳥の墳墓と考へられたが、老生は神主飛鳥の墳墓は所謂尾上御陵で舊常明寺の岩窟がそれであり。此巨嵩は白大夫春彦神主の墓だから古來松木家の支配だと確信する。

神主飛鳥の墓には別考があり、又春彦墳墓の事は度會彦命も一言してゐる

御袂石の件は此迄として寺傳に就て五鈴遺穂等にも所見のない、新事實が

ある。掲げて見よう。

船江町三橋氏の祖先是、參河國の出生で、三橋彌右衛門好集三橋彦兵衛好唯と稱し、豊臣秀次公の家臣となり、同國伊良胡崎に移住した。然るに此の伊良胡崎に小久保禪阿彌の女、溪泉禪庵の住尼祖源（伊良胡神体宮の書付による）の妹におきんと云ふ美人が有つた。公の伊良胡へ微行の時より寵幸を受け、祖源尼も亦之れに據て、一寺を建立し、且又京師より治部大輔直治を召し神躰を彫刻せしめて奉納したのである。其後秀次公勢地に渡らんとすの御意により、糟谷六郎左衛門、小久保清右衛門、小久保重郎右衛門等、出船の順備を

調へ、公は愛妾きん女三橋彌右衛門及妻おきよ一子彌市郎を隨へて大湊に着船され、伊良胡明神は松木家の祖白大夫春彦神主創立の緣故なるを以て、同家に據りて安棲の地を需められたのである。然るに松木家では春彦神主より領地の中臈か池の邊り森の名を奥西郷と云ふ、往代は宮寺で有て今は西星寮とて尼僧が居住して、殊に大神宮の鬼門を守る土公神の社地なれば、如何なる強敵も攻め來らずと、愛妾きん女を西星寮に、公以下は森の邊側に棲居地と與へたのである。一行は松木家の優待を受けつゝ、月時を送つたが、公深く之に感し、大伽藍を創立し○導寺と號し、京都より治部大輔を召し、堂宇大半落成に際して、敵兵襲撃の報か有つた。公大に驚き即ち治部大輔を伴ひて上洛し、大伽藍は兵火に罹て焼亡した。於是きん女は剃髮して尼となり又三橋等は松木家の家臣となり、更に堂宇の再建を企てた。公は其後豊大閣のために、文祿四年七月十七日二十八歳を以て、紀州高野山に自殺せられたとの詳報を聞き、ん女は公を瑞岳應禪大善神と奉稱し、宮寺を建立して、中興開山となつた。如欣禪尼は即ち伊良胡小久保禪彌の女、公の愛妾おきんさんで、寛永十六年十月十六日、六十九歳の高齡を以て、西之寮に遷化し、尼僧代代住職となり、佛事法會を營み大善神に奉事すと云ふ、此れが西江山金剛尼寺の概略である。

右は船江三橋氏舊記中傳説の大要であるが、事實として全信する譯にはゆかぬ、就中秀次が來勢の件は、餘の史實に存せざる所、恐らくは其の命を傳へたるを、本主の如くに傳へて、事態を尊重ならしめたのもあらう歟。

秀次が品行及最後は野史に十五日黎明秀次遂に自殺す年廿八、十六日使者還りて首を獻す、秀次内を好みて博く名妹を求め、公卿侯伯より士庶人に至るまで、凡そ殊色を以て聞ゆるものは皆迫りて漁致す、後房殆んど數百人、嫡に耦するもの二十餘人、嬖樂醜を極む、八月秀吉三成長盛等に命じて、秀次の幼子女及妾媵三十四人を輿して、之を京師に徇へ悉く斬に處す。とあるしてみれば伊良胡崎に密行してきん女を寵する如きは、朝飯前の仕事であるから此女に關る部分は三橋氏日記も事實と見て大差なからう。併し北川政武見聞雜錄に三州伊良胡社神躰御宮の銘、但し中より二當目の宮にありと、記して左の如くある。



大日本東海道三州濃美郡、伊良胡啣大明神本体奉作  
於溪泉禪庵之干時此丘祖源也本願別當右兵門秀次

祖源判

松木辰彦神主勸請次作者山城國都中一條之治部直信別考度  
會郡利名等（此箱現存曾て故男爵松木美彦氏よりて傳聞）

箱上の書付に依て彼是を對照すれば、別當右工門秀次の名が。大に研究すべき問題ではあるが、より以上進入するは、寺傳を傷くる事に、なるかもしれないぬから捨ておく。

七十一 金持角力

我常世之浪重浪歸國にも、古來金座の類も羽書座も有つたようだ。人世實に黄金より尊きは無しである。恐れながら大神宮にさへ黄金造の御器を奉納し、石清水八幡宮には黄金の桶があり、日光東照宮内陳には黄金の大扉がある。信州信濃善光寺の如來は、三國傳來で閻浮提金だと、有難連は騒いでゐる。殊に江戸時代のある時期には、極端なる節儉主義をとり、命令的に奢を戒しめたから、自然的黄金の位が高くなり、隨て白銀の煙管や簪迄も呈出せしめ、甚しきに至ては、繪具にも金銀粉の使用を禁止し、爲めに青摺の江戸繪が出版されて、往々遺存してある。併し此れも一面には、祖先以來の家産の保全策として、無用の費を禁せしむるには、全然無効と云ふべからずである。殊に明治維新、門閥世襲の制度は廢止され四民平等となり、門閥は金ではなく爵位も亦然りて家格と名譽とに歸着したから、自主自由の權理を擴張して、社會に立とうとするには、愈々益す黄金即ち資産が尊くなると、共に之れが運用機敏ならねば、忽ち大味噲をつける事になる。三井や鴻池家ばかりが此の勢力だとは早計であらう。何れもその背面には閻浮提金の輝きが、鼻を高くしてゐる。古人は持つべきは子だと云ふたが、赤貧にして子實ばかり多くては到底救助團の御厄介拜金宗が黄金是

神だと、叫ぶも大に理由がある。文政五年と云へば、今より一百餘年以前の山田金持角力の見立たが、過去現在を對照すれば、一驚の他は無い。將來を憶へば反す反すも心細い次第である。然し一面には一攫千金の成金家も尠くないようたから無益の取越し苦勞は止給へ祓給へと黒住教の言を信じておく。

山田金持見立角力之事

差添人

河崎 西田七左衛門

勸進元

二俣 松野彦右衛門

東ノ方

西ノ方

大關 河 崎	野村 太郎兵衛	大關 浦 口	古森 善右衛門
關脇 河 崎	永野屋 與兵衛	關脇 中 野	江川 半九郎
小結 河 崎	木造 傳左工門	小結 浦 口	藤本五郎右工門
前頭 西川 原	岩出市 兵衛	前頭 浦 口	飯田久 大夫
同 河 崎	森島 利左工門	同 河 崎	村井 與四郎
同 河 崎	北川 治郎兵衛	同 小川 町	野村 金右工門
同 船 江	石屋 甚右工門	同 上中之郷	山川 八郎兵衛
同 下中之郷	岡村 中 書	同 新 町	大西 惣兵衛
同 下中之郷	正住 隼 人	同 宮 後	中川 長治郎
同 船 江	北川 久兵衛	同 八日市場	三宅 長右工門
同 船 江	玉木 半 六	同 一 志	黒部 仁兵衛
同 宮 後	榊原七左工門	同 八日市場	中北 喜兵衛
行司 角田 右 京		行司 間島 甚 丈	
前頭 船 江	伊藤吉兵衛	前頭 浦 口	上村 重兵衛



同	河崎	河内屋 八兵衛	同	小川町	野村 四郎兵衛
同	船江	西村 太助	同	八日市場	宇仁田 仁兵衛
同	宮後	西島 平兵衛	同	上中之郷	古川 新右工門
同	高柳	山口角左衛門	同	岡本	片岡 善兵衛
同	高柳	高橋 三四郎	同	船江	井川 四郎兵衛
同	岡本	荒井 源助	同	曾禰	西川 武右工門
同	宮後	脇田 佐二兵衛	同	京町	茂谷 庄四郎
同	爲田	三宅 治助	同	二俣	尾崎 長左工門
同	西川原	中川 定右工門	同	河崎	戸島 喜兵衛
同	宮後	道具屋 平兵衛	同	宮後	角屋 仙右工門
同	河崎	東金屋 甚九郎	同	二俣	井筒屋 佐兵衛
同	河崎	森川 平九郎	同	宮後	玉屋 吉兵衛
同	河崎	森川 平兵衛	同	宮後	山原 宇兵衛
同	船江	油屋 半右工門	同	中島	池田 仁兵衛

頭取 野間 因幡

頭取 如神教 桂助

世話人

世話人

鍋屋安左工門  
阿竹藤左工門  
川村喜左工門  
伊藤藤太郎  
新居忠三郎

橋屋政右工門  
富屋伊右工門  
有瀧屋和兵衛  
麴町安兵衛  
寶田源兵衛

西河原 河村金右工門  
田中 大橋 嘉兵衛  
妙見町 橋爪 孫七  
河崎 鎌田屋長右工門  
河崎 八や 八兵衛  
吹上 笠井仁右工門  
一本木 阿竹惣兵衛  
田中 のしや 八兵衛  
吹上 杉原 丹藏  
船江 宮城 半兵衛  
田中 下井 佐兵衛  
浦口 中井 藤工門  
吹上 米屋 半兵衛  
妙見町 井坂 惣兵衛

京町 薪町六之助  
八日市場 松屋 庄兵衛  
八日市場 のしや 庄藏  
浦口 富田 長兵衛  
大世古 奥山 十助  
中野 釜屋 小三郎  
一志 藤屋 權工門  
妙見町 橋本 庄工門  
岡本 橋爪 勘三郎  
八日市場 小川 彦兵衛  
下中之郷 福島屋 八郎工門  
西河原 村島 又右工門  
大間廣 中井 彦兵衛  
一志 出口 武左工門

右文政五壬午年出來(正雜聽書牒第拾一卷載記)

七十二 三位法師

三位法師と云へば、入道公卿の如く聞ゆるが、決して縉紳では無く、三位は一若僧の名である。此の若年僧侶の身分として、神宮に對しては神忠、又社會に對しても奉公の功績あるを、無慈悲に没却するに忍びずと、先年某雜誌に投稿した事が有つた。拙文價值なきために掲載を止められたか、將又偏狹の神道觀から、僧侶の事業は神宮及神社には不愉快だとか、そこには何歟故障が生し、遂に反古籠に投入されたと推察してゐる。



併し文章が拙劣の爲ならば、老生の罪だから遠慮なく改作されても、何とされても、此の美擧が、社會に發表すれば、本懐であるが、万ヶ一にも主動者が僧侶だからとの理由ならば、一言せざるを得ずである。如何とならば、凡そ我大日本帝國の臣民は、天皇陛下の赤子であれば、一面には皇祖天照大神の神民ならざる者は無い筈である。してみれば假令外教の信奉者としても、國家奉仕は即ち臣民忠節の他と、見る事は不道理ではあるまいか。既に周知の事例としては、宇治慶光院は代々尼寺、所謂伊勢上人で（明治二年廢寺歸俗、宮橋參三郎と稱し、俗家となり近年更に慶光院に復姓、俗家は其儘なり）その先代たる三尼が明治三十八年に、贈位及御下賜金の恩典に浴したは、何等の理由に因れるか、此れは固より陛下の御思召に出でて、臣民の窺ふ所では無いが、その當時の策命文や御沙汰書を拜見しても、多言を要せざる所で、全く神宮御造營、神橋架設等の神忠なる事は明らかである。抑も我國の神社を純宗教と認むる者が大間違で、法規の示す如く國家の宗祀である。然すれば外教徒にして一宗一派に偏せず、國民の義務を盡した神忠の行爲は、却て大に感賞すべきではあるまいか、況んや青年無資産の僧侶に於てをやである。

足利末期神宮の御衰頹は其極に達し、恐ながら別宮風日祈宮の御造替も、例外の勸進に出でたと云ふ程だから、無論宇治大橋と風日祈宮橋（俗云風宮橋）も、御話にはならぬ。然るに豊公の御母儀病氣平愈の立願で、天正年中内外両宮へ、貳万石の御朱印狀を下附せられ、九鬼大隅守をして橋奉行に任命し、從來に超えたる橋梁を架設せしめられたのである。於ては大橋奉行は銳意此に従事し、同年十一月廿六日立柱を執行し遂に完成に及んだが、風日祈宮橋は尙ほ依然として腐朽に任すの餘義なきで有つた。抑も風日祈宮橋は神事の參向及人民參拜に、片時も欠くべからざる要路の架橋である。されど曾て妙正上人之を再興はしたが、未だ供養の行が出来なかつたと傳へてゐる。慶光院舊記第二卷にある風宮兵庫大夫から、宇治會合所へ提出の書類中に、明應七戊午年觀阿彌、（此名今尙風日祈宮橋寶珠に彫刻がある）永正十二乙亥年觀阿彌弟子正阿彌、大永七丁亥年智永上人、永祿五壬戌年妙正上人、天正九（八歟）辛巳年法阿彌云々と見える、永祿五年妙正の再興は形の如くだが、天正九年法阿彌の架設は、完全なものでなく、全く一時の仮橋式だと推測さるゝ所が

ある。

天正十八年宇治橋及風日祈橋之事と、題する一卷に依れば、妙正上人が風宮橋を再興し、未だ供養を遂げざる中に、一兩度の洪水あり、水上より流出大木のため、橋梁は墜落して、竟に原形をも止め無くなつた。妙正上人之を慨嘆し、神經衰弱に陥て死亡したのである。然るに三位と稱する、若年の法師、大願を起し妙正の遺志を體して、供養を修め、橋柱橋桁橋板等の流失せる木材を搜索し、漸く架橋は成て未だ欄干を附せざるに、再度の出水に、悉く流失し、今は再舉を計畫する事は、愈々不可能となり果てたのである。三位之れに届すべきに意外にも大決心を以て、生命を犠牲に供し、三ヶ年間十穀（穀物一切の意）を斷ち、苦心慘憺の結果、永見法師を奉行に推舉し、宇治大橋の餘木を欄干に受け、他は勸進（寄附行爲）の力と種々の援助を仰ぎ、天正十九年辛卯六月廿五日新橋架設の大供養を遂行し、九鬼大隅守よりの屏風を四間三間の祓所に立廻し、内宮長官禰宜等列參し、長官三位に盃を授け其他神宮厚遇の狀況が明記してある。愈々讀んで愈々感せざるを得ずである。

元享釋卷一卷十四に、釋道昭と行基との傳がある。道昭は文武天皇の四年に歿したが、生前中に山城國宇治大橋創造の事蹟が見える。又行基（卷十四）の傳は、左に抄出の如くであるから、僧侶が架橋に盡力せしは、大過去時代からの美擧と信するのである。

基（行基）事行化道俗追隨之者以千百數、所過遇嶮難架橋修路、指某地之可耕墾、點某水之可灌漑、穿渠池築堤塘、計畫功績不日而成、州民至今賴之。

行基は高志氏で泉州大島郡の人、天智天皇七年の出生十五歳で出家し、天平十七年大僧正となり、同廿一年二月二日八十一歳を以て菅原寺東南院に寂滅したと、釋書に云ふが如くである。して見れば今より八百年以前、既に社會事業の奉仕者である。救世軍の慈善鍋も、決して洋人の賜物とばかり難有感じてはチト早計であるまいか、唯國家の宗祀に直面せらるゝ歴々が、直接の關係者のみに放任して、社會奉仕の信念に冷淡なるは、反す反すも嘆息の至りと存する。併し社會奉仕の事業として見るべき仕事があるかも知らぬ。果して然



らんには其は老生見聞の及ぼざる所と、多謝は厭はずである。兎も角も持戒の若僧ではあるが、三ヶ年間性慾食慾を厳制して、架橋に一命を呈供した、心事の清浄なるは、宗教の如何を論せず、進んで禮讃をせねばならぬ事であらう。

七十二 宇治橋渡初

宇治大橋渡初式は有名なものである。宇治大橋の起原等は、大略正編網受の條に叙述の如くだから、更に繰返す必要は無い。楮架橋が維新前には現今の如く、神宮御造替期と、同期と云ふ譯に行はれ無つたは、關係主任か橋の方は宇治年寄會合所だから、自然的に神宮造替と同時期に執行は、迎も至難な事情が明らかであらねばならぬ。故に明治維新以後に於て異なる点の生ずるも亦止むを得ざる次第である。併しながら本橋に關して、僧尼の勸進供養が、歴史上多きに涉つて居るが、此れは決して神宮の修葺式が行はれてゐない事も無く、現今と神宮式祈禱の御儀には大差は無いようた。藤波氏經神主神事記、寛正五年三月、同記文明九年四月の條に、架橋式に僧侶關係の事實が可なり見えてゐるが、其末文に御橋供養事、万部法花經可然之由、地下長申間、勸進可讀其節可遲々之間、先人ヲ可渡ともある所から推測するは、渡橋式に、三夫婦揃た渡女渡夫を撰用する事は、或は他府縣の例に、倣つたのではあるまいかと、疑点が起る譯になる。架橋主祭の橋姫神社をも、中啓間合艸には、慶長九年の造立で、造製は春日式だと、延享三年秦精弘が目撃談を記してゐる。彼是を綜合すれば、渡初式の變遷は勿論の事と信するが、其邊は當局者に於て、精察の調査がある筈だから、老生の知る限り、今は二三の例を左に掲げておく。神境雜例所收橋村日記、寛永十九年七月十四日の條に、(造替年祀には、九月とあり)

一字治橋のわたりはしめ、さきへ、つづみ持、同はしひめ、同けいこうゐん(慶光院尼)同三人(尼僧) 同八左衛門様(山田奉行石川大隅守) 諸人之參は、おほき事にて御座候、 萬治大橋風宮橋渡初引付

一同(萬治三年)三月十四日(大橋年紀には十二月とあり)大橋渡り始午ノ刻、奉行八木但馬守殿、慶光院より借り置被申置候、けたやに而見物被成候橋姫渡り始被申、其跡に奉行後渡被成云々 蘭田夏覺書、正徳五年五月十一日の條

一渡初次第(大橋)先駈兩人(白張持、大幣麻)老女(十二手箱戴之)其傍貳人(小袖拾二也、六ッ宛、廣蓋ニ入荷之)渡初老女(白小袖、赤袴、白練、檜扇子)老女五六人(かつきを着也)祝部大國左内(布衣) 青襖着バ人相隨候、其外如例 神宮編年記、嘉永六年七月の條

渡女行粧次第(中略) 素襖 御幣 白張 紅袴、袖、白絹被、檜扇 介添 女かつき 手宮持 小女 渡女 朱傘 素襖 女かつき 渡女之夫 素襖 御幣 白張 さし掛 素襖 女かつき

小袖 小袖十二積 橋姫社 淨衣 素襖 昇十二人白張 祝部大國治部盛宗 供

神都名勝誌卷四に、大國士豊の文政度渡初の實寫がある。嘉永と文政とは、隔たりが無いから、目前に拜觀する感しが起る。則ち此れが徳川時代最終の渡橋式であるから、猶更である。その然る所以は當時現存の孫福弘字氏の筆記、明治四年五月三日の條に

一字治大橋普請出來、今日辰刻渡り初、此度は渡女等無之又拾万度被も、禰宜中宿館にて、豫め申合せ、政所是を前に葱花柱へ納め置き、橋姫社へは、祝部早く御酒を供し、時刻を待、刻限に至り、先陣度會縣知事(橋本實梁)特營繕司直 禰宜、政所、公文 垂 衣



右渡り初昨日俄カ之涉汰ニ付拜見人も無之

とあれば、全く簡略に執行されたのであるらしい。其後二十二年度よりは、造神宮使廳に於て、主管さるゝが故に、萬般鄭重を盡され、渡女等の行粧入選に至る迄、頗る完備し、同四十二年度も亦之れによりて、執行されたのである。然るに盛大なる渡橋式が舉行された時、一面には明治四年の略式に畢つたが、遺憾なりと、強い感しに、待つた參拜の群衆は、渡女等の一行が渡初の終るや、橋の東西より一時に押寄せ、如何共なす事能はず、警官等は聲の限り之を制したが、東よりは西に、西よりは東にと、橋上に人間の山を作つた、於是宇治山田警察署長堀某は、今は此迄と帶劔を抜て嚴制し、混亂は其極に達し、老幼は悲鳴をあげて救を求め、遂に神橋の一局に、生血を流し重傷者を擔出したのである。かゝる大失態に鑒みて、四十二年度に於ての渡橋式は、整然たるもので、當局の心事察するに餘りありと感謝せねばならぬ、以下諸件は後の參考に抄記しておく。

○渡橋式行列

橋工

渡女侍女 渡女夫従者 造神宮副使 同主事 同技師 同属 技手 橋工同同同 神宮大宮司  
渡女家族四名 橋工同同同

少宮司 禰宜 權禰宜 宮掌 三重縣知事以下招待員渡女親族

○此他に神宮職員列外に六名あり

○渡女以下被服用具

一渡女被服 袖、緋袴、白被肩、扇 壹具  
一渡女夫被服 素襖、烏帽子、竹杖、扇 壹具

一女侍女被肩 壹領  
一渡女ノ夫従者被服 白張、烏帽子 壹具

○明治二十二年度渡女渡女ノ夫

度會郡前山村九番屋敷

渡男	祖父	同	勸 吉	文化三年六月十日生八十四歳
渡女	祖母	同	う た	文化二年七月十三日生八十五歳
	父	同	勸 五郎	文政九年九月九日生六十四歳
	母	同	き わ	天保三年八月十二日生五十八歳
	妻	同	す て	安政五年八月五日生廿九歳
	長男		佐 吉	明治十四年十二月十一日生
	長女		み や	明治十九年一月十日生

○明治四十二年度渡女渡女ノ夫



宇治山田市大字吹上町八拾六番屋敷

戸主 阿竹嘉六

安政四年二月十三日生五十三歳

渡男 前戸主父 同 清助

天保七年十一月十六日生七十四歳

渡女 母 同 しけ

天保九年七月廿四日生七拾二歳

妻 同 同 とう

安政五年二月九日生五十二歳

長男 芳太郎

明治十三年三月廿三日生

妻 同 同 ふうさ

明治十七年五月廿六日生

○宇治大橋新造の年紀但し修覆等は此他なり

元和四年四月、寛永十九年九月、萬治三年三月、萬治三年十二月(異變による)、元祿二年閏正月、正徳五年五月、明和六年六月、寛政八年六月、文化十一年十二月、天保四年十二月、嘉永六年七月、明治四年五月、明治廿二年度より御造宮同時造替

### 七十四 大湊の烈女

大湊は古來歴史に富める地で。既に皇大神宮御巡行の際に、鷲取老公が清水を献し、水饗社を定められた、尊き古事を始め、製塩なり造船なり、種々の公益事業もある。就中造船の技術に於ては、延元四年義良親王

が奥州御下向の時、南朝方の命に依て、五十餘艘の大船を調製し、其他造船事業に關する、古文書も、遺存してゐる、土地柄だ。惜哉斯地は屢々海瀟の難に遭遇して、今は殆んど新天地の觀があると、云ふ事を古老は話してゐるそうなる。然しながら、鷲取老公の居住地や、石清水八幡宮が、その厄を逃れて依然たるは、寔に不幸中の幸運である。

抑も大湊は倭姫命世記に、鷲取小濱とあり、それは名水を賞讃せられ水門に、水饗社を定賜ふと云ふが起原で、神宮雜書 元久元年十月二宮使解に、度曾大湊平瀉濱云云とある。水門も湊も同義で、何濱とは湊中の字である。其他大湊と記した舊記古文書は、貧弱でない。又八幡宮に關しては、大湊太田氏古券長祿三年の鹽濱沽却の中に、御蘭之内字大湊八幡東、沽主湊住道光とあれば此の社祠創立時代が昔だと云ふ事歴を立證する譯になる。楮斯の如き清淨の歴史ある名所舊地に在て、紹介するをも懸念したが、是も亦清潔と不清潔との、コントラストで、考方なり見方に據ては、却て興味ある人情談歎と、猥りに臆測を逞うして、和學者清水濱臣大人の美文及烈女の題目をも、其儘に掲載する事としたのである。併しながら尙能く考へてみると、事件が事件だから、烈女とは不適當と考慮したが、既に神都名勝誌に、箕曲瀨の義女として、主人殺が取扱てあるから、武士道一筋に觀察せば、是亦烈女として蓋し不當であるまい。其は兎も角も、烈女建碑の箇處が不明で、同地の有識者、又は古老にも、照會又は搜索を依頼したが、何れも濱臣氏文章以外は、知らぬとの事である。然るに明治廿七八年頃、大阪發行の朝日か毎日新聞かに、怪猫退治の一件に、此の女性との關係が詳記してあつた、而して某候が津藤堂家の事として有つた様に記憶する。近き將來に於て、墓地其他埋歿の事實が発見せば、一層の興味を添へる譯だと期待する。

#### 遊京漫録下卷

清水濱臣

去年(文政二年)のことなりしか、伊勢國度會郡、山田の里より二見浦への道に、大湊と云ふ所あり、こゝにて、おどめ一人して、男三人までそこなひたること有りき、其故よりをこひ聞くに、此ほとりに一人のものゝふ有り、はやくつかへし君に、いさゝかかかごうかうふりて、いとまたまはりければ、ふたゝび



主と、いたゞくかたもなく、かそけき煙を立てつゝ、春秋をおくりむかへるに、むすめひとり、もたりけり、かほかたち、並々かいなてには、こよなくまさりけり、十といひて、六つなゝにやゝ、なりけん、をさなきほどより、大かだの、をんなにかはりて、太刀とるわざに、心を入れたりき、されど、男を思ふ心は、かはらざりけん、いつのほどよりかどかく、いふをどこ有りて、人しれず、むつまじうなりにけり、はじめの程こそありけれ、此男いとたはれなる、本性にて、こゝかしこに、かゝづらふ、かた多く、此女を、終便ひつのがとも、思ひとまらざりけり、女心かくく、身をまかせたること、どくいなげきり、父はさることありとも、しらすで思ふやう、われこそ、かくうもれたれ、むすめをだに、いかで家づかへにいゝてたゝせて、人めかしく、あらせばやと思ふに、某殿に、新参今参りを、もどめ給ふなりと、そゝのかす、ものあり、むすめにも、かくといふに、むすめも、よき事と思ひて、うけがひぬ、さてわたくし男にあひて、いふやう、父の給ふによりて、某殿に、つかへたてまつらんとす、わ君の心、みづからを、妻と思ひさだめ、給ふさまにもあらず、みづからも、いたゞく君、いで来ては、身を、心にもまかせねば、有りし契りは、夢と思ひさまして、御心に、かないたらん、御よすがをも、さため給へと、いへば、男も、さいはいの事とや、思ひけん、まこと、しかりとて、離縁ことを、わたすどか、いひけん、神世のしわざを、まねびにけり、かくて、女は殿に、参りたるに、よろづのわざに、かしこく、忠まめくしく、つかへ奉りければ、御かにかた、利口うるせきものに、令親近まつはし給ひけり、此殿に、廿一つふたつ、あまり給へる、若子君おはすが、此女の心ざしの、まめやかに、すがたの、にくからぬを、愛めで給ひ、いかで、そひぶしにと、おぼしければ、うちうちに、の給ふこと有りけり、女、數ならぬ身の、やことなき、御具とは、いかでかはならん、ふえうなることゝ、辭いくたびか、いなみ聞えしを、本意ほいに、おぼしつめて、父の方へ、申したまはしけり、父は身にあまるか、たじけなさに、女を、よびとりて、いかで、御心には、したがひ奉らぬ

ぞ、そこの、身なりいづる、時ならずや氏なくてをいふ、ことわざも、ある物をと、さとしけるに、しばらくさうつおきて、ゐたりしが、父にむかひて、の給ふ事げに、ことわりなり、何をか、つゝみ聞ゆべき、父の御めを、しのびて、わたくしをどこせしこと有り、其罪、さどころなきは、いかゞはせん、男の心、いとあさくて、くやしきこと、たびかさなりしかば、契りをたえて、かたみに、おのがよゝには、かけはなれ侍り、かくて後、殿へは、参りたれば、の給ふことく、おほせことに、したがひ奉りて、こともなきことながら、わたくし男、有りしことを、父に聞え、参らせず、殿もしろしめさす、さるを、今めしつかひ給ひて、後、うしろ、きよからぬ名の、ほころび、聞えなば、不可有いとたいたいしき、ことならじやは、かゝれば、父にも、縁此事、聞え奉り、父より、此よし、殿に申しあげ給ひて、証文さても、なほ、御心に、思ひ捨て給はぬ、えにし侍らば、心よくうけがひ、参らすべしと、思ひ侍りてなん、此事あらはに、聞え侍るは、いとくるしかれど、縁もたしあへでなんと、いふに、父もことわりと、思ひ、殿に、聞え参らせたりければ、うしろぎたなからぬ、心のいとどゆかしく、おぼして、家族とく参らすべし、との給ひければ、父はよろこびて、家にかへる、すなはち、五うからにも、しらせけり、彼男にも、かくすべきならねば、女よりして、いはせけり、男心に思ふに、まこと、かたみに、五思ひたえて、さるかたの、証文しるしぶみさへ、とりかはし、つることなれば、今さなに、うらむべき、ふしもあらず、さこそいへ、はしめは、わが物と、なしたる女を、目に、見すみす、人の花と、よその見んも、心よからぬ、事なり、又思へば、彼殿の若子君と、やらんには、はやくより、心をかはして、有りけん、さてわれをば、申たえたるならん、われを、類少くびほそしと、思ひあなづりて、一向にぎはしきに、思ひうつりたるにや、率おのが、おこたりをば、かへり見で、さうかくり、ねだく思ひつゝ、一向ひたぶる心なる、わかうご二人を、かたらひて、其夜、父の家證に、なき程を、うかゞひて、女をぬすみ出だしてけり、女、率ころを、あはせたる、とこならねば、どかく、證あらかへど、きゝもいれず、しひて、とらひ来て、大湊率にゐて来て、三人心をあはせて、けしからぬ、わ



ざせんと、しけり、一人は、うしろより、つといだかひ、ひとりは、足をどらへて、をり、彼男、すゝみよりて、無理あながちなる、玩すきびせんと、するを、女こゝろを、さだめて、徐やをらおさへられたる手を、ふりはなち、男のはきたる、太刀を、むかひざまに、引ぬぎて、打ちかけたるに、高名のかちや、うちけん、男、一太刀に、たふれぬ、やがて、うしろざまに、かへたる、一人のわきばらを、つとをしければ、これも、一聲さけびしまゝにて、しにぬ、足どらへたる一人は、是におちて、にげんと、したるを、おもひざまに、尻たぶらを、したゝかに、きりさげたれど、つひに、にげうせぬ、女は、たちかへりて、打ちふしたる、二人に、どごめの刀を、さしつらぬきたるほど、父、はせつきてければ、はじめ、をばりの事、聞えて、今は何をか、聞え参らせんと、いふまゝに、みづから、高むなさかを、つらぬきぬ、父も、たゞもの、ならざりければ、ことわりなり、かくこそ、あらまほしけれ、よろづよきに、はからはん、心な、殘のこいそと、いひながら、女のかうべ、打ちおとしぬ、すなはち、所のつかさに、うたへまつりて、申すやう、女は、おのが子にて、はべれど、おほやけの、おてさだめをも、まちきこえ、たてまつらず、心に、まかせて、かうべ、うちおとし侍りし、おこたり、おほやけの、御のりの、まゝによりて、おのれをも、つみなひたまへ、露うらみ奉らすと、おめたる、さまざまなく、聞えあげれば、つかさ人たち、どかく考かうがへ、さだめ給ひて、いましに罪なし、どかくの、さたあるまじき、なりとて、女の、なきからは、父にたまひて、どかくの、わざ、いとなませ、たまひぬ、此よし、つたへ聞き給ひて、殿には、いとご、をしみ給ひて、あとのこと、ねんごろに、いとなむべしとて、こがねも、あまたたまひぬ、父の、はじめの主と、聞えしよりも、こたびの事に、よりにてふだゝび、めし、つかひさせ給ひて、昔のまゝの、ろくたまはりてけり、此烈女のことを、ほめさせ給ひて、津の君より、大湊に、石ぶみ立て、こののゆるよし、くはしく、しるしつけさせ、給へけりこそ、ことには、山田人の、かたり、きかせしまゝを、しるしぬ、おのれ、山田に有りし頃にて、大湊までは、程もとほからぬ、所なるを、尋ね見ざりし事、かへすがへす、くやしかりき。

## 七十五 神都の狂言

狂言の能樂より生れたるは、明らかであるようだ。能樂の沿革等は、既に正編に述べたるか如くであるが、現代に於ては、能樂に家元あれば狂言にも家元がある。故に皮相の觀察では、全く別徑路だと斷定さるゝ人も尠くない。狂言は讀んで字の如くで、能樂を援助するが性質、家庭に於ける主人公は能、妻君は狂言で、離るべからざる至密の關係を有してゐるのである。老生は斯道に素人で所謂門外漢だから、速断は吾ながら危険であるが、花傳書卷七囃の條に、

大夫(能大夫)は一座の大將、花をつかさどる、しんなれば○中略大夫のはたらき、いかにもいかにも、よきように、はやしより、もてなす事肝要なり、上手なりといふ共、大夫のはたらきに合ざれば、藝は下手と心得べし、惣別役者は、大小、大鼓、笛、地うたひ、狂言に至るまで、花の下草にたとへたり、下草は花のしんのにははひ威勢ある様にとばかり心がくべし、其心持肝要也云々 (此末に狂言稽古順を記す)

花傳書の性質は、前編に説明の如くで、斯道の樞要を記したのであり、殊に能大夫を花にして、狂言方を下草に譬へたので、出所は一つにして、主従關係の如く、技術上がなつたのである。故に猿家系譜に、鶯流の下註狂言元祖とあり、元祖の名は觀世路阿彌とあり、又大藏流は、能師金春派の系中に、金春四郎次郎とありて、其傍註に、大藏流狂言の祖とあり、又同系中に、山脇和泉守元宜、その傍書に和泉流狂言の祖、世々尾張侯に仕ふると、明記しあるにて多辨を要せざる所である。而して現代鶯流は微々として、大藏泉の二流、天下を二分すると云ふ話だが、我神都は泉流の名人、其跡を絶たずであるから、試に本流の傳説を述べて見よう。泉の元祖は、近江國坂本の隱士に岳樂軒と稱する者があつた。後花園天皇の御宇に、神道及歌道を修行して、狂言の技術に達し、その四代目の元光、最も斯技に曉通し、禁裡御能に召されて、花子の一曲を演じ、神妙叡感に叶ひ、乃ち和泉守に任せられた。是より和泉流の名稱が登り山脇氏と稱し、其子元宜は尾州家に仕へ、愈々斯道の奥義を究め、代々同家の狂言師となり、明治維新廢藩に至つた、元祖岳樂軒より山脇



元清が十三代目だと、明治三十四年出版の、和泉流小舞謡の席文に、太和田建樹氏が述べてゐるから、事實だらうが、猿家系圖では、上述の如く、金春四郎次郎が大藏流の祖で、其の養子彌太郎、其長子宇治彌太郎、其子大藏彌太郎大藏流を繼續し、又元祖の養子彌太郎の門人宇治源右衛門、其門人山脇和泉守元宜、其甥五郎左衛門元家、和泉守元知とあれば、大藏流泉共に金春四郎次郎より出でたる證據は明白である。山脇元宜は頗る發展家で、遂に本流を公稱せしものであらう。系圖と序文との傳に、一致せざる点もあるが、是非を論斷する勇氣は無い。

本流が我郷土に入ったのは可なり古いようだ。大藏流の名人が能樂の店迄も開てゐるから相伴て狂言師のあつた。安永年中山田奉行肥後守の官邸に召され、藤田甚助は、黒川一水(舊名庄介)が門人で、和泉流の狂言師であつた。大藏流の春木大夫等、大にその藝術の巧者なるに感し、奉行は立つるに酒盃を與へて、其勞を慰めた。先是和泉家元より甚助を呼び、三番叟を勤仕せしめた。家元も彼れが熱心上達に感嘆して、無償に釣狐の免狀を下附したと見えてある。之れに類した、近年の一話がある。岩淵町(現今電氣會社の地)に、小林攝津と稱する和泉流狂言の名人が出た、一年禁中の御能に隠狸を奉仕する事と成つた。攝津はかゝる光榮は、復あらしと一室を清め沐浴齋戒して、暮夜より曉に徹した事もあつた。ある夜障子に物かげの移るが、手足の動搖毫も吾に違はねば、愈々怪みて、近寄り視れば、一疋の老狸で有つた、攝津大に悦び技藝神に入れと拍手した。期日上京して禁中御能の狂言を奉仕し、上下の歓迎を受けたと、門人中野仲助瓢琴翁から聞いた。蓋し斯翁は小林氏の高弟で曾て東京家元の招きも有つたが、老齡の故を以て固辭されたと云ふ事だ。和泉流能間六儀と題せる、流義の寶典卅冊は、明治廿七年翁の手寫で、老生も翁の存在中その貳卷四拾番を讀んで、忽ち閉口した。中野氏の後繼者には、河村清兵衛氏がある。神都狂言界も益々末廣がり式であらう。

## 七十六 神都の畫談

快元僧都記、鎌倉八幡宮造營遷座式の記事に、天文九年七月廿六日繪書珠牧上倉、本生伊勢山田住人也、諸國廻令上田原參以不計御縁、御内陣御障等子繪、可被書之由下知云々奈良七郎左衛門、同白壁上倉、同九年一日巳丑社頭普請掃除以下被觸畢、繪書珠牧、御殿御障子最中繪被書畢以夜續日被持と見えてある。天文九年と云へは殆んど四百年の昔だから、恐らくは、此れが神都畫人の他府縣遊歴の元祖と云ふべきであらう。(記錄物語等には尙あるかも知れぬ)而して珠牧が畫風及手腕の点は不明だが、丸山や四條派は勿論、南畫にある、さる事は、他社の類例にても判明、凡筆ならざる事も察するに餘りありである、珠牧の後神都の畫家として社會にいられた者は皆無のようだが、江戸時代泰平に成て、自然畫道の盛んなるに伴ひて、名家も輩出しかと思ふ。曾て亡父が度會文人名籍を編著せんとした、其草稿がある。之に據ると、徳川初期より最終迄に於ける神都畫風は、狩野、土佐、丸山、月俣派、西條、雜種派、其他は南畫である。此中土佐派の久志本鶯谷(度會常彰神主)は、狩野英信の門下、神學及國學者として、既に社會周知の人物、その大作として遺存せるは、外宮御田の大扇で此れは神主が文學の餘藝であるから、別けて感服すべき逸品である。又同派徳永信常俗稱藤原次左衛門は、享保年中に、山田羽書の裏板を畫きて其名高く、又丸山派の鳳水は元丹波藥商岩佐忠兵衛で、圓山應舉に師事し年十九神都に來り、山田館町有瀧屋に留宿して繪畫に熱中して、嚴冬にも徹夜筆を放たず精練の結果、圓山流の畫法を皆傳し、後岡村大夫家を繼ぎて、宮掌大内人に補せられ、其男正住弘美も父鳳水の畫法を傳へたのである。蓋し徽芳(風水は雅號)の大作としては、鶯谷先生と同しく是は拙家の先代が別室を貸與し沐浴齋戒して畫きし所と傳へてある。又四條派の上部菖齋は、外宮權神主朝恩録に據るに、光濟、光映の養子、實は橋村正均男、上部雅樂之助又左衛門、文久二年十二年十七日卒八十二歳と見えて頗る長壽の畫伯である。菖齋畫道の手腕も非凡ではあるが、社會の交際に長し財を散して、門人等を優遇し、一時他流の畫人をして、顔面なかしめたと云事だ。それがあらぬか、安政の初年御所御事變の爲めに御造營に際し、豫て縁故を覚め、二見の浦の圖を謹寫し、禁裡御畫所に於て、天覽の光榮を賜ひ、天覽の印章を拜捺する事となりしより、忽ち菖齋の名は世上に、聞えた。併し彼が大作として神都に遺らざるは遺憾尠なか



らすである。又古書折衷派の御巫捧園翁の、古代神宮御遷宮及齋王群行圖の如きは、(神宮徴古館藏)精巧の筆力考證の確實なる他人の企及すべからざる所である。既に上述の月俣師が大涅槃像は復得がたき大傑作であらう。南壽に至ては、神都人傳習の新らしきが爲め、其の真味の愛敬者が貧弱で、既に正編に縷述せる鉄寒士か怪化畫談の如くである。故に小俣螻庵は鉄筆の餘藝として、此伎に達して屢々人意の外に出づる傑作もあり又女流では鉄翁門林佩芳の類もあるが、その愛玩者が近縣に限られてゐると云ふ話だ、何れもだが別て畫事は老生の不得意の点であるから、必らず専門家の御叱を蒙る事は覺悟である。又現今は神宮御寶物中で拜覽も容易ならぬ事と信するが故に、御田扇の來由と御箱の銘等を左に掲げておく。神都名勝誌に

御常供田(拔穂田ともいふ、宮崎文庫の南にあり、豊川、岡本の両町に屬す)皇大神宮、豊受大神宮の、朝夕の御饌に供する御料の御刀代田を云ふ、毎年五月下旬、吉日を撰ひ、御田植の神事ありき、○中略式了りて田長田夫數人、紅紛を施し、素袍烏帽子を着し腰蓑を纏ひ、一人金漆の捧を振り、其の餘り、六尺許なる彩畫の肩を捧げ笛鼓に應じて、田舞を奏す云々(磯部百鱗畫伯の筆にて田舞の圖あり)

御田祭扇子繪

- 一 三番叟 二 鶴 三 稻ヲ荷フ二人 四 松竹 五 乗船

右延享ノ扇也 享和ノ畫ハ大小異也

同扇ノ銘、延享五戊辰年五月正三位智彦長官書寫、久志本主馬常彰、檜垣内記貞兄、手傳伊庭將曹定堅、保田文吾常勝

同櫃蓋銘

大御田神事之古扇、不知何時製造以檜焉、多經星霜侵雨霧甚破裂、今難成其用也、不堪惜、更製扇、使權禰宜度會常彰神主、權禰宜度會貞兄神主、模寫其古扇畫、伊庭定堅保田常勝、又俱與繪事、扇既成、古扇藏于神庫也、今歲始其所模扇舞躍、希神田滋茂秋之乘穎八握莫然甚快矣、是無他天下之田穀豐饒之

表驗也、然則其扇之所由亦大哉、

千時延享五年戊辰八月穀日

一 禰宜正三位度會神主智彦識

今時所有大御田祭捧扇者、延享五年祖父長官智彦卿模古扇所令製造也、爾來經多之星霜雨露、扇面破壞采色磨滅焉、故做延享例、使宮掌大内人岡村微芳模寫、其古扇畫、而扇既成、捧者無所損、故不及修造之、足其用、今年今月撰吉辰、振捧新造扇乘鼓吹之曲、令成舞躍抽祝禱、仰願神田及天下之田穀豐饒豈無感應矣、五日風十日雨、天將顯豐年之瑞、然則其捧扇之所由大哉、

享和三年五月

禰宜正三位度會神主言彦識

- 畫師 岡村左膳微芳 ○風水
- 扇工 北川良助 秦光稻
- 高山三郎次 秦俊久

七十七 寫真鏡

寫真術は、西曆千八百年(安政年中)伊國ギヤールの發明にして、其我邦に傳はりしは、文久慶應の頃、内田九一長崎に於て、西洋人より傳授せしを始とすと、内外事物原始にはあるが、此術の初めは寫真鏡と稱した。其故を考ふるに羅馬舊教徒が我日本に開教當時に於て、種々の鏡を製し、天堂地獄説の方便に使用した、奇怪なる方鏡圓鏡等の存在に據り、是亦一種の魔法と信しものでもあらう。現今云ふ即ちレンズである。右事物原始は寫真術か我國人傳習の時を、發明時代と誤記してゐる。それは安政年間に横濱にては下岡蓮杖、長崎にては上野彦馬、江戸にては玉川三次といふ三人が寫真術を開業したと傳ふ。殊に下岡蓮杖の該術傳習に就ての苦心談は、いかにも驚くべく又感すべきである。蓮氏は本姓は櫻田、通稱久之助、文政六年二月十二日伊豆下田に生れ、父は櫻田與惣右衛門と云ひ、浦賀船番所の判問屋で、氏はその三男であつた、十三歳の時、江戸に走つてみたが、寫真術を學ばんとするには、却て故郷の下田に居て、外人に近づく機會を俟つに若か



すと考へ、忽ち江戸を去つたのである。然るに安政三年七月米國使節通辯ヒューズケンが、寫術に長するを採知し、密かに之れを學はんとしたが、幕吏を懼れ期を得ず、一日山上に登て其の希望を縷述し、僅かに形式のみ傳習を受け、尙ほ種々研究の結果大略を自得した。幸に安政五年横濱開港洋人の渡來するを聞て、同港に赴き、米國商人の囑に依て日本畫を描いたが、先是米國寫真師ウンザーの同家に寄食せるが奇縁となり、皆傳して遂に寫真開業の運と成つたのである。より以上氏が苦境の事實が、日本社會事業等に詳記してあるから、御覽下さい。世界の事物何れも所以をきけば難有しで、一事一物自然も非自然も、研究すれば決して無効に歸する筈はない。

偕寫直術の我國へ傳來は安政年間であるしてみると、都下でさへも魔鏡視されて取扱はれた、年限も可なり長いらしい。況んや地方に於をやである。然して此術の傳播して我神都に開店した、動機なり又それに伴ふ奇談がある。明治元年は御一新だが、神都に於ける現實の維新は、毎々申す如く四年七月である。大宮司神宮禰宜以下を解任し位記を返上せしめ、且つ師職大夫を廢して御祓祈禱神樂一切の執行なり配札なりを禁制した。そこで先祖代々世襲の制度は一朝にして亡び、各家が唯一の資産と頼む師職と檀家とは絶縁、所謂鳥籠に離れた小鳥で、大半は當分居喰だが、小才子は塩濱に手を出しては損、桑園製紙等で大損失に終つた人もあると云ふ事だ。右の解放の一人、しかも外宮權禰宜正五位度會神主福井末俱椿叟大夫通稱主膳は當時三十五歳謂へらくかゝる時勢に際會しては、安然として馬鹿畑草に生涯を送る譯にはゆかぬ、さりとて諸君の如く、狼狽すべき秋でも無い。一轉生計の道を立んと、密かに都下に向き師に就て寫真術を傳習して、開業せんと考へつた、椿叟元來機敏の性で殊に手先の巧者の人だから、忽ち上達して、その翌年には卒業の大先生で歸出し、下之久保の大夫家を根據地として正五位の神主さんが、洋服着用で寫真屋といふ早變り、一見誰か之れに驚かずやで有つた。故に全市の評は種々沸出した。老生も十五歳でやはり解免の一人だから、時々同家へ出入して、折には施術の手傳をした事も有つた。蓋し明治五年は過去五十餘年、文化未開の時代だから、今度の椿叟大夫が持て來た、魔法鏡は、所謂キリシタン、バテレンの秘法で、外國交際とやらで、嚴禁のキリシタン

が許可され魔鏡の利用も御免になり、寫真師と云ふのが、彼の江戸時代の高札に掲げてあつた、即ちキルマシンドとやらであらう。彼の魔鏡に姿を移せば、忽ち精が飛出し生血がいつの間にか減少して、身體が自然憔悴して、終に落命すると云ふ話だ。かゝる奇妙不思議の鏡に移されては、如何なる剛勇も小供の如くに變ずる、それ共移し度は、老年に及んで、今はの際子孫の形見に遺す位は、よからうと云ふが、餘程の大まけの辨護説で有つたのであるから、他は推して知るべきである。如此形勢迎も目的の一部をも、達する事は不可能と成つた。社會通の椿叟忽ち一計を案し、此の如く一も二も無く嫌忌する人間を相手に、科學や理學の一端を、話した所で寸効をも奏せぬ。是れは現例に依て宣傳勧誘の他なしと、叟の妻君は八日市場小西氏の出で幸に體格には申分なき頗る健康の生だから、之を利用せんと、翌日より正座起立、安臥から、腰をかけさせる、手をあげさせる、種々の動作を直寫し、其數既に妻君の年齢以上に達した、且又知人朋友に寫真術の了解を求め懇請的に、或はカラス、或は紙と寫したも寫したも、大馬力を張て、一室殆んど寫真の山を作つた。そこで此術が果して魔法であるか、魔法ならば、荆妻の身體に變徴をきたす、將又最早生命は無き事になる譯であらう。然るに見らるゝ如く愈々益々健全、斯の如くである。果して寫真術が一國一家に於て必要の時代が來る事は目前だと、實例を示され歴史を説かれ、初めて夢の醒めたるが如く、魔法鏡の疑問は氷解し、俄然撮影の申込引きも絶えず、大繁昌となり、新に北御門の側に寫真場を移轉して、神都寫真店の元祖とされたのである。開店當時老生も時々モデルに雇はれた、昔をしのべば若返り心持がする。事も有る田中々世古町(本町)の今村某が長崎富森先生門人のマンチウ時斗直しとの大評判で開業の前後でも有つたで有らから五十餘年前の神都の状況、今では夢想と感ずるであらう。又椿叟の師たる寫真師は何人とも云ふ事は聞か無つたが、時々内田先生は日本中斯道の先輩で、此れが先生の撮影されたのだと、美人の寫真を示され、垂涎三尺の同盟會に加入した折も有つたかと思ふ、而して勿驚その當時撮影のガラス寫桐箱附、金廿五錢、紙寫三枚金五拾錢(現今の名紙形より少しく大)で大形は見當らなかつた但し叟の舊宅は宮後町御師世古現今湯屋の邊であつた。



親鸞師は云ふ迄もなく、淨土真宗の開祖で諡號見真大師である。此の宗門は從來一向宗と稱し、彌陀佛に歸依して、諸神諸佛を排斥するとか、不敬の行爲をやるとか、石山本願寺の一件やら何やらで、治安上にも話の尠く無い宗旨で、識者間には批難の無いでは無いが、一考すれば、御即位の御料を献上したとか、何とかと功蹟も亦大なりである。老生は門外漢だから、其邊の事情は甚不明で、固より判決する智能は有せぬ。然しながら、真宗門徒(僧侶)に在ては大變(皇祖大神の大前を拜せず、又神宮大麻を敬遠主義の本に拜受せず甚しきに至ては、國粹國風を破らんとする形式が時々現はれる、其れは假令生佛の命令が有つたにしても許すべからざる所である。謹て按ずるに、伊勢神宮は皇祖大神鎮座の神居で、決して宗教の大本山でもなければ大聖堂でも無い。手近き眼前の例證をあげれば、廿年目の御遷宮の御造料を始め、神宮の公費は悉く國費を以て、支辨せられてあるでは無いか、そこで若一信向から成上した、宗教堂宇と同一のお祭り方がしてある筈だと言て、恐ながら大日本國民が、一宗教に對する心持や氣分を以て大神宮を敬拜しては、それこそ大間違なれだ、しかし信教家丈けが、是に至るではなく、動もすれば直面の人物も、脱線の行爲が往々無いとも云えぬ、此れが相互間注意すべき大要点であらうと信する。尙ほ彼の門徒等の中には、八代蓮如師(諡號慧燈大師)が消息文即ちお文の中にも、一向專念の義理を説明して、屢々諸神を信すべからずとあるとか、又は南無阿彌陀佛と云へる行跡には、一切の諸神諸佛菩薩も、そのほか万善万行も、ことごとく皆こもれるが故に、何の不足ありてか、諸行諸善に心をこゝむべきや、すでに南無阿彌陀佛と云へる名號は、万善万行の惣躰なれば、彌々たのむべき也云々と、ありと揚言して、皇祖を尊拜せず、國體を輕視する非國民の仲間に等しき、精神病者の跡を絶たざる向もあると云ふ事を、耳にする。此等は無論門徒その者の誤解で、祖師や蓮如師が眞實の教戒ではあるまい。

我國淨土教の開祖は、法然師(諡號圓光大師)で既に正編にも略述の如く、日の丸名號の事件は辨明の如くて

あるが、法然師が大神宮に日參敬拜された事は確實である。してみれば祖師は大神宮に對し奉りて開宗の祈禱を捧げて念佛者の模範を示したのだらう。若しも敬神が極樂往生なり、專念彌陀佛の淨業に、故障があらば、淨土教宗開祖の法然師が、何故有て大神宮に日參の誠敬を籠められしや、電火を見るよりも明らかなる理由である。殊に親鸞師は其の直弟(鸞師と師弟一件に就ての議論も有るが省略)本願寺聖人親鸞傳繪下(續群事書類從所收)第一段に

大祖源空法師(法然)辭門徒數輩不考罪科、猥坐死罪、或改僧儀、賜姓名處遠流、○中略空聖人罪名、藤井元彦、配所土佐國<sup>幡</sup>鸞聖人罪名藤井善信、配所越後國<sup>府</sup>此外門徒死流罪皆略之、

とある、此れは所謂念佛禁止一件の結果であるが、斯の如く法然と親鸞とは師弟の中にも、特に法脈を傳受してゐたから殆んど同様の處刑に成つてゐる。かゝる親鸞師其人にして、吾師たる法然師が、大神宮に對し奉つた敬神思想のみを、除外する譯のある筈は無い。若し事實果して除外ならんには、淨土宗徒の言ふが如く、親鸞坊は破戒のために破門された、不人格者だとの説も、一考したく成る。餘りくどく成るが今一つ引證に供したい事がある。それは安藝國豊田郡住本持主小坂村田坂軍七、多田憐中と本書由來の終に記してある本だが、一向宗義修行のため京都西本願寺へ三ヶ年間奉公し、寶藏の秘書を寫し、併し他見を憚るから永代我家の安心了解に供するのみとしてある。書名は眞宗開基源由書と題し、内容は宗法弘通の義に付議奏役中山中納言より、親鸞師へ推問の答辨書、時は仁治三年四月十三日とある珍書がある其中に

中山殿問テ曰ク、釋迦如來ノ佛法ニハ拘ラズシテ、神道ヲ略シテ立ル法ナレバ、堂舎ノ本尊ト云ヘルハ何

ゾヤ。  
親鸞答テ曰ク、我等ガ堂舎ニ立ル本尊ハ、阿彌陀ニ似タル繪像ヲ掛ケ<sup>アサヒ</sup>旭ノ御影ヲ、其繪像ニ移シ奉リテ、

俗民ヘ拜禮セシムル也、之ヲ朝時參リト號シテ、我等ガ法題目トスル所ナリ、其繪像ヲ御眞向共申ナリ、

此外ニハ堂舎ニ佛躰ノ如クナルモノヲ置クベカラス、  
とある。その全部はちと考物だが、眞宗が優婆塞式宗門開始の當時は、此くあらんと歎と、想像すると共に



日神の信向点に就ては、其師たる法然師と同じく敬意を拂つてゐる事態は、何れの方面から觀察を下しても感ふ所は無い。

親鸞師は上述の如き、敬神思想傳統の僧侶だから、大神宮に參詣の形跡有無に就て、從來疑問を抱いてゐた眞宗親鸞上人御傳記とか云ふ俗書で一見した事はあるが、之れに對照すべき事實を採出したいと、切望の好果か二つの好資を得たのである。先づ其一は山田岩淵町前田光明寺にある、親鸞上人杖突像と稱する木像、黒衣の上に蓑笠を被り杖を突き草鞋を穿ち、岩上に起立、正面の小像、同寺の傳來には、

聖人杖突尊像の傳

古昔皇大神宮江御日參詣之節、拙家江御滞留ニテ、皇大神宮江御日參有之、其砌神木ヲ以テ小像壹軀ヲキサミ、拜殿江安置シテ御歸洛ニ相成、其後神ハ神、佛ハ佛ト相分リ候節、右之尊像、拙家ニ因縁有之ニ付先祖尊敬シテ、數代持來リ候得共、貴寺ハ先祖次男住職有之ニ付、此尊像並爲先祖代々爲佛供料、拙者從來之持分田地納米五斗代、在所ハ宇治楠部領字者鯛釣松ト申處、田地壹箇所附置可申候間、爲後代々至共、回向之儀宜敷頼上候以上

寄附主

内宮 宇治

荒木田神主

澤 瀉

守 光

書 判

寛文十一年十一月二十六日

光明寺

侍者 御中

此像の演義として、同年十一月二十八日付、寄進狀より二日目に書いたものか、伊勢國山田町光明寺として出版してゐる。怪むべきは内容が寄進狀より濃厚になり、末文には寄進の事實は抹殺して、今の前田光明寺こ

を大神宮法樂の由緒の寺なればとて、輿を昇奉りて杖突の尊像と、崇め奉るなりと迄漕きつけたは、頗る手際ではあるが、元來此の事歴は、事理に不適當なる事が多い、末に論評を試みておく。

而して其二は、親鸞上人内外両大神宮御參拜之節、御自製之御肖像と傳ふる木像がある、固より白木の彫刻丈ケ二尺六寸五分、光明寺にある所と異なる点は、黒衣は同一だが蓑なく竹を手に杖を突き草鞋を穿て、石上に起立の像で、古色ある雅作である。蓋しその來歴は舊來宇治御師小川地大夫の秘藏であつたと、明治維新前、牛谷牢舎の在所、西乗寺(門徒寺)に寄進し、尙ほ之れに附屬の鸞師自筆と稱する畫幅もある、料幣は唐帛半折位、正中に彌陀の立像、向て右方に小川地大夫夫婦の像左方に法然と、親鸞の像但し彌陀を正中の上部に畫き、他は悉く下部に立つてゐる。明治維新西乗寺の廢止により、山田拜田村の同宗林証寺に、之を寄贈した。然るに明治七八年の頃、林証寺の住僧が全部を賣却して、本町小笠原義任氏が金五圓を以て購求したとの事である。其後同人の所有となりしを、四十年頃、美濃國安八郎某村の住人と偽り、何かの契約の下に、之れを借受けし儘、遂に所有不明に歸したと、小笠原氏の直談である。而して是も澤瀉氏寄進の木像と略同一の來歴ある、新鸞師が、大神宮日參の自作の木像との傳説に他ならぬのである。依てその徑路は同一と推定せねばならぬ。

右二個鸞師の像に就て無遠慮に言へば、第一伊勢兩宮には、古來拜殿と稱する殿舎は無い、玉串御門に鏡や額の懸つてゐた時代もあるから、或は作者が之を拜殿と曲解し、又は師職家の神樂殿を誤記した、ものだと附會しても、差支は無からうが、僧尼參拜制度の確立せざる、行基が參宮の時代すら、元享釋書に、内宮南門大杉下云々とあり、又下つて西行物語にも、大神宮に詣りぬ、○中略杉のむらたちの中にわけ入、一の鳥居(二の鳥居の誤ならんか)の御まへに、さふらひて、遙に御殿を拜し奉りき云々とある。尙ほ此他の類例も多く有る。されば、親鸞師に限り、失禮千万にも、吾木像を、其身さへ參進を許されぬ御垣の奥深く安置と云ふは、如何あらん、(光明寺より出版の尊像縁起參考すべし)又寄附主が荒木田神主澤瀉守光とあるが、同家より明治三年に神祇官へ提出書には、家祖實名不傳、初代常榮、稱澤瀉氏二代久末、當主久榮とありて、世



代には曾て守光の名はない、然れ共、光明寺塔頭瑞慶院第十一代古靈周贊禪師は、瑞慶院の中興で、(宇治澤瀉) 寛永二乙酉年十二月十四日入寂す、父は荒木田(澤瀉)久末神主、慶安五壬辰年四月九日歿す、母は元祿十二乙卯年八月十五歿す、此時茶湯料として、米五斗の田地鹿海村に在るものを、寄附云々とも光明寺書類に有るから、本寺と澤瀉家とは、断して無關係ではないが、鸞師が同家に在て、日參及彫刻等の件は、大に疑い無きを得ずである。又小川地氏舊藏に關して、木像及畫像を、當主喜俊氏及伯父たる東氏にも、質問した事が有つたが、更に知らず、先祖からの傳來も聞かずと答で有つた。要するに、小川地氏の先代は、神學家で、平田翁と交際深く、同家の援助に出た、件も數々ある位だから、神道の見地より、其頃家内舊藏の佛鉢等を、他に撤却せられたのであらふ。故に最近維新に此の物品が、牛谷の西乗寺に寄進せられたとの傳説は、年代が相違してはゐないか、西乗寺は東本願寺末で、寺傳には天文十二僧圓遊とあれば、可なり古い牛谷一部落の堂宇と見える。以上の事實を一括して、老生の卑見を述ぶるは、左の親鸞聖人繪詞傳が、木像の御所縁と成つたか、將又木像が産出した繪詞か何れその一で有る。恐らく一向宗弘通の後、繪卷を製作し、漸々その蹟を神宮に覺めんとして、尊い御木像さんと、變化されたのでは無いかと、傾首する。而して先明寺現在の木像は、評すべき限りで無い。穴有難く穴尊やと、善男善女の敬拜にとめて、考古學者や鑑定家の前には、どうかと思考する。立ち返つて、かゝる傳説の有るは、即ち鸞師在世に於て慥に大神宮へ參拜し、日大御神の御神徳を尊敬せられたは、秋毫も疑ふ所は無い。然るに平田翁が神敵二宗論に、辨せられたるが如き、江戸時代の餘病が今尚ほある一部には、感深してゐるとの事、果して事實とせば、國民として等閑に附すべき次第では無い。併し現代は平然として昨日の生如來が今日限り定相續をやる、破散の宣告を受けてゐる、奇々怪々いかに輪廻である。支那人は、長生は耻多しと見限つたが、長壽でなければ、かゝる奇劇を一目する譯にはゆかぬと老生は拍手する、例の脱線、次の文章が、作像の根源説である。如何、高評を求めたい。

親鸞聖人繪詞傳

建曆二年十月花落を出て、東關におもむきたまふ、爰に太神宮は國家の宗廟にして、殊に先祖の靈神なれば其神恩も深く、又和光の結縁も等閑ならねば、此度路次の便によりて、伊勢の神宮へ參詣したまへり、折しも風なくて雨ふるに、寄宿のあるし、聖人の尊容をうかがひて、驚歎して申さく、是なむ直世人にましまさず、絶倫の貴相あり、昔より名僧高德の參宮したまふには、かならず雨ふることなり、これ蓑笠を着て、僧形を憚る例なりとして、新らしき蓑笠を調進す、聖人之を着用しまして(小川地氏舊藏の像にあはず)漸神殿に近づきたまふ、簪纓の神官あり、待わひたる風情にて、跪て申さく、前夜夢を感じるこゝとあり、神宮僕に告たまはく、明日わか崇むべき僧の、蓑笠を着て來ることあらむ、是を瑞垣の内に入れよ、我近く對面せむと、神勅かくの如し、辭退あるべからずとて、重々の玉垣を開き、正殿の石坪に入奉り、聖人二時はかり念誦ありて、我化導まさに神慮にかなへるよし、しばしは感激して退出したまひける、夫より竹都をすぎ、國見坂をへて、阿古木か浦を眺望し、奄藝郡の西の道をよきり玉ふ云々と見える、神宮に於ては、古來瑞垣内に石坪を設置した例もなく、又たとひ夢想を以ても、私人が猥りに參入を許可すべき権限もない。此等は僧徒が神祇に接觸するに、方つての方便説で、尠なかな類證がある。併し此の如くにして、始めて宗教の權威が認めらるゝ譯には、なるのであらうから、傳説は傳説として存在が穩當であらう。現代は僧尼參拜の禁制處か、各宗派の管長ならば、正當の法衣を着用し、勅任待遇者と同場處即ち内玉垣御門前に於て、正式の大神宮御拜が許されてある。

七十九 皇清經解

皇清經解とは書目である。本書は清國仁宗の朝、道光中に、清儒顧炎武以下の經書の註解書二百余種を蒐輯刊行した、即ち經解叢書である。(細目は神宮文庫藏書目録にある)又耳比磨利帖は、我天明年中に、玉田成章が我國上下の陳毫遺墨を蒐め墨帖に作製したもので、上は日本武尊聖德太子より起り、下は僧一休等武將は頼朝、尊氏、楠公、新田公、加藤清正、黒田如水等の筆蹟帖なのである。而してその命名は日本書紀景行



天皇紀に見えたる、日本武尊々詠に據つたと成章が、自序に明記してある。此の珍書は、豊宮崎文庫の舊藏で有つたを、籍中解散の結果轉々して神宮の庫中に、永存せる事と成つたのである。現代としては、外國輸入の道發展し、彼是の文物も容易で、殊に石版等の藝術進歩し其の價值過去の如くならざれども、老生の語らんとする所は、本書奉納の來歴及寄附主の人格說である。音樂堂や劇場が新設さるゝが、祭禮會式の活動寫眞花火等の寄附は、歓迎して惜まない。之に反して圖書館を建築するとか、新聞雜誌の閱覽所を設けるとかの出金は、案外に首を横に振る人が澤山だと云ふ話、併し其の事に官等爵位の權勢連が總裁とか何々會長とか大肩書が見えると、進で喜捨を申込むワカラズ屋式の流行、果して此の如くならば、是は全く高官高位者の御供物で、義捐なり寄進なりの魂は、とくに横路へ飛出してゐる。嘉永と昭和は殆んど八拾年だが、寄附行爲の精神が多量の變徴を見るに至つて、愈々慨嘆する譯である。

山田中島町中野の山本伊兵衛氏舊山田銀行の頭取で、外國へ商業とかの視察に往れた經歷もある、濟界には高名の人で有つた。退職閑居後に書畫を愛玩し、殊に我神都先賢雅人等の手跡を輯集して展覽會を開き、之に據て遺徳を宣傳せられんとの志を抱き近年買入に奔走された筈だが其事成就せずして既に物故せられた、遺憾千万である。希くばその素志を繼て蒐輯書畫幅の全部を、神宮徴古館に寄贈されたならば、後輩を益する事は多大なりと信す。

偕山本氏は代々伊兵衛と稱したがその元祖は度會郡ウツキ原山本權六二男で、幼名を伊之助と稱し、安永七年生れ文化三年三月二十九日二十九歳の時、山田中野町に別家し、山本伊兵衛正範と稱し、古衣を賣買して家業とし、文化十三年九月三十九歳を以て病歿したのである。同十五年郷内上野村堀本定右衛門正甫二男常松を養嗣子となし伊兵衛忠徳と改名し、一之瀬谷小荻村作野右衛門長女逸女を妻として、山本氏を相續し、先代よりの家職に盡し、夙夜其身を責めて、専ら貯財に留意した。蓋し古衣賣買の商と云ふも、の、現代の如く立派なる店を開て、衣服を山の如く積み、店には宣徳の火鉢で口から烟を吐き、傲然として人に接するが如き勢力は無い。細少の古切を小店前につるし、完全なる古着の二三枚も六ヶ數ポロ店であつたと云ふ事である。然る

に上述の如く節約主義を則として、夫妻粉骨勉勵の結晶、莫大の黄金を貯有し、一代の名物夫婦と敬稱せらるゝに至つた。就中妻逸女は天性慈善家で社會奉仕にも盡した形跡が見える。其の事業の多少は有るが正編に縷述せる千束屋りと女と同筆法と云ふべきである。左に掲記せる豊宮崎文庫獻本の一件も、普通女性と異なる所である。殊に本件には裏面に林佩芳女史の勸誘の力もある。林佩芳は前に述べた如く、南畫の名人で、度會郡川端の地士小林榮秀三女名は小蝶。文政三年に漢學者東夢亭に嫁し、一家を整理し、餘暇僧鐵翁に就て南畫を學び、明治十二年三月八十一歳の壽を以て病歿した。老生も少年時代一兩度は面會したと記憶する、極めて濃厚なる老婆で、佩芳先生の名を以て賣切つたもので有つた。此の女性は其夫なる東斐(雅號夢亭)の薰陶を受けて、文學思想も可なり發達してゐたから、宮崎文庫獻本中一條には、非常に盡力した内容を、曾て故東吉貞氏より傳聞したが、左記函背記文に照し益々明瞭になつた。

又逸女は宗教心も敦く、久留町威勝寺其他寺堂寄金を支出し生家村落の難澁をも救助した。最も感すべきは大神宮御造營御木曳の費として、貯金方法に由り、献金したのである。當時の五兩拾兩と云は頗る大金で、人間一疋の生首が拾兩の定價の頃である。能く過去と現在とを参照してもらいたい。(献金の文は左に掲ぐ)か、晩年は富裕の篤志家も、實子なきを以て、先是逸女子の末弟芳兵衛を養嗣子として、伊兵衛の名を承襲せしめ、自からは、退隱して伊兵衛忠徳と成つたのである。但し本件に關し徵書其他に就き本町蒲生氏、倉田山米山氏の御勞を感謝す、

皇清經解函背記(山本氏宛領受証略同意依て省略)

本郷中野街有山本伊兵衛忠徳者、賣故衣爲業、今茲六十六爲人質撲其妻逸女年六十七守儉不吝、夫妻職力一心夙夜無懈、一日忠徳語曰、僕住神都蒙其洪恩、家業繁榮子孫連綿、不勝歡喜、因冀欲獻書籍于宮崎文庫、以述寸忠、卑賤者可乎、諭曰、藏書不論貴賤古今定例也、何憚之有、適有嚮皇清經解全部六百四十冊、耳比磨利帖二卷者、忠徳與妻相謀、其累年所積、以賣買及裁縫之餘資、四十餘金、償斯二部書、奉納庫内、盖此舉依東斐妻佩芳周旋也、伏惟西庫造營、自慶安元年距今二百二年、其間如此藏大部書者、未曾有之也



實爲庫中之珍、仍記其由干函背、以傳永世矣、

豐宮崎文庫幹事

幸田内藏光熙印々

孫福内藏公衰印々

嘉永二年己酉十一月吉日

山本氏過去帳

弘化四末年

一金五圓也

山本伊兵衛組内、忠積金助成

嘉永四亥年

一金拾圓也

同町内組 中島町中野江助成  
小川町京町ツミ金ニ

右両口とも皇大神宮(豊受大神宮の事)廿一年目にあらたに御造營は此土地むかしより仕來り也其五七年以前ニ御木引と申事あり山田町中組ニ候て成たけ花屋かを是とするなり此とき入用は町々をびたゞしく此邊は末ニ事急ニ付多分之事出來かね、一同難澁之事故に、右貳口の助せを致し、右之金を慥成方へ預け年々利足を直しくわへ積置ば、其年限ニ至りなば相應の足し合にもなるべしと思ひ、助成致し置もの也  
嘉永五年子十月記

山本 隱居 忠徳ト  
イッ女ト

### 八 十 おかず日參

おかず日參と云ふは、可なり全市に評判の高かつた老婆で有つたそうなる。亡父が常にアレが眞實の敬神である。凡そ日參と稱する者は、日々白衣を着中啓や扇子等を持ち両大神宮へ參詣し、自己のため又は依頼者のために、禮拜祈願を名目にしてゐるが、動もすれば目的違ひの日參がある。おかず日參は、感すべき女性であつたと申してゐましたが、其の詳細の事實を質問する時機を失して、十年の昔に故人とまゝりまして遺憾に堪へません、幸哉宇野秀次郎氏が神都模範人物集に、大略三重縣德行録に據て、おかず日參即ち清水おこと老

婆の略歴が、掲載せられてある。さすがは宇野氏の調査で、充分だが此の惠を受けて、尙ほ蛇足が添へたく成つたのである。

日參とは前述の如き性質のもので、上なるは敬神家が獨立獨歩の誠敬を捧ぐる爲めにする人々又下なるは両宮に日參代拜し有志の戸邊に立ちて幾子歎の助成即ち手内を乞ふ、白衣は着きあるが、其行爲は黒衣の托鉢、弊衣の乞食と稍類似の感がある、此等下等の日參を評して乞食日參と冷遇したのである。然るに清水こと老婆は其行爲右に似たるも收入物使用の道に至ては社會奉仕、慈善團、幼稚園、幼稚園等の爲すべき所を一括して、細腕の日參老婆が、經營したのである、實に驚かざるを得ずである。然して此の老婆がおかず日參時代以前の履歴は不明だが出生地は多氣齋宮村の附近で、後山田小川町に來り今の橋本(小川町より河原町へ入る西角)裏に住むでゐたその故老の話だ、當時こと老婆の抱ける大願望を窺知する人は無い、何か替物の老婆とかげ言を云ふ位で有つた。老婆は初志を斷行せんとして、日參となり、白衣を着して草履を穿ち両宮參拜をなし、孤獨を養育のために各戸に就て、初穂の外に殘飯飯肴雜物を貰ひ受け、而して住宅の中央に徑六尺の大樽を据へ御初穂として各戸よりの喜捨を悉く之の大樽に投入し、孤兒の白衣料の外は一切之れを乱用せず、毎日夕養ふ所の孤兒後には群をなし、老婆は隊長孤兒は兵卒然として、一團の白衣軍を望むの感があつたとも云ふ。養育せる孤兒に對しては両宮參拜の順路に於て午時となれば、中食を與へ、休憩の間に於ては便宜の處に引率して土砂へ字を書して、習字せしめ、或は小石を拾集めて、計算の法を教へ、家に歸れば孤兒に有益の談話をした。此の如くする事累年、人或はおかず老婆は多大の御初穂を貯へ私せんとす山者じやと云ふ者も有つた。

然るに嘉永年間外宮御造替の前後に際して、莫大なる町費が各町にかゝつた、其れは現今の如く造神宮使廳といふ役所は無い、御正殿以下の御造替は神宮作所から規定の通りに出して、其以外は一錢も運用が出來ぬ。故に正宮御敷地の石積と、土手とか云ふ一定外の事は、全部各所の寄進出金に依る他はない。俗に云ふ内宮糶種石の話がある位で察すべきではあるまいか。(尙ほ詳細に語るべきだが神宮部内だから言はぬ)於てはおかず



日參の老婆は、敬神報恩の誠を捧げて盡すべきは、是時なり、イサと貯錢の大樽を打ち破て之れを町役人に出し、外宮工事の費用に獻せんと申込むたのである。且又養育して少年の男子を率ゐて、土石の事業を手傳はしめたるも傳ふ。夫の病氣を忌んで親元へ逃歸り、虚榮に耽て萬引する、ザンギリ先生等に、此の膽ある勇ある白髪でもやりたいものだ、おかす日參に就て、宇野氏が亡父偉彦に質問された書取が同氏の許に存在してゐたから、その大略を左に載せておく。何れの方面の書類にも老婆の歿年等が不明である。又故老の談におこと老婆は丸顔で小形の女であつた、又繼續者に就ては、養兒中より兼と稱する者に理髮業を開店せしめ明治の初年頃迄、小川町に在つたと云ひ、又はこと女は嗣子はない捨ひ子の内より、一女を撰定したとも傳ふ。而してこと女の住家には一厘錢と馬のくつが多數に貯藏して在つたともいふ云々

○おかす日參に就て (松木偉彦談)

○子供は十八位であらうが、その子供を日參の營みの種に、使用したは斷言し難い、矢張不幸な小供を貰ひ受けそれを養つてやると謂ふ慈悲が、根本である。その子供を引受して市中を徘徊しお初穂の收入を多からしめたと謂ふは一の方論であらふ。資なくして養育院類似の事業を完成せんとせば、勢ひ子供を利用して收入を増し養育費を得るの外、妙策はなからう

○中老婆さんが附添ひ居て萬事子供の世話をしたと云ふ事は事實らしい

○おかす日參のやつた事實で最も後世に傳ふべきは外宮石積の功勞である、北御門の石積を中島町が引取けて積み上げた際右の方は中野の山本家の祖母が費用を寄附し左の方の石垣はおかす日參が全部出金したと聞いてゐる此の事は神宮記録にもある筈だが表面は事のすべてが町名と成つてゐるから其の意味で調査せねは解るまい云々

### 八十一 蓮臺の古鏡

神都の名器名物は維新の改革に伴て、自然四方へ散出しまつた。彼の有名なる福島家の保元平治の繪卷の一

部は、海を隔て、愛藏されてゐる迄に成つた。幸に俵藤太の佩刀や古文尙書や新名所歌合等が、神宮徴古館の所藏に歸し神都の地に永く止つたは實に慶賀に堪へぬ次第である。今一つの珍品(或専門家の鑒定では藤原末期)古代の和鏡で其形は八花形の鏡、舊蓮臺寺の什物である。神都名勝誌に精密なる圖様をあげて徑八寸六分、附屬の瓦笥は、身徑一尺高二寸五分厚二分並蓋徑一尺六寸高三寸とある。尙ほ天保十四年癸卯閏九月に足代權大夫弘訓翁の見記も左の如くあげてある。

鼓岳山蓮臺寺の什物に古鏡あり、弘訓始めて宇治五十槻久老神主と、もに一覽し、其後江戸狩谷掖齋望之京都山田阿波介以文と、同伴して、數度熟覽せり、此人々は世に名高き學者なるに、皆希世のものと歡美せり、今年彼地の地頭久志本三位常達卿とはかりて、瓦器の破損をつくらひ、古森厚保、山口光治、山本忠徳をすゝめて、鏡袋、一敷蒲團二、韓櫃一合を寄進せしむ、是弘訓好古の癖ありて、かゝるもの、埋没をなげく意切なるが故なり。

偕此の名鏡の來由に就ては古來不明瞭で、現今の勢田舊は蓮臺寺村で、その蓮臺寺の什物であるが、同寺基記(元祿十五年四月作)に勝地靈場なる此寺の開基は七百餘年、其間種々の故障有て、本尊を維持する迄に止れども、社趾と云ふべき箇所あり、或時土民その邊を發掘せしに、一箇の陶瓶出でたり、中に古鏡あり、徑八寸八花形なる鏡なれば、正しく故あるものならんとて、頓に小社を造營して、御鏡を安置し、鏡守の宮と祝ひ崇め奉るとある。(享保十七年神島甚兵衛の宮崎名所舊跡古人傳書には寛永年中頃發掘の事と記す)故に元文三年の圖には鎮守社として、本堂前方西面に圖し、鼓岳山蓮臺寺在所は、蓮臺寺山の内に御座候、本堂十一面觀音開基相知れ不申候、本寺無御座候、宗旨は、禪、天台、眞言宗、之内を居申候、寺地は寺に付たる土地にて御座候、其地本堂以下建立物のお尺、境内の尺數等を詳記し、支配人として、久志本權亮、同縫殿、同左門、三名の氏名が記してある。蓋し元文中社寺調査に提出の寫しと推定さるゝ、而して此の名鏡の事は却て郷土の書類にも記さず、故實脚談に本書の移轉の叙へ、其末に地内に什寶の祠あり、八咫鏡と云物を藏す、則正殿の御鏡形の飾にて、八菱の鏡なり、眞の鏡には非すとある。固より什物として取扱た確證



は、蓮臺寺什物扣がある。其中に牛馬玉二つ天狗爪二つ八花形神鏡箱入、菊繪蓋茶碗拾八前(下省略)と書込に成つてゐる。其末に文化七年四月付で、看住天輪、僧請兼洲、妙見町俗請柿屋久兵衛、三名連署、宛名は、久志本四神主殿、久志本九神主殿とある。先は松木作所末彦卿日記元祿十五年四月七日の條に、明日より蓮臺寺開帳に付、外宮神庫に有之鏡を久志本衆長官へ申し、取出し、諸人に拜見させるといふ、風聞により、他の禰宜より、異議を申立てたが、結局河崎勘解由延貞の答辨に、先年神庫へ預け置きしを、此度開帳に際し返却を乞ひ、拜觀せしむる迄也、他の神鏡と混同視せらるゝ故なり云々とで落着したとある。して見ると、右にあげたる蓮臺寺基記が、同年の作だから、以後専ら外宮神庫へは預けず鎮守神鏡と奉齋したのであらう故に山田志には、元祿十五年四月八日蓮臺寺開帳、本尊十一面觀音立像鏡八葉也、七八寸有、裡ニ、鳥牡丹廿羽斗有、尾長鳥のやう也、面一面鼻ハ後に作り付、同廿三日閉帳とあるにて、愈々事態が明瞭に成る。蓋し本鏡の傳來は、發掘後その物に據ての傳來で、決して自然では無い。其の然る所以は左の如くである。(久志本忠玄氏が傳聞されてゐる所)三條天皇雷鳴を懼れ給ひ、雷鳴ある毎に御體を惱まし給ふ事は、非常で有つた。高僧某の進言を以て、支那鏡を模造せしめ之を抱かせ給ひしが果して御惱は無くなつた、此れが日本最初の模造鏡なればとて、外宮へ献納せられしを、蓮臺寺建立の當時、地鎮祭を舉行し、右の靈鏡を奉埋したそれである、云ふのである。かゝる傳説から事理をも解せざる人間は、直ちに神佛を混同し來つて傳説を作り、後世を惑はしむるは、困た事である。併し靈鏡は頗る古鏡で、日本製としては稀有の品物だと、専門家も保證してゐる。之れに乗じて大正七八年頃、此の古鏡を京都某より十數萬圓で買入を申込んだとかで、蓮臺寺の村人と両久志本家と所有の紛議が起り、北野度會郡長の説諭と迄に及び、爲に古鏡は依然として該村に於て借用してゐるとか、保管してゐるとかで、現在は慥かであると云事だが、元來鏡の發掘地は元文の圖に照すに、周圍は久志本左門、久志本縫殿等の所有地あるから、恐らく此の寺地も同家の有所地を寺堂再建の時に寺地を寄進したのであるまいか

抑も鼓岳山蓮臺寺の建立は、古事談に、永頼祭主内外兩宮御遷宮之中間、祈請神明一蒙神明告一所建立也件

蓮臺寺安置普賢像一行法花三昧とある、蓋し永頼祭主は箕曲祭主と稱し、清磨末孫、大神宮司茂生三男、正曆二年十一月任、在任九年、長保二年九月廿二日出家、同廿四日薨と、大神宮例文に見えて、此の蓮臺寺建立は一條天皇の時代で實龜の禁制を犯して度會郡繼橋郷に本寺を建立した是れ即ち度會郡に於て私に堂宇造營の權與である。加之寺田も多大あつた既に外宮給人引付や大田氏古券等に、往々蓮臺寺々田の事がある、建立當時蓮臺寺の莊嚴なるは想像に餘りである。して見れば、現舊寺地の如き小規模で無かつた事も自然推定される。故に宮川夜話草には、今狀ハカリの小堂に觀音を安置し、凡僧一人住めり、昔は奚より四五丁奥に在りとあるが、現今の蓮臺寺跡即ち古鏡發掘地へ古代の寺堂を、移轉又は廢絶せるを移轉なり再興するには幾多の年月を経過したもので、恐らくは徳川以前現地に舉行されたものかと考ふる。

永頼祭主建立の鼓岳山蓮臺寺は、鼓岳に在つたは名稱でも明らかである。故實郷談にも、此寺前山の頂上にありて、五十鈴川宮川東西にはさみ流れ、中央に寺堂あれば、鼓カ岳と戯に名つけしとかや、今は此村に移して小堂に觀音を安置すと云てゐる。永頼祭主の建立は一條天皇長保年中で九百餘年の昔であるが、其れより後醍醐天皇永徳年中迄は、鼓岳の舊地に此寺院の現存せる事蹟も明らかで、群書類聚所收、釋家部三に、大神宮御相傳袈裟記、永徳二年壬戌十二月二十八日鼓山大隨欽記とある一卷がある。其の内容は例の御有難や式だから、話にはならぬが、文中に其の師僧大禪師別峰和尚が、永徳二年春閏正月十日に、伊勢大神宮に參詣して後、御山蓮臺寺に寓居する事數月云々とある。御山蓮臺寺と云を以て、鼓岳の考は當りである。故に識者間にも寺の古地に就ては、議論が有つて、近くは先師御巫清直翁の舊稿に、

天保十三年七月、蓮臺寺開帳あり、河崎清厚と共に詣す、本尊觀音は木佛にて古色あり、寶物古鏡、始て閱覽す、實に名鏡なり、其筒は磁器にて、埴土なるにや、鈍色にて、屋上は葺く瓦の如し、其に胡粉を塗たるものと見えて、所々剝落の遺あり、破壊して全からず(後に足代氏周施して修理し小櫃に入る)是亦希世の舊物なり、然て當寺の舊址を、土人に尋ぬるに云く、鼓岳山腹の一本杉と云ふ、大木ある所是なり、口碑に傳ふ由なり、其一本杉は、今の寺より正南に當り、小山に見ゆ、他日登て尋究すべし、又寺の東の山上に護摩壇の舊跡



と云ふ處あり、即登て見るに、頂上平らかにして、少しく高き處あり、其處に小丸石を數多散布す、其内に古陶器の缺も交れり、其山の西方の林下(寺の前庭)に、鏡祠鏡池あり、古鏡は其池なる地より掘出たりとぞ、惟ふに彼小山は、陵墓には非るが、猶よく尋ねし

とある、以て其意の有る所知るべきである。其後弘化四年二月廿七日に先師及北川政武氏が蓮臺寺古地調査のため、村人傳説の名處を、跋涉された、各氏の記があるか、遂に不明に歸したようだ、其は兎も角も、古鏡所藏の寺堂即ち近代の蓮臺寺廢寺の顛末を見れば、該寺の支配者久志本家が、一切を處分した様だ、只本尊の觀音(蓮臺寺の本尊は普賢なる事、古事談に明記あり、後文を大神宮に附會して、觀音を新作したものらしい)は中山寺に保管を托してゐるとの事である。度會府下寺院檢録には、廢寺の上住僧は歸俗して瀧本柳二と稱し、久志本一福宜家來となり、久志本家持山の山守となるのである。然るに其際本人と、久志本家との議定書一札が有て愈々その事情を證明してゐる。(長文ニ付省略)その中に鏡社附近掃除の件がある、即ち古鏡奉齋の社字であるから、尙ほ當時は紛議を醸すべき事態では無つた。其後柳二は、久志本家に寄食し、參宮者の周旋等をなしたが、同家より手當金を受け郷里の志摩郡に歸つたと云ふ事である。抑も明治七年度會府の勸誘に依て、歸俗したる僧侶は、寺堂附屬物田地一切をも、本人に下附する一時の制度で有つたから、什物の古鏡位は、何の論ずる所はなかつた、併し蓮臺寺に限て、特別の制が行はれてゐたかと思ふに議定事の趣より考へれば、同一である。只願くば神都傳來の有名物品は既に他に去つて形迹を止めず、遺存する所も鏡としては此の古鏡の右に出づる物は無い、獨り我神都の誇に非らず、和鏡としては全國亦無き稀有の名器珍品である。依て長きを厭はず管見を叙述したのである。

## 八十二 綿服先生

宇治神宮教院が盛で有つた頃、之れに従事する教官教諭連には、ハイカラが其半を占めてゐたのである。然るに同院編輯課長兼教官として教鞭を執つてゐて、いつも綿服に小倉袴を着け、平然として如何なる公席へ

も參列する人が有る、字して綿服先生と云ふた。此の綿服先生とは山口傳兵衛起業氏で、山田前野町(豊川)如神散の御主人幼名は種吉、度會郡田丸野口平八の次男、天保二年十月四日の出生であるが、山口光影の後を繼ぎ家業に盡精し傍ら御巫清直翁に就て、神典國書を研究し或点に於ては、慥に翁の右に出る力が有ると迄世評が有つた。明治元年十一月度會縣より學事研精奇特の廉を以て、宮崎學校教師に拜するを始め、教諭師として各所に就き一新の御趣意を公衆に教訓の任を負ひ後神宮に入つて主典兼權少教正に補せられ(當時の權少教正ハ奏任待遇)専ら力を神宮教の發展と生徒の教材に注いたのである、依て同教に關する要書の發行は山口氏の著にかゝると云ふ事だ。然るに世に云ふ筆禍で右の編著中の神判記實に對し、御巫清直翁と意見を異したとかで、遂に師弟の交を絶ち、破門と云ふ事に及んだそうなる。詳細の事實は知らぬが、恐らくは相互に執るべき方針の相違点からであらう、破門一條の是非は、今門外漢の老生が判定すべき權能は有せぬが、ともかくも山口氏が品行方正にして所謂己を節して人に施すといふ、自信は慥に有つたらしい。故にその當時大流行の今日も宴會、明日も宴會、宴會主義の勸誘は悉く之を排斥して與せず唯、一身一家内は萬般節約主義で、他人の怪む程苟も無用の費としては、一錢も之を浪費せず、又廳舎に出でて上官に媚びず下僚に倣らず、教學に育材に、終始不變盡力の手腕は、實に常人の及ばざる所である。或時上官の内命を以て、神宮禰宜に推舉の事を傳へた、處が氏は固辭して首を横に振つた、私共は元來前野町の如神散藥舗の主人、世人の如く徒らに一身の名譽を望むで、社會を顧みざる輕薄は、中心より忌避してゐます、加之神宮禰宜は恐れ多くも大神宮に近接し奉る重職である。内外一致せざれば、其身の過ちより神宮の神威を汚し奉る事類も尠ならずである、失敬ながら現今其局に當らるゝ各位の中には、之れに反する行爲も皆無とは申し難し、起業常々之を慨嘆して止まず、朝には衣冠嚴然として神庭に奉仕せらるゝ身分ながら、夕には其の家庭に於ける亂雜云ふべからず落涙の他なしである、伊勢大神宮は古來度會荒木田の兩姓を以て、神宮禰宜として奉仕せる、神制嚴然である、假令明治維新改革と雖も兩姓を育材して當器の者を採用せられなば、更に奉仕上差支は無からう。起業年來神書國典を學習し、神宮の御爲め御國の御爲めには、盡さんとの素志は終身變改せざ



る覺悟、唯責任者として神庭に奉仕するの儀は御辭退申すこと一蹴して顧み無つた。氏の云ふ所或は國陋の傾向あるに似たれど、其の意の存する所大に察すべき点がある。老生として今之れを解剖して氏を辯護するに於ては過去現代の事實をも列擧して禮賛もし、又攻撃もせざるを得ずだから止めておく。

楮山口氏が綿服の粗末に關せず、反て廳院職員より學生等の尊崇敬畏は非常で有つた。唯惜むらくは、神宮司廳と神宮教院とが分離の結果遂に敬派は解散し、爲めに氏の積年盡精の形跡も忽ち雜草の裡に葬らるゝ事と成つた。併しながら氏は明治初年居町小學校の開設にあたり卒先して金五拾圓の寄進を申出でた、當時の五拾圓は昭和二年の五拾金とは差等の甚しきである、常に綿服節約主義の山口がと町内一驚せざる者は無つた。自己の賣名策として、多大の寄附献金等の話は、現代珍く無いが、氏が五拾金には一厘もかゝる劣等なる、醜味は混入してゐない。氏は性來慈善家で夙に陰徳論を信し、晩年家居獎善社を結び、積善の宣傳に努力し傍ら近隣子弟のために皇漢の學を教授し窃に貧生には救助施與も屢行ふたが明治十九年二月十六日五十六を以て病歿、幸に實子傳平氏相續して神宮に奉仕し先人遺徳の一端を發表せらるゝ事ときいで嬉しい、蓋し起業氏の傳に就ては嘗て井上頼文氏の名著がある筈だから、老生は綿服先生にかゝる部分のみ、郷土後輩のため掲げたのでおく。然るは山口氏が晩年の家庭に對して、密に批難の矢を放つ者がある、其れは酷だ、如神散の服用で忽ち疑の病は治する、多く辯せぬが却て花である、序らから正編二十四如神散、及九十九女丈夫の文中に、山口傳兵衛とあるは即ち氏の事である。

### 八十三 壽昌院

壽昌院と云へば、寺院の事かと、先づ感覺を起さるゝかは知らぬが、然らずで、是亦前と同じく慈善家の女性である。そのコントラストとして、起稿せんと思ふたが、上部氏の神境秘事談中巻に、見えてあるが、名文其實を盡してゐるから、蛇足を添ふれば、却て妙味を失ふ事になる。依て大湊烈女の例に倣ひ、元文の儘を左に擧げておく。併し現代觀としては不必要の字句もあるようだが、是れは過去時代の遺物で、當時をし

のぶには、大に味のある点と、老生は信じます。取捨の勞を省いたのではない。

橋村權之進が家の書院は、今我郷無類のよき普請なり、かの家の元祖は度會正滋といひし人なり、子なくして熊兵衛正景といひし人を、上部左近か家より養子とす、この正景年三十餘にして死、正景のつまは橋村大夫が家より出し人なるが、正景おはるののち尼となりて、名を壽昌院とあらたむ、この時までは橋村世古の、いまの千賀氏橋村主計がすめる地に、すまゐせりとぞ、壽昌院女ながらも、誠精の人にて、寛永十九年いまの所へ家をうつす、此所はもと橋村大夫のひかへ地にて、藪などあり、百姓などもすめる所にて有しとかや、五拾間四方地なるが、はしめ家のかつてと、すべき所をたつる時に、此年の春より夏へむけ、世の中おほいに飢饉す、かるかゆへにたれにても來れるものへ、粥をほどこし、錢三十文つゝあたへて、地を築せしまゝ、貧民うへをしのご、悦ふものおほかりしとかや、よく二十年書院をたて、やうやくに成る、かく飢饉のせつ、貧民をすくひし陰徳にや、寛文中山田大火のせつも、此家は門長屋のみやけてほかは残り、後寶永の大火、明和の大火のせつも、この家のみつゝかなくのこり侍る、この書院は、上部左近が家の書院のかたをうつして、つくりしとなれば、この頃までは、家々にも、めたつばかりの居宅もおほくありしとおほゆ

右の壽昌院黒髪は見事に切て、夫君のために、容飾を慎んだが、社會奉仕の勇氣は、後世の模範となるべき手腕である。その陰徳を上部氏の禮讚せられしも、亦大に價値がある。社會概ね陰徳を施さんとする者は、先づ陽報を希願する、聞見する毎に反吐がつき度なる寄進の大札等も、何やら不愉快の感じがする、神に捧げ佛に献すれば、其れで寄附奉納の目的は足る、帳簿に記載しておけば、公衆に示す必要は無からう。陽報を望むべき宣傳なり勸誘なりは、全く御免を蒙りたい、迷信を征伐する前に、此等の惡習慣を撤回したら、清々堂々たる、帝國の神社佛閣だとの獨言を、傍よりそれは理窟だ、商人が賣先高の話を聞けがしに、旅館の主人が御茶代澤山の禮を隣室客に聞けがしに、所謂敵は本能寺に在りて、目的はとんでも無い所に在る。無粹だと、大笑、だから足下は一生涯貧乏神の從卒だ、社會の事物は決して、道理一筋では通らぬ、自動車も



来れば、自轉車も走る、馬車も人力車も荷物車も馬も牛も、衢には輻輳して、東西南北、縦横に往來する、そこで衝突の起らぬ處が、秘術、決して社會は清淨なる天國では無い。虚言の吐きあひである。宣傳や廣告が第一で、實事や代物は何でも無い。説かれて見れば如何にもと禿首を傾けた。負んだ子に教へられて淺瀬を渉るゝる譬を玩んだ時代が、益々す戀しく成つた。

#### 八十四 幽 靈 踊

二俣町稻葉屋藥舗のせり上げ露臺と、不思議の戸棚とは、老生が少年時代全市の評判物で有つた。此の計畫者は平師職益左京(後喬と改名)と云ふ漢法醫である。漢學の素養もあり又頗る社交術に長じ諧謔を以て自から任じ、終身奇談奇行を得意然たりであつた。因て時人左京さんは、奥山桃雲以來の奇人だといふた。亡父の談に彼益は奇人だ、先年深夜追剝に假裝して、路人を驚かしたり、某大夫家で往珍の失敗談は、實に無邪氣、殊に天性の變聲が興味を添へて一段である。併しながら彼が爲す所、概ね人意の外に出づる奇智才能、決して無學の徒の如く一つも俗氣を負はぬ、その点は感心じやと、聞いた事がある。老生の實見はせり上の一條である。一日招きに應じて益家即ち稻葉屋の西の門より入り、先づ樓上に導かれた、暫時にして主人公の案内に樓内を出でて、屋上の數瓦に座したのである。主人公は前なる長方形の小戸棚を指し、今より天人の樂が戸棚の中より起る、樂が終ば自然に戸棚の片戸が開き、其中には酒か茶菓子かの何れが出る、あの戸棚の上なる龜頭(銅製歟と記憶す)の方向に因て、酒茶菓子何れとも自由だ、君は少年だから酒はやめて、茶菓子が適意だらうと、主人公忽ち起て龜頭の方向を改め何事をか口唱しつゝ、扇子を以て、龜甲を叩つ、其時天樂は起り戸棚の片戸が開き、茶器と陶器に金米糖が山の如く盛つて顯出した、主人公の命令によりて、懼る懼る彼の品物を取り去れば、再び天樂が起つて戸棚は閉鎖したのである。主人公を側なる壹坪位の露臺に誘引し、今より此の茶菓で風景を賞せんと、言末だ終らざるに、ギリギリと物の響アット思ふ瞬間露臺は動き出し、凡三間位も空中に突出したかど感じた。其時主人公西が宮川東が某と、平然として茶を啜りながら釋明

されたが、之れを聞く處か、其動搖に堪へず危険至極で、眺望より何より下臺を切望したのである。然すると漸々露臺は空を離れて元位置に復し、ヤレ命拾と、挨拶もそこそこに歸家したのである。然るに露臺の觀客多數のために、或日せり上の網とか機械とかに故障を生じ、主人公は負傷、遂に露臺の生命もそれざりといふ、近隣の噂を聞くと天樂はオルゴール、又不思議の酒菓子は戸棚の片方に、下の座敷から一人が首を出して、瓦上の言語を聞き取り、仕事をす、龜こそ觀客の來る毎に年中叩かれ役なのだ。何一つの不思議は無いとは後日秘密露臺の結果である。蓋し明治初年此の計畫は當時の觀想決して不思議と云はざるを得ずである。而して右の露臺や茶菓の設備に對して一切謝儀報酬は受けぬ、そこは奇態嗜好の益式を發表する迄で、氏が清康寡慾の点をも自然に立證し得る事となる。明治元年宮崎學校開設の際度會府より教師に撰拔され、橋本府知事の信用を受け益々會呂利式で成功したと、羨望された時代も有つたが、其後神宮に轉し大阪教會所詰となり、一夜一盃機嫌で心齋橋筋の露臺をひやかしかラクタ店一店を廿五圓とか拾五圓とかで買取り、平野町教會所に破行燈やら破靴やら古櫛古紙入山なす雜物を持たれたには、一同閉口したと云ふ奇談もある。老生舊宅の近隣で有つた、同姓朝彦氏は足代翁の門人作歌の人であつた。毎月同志集合して歌會を開き小宴を催す例規である。餘り上等で無いが益公も時々は之れに参加して三十一字を並べた。朝彦氏の邸宅は其の當時頗る壯大で、茂松清泉館と稱する大廣間が設けられ、庭園に老松あり茂竹あり、小公園の体をなしてゐたのである。一夜例の歌會で益公も來會した、何かの動機で當夜は作歌よりも酒宴に傾き一座興を戦した、益公も隱藝をと迫つたが益公腹痛と稱して中座したのである。無幾して庭園の一隅から犬が吠出したと思ふ瞬間、數犬の聲が園中の是處にも彼處にも起つた、屋番の三平怒て、大聲に叱したが、愈々益々犬公の方が盛んに成つた。三平今は堪忍袋の緒も切れた左手に提燈を把り、右手にて石を拾ひ投げつゝ、大犬の邊を目的に投げたる一個に、忽ち變の皮が剝取られ、三平許してくれ痛いつてその泣聲、接近すれば是はそもいかに御客の益公が頭の血を拭てゐた。此の騒ぎに主客來集して負傷の手當を施した、益公常に奇聲を利用して犬の啼聲が得意の事は、何れも知つてゐるが今夜ばかりは眞犬だと信じ案外なる下僕の無禮と主人公は謝



した。そこが益公だ、僕の假聲が真に迫り負傷迄に及んだは愉快だと、一笑に附し去つたといふ話である。かゝる奇人の最後は如何にやと衆竊に其の最終の奇態を俟ちつゝ有つた。果して明治十八年十月四日晴雨を論せず午前八時、長峯麻吉聚遠樓上に雅筵を開き、席上揮毫との案内状が、益初見同芳太郎両氏より送達された。但し開筵の趣旨しが頗る珍である。老父は今年齡六十有八で、近ろ疾病重くして、身體衰弱極り、自から起つべからざる事を知りました、故に雅友を一堂に會して永訣の酒盃を擧げんとする云々、又展觀題は送沼南翁(益氏の雅號)將遊幽界、菊不限二題新舊適宜、詩文國風諸伎餘興各隨意とあり、且又摺物の初行に幽界旅行錢別雅筵と五號活字で示した手腕は、どこ迄も益式である、當日の雅雅には亡父も賛成者の一人で列席してゐたのだ、然るに主人の益公の姿は見えぬ一座密に之れを怪みつゝあつた、酒酣にして忽ち燈火が暗く一時席上は寂寞の境と、變じたかと思ふ刹那、片隔の大屏風の中から両手に管笠と竹杖を持ち別け罷出たる白衣の老人、眉に帚製の山形を着け腰に錢六文をさげ、諸君此世永訣の一曲をと巧に幽靈踊を演じて満場の拍手を手向艸と、豫期に違はず無幾して幽冥の旅行を實行されたには、愈々出て愈々奇なり桃雲も跳と感嘆の聲を發せざる者は無つた。先年船江邊某寺の住僧が、生葬禮を營み、目を會葬者の甲乙に注いだ振舞とは雅俗天地の懸隔である、より以上語らざる所が幽靈踊の眞想であらう。

### 八十五 尾部御陵

明治四十二年四月十三日三重縣告示第一五一號を以て、宇治山田市大字倭町共有山林内ノ古墳元常明寺山ハ自今御陵墓傳説地トシテ宮内省ニ於テ保存セラルとある、爾後宮内省の管理に歸して御陵の役人迄も置かれたのである。而して右の傳説地とは無論倭姫命の御陵の傳説ある地域と云ふ意義と拜承する事であるから、之れに對して當否を論評すべきでは無いが、是に至つて徑路と曲折とを、聊が述べたいと思ふ。抑も倭姫命薨去の地には、古來二説がある、其一は大和へ御歸京後同地ならんと推定するもの、(内宮延曆儀式帳による)其二は神地に於て薨去されて尾上峯に隠し奉つたとするもの(倭姫世記による)、從來内宮の識者他

邦の學者は悉く第一説が行はれ、既に先師御巫清直翁も之に賛同して、其著大神宮本紀歸正鈔、又度會縣下陵墓考には御歸京説を主張されてある。第一説は所謂其一を知て其二を知らざるで、果して倭姫命が御歸京説を眞實なりとすれば、景行天皇の時、内宮に於て日本武尊に、草薙神劍授受の事實をいかに見るか、之れに究して益谷末壽氏は、神劍授受の爲めにワザワザ大和より勢地へ參向せられたと、氏の著書中にも在つたように記憶する。されば第二説が眞正を語る事となる譯だ。故に外宮流の學者は夙に之れを主張し、御巫清直翁も遂に前説を取消し、正反對なる考證を掲げ、尾部御陵紀原を著作して、當局者を動かす事と成つたと傳ふ。老生は神地薨去説には左袒するが、高庫藏等秘抄(俗云ふ岩屋本縁の事)に見えたる、尾部御陵を眞に倭姫命の御陵と信向する譯にはゆかぬ。嘗て倭姫命石隱地傳説類聚を編して、命が御陵地の傳説を參照し、從來の所信を改めた。(別考あり今は省略)蓋し舊常明寺域の岩窟を、尾部御陵即ち倭姫命の御陵墓だと主張して、宣傳を開始したは、寛文年間である。その當時常明寺住職に祐海法師かあ(正編五十四祐海法師の條參照あれ)り、累代神宮大宮司中名宮司と云はれた河邊大宮司精長朝臣あり、その顧問官としては出口延任神主がある。三拍子揃て右の岩窟即ち倭姫命の御陵説を主唱し、忽ち八幡山説、隱山説は、壓迫され、尙ほ餘力は明治時代迄潜伏し、終に御巫翁をして一も二もなく前説を飄がへさしむるに至つた。此の偉大なる靈力に感染するもの蓋し尠しとせずである。惟に決して一朝の事で無い、容易ならぬ苦心慘憺の結果だと信ずる。偕大宮司精長朝臣の性來を語れば、朝臣は釋氏の出で、宗教肌の人格者である。一生を通じての事業が悉く此の輪廓内に收まつてゐる。夫の神宮攝社再興の事の如き、御巫清直翁はその名の如く清直の筆法を以て、舊地の存在舊社の現立をも認めず、猥りに再興に出でたど、二宮管社沿革考を著作して其の失考を辨し不穿鑿の非を鳴されたが、それは餘り正直きすぎる感がある。舊地の探索に疎なるや現存官社を郷村の産土神として悉く認定外にしたる所が、朝臣式政治家の手腕を立證する所である。又顧問の延佳神主も或点には無論朝臣と一致する性格者と思ふ。蓋し朝臣身分に就てはある方面の攻撃強度に達したと見え、祭主沙汰文及神宮編年雜事記等に、明曆二年十一月大司精長非分之條々と題し十一ヶ條の訴がある。その一ヶ條に、



一當宮司精長濫觴は荒木田氏也。父は釋迦氏ニ而出家高藏主と申て、伊勢國うを見村光德寺ニ居申候而後出家を落、半俗ニ罷成、其名を仁清と申候、精長も若年之時、出家にて、其名を慶順と號し、伊勢國山田松木町内にて、正壽院と申寺ニ居、師匠者壽嚴上人と申候、其後他國致し、遙に程をへて、歸國せしより、以來十八九年餘歟、勢州ニ罷有候。○下略

之れに對して朝臣は、明曆三年十二月左の辨明を提出してゐる。(此他關係書あれ共省略)

○上略精長が父は、仁清と申入道ニ而候、仁清が父は權少副秀長が五代の孫ニ而候、○中略 且又我等父初者洪藏主と申僧にて、後名を、仁清とあらため、還俗いたし候、其上我等は、僧と申に而は無御座候、八九歳の間に、父母に離れ、たつきなきまゝ、斷髮仕候而、寺に住申候へ共、十四五歳の時、長髮仕候而、他國いたし、歸國之後、大宮司家に罷在候。○下略

元來朝臣が釋氏の子なるを忌避する例の偏狹なる神道觀が伴て、朝臣が各方向より攻撃されたは、反す反すも朝臣の心事を察して落涙する。併し乍らかゝる擯斥や搏撃が朝臣をして彌々信念を堅固ならしめたのである。最も感すべきは江戸時代に於て皇女の靈德を宣傳し尾上社は倭姫命なりとの傳説に基いて、常明寺の門前數歩の地に神社を經營されしが、或る故障に依て忽ち破却と成つた。豪膽なる朝臣は之れに屈せず益々倭姫命の宣傳に努力し、尾部御陵は常明寺の岩窟なりと、主張の結果万治二年左の内密書を、兩神宮に發して、回答を要求した。

一筆申入候、然者今月廿二日、大湊之者とて參候て、奇怪の事申候故、同廿三四日兩度大湊へ入越候而、重々念入申候處に、大湊年寄中寄合候て、穿鑿之上、返狀參候ニ付、各へ談合申事ニ候、上代には加様之事有之候様に承候共、唯今之儀不審千萬ニ候、乍去各へも談合不申、奏聞可申事、如何敷候故、彼者之口上書令献之候、其中に常明寺と候ハ、尾上御陵候間、倭姫命之御靈託ニ而も可有御座かと被存、當事々神宮中相談にて、意趣以申可給候、只今事多時節ニ候得共、神託との所、宮司一人之分別ニ而難聞候故、扱一筆如此候、彌爲念候間、其元より大渡へも被尋可然候はん歟、御報承度恐々謹言

正月廿八日

大宮司

精長花押

謹上内宮長殿 (外宮同文ニ付省略)

同補宜中

尙々此儀先隱密にて御物語可被成候以上 (本番此尙々書最初に在り)

右の本番は宇治藤波氏公氏所藏、外宮の分は、外宮引付及神宮集書にある。之れに對して外宮は奇怪と認めたか遂に回答書を發送せなかつたと見える。於是朝臣は益々本件を確實ならしめん爲め、事の終始を具して内奏に及んだのである。蓋し大湊の神託者が述べたる條々が頗る珍である。朝臣が萬治二年二月九日大宮司の名を以て、官務宛に差出したる、書面に添付した神託者面會顛末筆記で判明し左の如くである。

今年正月廿二日申の刻、大湊築地の船大工善太郎と申者にて候、宮司へ申度事候とて、案内者一人相連來候故、對面申候處に、大工申候ハ、去年閏十二月十六日に、二見之浦の堅田之社へ參詣申候へハ、白き直衣をめしたる老翁、社の前に被居候故、社人かと存知候處に、老翁被仰候ハ、今度内宮を燒候ハ、御殿の上に生たる木を、引たをしたるニ依て燒すて候、毎月廿五日廿六日に二見之浦にて、四ツ時より前の御鹽を汲み、内宮外宮の宮地を淨め、其鹽を帝へたてまつり帝を淨め、其後江戸へつかはされふり申、江戸の天守をも、三尺東へ寄候はゞ、代長久たるべく候と、被仰候故、大工驚候て、加様之儀ハ、我等之存知たる事ニ而無御座候と、申候へば、此由宮司へ申候へど、御申候故、あまりニ不思議之事と存、首を仰き見申候へば、白き直衣之左の袖之下、燒候て無御座候、彼老翁と被仰候は、我方へ參候はは、じやうくしやじに居候と被仰候と、大工申候故、じやうくしやうくしやうじとハ、常明寺に事にて、宮司相尋申候へば、それハ不存と大工申候、又今月七日に、内宮に參宮申候處に、堅田之社にて見申候、老翁ニ神前にて逢申候へ共、何共言葉ハ無御座候、其時も左之袖の下、燒申たる先日之直衣ニ而拜申候時に此事を成就せずハ命を取可申と被仰候へ共、大事の義故、今まで忍び申候へ共、あまり心くるしく候、宮司へ申候へどの義故、